

平成28年 第4回定例会

東御市議会会議録

平成28年12月5日 開会

平成28年12月22日 閉会

東御市議会

平成28年東御市議会第4回定例会議事日程（第1号）

平成28年12月5日（月） 午前 9時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 市長招集あいさつ
- 第 5 議案第74号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第6号）
- 第 6 議案第75号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第76号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第77号 東御市特別職の職員の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第78号 東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第80号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第81号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第82号 川西保健衛生施設組合の規約の変更について
- 第14 議案第83号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について
- 第15 議案第84号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第16 請願・陳情の報告

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 田中 信寿 | 2番 | 高木 真由美 |
| 3番 | 中村 眞一 | 5番 | 山浦 利通 |
| 6番 | 高森 公武 | 7番 | 窪田 俊介 |
| 8番 | 佐藤 千枝 | 9番 | 山崎 康一 |
| 10番 | 若林 幹雄 | 11番 | 阿部 貴代枝 |
| 12番 | 平林 千秋 | 13番 | 長越 修一 |
| 14番 | 青木 周次 | 15番 | 依田 政雄 |
| 16番 | 柳澤 旨賢 | 17番 | 横山 好範 |
| 18番 | 依田 俊良 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 市長 | 花岡 利夫 | 副市長 | 田丸 基廣 |
| 教育長 | 牛山 廣司 | 総務部長 | 掛川 卓男 |
| 市民生活部長 | 土屋 一夫 | 健康福祉部長 | 山口 正彦 |
| 産業経済部長 | 北沢 達 | 都市整備部長 | 寺島 尊 |
| 病院事務長 | 武舎 和博 | 教育次長 | 清水 敏道 |
| 総務課長 | 横関 政史 | 企画財政課長 | 岩下 正浩 |
| 生活環境課長 | 塚田 篤 | 子育て支援課長 | 坂口 光枝 |
| 福祉課長 | 柳澤 利幸 | 農林課長 | 金井 泉 |
| 建設課長 | 土屋 親功 | 教育課長 | 小林 哲三 |

議会事務局出席者

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 堀内 和子 | 議会事務局次長 | 野村 伸弥 |
| 書記 | 正村 宣広 | | |

◎開会の宣告

○議長（依田俊良君） おはようございます。

ただいまから平成28年東御市議会第4回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（依田俊良君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（依田俊良君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、中村眞一君及び山浦利通君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（依田俊良君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から12月22日までの18日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（依田俊良君） 日程第3 諸般の報告をします。

監査委員から平成28年9月、10月及び11月実施分の月例出納検査結果報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。また地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率確定値についての報告が提出され、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

◎日程第 4 市長招集あいさつ

○議長（依田俊良君） 日程第4 市長招集あいさつを願います。

市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。

本日ここに、平成28年東御市議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれ

ましては年末を控え何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府が11月14日に発表した7月から9月期の国内総生産、GDP速報値は物価変動を除く実質で前期に比べ0.5%の増、年率換算すると2.2%の増で、3四半期連続のプラス成長となります。個人消費や企業の設備投資が依然低調の中で堅調な輸出が全体を底上げしたことが要因としております。また11月25日発表の月例経済報告によりますと、「景気はこのところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては緩やかな回復に向かうことが期待されるが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」としております。

こうした経済情勢の中で、国では11月29日に平成29年度予算編成の基本方針を閣議決定しました。この中で財政に関する考え方としまして、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとし、地方においても国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めるとしております。

本市の平成29年度予算編成に当たりましては、厳しい財政状況を踏まえ、国の動向に注視しながら、市民サービスの向上と経費節減の視点に立ち、効果的な事務事業の運営を図ってまいります。

次に、本市のこれまでの動きの中の主な行事や活動について申し上げます。

10月1日から30日まで、北御牧地区を会場に今年初めて「天空の芸術祭2016」を開催しました。この芸術祭は、地元住民の皆さんが中心となった実行委員会に、東京藝術大学と市が協力して、北御牧地区の自然、風景、利用されていなかった施設等、地域資源を生かした芸術祭として、地域の魅力を存分にPRできたと感じております。また、単に作品展を開催したということだけでなく、その過程の中でたくさんの住民ボランティアの皆さんが主体的にかかわったイベントとして、人とのつながりや地域と人のつながりをつくり、地域力が発揮された取り組みだったと考えております。来年もすばらしい芸術祭となるよう支援してまいります。

次に、平成18年に制定した「東御の日」は、今年で11年目を迎え、「10月3日は東御の日」がすっかり定着してまいりました。当日は、長きにわたり地域社会の発展と福祉増進のために各分野において貢献された皆様と、市に多額のご寄附をいただいた皆様に対する表彰、花いっぱいコンクールに入賞された皆様の受賞式に続き、信州大学農学部准教授の上原三知先生をお迎えし、記念講演会を開催いたしました。「信州型グリーン・インフラとしてのパブリック・フットパスによる健康増進と持続的な地域づくり」と題した講演では、東御市の自然や地形を利用した地域づくりについて講演をいただき、120名の皆様に聴講いただきました。

次に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくりの一環として、結婚適齢期世代の結婚活動を支援するため、市や商工会等の団体で組織する「恋するとうみTomide Romance(とうみでロマンス)実行委員会」の主催により、来年3月まで各種イベントやセミナーを実施しております。10月30日に、キックオフ講演会を開催しましたところ、結婚を希望する若者が多いのにもかかわらず、なかなか成婚に至らないという現状があることを共有いたしました。現代風おせっかいをやいて、地域みんなで明るく結婚活動を支援してまいります。議員の皆様におかれましても、ご協力をお願い申し上げます。

次に、11月8日から21日にわたり、5地区において観光タウンミーティングを開催し、東御市版DMOの構築に向けた考え方を説明させていただきました。DMO、デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションとは、欧米で実践され、成果を上げている取り組みでございます。景勝地を見て回る観光だけでなく、自然、食、芸術、芸能、伝統、風習など、地域にある観光資源と来訪者を結びつけ、旅行価値を高めるために地域と協働して、観光事業をマネジメント、マーケティングする組織であります。

本市においては、湯の丸高原、海野宿、芸術むら公園を3大観光地として位置づける一方で、ブドウを背景にした自然やつくり手たちと触れ合い、その土地ならではの食とともに、ワインを楽しむワインツーリズムという新しい旅も始まっています。

また、近年はスポーツをしたり、見たりすることを目的とし、周辺観光地と組み合わせて旅行を楽しむスポーツツーリズムの需要が拡大するなど、ライフスタイルに合わせた旅行へのニーズが高まっています。今後の観光施策には、これらのニーズを把握し、早期に、また的確に対応することが求められていることから、市内の地域づくりに取り組む団体や農業、商工業、観光業に携わる多様な皆様と協働しながら、観光を産業として捉え、稼げる観光地経営のかじ取り役として、東御市観光協会を平成30年度にDMO法人化することを目標に、運営基盤を整備してまいります。

次に、市を代表する農産物であるクルミの栽培振興を更に推進するため、産官学が連携して、東御市産クルミの安定生産と供給、品質向上や栽培管理技術の保存などを目的に、今年9月、東京農工大学と民間情報関連会社との間で3年間の研究協定を締結しました。既に品質向上と安定供給に向けたクルミの栽培状況や品種別のゲノム、遺伝子解析などの研究事業の一部が着手されております。

また、11月19、20日に、道の駅 雷電くるみの里において開催された日本くるみ会議主催による「くるみ祭り」では、本年収穫されたクルミの品評会や、しげの里づくりの会主催による「くるみ料理コンテスト」が行われ、大勢の来場者でにぎわいました。引き続きクルミにかかわる関係機関や団体の皆様方の様々な取り組みを支援するとともに「東御市産のくるみ」のブランド化の推進を図ってまいります。

次に、今後の地域振興の推進に当たり、地元の総合大学である信州大学が有する研究成果や人的資源等の支援をいただきながら、観光を含めた地域産業の一層の振興に取り組むため、包括的な連携協定の締結準備を進めております。

次に、本年度のふるさと東御応援寄附金は、11月1日に1億円を突破し、昨年度実績の2倍以上となっております。貴重な財源確保であることに加え、市の特産品である巨峰やシャインマスカット、クルミ、ワイン等をお礼品として贈呈することで、東御市を知っていただくよい機会になっています。また、お礼品に対する満足の声を多数いただき、何度も寄附をされる方が増えており、地域産業の振興にもつながっております。引き続き市の魅力をPRするとともに、寄附金は市の施策のために大切にに使わせていただきたいと思いますと考えております。

それでは、本定例会に提案いたします議案につきまして順を追ってその概要を申し上げます。

最初に、平成28年度の補正予算につきましてご説明申し上げます。今回の補正予算は、国の補正予算に伴い、翌年度に予定しておりました事業について、前倒しで実施するための補正のほか、9月補正予算編成以降の諸事情により必要が生じた新規の事務事業や、国・県補助の精算等に伴う事務費及び財源の調整につきまして、関係経費を計上いたしました。

議案第74号から議案第76号まで、一般会計、特別会計合わせて3件の補正予算でございます。

まず、議案第74号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算に8億8,951万2,000円を追加して、総額を162億1,741万円といたすものでございます。その主なものといたしまして、国の第2次補正予算に伴う生ごみリサイクル施設建設工事並びに小学校のトイレ改修工事、市民プール改修工事、私立保育園運営委託料、市道の除雪並びに融雪剤散布に係る委託料、担い手農業農家確保・経営強化支援事業補助、地方債の繰上償還などを行うため増額補正をお願いするもので、国や県の補助金並びに地方債及び繰越金等を財源とするものでございます。

次に、議案第75号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、後期高齢者医療制度への支援金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第76号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、家庭介護者慰労費及び地域密着型介護予防サービス給付費の増額補正等をお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から提案の説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、条例関係の議案につきましてご説明申し上げます。

議案第77号につきましては、人事院勧告や長野県人事委員会勧告に基づき、職員等の給与を改正するものでございます。

次に、議案第78号から議案第81号までにつきましては、関係法令の改正に伴い、既存条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第82号につきましては、本市が構成員となっております一部事務組合に関するものでございまして、川西保健衛生施設組合の規約の変更について、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第83号及び議案第84号につきましては、本市が上田市、佐久市とそれぞれ締結しております定住自立圏の形成に関する協定を変更することにつきまして、条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から提案の説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会に提案いたします議案の概要は以上のとおりでございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊勢志摩サミットや軽井沢町での先進7カ国（G7）交通担当大臣会合における本市のワインの

採用により、全国から東御市のワインが注目されております。その中で、山本幸三地方創生担当大臣が全国各地の地方創生の現地視察の一環として、10月16日に本市を公式訪問され、ワインを通じた産業振興の取り組みをしている日本ワイン農業研究所「アルカンヴィーニュ」を視察されました。「ワイン用ブドウの栽培から醸造、そして海外も視野に入れた販売まで、農業の6次産業化のモデルともいべき取り組みである」と山本大臣から期待のお言葉をちょうだいいたし、6次産業化に向けた思いを新たにしたいところでございます。

また、ワインやクルミがマスメディアに登場する機会が多くなる中で、それらのブランド化を進めることによって市の特産物を全国に知っていただき、多くの方々に本市を訪れていただけるよう、交流人口の増加を目指しており、本市の知名度を上げることで市民の皆様が周囲に自慢できるような市となるよう取り組んでまいります。

市民の皆様並びに議員各位におかれましては、今後とも格別なるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、本定例会招集のあいさつといたします。

◎日程第 5 議案第74号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第6号）

（上程、説明）

○議長（依田俊良君） 日程第5 議案第74号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第74号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の平成28年度一般会計・特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要につきましては、市長が招集のあいさつの中で申し上げましたので、直接説明に入らせていただきます。

議案第74号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第6号）。

平成28年度東御市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8,951万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を162億1,741万円とするもので、第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加につきましては、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

2ページから3ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正は、2件の追加でございます。生ごみリ

サイクル施設建設事業費につきましては、期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額1億1,000万円とするものでございます。これにつきましては平成27年度から平成29年度までの3カ年で、限度額5億9,842万円の債務負担行為を既にご承認いただいているところでございますが、今般擁壁関連工事等に増工が必要となったことから、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、花いっぱい運動花苗栽培委託につきましては、期間を平成28年度から平成29年度まで、限度額は300万円とするものでございます。これは花いっぱい運動に使用する花の苗を平成29年5月から配付するに当たりまして、その栽培の委託を本年度に発注する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表地方債補正につきましては、追加と変更でございます。いずれも国の第2次補正予算に伴うものでございます。

追加の学校教育施設等整備事業債につきましては、田中小学校と滋野小学校のトイレ改修に充てるもので、限度額は1億4,790万円でございます。

次に、変更の一般廃棄物処理事業債につきましては、生ごみリサイクル施設建設事業に充てるもので、補正後の限度額を2億9,370万円といたしまして、2億7,120万円の増額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法は記述のとおりでございます。

7ページから9ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の総括につきましては、ご説明を省略させていただきます。

ページが飛びますが14、15ページをお願いいたします。歳出から説明を申し上げます。

款1議会費項1議会費目1議会費484万6,000円の増額の内訳につきましては、(1)議員報酬、手当及び負担金で、議員報酬及び期末手当の増424万3,000円と(2)一般職員給与費では職員2名分の人件費の増9万5,000円でございます。

なお特別職及び一般職の給与の補正につきましては、後ほど給与費明細書でご説明いたしますので、各科目ではご説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

(3)議会事務局諸経費につきましては、議場撮影用ビデオカメラの修繕料の補正50万8,000円でございます。

款2総務費項1総務管理費目1一般管理費2,121万5,000円の減額は、特別職及び一般職員の給与の補正でございます。目2文書広報費275万4,000円の増額は、(5)有線テレビ事業費でございます。とうみケーブルテレビの運営に要する指定管理料等でございます。目3財政管理費334万8,000円の増額は、(1)財政事務諸経費の公会計システム導入前支援業務委託料でございます。目5財産管理費1,602万2,000円の増額のうち(6)庁舎管理事務諸経費30万円と(7)庁舎維持補修費150万円につきましては、平成29年4月より商工観光課の事務所を現在の北御牧庁舎から市役所別館へ移転するための費用でございます。(11)減債基金積立金1,422万2,000円につきましては、今年度に売却いたしました住宅団地3区画の財産売却収入を減債基金に積み立てるものでございます。

16、17ページをお願いいたします。目6企画費1,137万5,000円の増額のうち、(2)協働のまち

づくり事務諸経費110万3,000円につきましては、地域づくり支援員の増員に伴う報酬の増額と地域おこし協力隊員等の社会保険料の増額でございます。

なお社会保険料につきましては、本年10月より制度が改正となりまして、加入対象となる勤務時間がこれまで週30時間の勤務であったものが週20時間へと変更となりましたことから、新たに対象となる非常勤特別職及び臨時職員につきましては補正をお願いするものでございまして、各科目では説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

(6) シティプロモーション事業費1,027万2,000円の増につきましては、(1) 移住定住推進事業費の定住アドバイザー賃金等の増と(2) シティプロモーション推進事業費につきましては、ふるさと納税に対する謝礼等の増でございます。目7 諸費30万円の増額は、(3) 各種団体補助事業費でございまして、小諸商業高等学校創立110周年事業に対する補助金でございます。

目9 情報化推進費453万6,000円の増額は、(2) 庁内LAN事務諸経費でございまして、庁内LANからインターネットへの接続に当たり、長野県自治体情報セキュリティクラウドという安全性の高い環境を経由させるための接続に要する委託料でございます。

項2 徴税費目1 税務総務費409万8,000円の増額は、18、19ページをお願いいたします。(1) 一般職員給与費の増でございます。

項3 戸籍住民登録費目1 戸籍住民基本台帳費95万7,000円の減額は、(1) 一般職員給与費821万6,000円の減と(2) 戸籍住民事務諸経費のマイナンバー制度に伴う個人番号カード等の関連事務に要する委託交付金725万9,000円の増でございます。

項4 選挙費目1 選挙管理委員会費20万5,000円の増額は、(2) 一般職員給与費の増でございます。

項6 監査委員費目1 監査委員費21万9,000円の増は、20、21ページをお願いいたします。(1) 一般職員給与費の増でございます。監査民生費項1 社会福祉費目1 社会福祉総務費702万3,000円の増額は、(1) 一般職員給与費の減、(7) 地域福祉計画推進事業費の推進委員賃金等の増のほか、(8) 障害者自立支援介護給付費、(12) 更生医療扶助費、(28) 臨時福祉給付金等費につきましては、平成27年度の国庫負担金補助金の精算に伴う補正でございます。(32) 経済対策臨時福祉給付金費283万5,000円の増につきましては、未来への投資を実現する経済対策臨時給付金の給付に要する費用の補正でございます。

22、23ページをお願いいたします。目2 高齢者福祉7万7,000円の増額は、(12) 要介護者家庭介護者慰労費295万円の減と、(14) 介護保険特別会計繰出金302万7,000円の増でございます。目3 医療給付金1,887万円の増額は、(3) 障害者福祉医療費、市単独の234万円、(5) 児童福祉医療費、市単独分で660万円、(6) 母子家庭等福祉医療費、県単独分の102万円のそれぞれの扶助費の増と、(11) 長野県後期高齢者医療広域連合負担金の給付費負担金891万円の増でございます。

24、25ページをお願いいたします。項2 児童福祉費目1 児童福祉総務費67万2,000円の減額は、(1) 一般職員給与費の減でございます。目2 保育園費3,277万9,000円の増額は、(1) 一般職員

給与費の増と（２）保育所運営事業費につきましては子ども子育て支援体制整備総合推進事業国庫補助金の平成27年度分の精算金の増、（４）私立保育園運営委託事業費につきましては、園児数増加に伴う海野保育園への委託料及び補助金の増でございます。

目４子育て支援費75万円の増額は、（５）放課後児童クラブ事業費の高学年児童クラブ開設による利用者増に伴う食糧費117万円の増と、26、27ページをお願いいたします。（11）若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり事業費につきましては、（１）子育て応援ポータルサイト管理事業費では国、県補助金の増減に伴う財源補正と（２）地域子育て支援事業費では、国庫補助金の対象とならなかった事業費の減でございます。

項３人権同和対策費目１人権同和対策総務費38万7,000円の増額は、（２）部落解放研究集会費につきましては、本年度の研究集会が東御市で開催されることに伴う参加賃金の増と、（４）人権同和政策総務諸経費につきましては、平和と人権を守る都市宣言の記念碑建立に要する委託料の増でございます。

目３人権啓発センター運営費89万円の増額は、（１）一般職員給与費の増と（２）社会教育指導員報酬で社会保険料の増、28、29ページをお願いいたします。（３）東部人権啓発センター運営諸経費につきましては、部落解放研究集会に要する需用費の増でございます。

項５生活保護費目１生活保護費1,439万6,000円の増額は、（１）生活保護事務諸経費の被保護者就労支援費、（２）生活保護費の生活保護費、（３）生活困窮者自立支援事業費の生活困窮者自立支援費のいずれも平成27年度国庫負担金の確定に伴う精算金の増でございます。

款４衛生費項１保健衛生費目１保健衛生総務費969万1,000円の増額は、（１）一般職員給与費の増でございます。目３母子衛生費につきましては、（５）不妊治療等補助事業費の財源補正でございます。

30、31ページをお願いいたします。項２清掃費目２じん芥処理費３億9,142万7,000円の増額は、（１）一般職員給与費の増と（６）ごみ減量リサイクル事業費の生ごみリサイクル施設建設工事費の増でございます。これは国の第２次補正予算に伴い平成29年度に予定していた事業を前倒して実施するものでございます。

款５農林水産業費項１農業費目１農業委員会費57万2,000円の増額は、（４）一般職員給与費の増でございます。目２農業総務費422万2,000円の増額は、（１）一般職員給与費の増と（５）中山間地域等直接支払制度費については、協定面積の増加に伴う交付金の増でございます。目３農業振興費2,730万4,000円の増額につきましては、32、33ページをお願いいたします。（１）農業振興事業諸経費では荒廃農地復旧対策事業に要する補助金の増、及び担い手確保経営強化支援事業などの補助金の増と、（６）新規就農者育成事業費では果樹苗木購入補助金の増、（13）農地中山間管理事業費では地域集積協力金などの増でございます。

目５農地費751万6,000円の増額につきましては、（１）農地事務諸経費では土地改良事業の農道、水路等の登記委託料の増と、（２）土地改良事業費では市単土地改良事業補助金及び県営土地改良

事業に係る委託料の増、（３）農業施設維持管理費では農道等応急修繕費の増でございます。

34、35ページをお願いいたします。

款 6 商工費項 1 商工費目 1 商工総務費366万4,000円の増額は、（１）一般職員給与費の増と（４）商工総務事務諸経費の地域おこし協力隊員の社会保険料の増でございます。

目 4 観光費14万4,000円の増額は、（１）観光事務諸経費の地域おこし協力隊員の社会保険料の増でございます。

目 7 温泉施設運営費200万円の増額は、（１）湯楽里館等管理運営費の湯楽里館設備老朽化調査等業務委託料の増でございます。開館から22年が経過した湯楽里館の空調設備等を調査するものでございます。

款 7 土木費項 1 土木管理費目 1 土木総務費1,119万4,000円の増額は、（１）一般職員給与費の増でございます。

項 2 道路橋りょう費目 2 道路維持市費2,150万円の増額は、（２）道路維持管理費でございます。市道の除雪に要する委託料及び融雪剤購入費の増と、市道の修繕等に要する委託料の増でございます。

36、37ページをお願いいたします。目 3 道路新設改良費1,330万円の増額は、（１）小規模土木事業費の土地購入費の増と、（２）社会資本整備総合交付金事業については国の第2次補正予算に伴う橋梁修繕に要する設計委託料及び工事費の増でございます。

項 5 住宅費目 1 住宅管理費90万円の増額は、（２）市営住宅維持管理費の市営住宅維持修繕費の増でございます。

款 9 教育費項 1 教育総務費目 2 事務局費60万3,000円の増額は、（１）教育長給与費の増と、38、39ページをお願いいたします。（２）一般職員給与費の増でございます。

項 2 小学校費目 1 学校管理費 1 億9,415万3,000円の増額につきましては、（４）小学校修繕事業費では市内小学校施設整備計画策定検討委員会賃金の増、及び田中小学校と滋野小学校のトイレ改修工事に要する工事請負費等の増で、これは国の第2次補正予算に伴うものでございます。（８）和小学校諸経費では校庭周辺樹木の枝の伐採費用の増でございます。

項 3 中学校費目 1 学校管理費につきましては、教材購入費を備品購入費から需用費へ節予算を組みかえるものでございます。

項 4 社会教育費目 1 生涯学習費254万6,000円の増額は、（１）一般職員給与費の増と、40、41ページをお願いいたします。（３）社会教育指導員費で社会保険料の増でございます。

目 2 公民館費 1 万4,000円の増額は、（１）公民館長報酬で、通勤手当の増でございます。目 6 図書館費82万5,000円の増額は、（１）一般職員給与費の増でございます。目10文化振興費につきましては、地域の文化芸術活動助成金の交付決定による財源補正でございます。

項 5 保健体育費目 2 学校給食運営費397万9,000円の増額は、（１）一般職員給与費の増と（２）学校給食事務諸経費につきましては和小学校給食室の食器洗浄機の購入費の増、（４）給食セン

ター事務諸経費につきましては、北御牧中学校の牛乳保冷库購入費の増でございます。

目3 体育施設費6,389万7,000円の増額につきましては、(1) 体育施設及び中央公園等管理費でございまして、42、43ページをあわせてご覧ください。市民プール改修工事費のほか、中央公園内の立木管理のための委託料、及び第一体育館のバスケットボールの更新に伴うリース料の増でございます。

款10公債費項1 公債費目1 元金2,422万2,000円の増額につきましては、(2) 市債償還元金(臨時分)で、住宅団地の売却に伴いまして第三セクター改革推進債の繰上償還をするための地方債繰上償還金でございます。

款11災害復旧費項1 農林水産施設災害復旧費目1 農林水産施設災害復旧費580万8,000円の増額につきましては、(1) 農業施設災害復旧費、単独、(2) 農地災害復旧費、単独、(3) 農地災害復旧費補助でございまして、いずれも豪雨により被災した農道及び農地の復旧に要する費用の増でございます。

恐れ入りますが、10、11ページに戻っていただきたいと思えます。10ページ、11ページでございますけれども、歳出に対する財源でございます歳入について申し上げます。

款12分担金及び負担金項2 負担金目2 民生費負担金461万9,000円の増額は、広域負担、広域保育料の増でございます。

目3 農林水産業費負担金78万2,000円の増額は、揚水機修繕に伴う受益者負担金でございます。

目4 災害復旧負担金20万円の増額は、農地災害復旧事業に伴う受益者負担金でございます。

款14国庫支出金項1 国庫負担金目1 民生費国庫負担金1,048万1,000円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金でございまして、私立保育所運営委託の増加分でございます。

項2 国庫補助金目1 民生費国庫補助金160万円の減額は、経済対策臨時福祉給付費金給付事務費補助金と、地域子ども・子育て支援事業補助金の増、及び地域少子化対策重点推進交付金の増でございます。

目2 衛生費国庫補助金1億1,933万3,000円の増額につきましては、循環型社会形成推進交付金でございまして、生ごみリサイクル施設建設費に対する国の第2次補正予算によるものでございます。

目3 土木費国庫補助金550万円の増額は、社会資本整備総合交付金でございまして、橋梁長寿命化修繕に対する国の第2次補正予算による交付金でございます。

目4 教育国庫補助金4,438万2,000円の増額につきましては、学校施設環境改善交付金でございまして、田中小学校と滋野小学校のトイレ改修に対する国の第2次補正予算による交付金でございます。

目5 総務費国庫補助金725万9,000円の増額は、個人番号カード交付事業費補助金でございます。

款15県支出金項1 県負担金目1 民生費県負担金524万円の増額は、子どもための教育・保育給付費負担金の増でございます。

項2 県補助金目2 民生費県補助金130万4,000円の増額につきましては、母子家庭等福祉医療費補

助金及び地域子ども・子育て支援事業補助金の増でございます。

目4農林水産業費県補助金2,066万3,000円の増額につきましては、担い手確保経営強化支援事業補助金のほか、果樹経営起業準備支援事業補助金、農地中間管理事業機構集積協力金等の増でございます。

目10災害復旧費県補助金49万9,000円の増額は、農地災害復旧に対する補助金の増でございます。

12、13ページをお願いいたします。款16財源収入項2財産売却収入目1不動産売却収入1,422万2,000円の増額は、住宅団地3区画の売却収入の増でございます。

款17寄附金項1寄附金目1寄附金2,000万円の増額は、ふるさと寄附金の増でございます。

款18繰入金項1基金繰入金目1基金繰入金4,508万1,000円の増額につきましては、公共施設等整備基金及び減債基金からの繰り入れでございます。

款19繰越金項1繰越金目1繰越金1億6,456万7,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

款20諸収入項3雑入目2雑入316万円の増額は、高学年児童クラブ開設に伴う利用料の増と、地域の文化芸術活動助成金の増でございます。

目3過年度収入472万円の増額は、民生費過年度収入でございまして、障害者自立支援給付費国庫負担金等の平成27年度分精算金の補正でございます。

款21市債項1市債目5教育債1億4,790万円の増額は、学校教育施設等整備事業債でございまして、田中小学校と滋野小学校のトイレ改修工事に充てるものでございます。

目6衛生債2億7,120万円の増額は、生ごみリサイクル施設建設事業に係る一般廃棄物処理事業債でございます。

次に、またページが飛びますけれど、44ページをお願いいたします。44ページですが、給与費明細書でございます。まず特別職でございますが、この表の下段の比較の欄をご覧いただきたいと思っております。職員数の議員につきましては定数2名減によるもの、その他につきましては新たに和地区担当の地域づくり支援員の配置による1名増でございます。報酬の議員につきましては、議員報酬の改定に伴う増、その他につきましては和地区担当地域づくり支援員分の増でございます。

期末手当の長等及び議員につきましては、給与改定に伴う期末手当の支給月数0.1月増によるものでございます。その他手当のその他につきましては、通勤手当の増でございます。

共済費の増の主な要因は、その他職員の社会保険料の加入要件の変更に伴う増でございます。

45ページをご覧ください。一般職でございます。2の一般職(1)総括でございますが、下段の比較の欄でご説明を申し上げます。職員数3名増の主な要因は、10月に行いました欠員補充のための職員採用によるものでございます。給料は給与改定による総額で、職員手当はその下の表にございますとおり、内訳がございまして、そのとおりの増減でございます。主なものは、給与改定に伴いまして勤勉手当の支給月数の0.1月増等によるものでございます。

また、共済費減の主な要因は、市町村職員共済組合の負担率の変更によるものでございます。

46ページをお願いいたします。こちらは(2)給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

47ページをご覧ください。(3)の給料及び職員手当の状況でございます。これは平成28年11月1日現在と、平成28年1月1日現在の平均給料月額等の比較でございます。

48、49ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。当該年度に係る分でございます。生ごみリサイクル施設建設事業費につきましては、限度額1億1,000万円でございます。平成29年度までの期間で支出予定額1億1,000万円、財源の内訳は国、県支出金で3,666万6,000円、地方債6,600万円、一般財源733万4,000円でございます。

次に、花いっぱい運動花苗栽培委託は、限度額300万円、平成29年度までの期間で支出予定額300万円でございます。財源の内訳はすべて一般財源でございます。

50、51ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございます。最下段の合計欄をご覧ください。ただきたいと思っております。前年度末現在高211億7,174万4,000円に当該年度中増減見込みと元金償還見込額、更にこの表の欄外にございます繰越明許費に係る地方債を加算減算いたしまして、この表の右側の一番下の欄でございますが、当該年度末現在高見込額は207億3,726万7,000円となる見込みでございます。

以上、議案第74号 平成28年度東御市一般会計補正予算(第6号)につきまして提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

◎日程第 6 議案第75号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第6 議案第75号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(土屋一夫君) おはようございます。

ただいま上程となりました議案第75号をご説明申し上げます。補正予算書の53ページをお開きください。

議案第75号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)です。

平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,959万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億883万8,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

補正の内容は、後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う歳出の増額と、そのための歳入の前年度繰越金を調整した増額でございます。

54ページから57ページまでは事項別明細書の総括ですが省略し、58ページをお開きください。

歳入は、款11繰越金目1繰越金1,959万4,000円の増額です。

めくっていただき、60、61ページをご覧ください。歳出は、款3後期高齢者支援金等目1後期高齢者支援金で1,959万4,000円の増額でございます。

以上、議案第75号につきまして提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 7 議案第76号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）

（上程、説明）

○議長（依田俊良君） 日程第7 議案第76号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第76号につきまして、提案理由をご説明いたします。補正予算書63ページをお願いいたします。

議案第76号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成28年度東御市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ357万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億286万2,000円とするもので、第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

補正の内容でございますが、地域密着型介護予防サービス給付費の増額や家庭介護者慰労費の増額等が主な内容でございます。

64ページから67ページは、説明は省略させていただきます、68ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1保険料項1介護保険料目1第1号被保険者保険料13万5,000円の増額。

款3国庫支出金項1国庫負担金目1介護給付費負担金12万5,000円の増額。

項2国庫補助金目1調整交付金3万4,000円の増額。

款4県支出金項1県負担金目1介護給付費負担金7万8,000円の増額。

款5支払基金交付金項1支払基金交付金目1介護給付費交付金17万5,000円の増額。

款7繰入金項1一般会計繰入金目1介護給付費繰入金7万8,000円の増額。目4その他一般会計繰入金294万9,000円の増額補正でございます。

おめくりいただきまして、70、71ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 2 保険給付費 項 2 介護予防サービス等諸費 目 3 地域密着型介護予防サービス給付費 62万5,000 円の増額。

款 3 地域支援事業費 項 1 介護予防事業費 目 1 介護予防 2 次予防事業費 3 万2,000 円の減額。目 3 総合事業費精算金 3 万2,000 円の増額。

項 2 包括的支援事業・任意事業費 目 1 任意事業費 294万9,000 円の増額でございますが、おめくりいただきまして家庭介護者慰労費の増額補正等でございます。

以上、議案第76号につきまして提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 8 議案第 77号 東御市特別職の職員の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第 9 議案第 78号 東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第8 議案第77号 東御市特別職の職員の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第78号 東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(掛川卓男君) ただいま一括上程となりました議案第77号及び第78号につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書と条例案に関する資料をお願いいたします。最初に議案書の1ページをお願いいたします。

議案第77号 東御市特別職の職員の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。以下につきましては、改正条文でございます。

この説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行います。こちらの資料の1ページをお開きください。東御市特別職の職員の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の概要についてでございます。

条例の名称につきましては、東御市特別職の職員の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

2の改正の理由でございますが、平成28年長野県人事委員会勧告等を踏まえ、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当についてと、一般職の職員の給料表及び勤勉手当の支給率を改定するほか、所要の改正を行うものでございます。なお常勤の特別職の職員とは市長、副市長、教育長でございます。

3の改正の概要といたしましては、こちらの記載のとおりでございますけれども、このポイントと

いたしまして3点ございます。1点目といたしましては、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げるものでございます。

続いて2ページをご覧ください。2点目といたしまして、一般職の職員の月例給を給料水準にいたしまして平均0.43%の引き上げを行うものでございます。

3点目として、一般職の職員の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げるほか、所要の改正を行うものでございます。

4の施行期日及び5の適用日につきましては、ご覧のとおりでございます。

3ページから28ページにつきましては、条例の新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、議案書の19ページをお願いいたします。議案書の19ページですが、議案第78号 東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。以下につきましては、改正条文でございます。

この説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行います。こちらの資料の29ページをお願いいたします。東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正の概要についてでございます。

条例の名称につきましては、東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

2の改正の理由でございますが、雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3の改正の概要といたしましては、退職者のうち一定の要件に該当する者に対し、雇用保険法の規定を適用して支給されます失業者の退職手当の給付要件等を変更するほか、必要な規定の整備を行うものでございます。このこと、具体的には65歳以上の高齢者にも一定の要件によりまして失業者の退職手当の給付を可能とするなどの改正でございます。

4の施行期日は平成29年1月1日でございます。

30ページから32ページにつきましては、条例の新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。後ほどご覧いただければと思います。

以上、議案第77号及び第78号につきまして、ご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第10 議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例

◎日程第11 議案第80号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◎日程第12 議案第81号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第10 議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例、日程第11

議案第80号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第81号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題とします。本3議案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいま上程となりました議案第79号、80号及び81号の3議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例です。

議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例で、以下は改正条文でございますので、省略させていただきます。

改正の概要をご説明申し上げますので、別冊の条例案に関する資料をご覧ください。この資料の33ページをお開きください。

- 1、条例の名称は、東御市税条例の一部を改正する条例で、関係する条例は東御市税条例です。
- 2、改正の理由は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うというものでございます。
- 3、改正の概要は、（1）は市民税について当初申告所の提出後に税額を減少させる更正があった後、更に税額を増額する修正申告書が提出された場合、延滞金の計算期間から一定期間を控除して計算するというものでございます。

（2）は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正により、海外金融機関の特例適用利子所得及び海外株式等の特例適用配当所得について、分離課税とするというものでございます。

（3）は、平成27年度の税制改正により、低排出ガス及び燃費性能に優れた環境負荷の小さな軽自動車について税額を軽減するグリーン特例が創設され、平成28年度から適用されましたが、1年間延長され29年度の軽自動車税にも適用されるというものでございます。

（4）は、対象となる医薬品を購入した場合、その年中に支払った額の合計が1万2,000円を超えるときには、その超える額についてその年分の総所得額等から控除できる特例を創設するというものでございます。ただし控除限度額は8万8,000円で、本特例の適用を受ける場合には現行の医療費控除の適用を受けることはできません。

このほか字句の整備を行うというものでございます。

4、施行期日は平成29年1月1日ですが、改正の概要の（3）は平成29年4月1日、（4）は平成30年1月1日といたします。

5、その他といたしまして、改正後の規定の適用につき、必要な経過措置を設けるものでございます。

34ページからはこの条例の新旧対照表ですが、説明は省略させていただきます。

申しわけございません、次に議案第80号をご説明いたしますので、議案書にお戻りいただきまして、議案書の29ページをお開きください。

議案第80号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。以下、改正条文ですが、説明は省略いたします。

改正の概要をご説明しますので、別冊の条例案に関する資料をご覧ください。資料の55ページをお開きください。

1、条例の名称は、東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、関係条例は東御市国民健康保険税条例でございます。

2、改正の理由は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うというものでございます。

3、改正の概要は、国保税の算定の基礎となる所得算定において、市民税の所得算定において分離課税されることとなる特例適用利子及び配当等の額を含めるために、規定の整備を行うというものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日といたします。

56ページからは、この条例の新旧対照表ですが、説明は省略させていただきます。

次に、議案第81号をご説明いたします。議案書に戻りまして、議案書の31ページをお開きください。

議案第81号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例です。以下、改正条文ですが、説明は省略させていただきます。

改正の概要をご説明いたしますので、別冊の条例案に関する資料をご覧ください。この資料の59ページをお開きください。

1、条例の名称は、東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例で、関係条例は東御市国民健康保険条例です。

2、改正の理由は、出産育児一時金の内訳を省令に基づき所要の改正を行うというものでございます。

3、改正の概要は、出産育児一時金を40万4,000円とし、産科医療制度加算額を1万6,000円と内訳を明示するというもので、総支給額は変更ございません。

4、施行期日は、交付の日からといたします。

60ページは新旧対照表ですが、説明は省略させていただきます。

以上、議案第79号から81号の3議案につきまして、提案の理由並びに概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしく申し上げます。

◎日程第13 議案第82号 川西保健衛生施設組合の規約の変更について

(上程、説明)

○議長(依田俊良君) 日程第13 議案第82号 川西保健衛生施設組合の規約の変更についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいま上程となりました議案第82号につきましてご説明申し上げます。議案書の33ページをお開きください。議案第82号 川西保健衛生施設組合規約の変更についてです。

地方自治法第286条第1項の規定により、川西保健衛生施設組合の組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

34ページは改正規約文ですが、説明は省略させていただきます。

改正の概要をご説明いたしますので、別冊の川西保健衛生施設組合規約変更資料をご覧ください。この資料の61ページをお開きください。川西保健衛生施設組合規約変更協議についてでございます。

1、組合規約を変更しようとするときは、地方自治法により関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと定められております。

2、組合規約変更の協議内容は、平成29年度から東御市旧東部町区域のし尿等受け入れのため、所要の改正を行うものでございます。

3、組織市町の対応は、各市町とも平成28年議会第4回定例会に議案を提案し、議決後、協議書及び議決書を組合へ送付するものでございます。

4、施行期日は平成29年4月1日でございます。

以上、議案第82号につきまして、提案の理由並びに概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第14 議案第83号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

◎日程第15 議案第84号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について

（上程、説明）

○議長（依田俊良君） 日程第14 議案第83号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について、日程第15 議案第84号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第83号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について、及び議案第84号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更についての2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

この議案の説明の前に、経過等を申し上げたいと存じます。

上田市及び佐久市を中心市と位置づけるそれぞれの定住自立圏形成に関するこの2件の協定につきましては、人口減少と少子高齢化等の急激な社会経済構造の変化に対応するため、近隣市町村と連携を強化、充実していくことを目的に、上田地域定住自立圏につきましては平成23年7月に、佐久地域の定住自立圏につきましては平成24年1月にそれぞれ協定を締結したものでございます。

これらの協定に基づきまして、具体的な取り組み内容を定めました定住自立圏共生ビジョンをそれぞれの地域で策定しまして、協定事業を連携して取り組みを実施してまいりました。

本年度共生ビジョンで定めております5カ年の計画期間が満了することとなりまして、新たな共生ビジョンの策定に向け、上田市、佐久市を中心に関係市町村で協議を重ねてまいりました。各市町村の総合計画、総合戦略の目指す方向を視野に、より幅広い課題解決への新たな対応が必要との認識のもとに、協定を変更することへの基本合意に至りましたことから、上田地域、佐久地域それぞれの定住自立圏協定の変更につきまして、議会の議決をお願いし、協定の一部を変更する協定を締結したいというものでございます。

それでは議案の説明を申し上げます。議案書の35ページをお願いいたします。

議案第83号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について。

上田地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を、別紙のとおり締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページの36ページから42ページまでが変更する協定書でございます。この変更の概要、内容につきましては、当初に締結しました協定書の変更は行わずに、上田地域定住自立圏形成に関する協定書第2条の取り組みの内容を定めました別表をこのように変更を行うものでございます。

この主な変更内容につきましては、取り組みの内容といたしまして、結婚支援体制の連携強化、障がい児者の地域生活支援体制の整備、地域の高等教育機関を核としたネットワークの形成、スポーツを活用した地域ブランド化及び地域活性化の促進、及び地域への移住定住を求める若者を支援する体制・制度の充実が追加となるなど、地域の継続的な発展を支える取り組みの強化、充実を行うものでございます。

この協定の締結につきましては、上田市の議会においても議決をいただいた後に、上田市とこの変更協定書を締結し、協定各事業を連携して進めてまいっているものでございます。

続きまして、議案書の43ページをお願いいたします。

議案第84号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について。

佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を別紙のとおり締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

44、45ページは変更する協定書でございます。

この変更の内容といたしまして、当初に締結した協定書の変更は行わず、佐久地域定住自立圏の形成に関する協定書第2条で取り組みの内容を定めました別表に、この別紙に記載の2項目を追加を行うものでございます。

主な内容は、新たな取り組みとしまして6次産業化による農業振興及び道路等交通インフラの整備を追加するものでございます。

協定の締結につきましては、佐久市の議会においても議決いただいた後に、佐久市とこの変更協定を締結し、協定各事業で連携して進めてまいるのでございます。

以上、議案第83号及び第84号につきましてご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第16 請願・陳情の報告

○議長（依田俊良君） 日程第16 請願・陳情の報告をいたします。

本定例会において11月27日までに受理したのは、請願1件と陳情2件です。写しはお手元に配付したとおりです。本請願・陳情については、後日上程し、所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（依田俊良君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時27分）

平成28年東御市議会第4回定例会議事日程（第2号）

平成28年12月12日（月） 午前 9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 田中 信寿 | 2番 | 高木 真由美 |
| 3番 | 中村 眞一 | 5番 | 山浦 利通 |
| 6番 | 高森 公武 | 7番 | 窪田 俊介 |
| 8番 | 佐藤 千枝 | 9番 | 山崎 康一 |
| 10番 | 若林 幹雄 | 11番 | 阿部 貴代枝 |
| 12番 | 平林 千秋 | 13番 | 長越 修一 |
| 14番 | 青木 周次 | 15番 | 依田 政雄 |
| 16番 | 柳澤 旨賢 | 17番 | 横山 好範 |
| 18番 | 依田 俊良 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 市長 | 花岡 利夫 | 副市長 | 田丸 基廣 |
| 教育長 | 牛山 廣司 | 総務部長 | 掛川 卓男 |
| 市民生活部長 | 土屋 一夫 | 健康福祉部長 | 山口 正彦 |
| 産業経済部長 | 北沢 達 | 都市整備部長 | 寺島 尊 |
| 病院事務長 | 武舎 和博 | 教育次長 | 清水 敏道 |
| 総務課長 | 横関 政史 | 企画財政課長 | 岩下 正浩 |
| 生活環境課長 | 塚田 篤 | 子育て支援課長 | 坂口 光枝 |
| 福祉課長 | 柳澤 利幸 | 農林課長 | 金井 泉 |
| 建設課長 | 土屋 親功 | 教育課長 | 小林 哲三 |
| 選挙管理委員長 | 柳沢 廣幸 | | |

議会事務局出席者

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 堀内 和子 | 議会事務局次長 | 野村 伸弥 |
| 書記 | 正村 宣広 | | |

◎開会の宣告

○議長（依田俊良君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（依田俊良君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（依田俊良君） 日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号1 地上設置型太陽光発電施設設置の適正化事業について、受付番号2 御堂再開発について、受付番号3 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の廃止について。平林千秋君。なお平林千秋君から受付番号1番及び受付番号3番に関し、事前の資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

平林千秋君。

○12番（平林千秋君） おはようございます。日本共産党の平林千秋でございます。

今議会は、先の市議会議員選挙後の初めての定例議会でありますし、一番手として質問させていただきます。

先の選挙で日本共産党は、山のプールよりも市民の暮らし第一、議員報酬引き上げより市民の暮らし優先などを掲げ、東御市になって4回の選挙で過去最高のご支援をいただいて2人が当選いたしました。市民の皆さんの負託にこたえて、更に頑張ってまいりたいと思っております。

東御市では、4月に市長選挙が行われ、11月には市議会議員選挙が行われました。二元代表制のそれぞれで市民のご意思が示されました。市長選挙では、現市政に対し市政の転換を訴えた対立候補が4割の得票を得るということでした。市議会議員選挙では、残念なことでしたが、投票率が8ポイントも低下する過去最低の投票率でした。これには様々な要因が指摘されていますが、私は主要な要因の1つとして、市議会や市議会議員への市民の関心や期待、信頼が低下しているあらわれではないかと思っております。今日の地方行政をめぐる状況から、市民の選挙によって選ばれた市議会、市議会議員の役割は、二元代表制のもう一つの極として、ますます大きくなっているだけに、極めて残念なことです。今回の議員報酬の引き上げについても、様々な批判の意見が聞かれました。幸い新議会発足に当たっての議会の構成の取り組みの中で、議会活性化が共通して語られ、具体的な方途がとられております。今回選ばれた市議会、市議会議員が今後の活動の中で市民の負託にこたえ、活発に議論し、市政を点検・監視し、提案するという本来の役割を発揮し、いわば市民に役立つ議会の姿を市民の皆さんに見える形、新しい議会はよくやっているなど実感して

いただけるようにしていきたいと考えております。私もこのために更に力を尽くしてまいりたいと思います。

以上を申し上げ、質問に入ります。今回は3つの課題を取り上げました。

まず地上設置型太陽光発電施設の適正化事業についてであります。3点伺います。

1、昨年度以来、10キロワット以上の太陽光発電施設設置者への適正化指導事業を展開していますが、その目的、進捗状況及び課題は何か。

2点目、長野県において、12月1日から太陽光発電施設について景観条例による規制を始めました。その内容及び東御市での対応としてはどうか。

3点目、地上設置型太陽光発電施設については、現在は東御市の環境をよくする条例に対応していますが、今後一層増設が見込まれる中で、再生可能エネルギー開発の理念を明確にし、安全対策や環境との調和、住民合意の手続きを明確にして、単独の条例制定に発展させるべきではないかという点であります。

2つ目の課題は、御堂開発についてです。

御堂再開発の工事着工へ大詰めを迎えています。前議会以来指摘した安全対策の進捗について伺います。3点あります。

1、開発地からの排水、下流河川の改修、調整池機能を一体にした安全対策は今、どうなっていますか。

2点目、開発地圃場は大規模な切り土、盛り土で施工する設計になっていますが、安全を確保する排水計画、地すべり防止策、のり面对策、地下水対策をどうとっていますか。

3点目、開発地の直下には祢津東町及び西宮の約400戸に及ぶ大集落があります。安全については住民全体の合意形成が欠かせませんが、今後どう対処するのか。

3つ目の課題は、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の廃止についてです。

安倍政権は、後期高齢者医療制度のこの特例措置を来年4月から廃止することを決めております。2点お伺いします。

特例措置が廃止された場合、東御市民への影響はどうか。

2点目は、介護、医療、年金にわたって高齢者への負担増と給付切り下げが相次いでいる中で、この特例措置廃止は老後不安を一層募らせております。特例措置廃止を国に求めるべきではないかという点であります。

以上、最初の質問といたします。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） おはようございます。

受付番号1、平林千秋議員の地上設置型太陽光発電施設設置の適正化事業についてのご質問に、市長にかわりお答えいたします。

①昨年度以来、10キロワット以上の太陽光発電施設設置者への適正化指導事業を展開しているが、

その目的、推進状況及び課題は何かについてでございますが、東御市の立地条件を生かして環境に優しい新エネルギーへの転換を促進し、普及拡大を図りながらも、環境保全との共存を目的として、平成26年5月に近隣市町村に先駆けて、東御市環境をよくする条例施行規則を改正し、地上に設置する太陽光発電施設で発電出力10キロワット以上のものに対し、同年10月から開発事業として着工前の届出を義務づけし、周辺へ悪影響を与えない、また最小限に抑えるための事業者が遵守すべき基準を施行いたしました。

届出の状況につきましては、同条施行規則の改正後から本年10月末まで51件ございまして、地元区長の同意書など、必要書類を確認した上、受付して、庁内各部署の審議を経て受理し、各部局から出された意見及び設置工事中、並びに操業後の緊急事態に業者が責任を持って対応することなどを盛り込んだ業者との協定書を締結し、不測の事態に備えておるところでございます。また工事完了後には完了届を提出させ、現地確認後、必要に応じて改善指導を行っております。

このように新たな制度の定着を図ってまいりましたが、課題としては業者における地元説明の充実や事業、施工中のより適切な現場管理の徹底が考えられるところでございます。

次に、②長野県景観条例による規制の内容及び東御市の対応についてでございますが、県では太陽光発電施設の急速な導入に伴う景観面への影響を考慮し、長野県景観規則の一部を改正し、12月1日からその規則を施行しておるところでございます。

その内容は、届出対象行為に太陽光発電施設の建設を追加したことと、従来は工作物として高さを基準としていたものを置き型の太陽光モジュールの増築面積の合計が国道18号南側30メートル以北の都市計画区域の環境育成重点地域では20平米のもの、環境育成重点地域以外の一般地域では1,000平米を超えるものについて届出が必要となったところでございます。

届出書は、着手予定の30日前までに案内図、植栽計画、色彩計画を記載した図面などを添付し、市の意見を付して県に届けるというものでございます。県では、周辺の環境への配慮について、長野県景観計画で定める景観育成基準に基づいて審査をします。

市といたしましては、長野県景観条例や東御市環境をよくする条例に基づき、太陽光発電事業が自然環境と調和したものとなるよう県と連携して対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、③再生可能エネルギー開発の理念を明確にし、安全対策や環境との調和、住民合意の手続きを明確にした条例を制定すべきではないかのご質問でございますが、市では先ほど申し上げたとおり関係条例などに基づき対応してきておるところでございます。また昨年度県において策定された太陽光発電施設設置に対する市町村及び事業者向けのマニュアルについて、その活用や連携などにつきましても、関係部局で検討を進めておるところでございます。したがって市での現行制度の検証、県や国の動向を注視していくことが、現時点では重要と考えておりました。新たな条例の制定は現在のところ考えておりません。

引き続きまして、受付番号3、同じく平林千秋議員の後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置

の廃止についてのご質問に、市長にかわりお答えいたします。

まず75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の運営は、高齢化の進展並びに医療費給付の増大により、歳出増加を補うために若い世代からの支援金の増額などによる歳入確保により行われているところでございます。

国においては、将来的に現役世代に過重な負担が想定される中、持続可能な医療制度の確立に向けて、負担能力に応じた公平な負担の必要性を掲げ、本則の軽減に上乘せして、平成20年度の制定開始時から設けられております軽減特例を廃止する検討を進めておるところでございます。

初めに、①特例措置が廃止された場合、東御市民への影響はどうかでございますが、本則の軽減に上乘せし、設けられている保険料の特例措置は、所得が比較的低い方を対象とするものと、75歳到達前に被用者保険の扶養家族だった人を対象とするものの、大きく2種類の軽減特例が設けられているところでございます。

当市の11月時点で特例措置の適用を受けた人は、被保険者の62%に当たる延べ2,848人で、特例分の軽減総額は3,248万円でございます。軽減特例すべてが廃止された場合の影響につきましては、現在の特例措置の軽減額がそのまま負担増にならない方があるため、先ほど申し上げました金額が措置廃止によりそのまま増額にはならないものの、被保険者の皆さんの負担が増えることが想定されるところでございます。

②の特例措置廃止につきまして、中止を国に求めるべきではないかについてでございますが、現在、高齢者の医療を取り巻く課題として全国的な医療費の増加や高齢化の一層の進展が見込まれる中で、全国の後期高齢者医療広域連合で構成する全国連合協議会において、低所得者などに対する保険料の軽減特例措置の維持などを国に要望してまいってきているところでございます。また、やむを得ず見直す場合には、特に低所得者の配慮も含めて負担が急激に増えないようきめ細やかな激変緩和措置も求めてきているところでもございます。

今後とも国の動向を注視しながら、適正に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） おはようございます。

受付番号2、平林千秋議員の御堂再開発についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の開発地からの排水に対する安全対策はどのようになったかについてですが、これまで県と協議しながら進めてきました実施計画による排水計画では、計画地内に50年に一度の確率の豪雨を想定した3カ所の調整池を設け、大雨の場合でも下流への排水量を一定に抑えることとしています。地区外については、既存の3路線の排水系統について、計画地外の雨水排水も含め、適切に流下できるかを現地調査、測量を行い、検証しました。その結果、3路線のうち定津院東水路及び御堂沢川につきましては、現状で問題なく流下でき、改修の必要性はないと判断いたしました。次に

祢津東川につきましては、集落内の1級河川区間の下流断面積は充足していますが、一部に土砂が堆積している箇所がありますので、河川管理者である県と協議しながら、堆積土の除去作業を進めてまいります。

また、1級河川より上流につきましては、部分的に流下断面積が不足しているため、来年度に詳細な測量、設計を実施し、早急に必要な箇所の改修を市において行い、安全を確保してまいります。

2点目の開発地圃場の安全確保をする対策をどうとっているかについてですが、事業者である県と協議した結果、他事業と同様に現地調査、測量結果を踏まえ、設計施工基準に沿って排水等の安全対策を造成計画に反映しましたが、特に今回は地域からの要望も踏まえ、現状の地形、形状を大きく変更しないことを基本とし、土砂の移動を最小限にするなどの配慮をいたしました。また盛り土、切り土ののり面については、基準に基づき安定的な勾配を確保し、一定の高さ以上となる場合には段を設けるほか、種子の吹きつけ等により植生を早期に回復させ、浸食等の防止を図るとともに、施工に当たっては特に盛り土部分の締め固め密度の管理をきめ細やかに行いながら、のり面の安定化を図り、地すべりや土砂崩落等の災害が発生しないよう計画しております。

なお地下水等のこれまでの現地調査では、確認されていない案件については、発生が確認された時点でその都度適切な対策を速やかに講じたいと考えています。

3点目の安全について住民全体の合意形成を今後どう対応するのかについてですが、これまで事業の立ち上げから排水対策を含めた事業工事内容を推進委員会に相談し、了解を得ながら進めてまいりました。また地権者及び区民の皆さんには、推進委員会でまとめた内容について12回の説明会を行い、事業への理解をお願いしてまいりました。この12月5日には、今までいただいた意見を踏まえた最終計画を説明し、ご理解をいただいております。

今後も事業にご理解をいただくための全体説明会は、必要に応じ開催していく予定でございます。

なお祢津東川の改修も含めた事業推進に当たっては、引き続き地域の代表である推進委員の皆様と協議調整し、安全対策なども確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） それでは、ここからは一問一答でお願いいたします。

まず太陽光の問題についてですが、東御市で太陽光発電施設に対応しては、環境をよくする条例で対応していますが、その最初の大きな事例は、和の東上田地区の矢立山発電施設に対するものでした。この施設は、発電規模490キロワット、開発面積9,500平米で、急傾斜地の山林を切り開くという東御市でも初の施設でした。市内からもよく見え、注目を集めた施設です。

業者の当初の対応が乱暴なこともありまして、東上田の皆さん直下の弁天集落の住民が、安全性を心配して、事業者との交渉を重ねました。その結果、設計を一部変更し、地元区と事業者が住民要求を盛り込み、安全や補償措置などについて確認書を交わしました。その中には、安全対策に万全を期するとともに、万一土砂災害や洪水災害が発生した場合は、事業者がその災害に対し全額を補償するとの項目もあります。その確認書も踏まえた東御市、事業者、地元区の3者協定が締結さ

れ、設置工事が行われたという経緯があります。

この3者協定でも、公害等が発生した場合は事業者の責任において速やかに必要な措置をとることが明記されています。私はこの方式を矢立山モデルというふうにいっているのですけれども、この経験が今日の適正化事業の基礎になっていると思います。

そこで3点伺います。1点目は、改めて矢立山モデルというものの内容をお示しいただきたいと思います。

第2に、これまで届出が51件ということですが、その3者協定の適用はどんな事例がありますか。

第3に、先ほどの答弁で今後の課題についても若干お触れになっていますが、その教訓を適正化事業にどう生かしているかということをお尋ねいたします。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 3点にわたり再質問をいただきました。1点目の東上田地区の対応のご質問についてお答えを申し上げます。東上田区で行われた太陽光発電施設の設置は、平成26年11月4日付で届出がありました。その前段で当時の東上田区長から、事業計画に対する相談があり、事業者による地元説明会を提案し、地域住民の理解を得た上で区としての対応を検討することを助言させていただいたところ、説明会が開かれ、区に対しその説明会の内容に沿って事業を推進することなどが確約され、その確約を遵守するために区と事業者で協定を締結していただいたところでございます。その協定の締結に際して、区からの依頼により市も立会人として名を連ねさせていただきました。

協定の内容につきましては、議員がおっしゃるとおりでございます。経過を申し上げて、議員おっしゃる矢立山モデルの内容のご紹介とさせていただきたいというふうに思います。

2点目の3者協定の適用例についてでございますけれども、事例で挙げられた東上田の1件、27年度に設置された東入区での1件、合わせて2件でございます。

3点目の課題についてのご質問でございます。今年1月に行われました自治推進委員会で、各区の区長へ事業者から開発事業の説明があった場合の対応について説明させていただき、その対応に迷うような場合は、市へ相談いただくようお願いをしてきたところでございます。それ以降、区からの相談は十数回寄せていただきまして、その都度状況に合わせた助言をさせていただいたところでございます。

また、開発事業地内に計画される雨水排水処理施設についても、一旦計画区域内の雨水をためられるものとするよう業者に指導しているところでございます。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 今、お示しいただいたように、最初の事例で一定のルール、具体的な事例を通して一定のルールがつくられたというふうに思っております。私は10キロ以上を届出対象にして、今、お示しいただいた矢立山の事例を中心として3者協定で、3者協定というのは地元区、事業者、市ですね、それを担保するために市も名連ねる、この方式は県下で最も優れた対応だと

思っております。しかし適正化事業ですべての届出事業にいかされているかどうか。今、自治推進委員会で説明しているというご説明があったんですが、しかし実態としては区長さんが市の取り組みを十分知らず、事業者の簡単な説明で判こを押して、住民説明会も行われず、後から問題になった事例がたくさんございます。その最たるものが今、進んでいる奈良原区の太陽光発電施設の問題です。この施設は、開発面積9,833平米、出力1,190キロワットの施設です。市に届け出た業者は、地元区長に3枚の書面を示しただけで判こをもらい、住民説明会等一切しないまま8月に着工し、9月初めに設置工事をほぼ終えたところで、1時間雨量で12ミリメートルなのに開発地から隣の市道に大量の泥水が流れ出すという事態になりました。地元の皆さんが動き出して、これまで2回にわたって区民総会に事業者を呼び出し、対応を迫及し、その中で事業者が届出どおりに施工していない大規模な手抜き工事があること、設計自体に重大な誤りがあることなど、根本的な問題があることが明らかになり、事業者は測量からやり直すことを表明し、その結果を近く住民説明会で説明する予定になっています。

問題は、率直に言って業者のでたらめな対応に問題があります。同時にこの届出を受理した市として、行政上何が問題で、何を教訓にしているかということをお問われますが、この点はいかがですか。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問にお答えいたします。最も重大な問題は、業者の地元説明が十分でなかったことと考えております。そういう教訓に立ちまして、来月行う予定の自治推進委員会では、開発事業における区の対応のポイントを具体的に明記したプリントをお配りし、各区の区長の皆様へ周知したいというふうに考えておるところでございます。

また、施工中に起こる雨水流水などの問題は、着工に先駆けて安全対策を講じることを協定書の協議項目に盛り込むなど、指導の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 今、2点ご答弁いただきましたが、私は中心的に3つの問題があるというふうに思っております。ぜひこれを教訓にさせていただきたいというふうに考えております。

1つは、届け出た場合、その書類そのものをきちんと点検して、必要な対策を行政の責任においてとるということでありまして、お手元に配付した資料があります。1枚目、2枚目が該当しますが、その書類は事業者が届け出た書類の一部でございます。ここで設計上の重大問題があるんです。1枚目の紙は、普通、開発する場合、すべての雨水を敷地内で処理するという設計になっておりまして、浸透溝を万全に設けるとというのが基本になっています。その浸透溝の設計図面が1枚目の上の方の図面です。その数値をはじき出す場合、浸透試験というのをやりますが、図のように30センチの円筒に灌水し、水をためて2時間測定して、その浸透水量をはかって浸透係数をはじき出すというふうになっています。それに試験に基づく設計、実施設計にしなければ設計値を満たさないという問題が起きてくるんですね。右側の上の方にありますように斜面に1メートル1メートルの溝を

掘っているということになります。斜面ですから大量の雨水が出ると、そのまま流出するということになるんですね。ですから地面の右側の下にあるように、土塁を設けて水をためるという設計がなければ設計値を満たさないという問題が出てまいります。

2枚目の紙は、その排水溝をどう設置するかということです。ご覧のように地形はかなり急斜面で、等高線がかなり密度が高くなっていますね。浸透溝が正常に機能するためには、水平でなければ機能いたしません。ご覧のように浸透溝は斜めに走っています。斜めに走っているというのは浸透溝が水平ではなくて下ようになっているんですね。ですから湛水するのではなく水を流す設計になっている。これでは全く浸透溝の役割を果たさないという図面になっています。

私はこの図面を見て、これはだめだなというふうに思って、すぐに当局の皆さんにお知らせしたんですが、届出書類が出たときにこういう図面は必ず添付されています。皆さんの方で先ほどの答弁のようにきちんと精査して対応しています、意見があったら言いますというふうになっていますが、本件に対しては一切意見なし、フリーパスで通ってしまったということになっています。これは皆さんの方の点検能力ですね。届出書類をきちんと検証して、必要な助言をするということで、皆さん方の何ていいますか、行政能力といえますか、その点での評価が、整備が必要になっているのではないかということが1つあります。

2番目の問題は、先ほど触れられました住民合意手続きです。住民合意手続きは民主的な手続きというだけにとどまらず、こういう施設を設置する場合、地元のことを一番よく知っているのは地元の住民の皆さんです。そして自らの生活環境をどうするかということを常に考えている皆さんです。その方々に事業を事業者が提起する場合、ちゃんと説明して、ご意見を聴取して、そして問題点を明らかにして、その意見も取り入れて安全な設計にしていくということなんですね。それは不可欠なんですよ。ですから確かに書類が届けられたときに、住民説明会をなさよということを書面にも書いてありますが、それを具体的に実践することを行政としてもきちんと責任を持ってやっていく、そのことが求められていますが、残念ながらそういうことが機能していなかったというのが2点目の問題です。

3点目は、市役所内の事が起きたときの機敏な態勢をどうするかという問題です。先ほどちょっと触れましたが、私、この図面を見てだめだなというふうに思って市の担当の皆さんに、すぐに現地を調査して、図面と合わせて必要な指導をしてくださいということを提起いたしました。しかしながらそのことが実施されないまま9月の出水事態になって、市役所が現場を確認したのが10月中旬というふうになっています。それはやっぱり事が起きたときにすぐに対応して、必要な措置をとれば、今回の事態、深刻な事態を防げたのではないかということも含まれていまして、このことを指摘したいと思います。

この2年間で51件という、かなりの数の対応をしなければならないということで、市役所の皆さんも担当職員も大変苦勞していると思うんですが、体制上の問題も含めて、どういうふうにするかということも1つ検討しなければならない課題だというふうに思いますが、この3点についていか

がでしょうか。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご指摘の3点につきまして、特に土木設計の問題につきましては関係部局と協議をし、連携を図り、緊急時の対応も含めて徹底してまいりたいというふうに考えております。

また、区長の皆様への周知につきましては、対応のポイントと一致しない場合にはとにかく市の担当部局へご連絡いただきたい、それと先ほど来申し上げております環境をよくする条例につきましては、一定程度市内で定着をしているという状況もございますので、何か情報があったらその時点で区の役員の皆様、あるいは市民の皆様から市の方に情報をいただいて、ともに検討して、開発についてご指摘のとおり地元の観点、あるいは東御市の観点で自然環境と合致した開発になるように引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 十分検証して、教訓を引き出して、今後の具体的な行政に生かしていただきたいと思います。

私はこうした問題が起きるのは、矢立山モデルという優れた方式を基調に置きながらですが、そういう到達点でありながら、適正化事業の実施に当たっての基準や実施準則が明確にされていないということがあると思っています。市では業者向けに届出書類の一覧のようなものを公表していますが、開発事業者の届出があった場合、区長さん、住民の皆様がどう対応をしたらよいのかを明らかにしたものはありません。市では先ほど答弁がありましたが、区長さんがかわったときに説明していると言いますが、実際は徹底しておらず、対応がまちまちで、問題が起きて区長さんが苦慮している実態があります。

そこでそれまでの到達点に立って、市、事業者、地元区や住民がとるべき対応を明らかにした要綱、あるいはガイドラインをまとめて公表してはどうかということです。住民説明会の実施や3者協定、確認書や協定を交わすなどの住民合意手続き、安全対策の留意項目などを踏んでいきます。県でもこの点を重視したマニュアルを既に作成して参考に各自治体に配付しているんですね。こういうものも参考にして、東御市としての対応要領、ガイドライン、至急まとめてはどうですか。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 県のマニュアルについての対応のご質問にお答えします。

その前に、先ほどご答弁を申し上げました中で、3者協定のお答えの中で東入区と申し上げましたが、正しくは西入区でございますので、訂正させていただきたいと思います。51件のうち何件3者協議かというお話の中で、東上田区、それから西入区という2件でございますので、申しわけございませんでした。訂正をさせていただきますので、今のご質問にお答えをさせていただきます。

市、事業者の対応につきましては、県マニュアルを活用していきたいというふうに考えており、活用していく中で、それでは対応できないような事象も出てこようかと思っております。また出てくるお

それがあある場合には、ガイドラインなどの作成を検討していきたいというふうにも考えておるところでございます。

また、地元区や住民がとるべき対応につきましては、まずは対応のポイントを各区長さんの皆さんに周知をいたしまして、それでも対応に迷うような場合には、先ほど来お話を差し上げていますように、まずは担当部局へご連絡、ご相談をいただくよう引き続き説明をしまいたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 担当部局でいろいろ協議して、準則、明確にしていくというのは当然のことです。問題は市民の皆さんがそれを十分周知して、全体の透明性を確保するということが大事なんです。ですから部局内で改善点をまとめた、今の市民、業者の皆さんの対応、それから市民の皆さんの対応、それから市役所の対応、それぞれにわかるように基準をまとめて、それを明らかにしていくということが大事なんです。市民の皆さんが共通認識でいく、そのことがないと区長さんもなかなか現場で聞いてみると苦慮しているんですね。そのことを市の方で積極的にやっただくというふうをお願いしたいと思いますので、よろしく、いいですね。確認いただきましたのでぜひ進めていただきたいと思います。

景観条例については先ほど答弁がありましたけれども、新しい規制です。時間がないのではしょりますけれども、県の要綱を見ますとかなり表現が抽象的な面もあります。モジュール面積20平米以上という、普通の一般家庭も規制対象なんですね。旧東部町の国道から北側の地域は全部対象になります。今まですぐにつけられたのだけれど、一旦市を通じて県に届け出るという作業が加わりますので、その辺も周知徹底すること、そして景観条例の適用項目、様々な項目があるんですが、色だとか、周辺に植栽するだとか、そういうことも含まれておまして、いろいろ留意すべきことがあります。その点を市民の皆さんによく周知するように手立てをとっていただきたいと思います。これはお願いします。

そこでこの景観条例の適用と、それから東御市の環境をよくする条例、この適用が並列して行われることになりましたが、先ほど連携してやるという言い方をしましたけれど、具体的にどういふうな対応になりますか。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 県の景観条例等の連携、整合性についてのご質問でございます。県の景観条例に基づきます届出は、開発事業の事業完了後の際の完了届はなく、着工前の届出のみとなり、後フォローができないという制度になってございますので、東御市の環境をよくする条例の締結の際に、連携をしながら景観条例、県との連携をしながら協定に意見を付していくということで、整合性、連携をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） しっかりした対応をしていただきたいと思います。

この問題の最後に、新たな条例をつくってはどうかという点について、当面考えていないというお答えでした。私は東御市は太陽光発電では全国有数の利点があるということで、市長もたびたび施政方針の中でも自然エネルギーの開発を進めていきたいということをおっしゃっております。総合計画、今年度策定した環境基本計画でも、自然エネルギーの普及、太陽光について倍加していきたいという方針も持っておりますね。国等のいろんな動向もありますけれども、原発のない社会を目指すという点では、この地の利を生かした自然エネルギーの開発というのは引き続き積極的に推進していくべき課題だというふうに思います。

その点で、この太陽光発電を開発するに当たっては、自然環境、景観と調和し、防災に留意し、事業者が地域住民に丁寧の説明し、住民の理解と合意を得て推進するということが一番大事だと思います。既に県がモデル条例というのを示していて、市町村でこれを参考に示してはどうかと。これを強要するものではないけれども、市町村がそれぞれ積極的に考えてくださいということで、モデル条例を示しています。東御市で先ほどご答弁がありましたように、矢立山方式という1つの到達点があるわけですから、それと県のモデル条例を結合して、新条例をつくってはどうかというのが私の提案なんです。

そこでモデル条例を示した県の方で次のように言っているのが、私は重要だと思います。県がモデル条例を提案したことについては、次のように述べています。「特に留意すべきことは、ガイドラインや要綱では一定の行政指導は可能でも、法的な根拠がないため、事業者に対し義務を課したり権利を制限することはできない。事業者ごとの不公平な事態が生じるおそれもある。大もとの平等を遵守し、事業者に同一の行政指導を行う必要がある。そのために行政指導に当たっては、法的根拠や判断基準を明示できる方が望ましく、事業者や住民に対しても透明性を確保できる」、こういうふうに条例制定の意味を強調しているんですね。ですから先ほど、せっかく矢立山モデルがありながら、なかなかまちまちな対応になっているということは、ガイドラインや要綱も必要ですけども、きちんとした法的根拠、条例化するということが最も透明性を確保して事業をスムーズに進めていく道だと思っただけなんです。ですからせっかく、各部局間で検討するのはいいんですけども、それを更に進化させて、できるだけ早く教訓をまとめて、条例制定に進むようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 重ねて新条例の制定についてのご質問でございます。現在、東御市環境をよくする条例などに基づいた協定を締結することで、開発事業を網羅的に受けとめさせていただいて、指導の根拠としておるところでございますが、ご指摘のことを十分検討させていただくとともに、現在の例規の内容や手順、その徹底方法などを含め、また幾たびかご指摘いただいている公にする、みんながわかるような状況で情報発信をするということも含めて、状況を見ながらその必要性を研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。

それでは次の課題、御堂開発に移ります。先日、12月5日に祢津地域で御堂開発についての地権者及び住民の説明会が開かれ、市からも開発地の安全対策についての説明がありました。先ほど答弁がありましたように、私もこの議会で何回も取り上げてきて、開発地の安全対策については幾つかの重要な進展があったというふうに思っています。今回の説明会で、下流域との整合性について、かなり体系的な説明になりまして、このくらいならいいのではないかなというふうな雰囲気だったというふうに受けとめています。

私も提供された数値について、専門家の協力を得て検証してみましたが、今の設計雨量だとほぼ妥当するかなという感じなんです。ただ、住民説明会では近隣の特に祢津東川流域の皆さんで、かつて洪水被害なんかを具体的に体験された方から、数字上はそうでも、実際これだけの雨が降ったらその先どうなるんだろうねというような心配が出されましたし、下流域での河床堆積土砂の除去についても、継続的にやってもらわないと安心できないというようなご意見もございました。引き続き安全対策について、住民の皆さんの心配があるんですが、これは今後も丁寧な説明が必要かと思いますが、どういうふうに対応されますか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 先日の地元説明会で出た要望に対して、今後どう対応するかのご質問でございますが、まず当日の説明会の中において、昭和58年ぐらいに大きな災害があったということでございますが、その後、平成15年には当時の1.5倍の豪雨がありましたが、その際には特に問題がなかったことから、単に雨量だけの問題ではなく、別の要因が加わったことも考えられます。いずれにいたしましても来年度実施を予定している詳細設計の中で、具体的に検討してまいりたいと考えております。

1級河川の堆積土の管理につきましては、河川管理者である上田建設事務所と協議する中では、県も対応すべき課題と捉えていますので、今後調整協議する中で、適切に処理してまいりたいと考えております。

これらのご質問にありました対応策につきましては、具体化した段階で速やかに推進委員会で詳細をご検討いただくとともに、結果を地域の皆さんにお知らせしてまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） ぜひ丁寧な対応をしていただきたいと思います。

それで住民説明会で、その被災に遭われた方から強い要望があったんですけども、今回の説明会で安全だということを知る説明されたけれども、万が一があるのではないかと、自分の体験に基づいてというので。その際の補償をどうしてくれるんだという課題が提起されました。これは何人かから出たんですけど。私は先ほど太陽光のことで申し上げたんですが、ある開発事業によって被害が生じたときに、当然開発責任てありますから、そこで補償問題というのが出てきますね。御堂開発は30ヘクタールに及ぶ広大な、巨大な開発計画であります。住民の皆さんが心配するのも当然

だと思いますが、その際、万一そういう事態が生じたときに、実施責任者の責任において補償する等の安全対策と、それから万一に備える補償ですね、それを明らかにした協定をつくってはどうかということも住民説明会で課題になりました。推進委員会の皆さんから、市とあい হচ্ছে 検討したいというご答弁があったんですが、ぜひこういうことも含めて検討していただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 災害協定等の締結についてのご質問でございますが、法的には水路等の公の施設の設置または管理における瑕疵により障害が生じた場合は、市などの施設管理者が賠償する責任があるとされております。このため特に協定の必要はないと考えていますが、説明会で推進委員長が回答したとおり、今後推進委員会も含めて関係機関で検討してまいりたいと考えています。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 法的に開発者責任というのがございます。それを具体的にどう担保するかということが大事なんです。一般論ではなくて、実際に開発計画が進んでいるわけですから、それに対して住民の皆さんが不安を持っていると、安心・安全を市として、あるいは県として保証するということが大事な機能だと思うんです。どういう形が適切なのかどうかというのはいろいろ検討が必要だと思いますが、積極的に、今、答弁があったように関係機関、関係者と協議して、実現するようにしていただきたいと思います。

時間ですので、もう少しやりたいんですが、ちょっとはしよります。

住民との合意形成についてであります。先日の説明会のご参加は50人ほどでした。これはこれとして重要な機会ですが、御堂の開発の安全問題は祢津東町、西宮の約400戸の住民全体にかかわる問題です。答弁があったんですけども、説明会を何回やったか、回数を重ねてもだめなので、説明会で事足りりというわけにはいかないと思います。この間に私は両集落の多数の皆さんにお話を伺い、御堂問題も焦点の1つでありました。ほとんどの方は事業内容、安全対策がどうなっているかの具体的な情報がなく、心配しておられます。説明会でも私、提案したんですが、最終段階に入ったこの開発計画の内容、地元にとっての必要性、安全対策などについて、わかりやすく紹介した書面を作成し、住民に周知する措置をとり、意見があれば寄せていただくということはどうしても必要だと思います。こうしてこそ住民参加、合意に基づく開発を進めることができると思います。出席者から全戸に配付してもらいたいという強い要望も出されました。市は検討する旨の回答をいたしました。推進委員会、区長さんなどの執行部の皆さんも強く求められておられます。どう具体化するんでしょうか。工事着手というのが日程に上っているようですが、その着手前にぜひとも行っていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 計画の内容、安全対策などに対する周知についてのご質問ござ

いますが、これまでと同様に地域の状況を熟知している推進委員会や東町、西宮両区長さんとも相談させていただきながら、対応してまいりたいと考えております。

また、今後の事業推進においても、地元の皆さんのご理解とご協力が不可欠と考えておりますので、周知に当たってはわかりやすい資料の作成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 答弁のように全住民の安全問題ですので、これも市が最終的に事業責任を負わなければいけませんから、きちんと説明するというのをぜひともお願いしたいと思います。

それでは最後に、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の廃止について伺います。どういふ影響があるかという質問に対して、総額で3,250万円、高齢者の負担が増えることが想定されるという、ちょっと悠長な調子の答えだったというふうに私は思うんですが、実態は大変でございます。お手元に参考資料の3枚目に図表がございます。これは廃止された場合、市民の皆さんにどれだけの影響があるかということを担当の皆さんに試算していただいてまとめたものです。ご覧のように廃止によって現在の保険料が2倍から3倍、あるいは被扶養者の場合は10倍というようなことが起きるといふふうになっています。これでは高齢者の皆さんが、もう医者に行けないという声が全国で起きております。大体この後期高齢者医療制度というのは、もう制度が発足して今年で9年目ですか、うば捨て山だとか、高齢者は死ねというのかという非常に強いご批判があったんですね。それを押し切って特例措置というのが設けられることになりました。高齢者の収入が上がっているならともかく、今、年金がどんどん下がっている。しかも今の昨今伝えられていますように、高齢者に対する様々な対策が国によって相次いで打ち出されて、不安が広がっています。ですからこれに対して市民の皆さんの命を預かる市として、とんでもないということを声を上げていくことが大事だと思います。

そこで市長に伺いたいんですが、市長は長野県後期高齢者医療制度広域連合の議員を務めていらっしゃると思います。答弁にあったように、全国連合会ですね、当面存続しなさいということを求める決議も採択されますが、市長は連合議会の議員として、今回の特例措置廃止についてどういふご理解を持っておられるでしょうか。

広域連合の議員というのは、全県で16人しかいないんです、16人しか。長野県の高齢者の要望を一手に担う立場におられます。ぜひとも積極的に役割を果たしていただきたい。長野県の連合議会では、存続を求める決議も2月の定例会で採択しておりますが、市長も当然これにご賛同なされたと思いますけれども、ぜひ積極的に対応したいというふうにお願いしますが、いかがでしょうか。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 日本の医療保険制度が世界に冠たるものであるということは自負できるというふうに思いますが、これを持続可能な形で維持していくということは、当然収入の確保ということが最大の課題であると同時に、現在の状況を鑑みながら、適切に処理していくことが必要であると。当然後期高齢者医療保険の立場としては、現状を維持していただきたいというお願いをして

いるわけでありませけれども、それが将来にわたって維持されることもまた重要な課題でありますので、そのところはどうしてもそういう選択を国がなさるならば、段階的に、また軽減措置等をお願いしておるところでございます、私の立場もそれと同じくするものでございます。

○12番（平林千秋君） 終わります。

○議長（依田俊良君） 受付番号4 本年度市長選、市議会選挙について、受付番号5 市内4カ所温泉施設について。長越修一君。

長越修一君。

○13番（長越修一君） おはようございます。議席ナンバー13、さわやかな風の会、長越修一でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず11月6日の市議会選におきまして、私も含めここにいます17名、市民の皆様の負託を受けまして当選いたしました。改めて感謝申し上げます。そしてまた市民の皆様がより豊かさが実感できるまちづくりにまい進するため頑張る所存でございます。

ここにいる多くの議員が多分感じていらっしゃる投票率の低下について、まずご質問いたします。本年度市長選、また市議会選におきましての投票率の低下について、どのように考えるか、また今後の対応についてをまずご質問申し上げます。

2つ目としまして、市内には4カ所の温泉施設がございまして、ゆうふる t a n a k a 以外3施設は営業時間を短縮いたしました。これによりましてどのくらい経費が削減できたか、質問いたします。

○議長（依田俊良君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 皆様、こんにちは。東御市選挙管理委員会委員長の柳沢廣幸でございます。きょうはよろしく願いいたします。

受付番号4、長越修一議員の本年度の市長選挙、市議会議員選挙についてのご質問にお答えいたします。

投票率の低下についてどう考えるか、今後の対応はというご質問でございます。4月の市長選挙は、投票率が59.95%で、前回投票のあった平成20年市長選挙より9.68ポイント減少しました。また先月の市議会議員選挙は、投票率が60.21%で、前回平成24年の市議会議員選挙と比べますと7.79ポイント減少いたしました。残念ながらいずれも近年の投票率の減少傾向に歯止めがかからなかったという状況でございます。

市長選と市議選の投票率を比較しますと、年代別の投票率では市議選で選挙権年齢の引き下げに伴う18歳、19歳の投票があったものの、その他の年代には大きな差がなく、それぞれの選挙で最も高い60歳代と70歳代の投票率が75%を超えていたのに対し、最も低い20歳代は30%を少し超える程度と、年代によって大きな開きがありました。

また、地区別の投票率を見ますと、市長選ではそれほど大きな開きはありませんでしたが、市議選では最も高かった北御牧地区が70.92%だったのに対し、最も低かった柵津地区が56.22%

で、10ポイント以上の開きがありました。市議選については地元候補者がいる場合とない場合では投票率が大きく左右されることはあるものの、各地区とも前回市議選より4ポイントから9ポイント程度投票率が下がっている状況でございます。

このように市長選、市議選とも全般的に投票率が下がっている状況ですが、特に若年層を中心とした政治離れや地域への帰属意識の低下が進んできていることが、投票率低下の根本にあると考えております。

今後の対応としましては、いかに政治に関心を持ってもらい、投票につなげていくか、今後はこれまで以上に1票の大切さを訴えるとともに、有権者がより投票しやすい環境づくりに努力してまいりたいと考えており、従来からの方法にとらわれず、更に効果的な方法を研究してまいります。

また、市全体の課題として、市の施策や市議会の様子をわかりやすく伝えることを通じて、市民に市政に対する関心を高めていただけるような活動も必要であると考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号5、長越修一議員の市内4カ所の温泉施設についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

市内温泉4施設の営業時間でございますが、まずゆうふる t a n a k a につきましては開館以来、変更しておりません。また湯楽里館と御牧乃湯の2施設につきましては、平成27年度から利用者が著しく減少する時間帯を捉えて、経費削減の観点から営業時間の弾力的運用を行っているところでございます。

具体的には、湯楽里館では12月から2月までの間、開館を30分おくらせ、閉館を1時間繰り上げており、御牧乃湯では10月から翌年6月までの間、閉館を1時間繰り上げております。なお明神館につきましては、宿泊者を主体にご利用いただく時間帯を確保するための措置として、今年度から日帰り入浴における営業時間を前後1時間短縮し、午前11時から午後8時までとさせていただいております。

この間の経費削減効果とのご質問ですが、光熱費については単価やその年の気候等による使用量の変動もあるため、一概に判定できるものではございませんが、湯楽里館と御牧乃湯を前年と比較しますと灯油は1万4,000リットル、電気は2,500キロワット、LPガスは90立方メートルほど減少しております。加えて人件費につきましては、延べで400時間分ほど削減されております。このことから現行の営業時間の弾力的運用における費用対効果につきましては、一定の成果につながっているものと考えているところであり、今後も利用者ニーズや時間帯別利用動向等を踏まえながら、快適性、利便性の確保に十分配慮しつつ、施設の効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 長越修一君。

○13番（長越修一君） それぞれ丁寧な説明をいただきました。

それではただいまより一問一答により再質問いたします。

まず選挙の投票率でございますが、ご答弁いただいたとおり身近な選挙におきましても、投票率が低下しておりまして、私も市議選を終えてそんな状況に危惧している1人でございます。「サイレントマジョリティ」という言葉がありまして、発言はしないが、現体制を支持している多数派というような意味でございますが、この言葉を借りれば選挙における投票率の低いことが決してマイナスの要因ばかりではないということが言えるかもしれませんが、市民にとって最も身近な選挙で投票率が低いということは、そんな楽観的なことではなく心配な状況であると言わざるを得ません。

特に若年層の投票率が低いことについては、答弁があったとおりでございますが、今後投票率を向上させるためには高校生はもちろん、選挙権年齢に達する以前の児童・生徒にも啓発活動が必要であると考えます。この点につきまして、若年層の投票率向上を含め、委員長のお考えをお聞きます。お願いします。

○議長（依田俊良君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 長越議員の再質問にお答えいたします。

若年層の投票率が低いことと、選挙権年齢に達する以前の児童・生徒への啓発活動に関するご質問と存じます。投票率が低いということは、政治的関心の低さの裏返しも考えられるところです。選挙管理委員会としましては、有権者の皆さんには東御市に暮らしている以上、市政が市民生活と密接な関係を持ち、市民の皆さんに大きな影響を与えているということをご理解いただいた上で、主権者として投票という形で意思表示をしていただきたいと考えております。関係機関で若者向けの施策をPRしていくなど、若者に少しでも市政に関心を持っていただく取り組みの積み重ねが必要ではないかと考えております。

また、選挙権年齢に達する以前の児童・生徒に対する啓発活動についてですが、教育については学校でも熱心に取り組んでいただいているとお聞きしております。学校現場以外では、直接的な啓発活動ではありませんが、例えば子どものころから地域における活動に大人と一緒に取り組むことで、地域への帰属意識が増しまして、主権者として地域のことを考えるきっかけになり、投票率の向上につながるものとも考えております。これは児童・生徒ばかりでなく、親や大人にも言えることと思いますが、そういう意味では地域の持つ役割についても改めて考えていただくことが大切ではないかと考えているところであります。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（依田俊良君） 長越修一君。

○13番（長越修一君） 若年層の投票につきまして、地域活動の内容も含めてご答弁いただきました。

今、地域に関するお話をいただきましたが、市内の投票所には複数の区を受け持つところも多い中で、私も地域によっては投票所から遠いことが原因で投票に行けないということがあれば問題だと思い、今回の市議選の投票率につきまして自分なりに地域別の分析をしてみました。具体的な数

字まで申し上げませんが、各区の投票率を見る限りでは、全般的に下がっているものの、投票所のない区でも投票率の高いところもありますし、投票所がある区でも同じ投票所の他の区よりも投票率の低いところもありました。全体的に投票所からの距離については影響は少ないという印象でした。したがってやはり若者はもちろん、市民に市政に対する関心をいかにして持ってもらい、これを高めていただくかという点が大変重要なことと考えますが、それには我々議会も市民に身近で開かれた議会にするために一層努力するとともに、市民に対して啓発していく必要がありますし、市をはじめ家庭、また関係各位も手を取り合って、市政に対して関心を高めていく活動を進めなければならないと思っております。この点につきまして、委員長にも何かお考えがございましたらお願いします。

○議長（依田俊良君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 長越議員の再質問にお答えいたします。

ただいま長越議員から、関係機関で連携してというお話をいただきました。私も冒頭に市全体ということで同様の答弁をいたしましたが、市政に対して関心を高めていただくということは、将来に向けて考えましても、投票率の向上ばかりでなく、よりよい市政につながっていくものと考えますので、選挙管理委員としてできることに取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（依田俊良君） 長越修一君。

○13番（長越修一君） 次に、温泉施設に対しまして再質問します。

経費削減効果として、灯油1万4,000リットル、電気2,500キロワット、LPガス90立法メートル、更には人件費が延べで400時間ということでしたが、これは総使用量、または総人件費のうちどのくらいの割合を占めているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 光熱費等の削減割合のご質問でございますが、湯楽里館、御牧乃湯の全体使用量及び人件費における勤務時間に占める割合で申し上げますと、前年度の実績値と比較して灯油が4.3%、電気が0.2%、LPガスが0.1%、人件費につきましては2.8%の削減となっているところでございます。

いずれにしても市が管理する温泉施設は、地域の活性化及びコミュニティの中核施設として建設され、市民の皆さんの交流、健康増進のための大切な場所となっております。このため市民の皆さんや利用者のニーズに配慮するとともに、引き続きコスト削減や業務改善に取り組み、施設の効率的かつ安定的な経営を確保してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 長越修一君。

○13番（長越修一君） 経費削減効果のことは理解しました。これも公社も商売ですので、恒久的にいい施設を維持していただきたいと思っております。経費だけでなく、より売上高を上げてもらいたいという中では、当然商売は何でもそうですが、客単価とお客さんの来店客数ということ

でございますので、できるならば市内外の多くのお客様に来ていただくような施策を今まで以上に努力いただきたいと思いますと考えております。

そういう中で、私が個人的な話で申しわけございませんが、温泉大好きでして、時間がある限り温泉に行っております。4施設を利用させていただきませんが、よく入っているお客様にお話を聞きますと、多少のご不満もございますが、半年券2万2,000円を買いとほぼ1日120円に入れると、ありがたいと言う方が大変多く考えています。その中で、やはりこの冬の寒い時期、身も心もほっこりする温泉に入っていて、健康になってもらいたいということを考えております。

たまたま田中におりますが、ゆうふる t a n a k a ですと今年はハロウィーンのキャンペーンをしたり、いろんなことを考えていただいています。また湯楽里館もたまたま夕べも行きましたが、イベント風呂がございまして、昨日はユズ湯でしたか、ユズがとても気持ちいいお風呂に入りましたし、御牧乃湯はとても私、サウナが好きでして、このサウナは非常に気持ちがいい。御牧乃湯のサウナの気持ちがいい要因の1つに、多分水風呂の温度が一定、これは地下水をくみ上げていると聞いておりますが、年間を通して21、22度で、とてもいい状況で入れまして、気持ちいいし、明神館は当然リニューアルしましたのですばらしい施設だという中で、昼間の風景は本当にこれほどにも誇れる非常にすばらしい景色かと思っております。

そういうすばらしい施設を何とかこれからも効率的に維持していただきたい、そして多くの人に来ていただきたいということを考えております。そして時間短縮によりまして、今まで利用いただいた方々には多少なりともご不便をいただいているわけですから、それもしっかり理解の上で、よりいい経営努力をしていただきまして、皆さんが楽しめる施設を長い間、できることを期待申し上げまして、要望して終わります。

○議長（依田俊良君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

受付番号6 市議会議員選挙の投票率向上に向けて、受付番号7 健康を維持し安心して暮らすために、受付番号8 地域包括ケアシステムについて。佐藤千枝さん。なお佐藤千枝さんから受付番号6に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 議席番号8番、東翔の会、佐藤千枝でございます。先の市議会議員選挙におきまして、再びこの議場に立たせていただくことができました。ご支援いただきました多くの皆様へ感謝いたしますとともに、次世代を担う子どもや若者たちやお年寄りや障がい者が安心して生き生きと暮らせる豊かなまちを目指し、その思いや願いがかなえられる東御市づくりのために、

力を尽くしたいと考えております。そんな思いで今回も一般質問を行います。

それでは通告に従いまして、3項目について質問をいたします。最初の質問項目は、市議会議員選挙の投票率向上に向けてです。この質問につきましては、何人も同僚議員が質問しておりますし、また、これからありますけれども、答弁のほど、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

今回、11月6日に行われました東御市議会議員選挙の投票率は、先ほどご報告がありましたが、60.21%、前回平成24年度の68%を下回っています。今年夏に行われた参議院選挙から18歳選挙権が認められ、市議会議員選挙においても投票率向上を期待しましたが、全世代の投票率を伸ばすことはできませんでした。一番地域に身近な選挙という中で、今回の市議選を振り返り、3点について質問をいたします。

今回の市議選の投票率低下の要因は何か、また今後の課題は何かについて。

2、期日前投票数が伸びた要因は何か。

3、交通手段のない有権者のために、各区ごとの投票所を設けたらどうかについてお聞きいたします。

次の質問は、健康を維持し安心して暮らすためについてです。

少子高齢化社会の加速により、今後ますます人口が減少し、市財政が健全に保たれるか懸念される所です。当面の課題を把握し、持続可能な東御市のさらなる展望を開くために、次の項目について質問をいたします。

1、国民健康保険の運営状況と収納率はどうか。

2、医療費の維持と今後の見込みについて。

3、30年度市国民健康保険が県下一元化になるための準備はどのように進められているのか。

4、医療費を抑えるための健康づくりの取り組みについてをお聞きいたします。

最後に、地域包括ケアシステムについてお聞きをいたします。

介護保険法の改正により、全国一律で提供されてきた介護保険の予防給付のうち、介護予防の訪問介護と通所介護については、それぞれの市町村が地域の実情に応じて多様な、かつ柔軟な取り組みによる新しい介護予防、日常生活支援事業に移行することになりました。すなわちこの背景には、団塊世代が75歳以上となる2025年、平成37年をめどに、地域包括ケアシステムを構築し、要支援の高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活を維持するため、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPOなどの多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を地域で支えるための体制づくりが求められています。そこで3点についてお聞きをいたします。

1、第6期介護保険事業計画で示された基本目標の進捗状況についてお聞きをします。

2に要介護状態となっても住み慣れた地域で自立した日常生活を送るための地域支援事業の取り組みについてです。

3、認知症を抱える高齢者、またはその家族への支援はどう進んでいるのでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（依田俊良君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 受付番号6、佐藤千枝議員の市議会議員選挙の投票率向上に向けてのご質問にお答えいたします。

まず今回の市議選の投票率低下の要因と、今後の課題についてでございます。先月の市議会議員選挙は、投票率が60.21%で、前回平成24年の市議選と比べますと7.79ポイント減少いたしました。これを前回市議選と比較しますと、年代別で特に減少の大きかったのは20歳代から40歳代までの投票率で、各年代とも10ポイント前後減少しております。言い換えれば若年層の政治離れが進んでいることが考えられ、加えて地域への帰属意識の低下も投票率に影響していると考えております。

また、選挙権年齢の引き下げに伴う18歳、19歳の投票率は40.62%で、市に住民票を残したまま市外で暮らしている若者に向けて、郵便投票の制度を周知しましたが、手続きの煩雑さに加え、選挙期間が1週間という決して長くはない状況において、投票を見送ったケースも少なくなかったのではないかと考えております。

このほか立候補者の減少も投票率低下の一因と考えられますが、今後の課題とすると、選挙管理委員としましては、これまで以上に投票による政治参加や投票しやすい環境づくりに努力してまいります。いかに市政に対して関心を持っていただくかという課題に対しては、市当局はもちろん、教育委員会、議会等も含めた市全体で具体的な検討を進めていかなければならないと考えております。

続きまして、2点目の期日前投票が伸びた要因についてでございます。今回の市議選における期日前投票の投票率は21.49%でした。前回市議選から比べますと1.48ポイント増加しており、今回の選挙で投票された有権者のうち約35%の方が期日前投票で投票をされたこととなります。告示日の翌日から選挙前日まで、市内5カ所に期日前投票所を開設しましたが、メリットとしますと期間内であれば有権者の住所にかかわらず市内5カ所のいずれかの投票所で投票ができ、また各投票所とも駐車場が広く、買い物や仕事のついでに手軽に投票できるということが挙げられます。本来、選挙当日に都合で投票が行けない方のための制度ではありますが、選挙当日にとらわれず、手軽に投票できるというメリットがあるため、浸透してきているものと考えております。

次に、3点目の交通手段のない有権者のために各区に投票所を設けたらどうかということでございますが、市内の投票所は27カ所ありますが、合併当初41カ所ありました投票所を再編し、平成20年から適用しているものでございます。この見直しにつきましては、当時投票区の規模の適正化、投票管理の合理化等を目的に、投票環境や利便性をできるだけ損なわないように関係する区とも協議の上、実施したものであります。ほとんどの投票所で複数の区の有権者に投票していただいておりますが、今回市議選の区ごとの投票率を見ますと、投票所のある区の投票率が高いという傾向ではなく、投票所まで距離の影響は少ないと考えておりますので、今のところ投票所の変更は考えておりません。

なお交通手段のない有権者の方につきましては、ご家族、ご近所の方等にご協力いただき、期日

前投票の活用も考慮される中で投票していただくことが現実的な対応と考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 受付番号7、佐藤千枝議員の健康を維持し安心して暮らすための1から3のご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、①国保の運営状況と収納率はどうかですが、国民健康保険特別会計におきましては国庫及び県負担金などの公費による歳入のほか、国民健康保険税を財源として医療費などの歳出に対応しております。昨年度の会計決算につきましては、単年度の実質歳入総額は35億7,751万円、単年度実質歳出総額37億843万円、差引1億3,092万円の財源不足でございました。この不足分につきましては、一般会計からの支援としての法定外繰入1億円のほか、基金を取り崩して運営を行っております。国保財政調整基金は、取り崩しにより年々減少しておりますが、基金の一定額を確保しつつ、市民が健康で安心して生活するための安定した国民健康保険制度を堅持していくことが重要であると考えております。

また、収納率につきましては、現年分国保税の昨年度実績は84.22%であり、県下19市の平均収納率が79.69%の中でその向上に努めているところでございます。なお納税相談や滞納整理により、国保税の収納確保を図っており、本年度も前年度の収納率と同程度を維持しております。今後とも更に継続して収納率向上を図ってまいります。

次に、医療費の推移と今後の見込みについてですが、被保険者1人当たりの医療費が大きく増加する傾向にあります。特に昨年度実績では、1人当たり34万2,669円で、前年比6.9%の大幅な伸びとなりました。また5年前の平成22年度1人当たり医療費27万2,043円に対し、26%と大きな伸びとなっており、特に昨今の医療の高度化や高額薬剤の登場による影響が大きいものと考えております。今後におきましても、新薬の利用充実が想定されるため、医療費の増加は避けられないと考えます。

次に、30年度市国保が県下一元化になるための準備は進められているかについてですが、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が維持できるよう、保険者機能の強化として国保の財政運営の責任主体を県が担うこととする見直しは、平成30年度からスタートするよう進められておるところでございます。

市といたしましては、現在、国、県からの情報を整理しながら、システム改修などの作業を行っており、それにより県内において今年度中に県下全市町村の被保険者情報などを集約し、各市町村が保険料の検討基準とする標準保険料率が来年度後半に提示される予定となっております。

また、運営の中心的な役割は県になりましても、保険料の賦課徴収をはじめ市民の届出や相談の窓口は各市町村となりますので、市は地域住民と身近な関係の中、広域化の周知も含め、きめ細やかな対応をしてまいります。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。

受付番号7、佐藤千枝議員の健康を維持し安心して暮らすためのご質問のうち、4点目のご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

医療費を抑えるための健康づくりの取り組みについてのご質問でございます。国民健康保険者として最優先に取り組んでおりますのは、生活習慣病等の予防や早期治療を通じた重症化予防により、将来的な医療費の伸びの抑制を図ることでございます。その手段といたしまして、平成20年度から始まっております特定健康診査と特定保健指導を重点事業として取り組んでおります。これにより年に一度ご自身の健康状態を確認し、生活習慣を見直して減塩等、食生活の改善や運動などを日常生活に取り入れていただくとともに、治療を必要とする場合は医療機関において早期診断、早期治療をすることが重要であると考えております。

特定健康診査の受診率は、この制度が始まった年から年々上昇してきており、27年度は45.4%、特定保健指導終了率は65.4%となっております。今後も引き続き市内医療機関のご協力をいただきながら、受診率、終了率の向上に努めてまいります。

続きまして、受付番号8、佐藤千枝議員の地域包括ケアシステムについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の第6期介護保険事業計画の基本目標の進捗状況についてのご質問でございます。第6期介護保険事業計画では、8つの基本目標を掲げてございますが、2点目、3点目のご質問のお答えと重複する部分がございますので、それを除いた進捗状況についてお答えいたします。

基本目標1の介護サービスの充実強化につきましては、地域包括ケアを推進するための仕組みづくりに当たってケアマネネットワーク部会や多職種連携会議、東御市民間介護福祉事業所連絡会等を通じて、お互いに顔の見える関係づくりに努めてまいりました。今後市全体の東御市地域ケア推進会議を設置し、具体的な事業展開を図っていく予定であり、最終的には小学校区を単位とする生活圏域ごとに地域ケア推進会議を立ち上げていきたいと考えております。

基本目標2の医療と介護の連携強化等につきましては、医療職との連携を深めるため、ケア会議等の開催を行っており、連携強化に努めております。また施設整備に当たっては、本年4月1日から定員18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行になり、これに伴い、それまで県の役割であった指導等の事務が市へ移管になりました。市では7事業所がこの対象になり、また本年度新たに1事業所が市の指定により開設されました。このほか本年10月小規模多機能型居宅介護事業所が開設され、住み慣れた地域で利用できるサービス事業所が増えたところでございます。今後も必要量を見極める中で、計画的に進めてまいります。

基本目標3の新しい介護予防、日常生活総合支援事業への円滑な移行につきましては、後ほどお答えいたします。

基本目標4の多様な生活支援サービスの確保や成年後見制度の確立についてでございますが、生

活支援サービスの確保につきまして、本年度自立支援型生活支援型訪問サービスが始まり、来年度は見守りの在り方を検討する計画であります。生活支援サービスについては、地域の有識者等による協議体の設置後、地域資源等を把握する中で、検討していきたいと考えております。また高齢者の権利擁護につきましては、上小圏域成年後見センターの市町村担当と連携を図りながら対応しており、来年度は市民の皆様への周知にも力を入れた研修会を計画しております。

基本目標5の高齢者を地域で支える福祉のまちづくりににつきましては、社会参加や地域での交流機会を増やすため、高齢者クラブやシルバー人材センターへの加入促進や運営助成、マレットゴルフ等のスポーツ振興、いきいきサロンなどの活動支援を行っております。またユニバーサルスポーツとして、特にボッチャの普及に身体教育医学研究所と連携しながら取り組んでおります。

基本目標6の複合型サービスの検討につきましては、看護小規模多機能居宅介護という訪問看護と、小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供するなど、複数のサービスを組み合わせ提供することが退院直後の在宅生活へのスムーズな移行に効果的かつ効率的と考えられるサービスでございます。現在、東御市にはございませんが、介護事業所が医療機関と連携し、医療リスクの高い要介護者への訪問看護の提供を行っております。

基本目標7の認知症施策の推進につきましては、後ほどお答えいたします。

基本目標8の東御市障がい福祉計画との調和につきましては、長期入院精神障がい者の地域移行を進める上で、居住の場を確保することが重要であります。高齢者向け住まい等をご案内し、介護サービスを必要に応じ提供できる体制づくりに努めております。

次に、2点目の地域支援事業の取り組みについてのご質問でございます。基本目標3の進捗状況と重なりますが、介護保険制度改正により来年4月までに介護の必要性が比較的低い要支援者に対する訪問介護と通所介護サービスが、国による一律の給付事業から切り離され、市町村による介護予防日常生活支援総合事業に移行になります。市におきましては、この移行が円滑に図られるよう、準備を進めているところでございますが、現在のサービス利用者の皆さんにアンケート調査を行ったほか、総合事業のサービスを提供することとなる事業所等への説明会を行っております。

また介護予防教室等につきましては、現在は5地区の公民館で取り組んでおりますが、できるだけ身近な場所で運動習慣が身につく、自立できるように区単位でも開催できるように地域に働きかけを始めたところでございます。介護予防教室ということだけでなく、地域住民の触れ合い、集いの場所となることも期待しております。

このほか市内の医療、介護の専門職の方々との会議を開催する中で、顔の見える関係づくりを構築し、現在は多職種との連携の在り方について考えているところでございます。このような様々な取り組みを開始しながら、地域の住民主体の取り組みが始められるような土壌づくりを今後も目指してまいります。

次に、3点目の認知症高齢者や、その家族への支援についてのご質問でございます。基本目標7の進捗状況と重なりますが、現在は認知症初期集中支援チームがサービス等につながっていない高

年齢者や、その家族に対して戸別訪問を行う等の検討を始めたところでございます。家族会につきましては、本年5月から開始し、定例化してきておりますが、ケアマネジャーの紹介で新規に参加される方々もおられ、少しずつではありますが拡大しております。

また、認知症の普及啓発として本年度は医師による講座も計画しております。なお来年度は認知症カフェについて、先進地の視察研修等を行う中で、当市に合ったカフェの在り方等を検討してまいりますと考えております。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） ただいまはそれぞれ丁寧な答弁をいただきました。

これから一問一答で質問を続けます。

投票率向上に向けた取り組みについてから再質問いたします。多くの民意を反映させるために、投票率を上げるための取り組みを今後どう進めていくのか、答弁いただきました。今回の投票率を年代別に前回の市議選投票率との比較をグラフにしてみました。資料をご覧ください。この表は選管の方からいただきました数字を表にしてあります。

驚いたことに、100歳以上の期日前投票に行った方がお1人おります。これからどんどん増えていくといいなというふうに思いました。

それでこの表ですけれども、参議院選の結果を振り返りますと18歳投票率が53.14%、19歳投票率は40.73%と、高校生での主権者教育に一定の効果が示される結果となりました。しかし今回の市議選におきましては、前回の4年前より、どの年齢を見ても投票率が下がっております。特に18歳選挙権施行後、参議院選挙に続く今回の選挙では、10代、20代、30代といった若者世代の皆さんの政治に対する意識が低い結果というのが大変気になりました。私ども立候補者側からの若者世代へ向けた政策アピールについても、今後の課題だというふうに考えますが、市として若者の投票率向上に向けた取り組みにつきまして、先ほどの同僚議員と重複するかもしれませんが、どのようにお考えでしょうかをお聞きいたします。

もう1点、今回の市議選と、市議選前に行われました「自分たちの未来は自分たちの投票で」と題した18歳選挙権座談会では、若い皆さんの感性、あるいは新しい発想により建設的なご提案も多くお聞きできたことというふうに思います。このように東御市のあすを語る若者討論会などの企画を通じて、直接有権者の声を聞く機会を設け、その声を反映させることにより、若者への意識啓発につながるというふうに考えますが、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（依田俊良君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。若者の投票率向上の対策と、直接有権者の声を聞くことについてのご質問と存じます。

まず若者の投票率向上について、一番は政治への関心を高めていただき、主体的に投票していただくことが理想なわけですが、それには先ほど答弁しましたとおり、市全体で取り組みを進めることが必要でありまして、例えば若者にも市政や地域の場に参画できるような機会が増えていけば、

投票はもちろん将来のよりよいまちづくりにつながっていくのではないかと考えているところでございます。

また、選挙管理委員会としましては、単に投票を呼びかけるだけではなかなか投票率の向上につながらないと考えておりまして、ご提案の有権者の声を直接聞く機会を設けることは今後の選挙管理委員会の取り組みに生かすことができますし、有権者の主体的な投票行動等につなげられる1つの方法となるとも考えます。「市報とうみ」10月号の選挙特集記事で、座談会により18歳、19歳の若者の声をお聞きしたところですので、どのような方法でお聞きするのが効果的であるというところも含めまして、今後研究してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 県の選管によりますと、今年夏に行われました参議院選挙では若者グループ、その名を「信州投票率を上げるプロジェクト」、略してSTAP、SMAPではなくてスタップですね、との協働啓発活動を各地で開催され、信州大学の学生などの活動が社会的な注目を集めて、効果的な啓発にもつながったとお聞きしました。新聞ニュースでもその報道が伝えられました。高校などでの出前講座や小・中学校での模擬投票を、これは長野市ですが、長野市選管と協力をして実施したり、期日前投票所の運営にかかわり、若者への政治参加を呼びかける活動を行い、投票の仕方を覚えるのではなく、自分で考え、判断することの意義を実感してもらいたいとSTAPの皆さんは今でも活動を続けているそうです。県選管では、今後も若者グループSTAPなどとの連携を図り、投票率向上への取り組みを引き続き行うというふうに言っておりました。

同じようにはいかないとは思いますが、東御市でもこのような事例を参考に、主権者教育を今後進めていただきたいというふうな要望をしたいというふうに思っています。

次に、投票所設置についてです。ただいま答弁いただきました特に高齢者の進んだ地域、いわゆる限界集落がどんどんこれから増えていくわけですが、その地域に配慮して高齢者が投票に行きやすい対策をお願いできないでしょうかということです。東御市だけではなく、厳しい財政環境に直面している各自治体においては、投票所の統廃合は財政再建策の1つとして一定の効果をもたらすと言われております。その再建策で、東御市も平成20年から投票所を41カ所を27カ所に再編し、現在に至っています。今回の結果分析によりますと、投票所のある区の投票率が高いという傾向がなく、投票所までの距離の影響はないとのことでした。

先日、高齢者係より直近の市内各区の人口及び高齢者率のデータをいただきました。投票環境や利便性をできるだけ考慮してということですが、投票所が遠いという声をよく耳にします。今後ますます高齢化率は毎年増加傾向にあり、車を運転しない世帯が増え、投票所が遠いことによる棄権率も予想される中、例えば高齢化率が40%を超えている、あるいはここ2、3年で40%になるだろう区においての配慮も必要ではないかというふうに思います。すぐには言いませんけれども、今後の見通しをもって投票所設置箇所の見直しについて、市民の声を調査、研究をしていただきたい

というふうに思います。特に高齢化の進んだ地域に配慮をし、高齢者が投票に行きやすい対策もしていただければというふうに考えますが、お考えをお聞きいたします。

○議長（依田俊良君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。高齢者の方も投票に行きやすいような対策をとる再質問と存じます。

先ほどご家族等のご協力をいただく中で、期日前投票の活用も含めて投票いただければという答弁をいたしました。平成20年の投票所再編時に同じように投票所が遠くなるというご意見をいただき、利便性を確保するため期日前投票所をそれまでの2カ所から5カ所に増やしたという経過がございます。それから9年が経過し、今回の市議選では先ほど答弁しましたとおり投票所までの距離の影響は少なかったとはいえ、高齢化が進行している状況等を考慮すれば、今後検討が必要な課題として認識しているところでございます。

高齢者お一人お一人への対応は現実的に難しいところとは考えますが、今後他の市町村の事例等を調査する中で、よりよい方策を研究してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） ただいまの答弁で、前向きにこれから検討してくださるということを理解しました。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に入ります。健康を維持し安心して暮らすための再質問に移ります。

運営状況について、基金は取り崩しにより年々減少にあり、基金の一定額を確保しつつも市民が健康で安心して生活するための安定した国民健康保険制度を堅持していくことが重要との答弁をいただきました。その中で、赤字分につきましては一般会計からの支援としての繰入金1億円のほか、基金を取り崩して運営を行っているということで、今後税率の検討を含めた歳入確保が大きな課題であるというふうに推察します。

そうした中で、これまでの取り組みと、これからの方向についてはどのようにお考えでしょうか。

また、収納率については、滞納整理による収納確保をしていくということですが、その滞納の理由と解消のための方策についてをお聞きいたします。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 佐藤議員の再質問についてお答えを申し上げます。

1点目の、これからの国民健康保険制度に関するご質問でございます。今後も医療費の増加や被保険者の減少による財政状況は悪化すると見込んでおり、実情に応じた対応が不可欠と考えております。

先ほど申し上げました国保特別会計の現状をいま少し説明いたしますと、歳入不足を補うため、これまで国保財政調整基金の取り崩しのほか、平成20年度以降は一般会計から合計約6億円の法定

外繰入を国保会計へ投入しながら、国保税を平成20年度から現在まで9年間税率改正せずに市民の負担を抑えて運営してまいりました。しかしながら今後は基金投入によりましても歳入不足が見込まれるため、さらなる法定外繰入と税率の変更を含めた歳入確保により、収支バランスをとる検討を進めておるところでございます。

健全な財政運営の上、平成30年度の県移行にスムーズにつなげたいと考えております。

続きまして、2点目の収納に関する滞納理由と方策についてのご質問にお答えいたします。滞納理由につきましても、多額の債務を抱えている場合や失業などにより収入が一時的になくなった場合、あるいは自営業で所得が急激に減少した場合などがございます。

なお収納確保の方策につきましても、収納嘱託員による定期的な訪問やきめ細やかな納税相談による適切な個別の分納計画作成などによりまして、納税の意識を高めていただく努力を続けてまいります。

また、自主納付に至らない方には、給与調査や財産調査などの段階的な手続きを重ね、それぞれの差し押さえなども適切な判断のもと、行ってまいります。あわせて県地方税滞納整理機構や地方事務所税務課との連携を更に強めてまいります。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） ただいまの答弁において、法定外繰入と税率の変更を含めた歳入確保により、収入バランスをとる検討を進めているというお話でした。また8年間市民に負担をかけないで税率変更はせずにきたということです。しかし基金の保有額は法定外繰入をしても年々減少してきている状況の中で、市民の心配はこれからではないかというふうに思います。今後もし税率改定が確定した際、低所得者への配慮、そして最小限の改定率にも配慮していただきながら、そういう考慮をしていただくということを強く要望をさせていただきたいというふうに思います。

続いて医療費についてお聞きをいたします。「市報とうみ」11月号に、「会計決算は黒字、実質収支は1億3,100万円の赤字」の見出しで、東御市国保特別会計の決算状況が掲載されていました。1人当たりへ換算した国保税は合併当時16年度は6万6,000円から、19年度には9万6,000円に上昇し、20年の後期高齢者医療制度改正により、その後はやや横ばいになっています。医療費においては16年度21万3,782円から27年度は34万2,669円と約13万円のアップということで、高齢化によるものの医療費は今後も右肩上がりが増えていくことが推測されます。

また、第2次東御市健康づくり計画書「健康とうみ21」の中の医療費の県内他市及び県、国との比較の年次推計を見ますと、東御市の国民健康保険1人当たり医療費は県や国平均よりは低いですが、近隣との比較では上田市よりは低い佐久市、小諸市よりは高いという状況の中にある中で、少しでも医療費を抑えるための取り組みが重要だというふうに考えています。この点、市のこれからのお考えについてをお聞きいたします。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 医療費を抑える取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

現状行われております取り組みをお答え申し上げて、質問のお答えとさせていただきます。

1つ目は、医療費通知書の発行でございます。かかった医療費の確認と健康の大切さに関心を高めていただくため、年3回世帯ごとに受診者と医療費総額などの情報をお届けしておるところでございます。

2つ目は、年2回ジェネリック医薬品への変更をお願いする差額通知書を発行しております。

3つ目といたしまして、本年度から始めました重複受診者の方への対応でございます。1つの症状で2カ所以上の医療機関から投薬などを受けている重複受診者に対しまして、保健師から保健指導の際に適正受診の働きかけを行ってまいります。

日ごろからの健康づくり、早期発見・早期治療による重症化予防が大切なため、健康管理部門などと継続して連携を図る中で、医療費を抑えるための取り組みをしてまいりたいと存じます。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） それでは医療費を抑えるためにということで、特定健診の答弁をいただきました。この特定健診の受診率向上に向けて努力をされ、年々上昇し、27年度には45.4%ということでした。答弁にありました特定保健指導終了率が65.4%ということですが、この特定保健指導終了率とは、どういうことなのでしょう。また、この数値をどのように捉えているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 佐藤千枝議員の再質問にお答えいたします。特定保健指導に関するご質問でございます。

特定保健指導とは、特定健診結果から腹囲、肥満度に加え、追加リスクとしての高血糖、脂質異常、高血圧、禁煙の中で、該当する数により対象者を情報提供、動機づけ支援、積極的支援の3種類に分けて、医師、看護師、保健師、管理栄養士により生活習慣改善を、習慣改善の改善を行うよう指導することでございます。

この指導する期間が初回面接指導時から6カ月間と決まっていますので、終了率とは対象者の保健指導が6カ月後に評価が終了したものの率でございます。対象者の中には年度をまたぐ方、保健指導を断る方等がいるため、100%になりませんが、国は60%を目標としております。当市は市内医療機関や身体教育医学研究所への指導委託、市保健師、管理栄養士による指導実施により、平成27年度は終了率65.4%となっておりますが、更に終了率を上げ、生活習慣の見直しや早期治療など、重症化予防につなげていきたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 健診を通じて健康づくりや重症化予防につなげていくということですが、そういう指導の中で、例えば高齢者を対象とした介護予防にもつながる事業というふうにも理解しておりますので、今後そういう指導に対しても丁寧にしていただけたらありがたいというふうに思っています。

平成27年度から市民の健康づくりをデータに基づいて進めるためのデータヘルス計画を策定し、レセプト情報、健診データなどの情報を活用し、疾病予防、重症化予防を行うというふうにしておりますが、どのような活用をされているのかをお聞きいたします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 国保データヘルス計画に関するご質問でございます。データヘルス計画とは、保険加入者の毎年の健診結果や医療費をデータ化し、そのデータを活用し、健康づくりの施策を実施するために作成した計画です。市では、昨年度作成しました第2次健康づくり計画「健康とうみ21」の基本方針の1つ、健康を支える環境づくりを推進するために当たり、健康状況を分析し、地域ごとに課題に取り組む必要があることから、身体教育医学研究所に健康状況の分析委託を行い、このほど5地区別にまとめることができました。この健康状況分析に国保データヘルス計画の医療費、健診結果データを活用しております。

分析した市の健康状況について一部分申し上げますと、生活習慣の改善の取り組み意識、腹囲が規定以上、これは男性85センチ、女性90センチ以上でございますが、この規定以上の方、あと血糖の数値などの高い地域と低い地域を示して、全国、県、市平均と比べるなど、見やすく、わかりやすく分析されております。

なお、この地区ごとの健康状況の分析結果につきまして、地域づくり協議会や保健補導委員会と共催で、明日13日から柵津地区で最初の報告会を開催し、3月までに5地区で開催する計画でございます。議員の皆様にもご都合をつけてご出席いただきますようお願いいたします。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） このデータヘルス計画、新しい事業の取り組みというふうにご説明をお聞きしまして、柵津地区でも報告会が明日あるということですのでけれども、市内5地区すべての小学校区単位の地域づくりが始まりましたので、健康づくりのための話題づくりにも役立ち、また貴重な分析結果だというふうに思います。このデータを活用して、地域に住む一人ひとりが健康づくりのための啓発活動にもつながるものというふうに期待をしております。よろしくようお願いいたします。

最後の質問です。地域包括ケアシステムについて再質問します。

基本目標1において市全体、あるいは小学校区単位で地域ケア推進会議を立ち上げていきたいとの答弁でした。具体的なその内容についてお聞きします。

それから新しい総合事業への移行に当たっては、地域住民、NPO、ボランティア、事業者、様々な団体など、多様な主体による多様なサービスの充実が必要であるというふうに考えます。現段階ではどのようなことを検討しているのでしょうか。

2項目合わせてお願いいたします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 地域ケア推進会議の具体的な内容のご質問でございます。

地域ケア推進会議につきましては、最終的に市内5地区でそれぞれ立ち上げていきたいと考えて

おりますが、現在は個別のケア会議の開催となっております。個別ケア会議の参加者は、ケアマネジャーをはじめ医療、介護の多職種の皆さんですが、民生委員さん等とも連携しながら開催しております。

今後は、その上位に位置づけの地域推進会議をまずは市全体で1つ立ち上げていき、その後は在宅支援を推進するに当たっては地域の実情に合わせた小学校区の身近な支援者による推進会議が必要になってくることから、地区ごとに立ち上げていくことが必要であると考えております。

2点目の総合事業への移行後のいわゆる受け皿に関するご質問でございます。現在、総合福祉センターや5地区の公民館等で、一般の高齢者の方々を対象に介護予防教室を開催しておりますが、こういった介護予防教室のような活動が、住民主体で身近な区の公民館等で展開されることが地域づくりの面からも今後必要なことになると考えております。そのために県の事業を活用し、専門家からアドバイスをいただきながら、ご賛同いただけるようなプレゼンテーションや活動内容などを検討しております。また現在は区長さんはじめ区民の皆様を対象に説明会を始めている状況でございます。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 地域包括ケアシステムは、今後在宅医療の提供を含むケアシステムが日常生活圏域で、これまでの生活との継続性を持って提供されるため、市町村が面的な提供体制を整えることが必要だというふうに言われています。また地域包括ケアを構築する上では、先ほどお話がありましたけれど、医師、訪問看護、介護事業所などの職種を超えた関係機関との連携協議会をつくり、研究等の連携を図ることも重要となりますが、地域包括ケアの中心となる在宅支援に関してはどのように推進していくのでしょうか、お聞きします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 地域包括ケアの中心となる在宅支援の推進についてのご質問でございます。

在宅支援推進のために、多職種連携会議を昨年からは開始し、2カ月に1回のペースで開催しております。当初より大勢の医療、介護の皆さんに参加いただいております。医療からは市民病院の医師や市内の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、理学療法士の皆さん、そして介護からは介護の事業所の多職種の皆さんに出席いただき、1回におよそ50人から60人の出席をいただいております。

なお昨年は、まずは顔の見える関係づくりのために、事例検討を主に行ったところですが、本年度は多職種との連携のためにはどんなことが必要かをグループワークを行いながら、検討しているところでございます。

在宅支援は様々な専門職が様々な立場でかかわり、支え合わなければ進んでいけないものでございます。今後も住み慣れた地域で自分らしさを大切に、東御市らしさを大切に、支え合う地域包括システムの構築を目指してまいります。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） いろいろ不安な要素もある中で、心配されている多くの方たちがいらっしやるかと思えますけれども、本当にこの地域包括ケアシステムが支援事業として、市町村の事業として身近でできますということはとてもありがたいことだというふうに思いますので、そういう意味では大変寄り添った支援が大事だというふうに思います。この点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの認知症高齢者や家族への支援についての答弁に、認知症初期集中支援チームのことに触れていただきました。この集中支援チームについて、もう少し説明をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 認知症初期集中支援チームに関するご質問でございます。

昨年度、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置し、認知症高齢者のご家族からの相談や支援に対応するための体制を強化したところでございますが、本年度は認知症初期集中支援チームを設置するため、市民病院の医師と作業療法士、地域包括支援センターの保健師と、先ほどの推進員の4名が専門的な研修を受講したところでございます。

現在のチーム活動としては、認知症高齢者の方で、まだサービス等につながらずにお困りの方に、訪問活動をはじめ支援の方法等を検討し始めたところでございます。

今後はチームの活動を支援する検討委員会等の設置を考えていく必要がありますが、いずれにいたしましても今後も増えていく認知症高齢者に対しまして、予防活動をはじめ相談支援体制を強化してまいります。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 認知症初期集中支援チームは、認知症発症の初期段階から支援を行い、ご本人やご家族に対し安定した医療、介護サービスを受けられることができるように行う支援だということです。認知症の予防や早期発見をすることができれば、重症化は防げます。しかし一番の心配事は、独居、あるいは老齢世帯などで情報が乏しく、相談や支援につながりにくい、あるいは認知症なのかどうかを見つけにくいことから、認知症ではないという独自の判断をされている方が増えているという現実があります。

10人に1人が認知症と言われていた認知症ですが、人口減少に伴い今、7人に1人、今後5人に1人、4人に1人というふうになっていくのでしょうか。認知症の方が地域を支える様々な社会資源を、言い換えれば地域資源ともいえるものを活用し、地域連携を担うコーディネーターとしての認知症地域支援推進員、先ほどありました1名配置ということですが、地域包括支援センター等に配置され、この認知症地域支援推進員の配置により、認知症支援における地域包括支援センターの役割は一層強化されるということになります。「さあ、いらっしやい」と言って待っているのではなくて、支援困難な方やご家族への対応を含め、アウトリーチ、訪問支援の充実に努めていただきたいというふうに考えます。

また、認知症の方へのケアは家族の方へのケアと一体でなければよい治療にはならないと言われています。やっと家族会も始まったということですが、私も介護経験者としての立場からも、この活動を支援していきたいというふうに考えます。

認知症カフェに関する研究もぜひお願いしたいというふうに思います。何より大切なことは、誰もがおっしゃいます「ああはなりたくない認知症」、失われていく記憶を取り戻すことはできないけれども、認知症を正しく理解をし、認知症になってからも希望や夢、そして尊厳を持って暮らし続けることができ、よりよく生きていける社会づくりのためには、医療、介護、そして暮らしやすい地域づくりに、行政、関係者等で力を尽くしていかなければいけないというふうに思います。そんな思いをお伝えし、質問を終わります。

○議長（依田俊良君） 受付番号9 滋野地区からスーパー撤退に伴う対策について、受付番号10 クルミ黒斑細菌病の防除対策について、受付番号11 若者の働く場所を確保する取り組みについて。若林幹雄君。

若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 皆さん、こんにちは。議員番号10番、太陽の会の代表、若林幹雄でございます。

私たちのグループは、これまで「太陽と風の会」と称していましたが、11月の選挙で2人のメンバーが引退され、新たにお2人のメンバーをお迎えしました。これに伴いまして「太陽と風の会」から「太陽の会」に名称変更いたしました。光り輝く東御の発展のために、これからも力を尽くしてまいります。どうぞ皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

さて、今回私は通告に従いまして3点にわたって質問いたします。

まず第1点は、滋野地区からのスーパー撤退に伴う対策についてでございます。滋野地区からスーパーが撤退して、既に1年10カ月になります。今回の市議会議員選挙に伴いまして、地域の皆さんのお話をお聞きする機会がありました。その中で皆さんのご要望で一番多かったのが、滋野地区からスーパーがなくなった、買い物が非常に不便になったという声でした。とりわけご高齢の方、お1人世帯の方は深刻でございます。

そこでお尋ねいたします。市としては、滋野地区からのスーパーの撤退に伴う対策、その影響をどう考えておられるのでしょうか。

2番目としまして、お年寄りやお1人世帯から買い物が不便になったという声を聞きます。有効な対策をどのように考えておられますか。

3点目に、スーパー撤退によりまして滋野地域の活力は低下しています。地域の問題として取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、クルミ黒斑細菌病の防除対策についてお尋ねいたします。

黒斑細菌病というのは、黒いという字に斑点と書きます。黒斑細菌病と呼びます。東御市の特産であるクルミについては、昨年からの黒斑細菌病の発生が見られました。今年は10月の初めて、

多くの木で落葉が見られました。この3月には防除薬剤が登録になっておりまして、今後は適切な防除態勢が求められています。

そこでお尋ねいたします。第1点目、現在、市内で発生している黒斑細菌病とはどのような病気なんでしょうか。

2点目、今年大発生しているとお聞きしていますけれども、被害の状況はどうでしょうか。クルミの収穫への影響はどうでしょうか。

3点目、この3月に新薬が認められたそうですけれども、情報がまだまだ徹底していません。今後の防除対策をどのように考えていますでしょうか。

3つ目に、若者の働く場所を確保する取り組みについてお尋ねいたします。

少子高齢化の中で、どこの自治体も様々な若者定住策に取り組んでいます。そうした中で、外部から企業を誘致したり、起業家を目指す取り組みを支援することは、若者の働く場所を確保する上で極めて重要でございます。

そこでお尋ねいたします。1点目、東御市における企業誘致、起業家支援の取り組みを市政の中でどのように位置づけておられるのでしょうか。

2点目、この間、行われた取り組みの現状と実績、新たに生まれた雇用者はどのくらいになるのでしょうか。

3点目、更に取り組みを強化する場合、検討すべき課題をどのようにお考えでしょうか。

以上が最初の質問でございます。簡潔なご答弁、お願いいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号9、若林幹雄議員の滋野地区からのスーパー撤退に伴う対策についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1つ目の滋野地区からのスーパー撤退に伴う影響をどう捉えているかについてですが、平成27年2月に滋野地区にありました大型スーパーが閉店し、昨年のまちづくり懇談会でも検討課題とされていたとおり、近隣の皆さんのほか、特に徒歩により日常的に利用していた高齢者の方などにとっては生活を営む上で不便が生じているものと認識しております。

2つ目のお年寄りや1人世帯の買い物について、有効な対策をどう考えているかについてですが、市内には高齢化等によりスーパーだけでなく、病院、銀行などへの交通手段に支障を来している方、いわゆる交通弱者対策としてのデマンド交通がございます。この運行システムは、相乗りのワゴン車で自宅とスーパーなど目的地の戸口から戸口へと送迎しますので、市内全域からスーパーや田中商店街周辺へ容易に行き来できるようになっています。このデマンド交通を有効にご利用いただければ、安心して買い物などにお出かけいただけるものと考えていますが、このシステムを知らない方もいらっしゃいます。このため滋野地区のスーパーの撤退問題も踏まえ、10月には注目されるようカラー刷りチラシの新聞への折り込みや、定期的に行っています広報への周知記事掲載のほか、商工会と連携しながら高齢者等の各種団体の会議において、デマンド交通の利便性や利用方法など、

丁寧な説明や周知に努めているところでございます。

また、運行開始から10年という1つの区切りを迎える中で、近年急速に高齢者世帯が増加するなど、社会状況も変わってきていることから、より使い勝手のよいシステムとするための見直しに現在、着手しております。

3つ目の地域の課題として取り組むべきではないかについてのご質問であります。スーパー等の商業施設の開設など、企業の経営判断に対して市が介入することは難しいと考えております。しかし今回のようなスーパー撤退に伴う地域課題について、地域が主体となって解決に取り組み、地域の団体等が自ら行う事業などに対して、市としてもできることがあれば支援してまいりたいと考えております。

続きまして、受付番号10、若林幹雄議員のクルミ黒斑細菌病の防除対策についてのご質問につきまして、市長に変わりお答えいたします。

1点目の現在、東御市内で発生している黒斑細菌病とはどのような病気なのかについてですが、この病害はキサントモナス属菌による細菌性病害で、欧米や中国などでは1900年代初頭から発生が確認されていましたが、日本では平成27年6月に初めて発生が確認された新病害として、植物防疫法における重要病害虫に指定されています。また、この病原菌は、クルミ属の植物以外には感染しないことが確認されており、クルミ以外の農作物や動植物に対しては影響を及ぼすことはありません。

特徴的な症状ですが、葉では黒褐色の斑点が生じて、その周辺部が淡い黄色になり、雄花が発病した場合には黒く変色して枯れてしまいます。また果実は外果皮に黒色の斑点が生じ、成長に伴い拡大します。この結果、生育途中での落果や成熟後の外果皮が亀裂し、皮が黒く着色する被害などが発生します。

この感染経路は、芽などで越冬した菌が感染源となり、新芽や雄花、雌花、果実で発症し、その後発症した葉や果実が2次感染源となって、風雨により拡散して他の果実等へ広がっていきます。

次に、2点目の被害の状況とクルミの収穫への影響についてですが、27年度に市内の65圃場を対象にして行った発生状況調査では、病状が軽微なものを含めてすべての調査圃場で発生が確認されました。本年当初は防除に関する登録農薬がなかったため、病原菌の存在する密度が非常に高い状態であったと思われます。この状況下において、新たに登録された農薬での防除効果を7月末に調査したところ、防除した場合の病害の発生率が5%以下であったのに対して、しなかった場合は97.5%で、高い効果が確認されております。

なお収穫量への影響でございますが、今年は9月の長雨での炭疽病などの病害発生に加え、いわゆる当たり年でないことも重なり、関係機関等との情報交換をする中では、昨年に比べて2割程度の減ではないかとお聞きしていますが、このうち新病害に対する防除を行った場合の収穫量への影響につきましては、極めて少なかったと推測しています。

3点目の今後の防除対策についてですが、新病害であることが疑われてから栽培管理方法を市報

へ掲載して周知を図ったほか、対応策のパンフレットを作成し、JAくるみ部会等へ配付するなど、可能な対策をこれまで機会を捉えて周知してまいりました。今年3月16日には、県、その他関係機関のご尽力をいただき、ICボルドー66Dが異例の速さで新病害の対策農薬として緊急登録されました。これを受けて4月以降、県病害虫防除所の専門研究員などを講師に迎えて、説明会や現地での実地研修会を開催し、登録農薬の効用のほか、病気の特性や防除方法などを説明し、あわせて参加者には他の生産者にもこの内容をお知らせするようお願いしながら、防除対策の普及周知に努めてまいりました。

また、市報などでも積極的な防除を呼びかける一方、個別の相談などにも対応をしているところでございます。引き続き日本一の産地とブランドを守るため、関係機関と連携を図りながら、さらなる防除態勢の強化と生産者への防除方法の徹底をお願いし、クルミの品質の確保と安定した生産を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、受付番号11、若林幹雄議員の若者の働く場を確保する取り組みについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、東御市における企業誘致、起業家支援の取り組みを市政の中でどのように位置づけられているかのご質問ですが、新規起業家への支援と企業立地を促進する取り組みは、第2次東御市総合計画の中で重点プロジェクトとして優先的に実施すべき施策と位置づけております。更に総合計画を具体的に進めるための東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、起業支援や産業の6次化支援、地の利を生かした企業誘致を掲げ、事業の実施に当たっては国の地方創生交付金、実践型雇用創造事業委託金を活用し、積極的な事業展開を図っているところでございます。

次に、取り組みの現状と実績、新たに生まれた雇用者数はどのくらいかについてのご質問ですが、東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みを始めた平成27年度以降の主な取り組みと成果について申し上げます。

まず企業誘致でございますが、市が所有する工業用地を2社に販売しました。もともと市内企業であったため、雇用の増員は5名ほどですが、これにより70名を超える雇用を引き続き市内に確保することができました。このほかサテライトオフィスの誘致支援に取り組んでいます。サテライトオフィスとは、企業の本拠地から離れたところに設置されたオフィスのことで、商工会の2階の貸しスペースを活用し、これまでにIT関連事業者等の5社を誘致し、8名が就労しております。また、このうちの1社が市内において新たな事業の展開を計画しているところであります。

このように企業がこの地に進出、または定着していただくことで、地域においては経済の相乗効果や新たな雇用創出が期待できるものと考えており、現在の具体的な案件としましては、大川北工業団地について整備を進めているところです。

次に、起業、創業の支援としましては、「コワーキングスペースえべや」の支援、起業支援セミナーの開催に取り組んでおるところでございます。コワーキングスペースとは、事務所や打ち合わせスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行うワークスタイルをいい、えべやでは開設以

降延べ715名の利用があり、このうち4名が起業しました。また起業支援セミナーには、継続して8名の方が参加しており、そのうち3名の方が起業に向けた準備を進めております。また、これらの事業と並行する形で、各種就労支援事業を実施しているところですが、これまで5名の方が就職されています。

市が実績として把握している状況は申し上げたとおりですが、現在、取り組んでいる観光ツアーの商品化や料理の開発、ワインをはじめとする6次産業化が進み、様々な推進体制が整備されれば、さらなる雇用や起業、新規就農の実績が伸びていくものと期待しております。

3点目の取り組みを強化する場合の検討すべき課題についてですが、働く場の確保においては市内企業の事業拡大、企業誘致及び新たな創業を後押しするための環境を整備することが大切です。現状において企業の事業状況やニーズを把握できていない部分もありますので、個々の企業の経営実態、抱えている課題、今後の経営方針などを調査した上で、今後行うべき事業を検討していく必要があると考えております。

また、地方創生の観点で、雇用の拡大と地域の活性化に取り組むに当たっては、当市の特色を生かした山岳高原観光、ワインツーリズム、スポーツツーリズムを推進し、観光入り込み客の増加を図ることが必要であり、観光地経営のかじ取り役を担う新たな組織が不可欠ことから、東御市版のDMOの構築に当たっては、地域づくりに取り組む団体や農業、商工業、観光業に携わる多様な関係者と協働しながら、組織化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） それでは午前中に引き続きまして、質疑を再開いたします。

それぞれ大変丁寧なご回答をいただきました。もう少し簡潔にさせていただくとよかったのかなと思っております。これから一問一答でお尋ねいたします。

まずスーパー撤退に伴う対策についてでございます。先ほどのご回答の中で、住民の方が不便を感じているということは理解しているけれども、スーパーに経営介入することはできないというご回答がありました。私は決してそんなことを言ってません。全市的な対策が必要ではないかということで申し上げたわけです。何か突き放された言いようで、誠に残念な回答でございました。

さて、このスーパーは長年滋野地区で営業されてきました。滋野地区の方々にとっては生活する上でなくてはならぬお店でした。そのお店が撤退するといううわさを聞きましたのは、一昨年のお秋でした。地元では地域への影響の重大さに鑑みまして、昨年の年明けに滋野地区の区長会の皆さんと滋野地区の議員団で本社まで出向きまして、存続のお願いに伺いました。諸般の事情がありまし

て残念ながら希望はかないませんでした。

かつて滋野地区には地域ごとに小売商店がありましたけれども、大型店に押されまして経営不振に陥り、閉店や廃業されるお店が相次ぎ、このスーパーさんだけを頼りにしていました。こうした中で、滋野地区の多くの皆さんは買い物に時間をかけて小諸や田中まで出かけ、急に必要なものは近くのコンビニやドラッグストアなどで間に合わせています。幸い地域で頑張っているお店もありまして、利用させてもらっています。

こうした中で、滋野地区の地域としての魅力度がスーパー撤退に伴いまして減退しまして、滋野に家を建てても住もうと考える方々が減少するのではないかと懸念しています。これからの滋野の発展にとって極めて大きな阻害要因になるのではないかなと思っています。

国土交通省では、住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じている、こうした人々のことを買い物弱者と呼んで位置づけています。全国で約700万人と推定しています。こうした買い物弱者は住民の高齢化、地元商店の撤退や廃業などで今後5年間で11%、10年間で16%増加すると予想されています。国交省のデータによりまして東御市の買い物弱者数を推定すると、約1,500人ぐらいかなと思っています。東御市の場合には全国の傾向とは多少異なり、自家用車保有率が高いため、これほどにはならないだろうと思いますけれども、それにしても大きな数字であることは変わりありません。

先ほどのご回答の中で、デマンド交通の活用について回答がありました。私もこれは非常に重要だと考えています。これについては9月議会において、同じ会派の阿部議員が詳細にわたって質問し、市側から運行方針の見直しに着手するという前向きな答弁をいただいています。

こうした状況を踏まえ、私はレッツ号に加えて、お買い物バスの創設をご提案したいと思います。レッツ号の行き先別利用割合を見ますと、一番多いのは病院で37.4%です。次に多いのは温泉施設で25.43%、買い物は3番目で16.9%となっています。日常的な買い物利用が極端に少ないことが目につきます。病院や温泉施設を利用するにはレッツ号が便利ですけれども、買い物する皆さんにとってレッツ号は必ずしも使い勝手がよくないのではないかなと思っています。それはレッツ号が定められたエリア内での運行を基本としておりまして、他のエリアに行く場合には田中駅で乗りかえというシステムをとっていることにあるように思います。エリア運行とは市内を和、祢津、滋野、御牧原、八重原という5つのエリアに分け、市中心部は共通エリアとして運行しています。このシステムは病院や市役所、田中商店街、ゆうふる t a n a k a などに行く場合は便利です。しかしお買い物で滋野から和や祢津のスーパーさんに行く場合には、一旦田中駅でおりて、それぞれのエリアのバスに乗りかえなくてはなりません。お買い物など日常的に利用する場合には、大きな障害になります。確かに効率的な運行を考えた場合、エリア運行は極めて有効ですけれども、お買い物という観点から見た場合、問題があるように思います。

そここでご提案します。現在のレッツ号のエリア運行とは別に、スーパーや大型店などをめぐる市内循環のお買い物バスを検討していただけないでしょうか。レッツ号は現在、1時間に1本、1日

8運行となっていますけれども、そのうち幾つかを市内循環運行としたらどうでしょうか。例えば最初の便でスーパーなど大型店へお送りし、買い物が済んだころ次の便が回って自宅まで帰る、そんなフレキシブルな運行をぜひご検討いただければありがたいと思います。

今、レッツ号の利用者の減少傾向が指摘されています。お買い物バスが運行されれば地域のお年寄りやお1人世帯の皆さんがもっと利用するようになるのではないのでしょうか。病院や温泉施設の利用は毎日あるわけではありませんけれども、お買い物は日常的に欠かせません。新たなお客様を獲得することにもつながるのではないのでしょうか。

また、今、全国で高齢者の自動車事故が大きな問題になっています。ブレーキとアクセルを踏み間違えて大きな事故が起きています。しかしながら高齢ドライバーの運転免許証の自主返納がなかなか進みません。運転免許証を返納すれば明日からの生活が成り立たないからでございます。レッツ号をもっと使い勝手をよくして、日常のお買い物が便利になればおのずから自主返納も進むのではないのでしょうか。市のご見解をお尋ねいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 巡行型のお買い物バスが創設できないかというご質問でございますが、市のデマンド交通は特に家族の協力を得づらい平日でなければ利用できない医療機関、金融機関等への交通手段確保など、交通弱者の自立した日常生活及び社会生活を支援するための地域公共交通機関として重要な役割を果たしているところでございます。したがって買い物専用のバスにつきましては、他のバスとのルート重複により費用対効果が課題になるほか、利用者の利便性を確保しながら市内の様々な店舗の皆様にもご理解いただけるルートの設定が必要となりますので、そのような課題もございますので、現状では取り組みといたしましては難しいものと考えております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） できないというお話でございました。非常に残念でございますね。確かにいろいろな問題点があるかもしれませんが、別に大型スーパーに行くためということではなくて、市内循環という形のそういったものもあってもいいのかなという気がしています。これまでずっとエリア運行ということでやってまいりましたけれども、今後の見直しの中で、そういったルートもぜひご検討いただいて、市民ニーズに合った運行ということもぜひお考えいただければと思います。今後の中で、またご検討していただきたいというふうに思います。

それからレッツ号のサービスについて、もう一つ問題を感じています。現在の利用の中で、例えばスーパーに行ってお買い物をした場合に、たくさんの荷物になるわけですね。特にまとめ買いということになりますので、荷物の大きさは膨れ上がるわけですね。しかしながら今、手荷物についてはひざに乗る程度の大きさということで規制があるように聞いています。確かにそれは狭い車内ですから、周りの皆さんにご迷惑をかけるということは慎まなければなりません。しかしながらまとめ買いのお買い物をした場合に、そういった大きな荷物がどうしても出てきてしまう。そういっ

たことに対しても何かそれ用のもうちょっと大きなバスを今後の中で検討するとか、荷物のスペースを確保するような、そういったことについてもぜひご検討いただければというふうに思っています。

それからもう1点ですけれども、運行の中でお年寄りには乗りおりの場合に足腰が弱っておりまして、時間もかかったりします。ふらつくこともあります。そんなときには手をかしていただいたり、優しい言葉をかけていただくなど、格段のご配慮をお願いしたいと思っています。確かに運転士さんにとりましては定時運行という、そうした義務もあります。何かと大変だと思いますけれども、お年寄りに寄り添った、そうした運行サービスを行うことこそがお客様を増やす一番の方策だと思います。どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず最初に、レッツ号で買い物の置くスペースが少ないのではないかというようなことのご質問でございますが、レッツ号におきましては手荷物の持ち込みについて制限を設けております。これは限られた車両スペースにおいてできるだけ多くの皆さんに乗っていただくことを優先して定めたルールでございます。しかしながらこの取り扱いにつきましては、以前より課題となっていることから、運行の委託先であります商工会のご意見をお聞きしながら、実際の乗車状況等を検証しながら、具体的な検討に現在の見直しの中でしているところでございます。

もう1点の運転手の対応についてというご質問でございますが、頻繁ではないんですけれども、たまにそんなようなクレームというのですか、苦情をいただいている、かつてはいただいているような部分がありました。それにつきましては今現在、月に1回運転手の皆さんも含めてオペレーターの皆さん、関係者が集まりまして、いろんな意見交換をしながらお客様に対する対応方法、接客方法についても検討しておりまして、クレーム等があった場合についてはその都度共通認識を持ちながら、利用者の皆さんに不快な気分を与えないような形での対応に努めているということで、商工会の方からはお聞きしております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） ぜひそういった細かい対応ということをぜひお願いしたいと思います。ちょっと先ほどもお話の私のスーパーの徹底の対策についてというお話の中で、市側から出された対応はデマンド交通を利用しろという話だったわけですね。だけれどデマンド交通、今、お話をお聞きする中ではもうちょっと市民にとって使い勝手のいいデマンド交通ということを考えていかなければ、やはり買い物弱者の方は救われないと思いますね。ただ、だめだというのではなくて、だめだであればではどのようにしていくのかという、そういう代替策もぜひ考えてやっていただきたい。やっぱり滋野の人たちにとっては、お年寄りやお1人世帯の場合はどうしてもそういった交通手段に頼らざるを得ないわけです。そうしたことに対しての温かい思いやりを持った施策をぜひ市としても検討していただきたいと思います。これは要望でございます。

さて、時間もあれですので次の質問に移りたいと思います。次に、クルミ黒斑細菌病について再質問いたします。この問題については、昨年の12月議会において横山議員が詳細にわたり質問されています。その際、黒斑細菌病対策については有効な農薬がなく、被害に合った果実や被害木を埋めるか焼却するしかありませんでした。今回、異例の速さで黒斑細菌病の対策農薬でありますICボルドーが緊急登録され、防除効果も極めて高いことが確認されたとのことでございます。関係各位のいち早い取り組みに感謝申し上げます。

ボルドーといっても一般的にはなじみがありませんが、殺菌剤として一般的に使われている薬剤でございます。散布すると石灰のために周りが真っ白になるという特徴がございます。しかしこうした薬剤が認可されたとしても、現在、現場では戸惑いがあります。今、私、ここに農協さんの資料があります。平成28年度クルミ病虫害防除歴というものです。これを見ますと発芽前から8カ月下旬まで全部で10回の消毒の散布をするようになっていきます。現在、行われているアメリカシロヒトリの防除でさえ年間2回でございます。効果があることは理解できても、生産者への負担が余りにも大きすぎるのではないかと考えています。現場の実態に合わないのではないかとという声もあります。これに対してどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今の防除歴、防除方法について、現場の実態と合っていないのではないかとございしますが、いずれにいたしましても現在、新農薬が、ICボルドーが登録農薬とされて、実証試験等がまだ進んでいない中で、登録に当たって進めてきた防除回数が一応10回という形の中であってまいりましたので、その関係で当面は10回とございしますが、今現在、上小農業改良普及所等とも実証試験、別に回数を減らせないかとかいろいろな面につきまして検討、検証しているところでございします。そういった中で、もう少し作業として楽な方法にできないかということをお研究しておりますので、まだ本当に現在、農薬が登録されたということで今後更にいろいろと研究しながら、どんなふうにしていったら効果的なのか、その辺も含めまして防除方法、態勢を早期に確立して、生産者の皆さんとともに押さえ込みに努めたいというふうを考えています。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 確かに10回やれば、それは効果があると思うんですね。ただし農家の方々も高齢化しています。例えば3回だとか4回だとか、そういった回数の場合には、どのような効果が出てくるのでしょうか。一定程度の効果があるのか、それともやっぱり10回やらなければダメなのか、それについて何か情報がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 10回でなくして、もう少し階数を減らしたらということでございますが、実際に生産者の皆さんからの声をお聞きする中では、10回もやらなくてもというようなご意見はいただいておりますが、やはり防除歴という中で進めていく中では、きちんとしたデータに基

づいて生産者の皆さんを指導していかなくちゃいけないというようなことがございます。そういう中ではきちんとした実証がされていない中では、中には何回しかやらなかったけれど大丈夫だったというようなご意見も確かにあります。ただ、やはり指導するという立場の中で考えたときに、あいまいな指導というのは基本的に適切ではないというふうに考えておりますので、その点について今現在、研究というのですか、実証を行っているところでありまして、いずれにいたしましても年に1回しか収穫できませんので、1年に何回も試験をして、すぐ結論が出るというものではないということで、少し長い目で見ていただいて、対策については確立していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） クルミ栽培をやっている立場からちょっとつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

主産地で新しい病気が見つかったということで、これを封じ込めたいという国のご理解も含めて、これに対する対応を今、検討しているわけでありまして。簡単にいいますと5月の芽吹きから、まず雄花先熟は雄花が咲き、雌花先熟は雌花が咲いてくると。そしてしばらくたつと今度は葉が出てくるという形の中で、芽の中に細菌が冬眠り込んでいるという形でありますので、その芽の伸長に合わせてボルドー I C 66を現時点では散布しているということでありまして、季節を追って新しく芽が出てくるということを追っていくと、年間9回ぐらいの散布で現在、実験をしていて、そういう中でかなり一番いい時期にしっかりとやれば、9割方は有効だという説もあるわけでありましてけれども、それがいつが一番いい時期かということを確認するということと、暫時成長していくというものに関して、現時点では追いかけるを得ないという状態で、情報提供させていただいているということでございますので、全力を挙げて回数を減らせるように現時点では努力しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 市長からもご答弁いただきました。今、やっている最中な薬剤なものですから、今後の中でその薬効等を見極めていくという点では極めて重要だと思っています。ぜひそういった、なかなか回数が大変だという負担感もありますので、今後の中で更に精査していただいて、一番いい防除方法を発見していただければありがたいと思っています。

市長もおっしゃっていましたが、この黒斑細菌病については私は今こそ市を挙げて取り組みを強化する必要があるのではないかと考えています。クルミ栽培については100年の歴史があります。大正の初め天皇陛下の即位記念にクルミの苗を全戸に配付し、これを契機に栽培が盛んになったと聞いています。それからこの地域は全国一のクルミ産地として栽培がされてきました。しかしながらこれまで2回の危機がありました。第1の危機は、昭和30年8月です。7号台風によるクルミの木の倒木でした。強風にはクルミは弱く、台風によって木がなぎ倒されました。第2の危機は、外来生物のアメリカシロヒトリによる食害でした。このときも地域を挙げてアメリカシロヒ

トりの撲滅に取り組んだものです。そして今回の黒斑細菌病は、第3の危機ではないかと言っても過言ではないと思っています。私たちの先輩はこれまで2回の危機を地域の力を挙げて克服してきました。今回も生産者、農業団体、行政が一体となって取り組むことが求められていると思っています。

しかしながら幾つか問題があります。それは第1に、防除機材の問題です。ICボルドーの散布が有効ですけれども、クルミの木の高さは10メートルにも及びまして、普通の消毒ポンプでは届きません。より強力な消毒ポンプをそろえるにしても、農家にとって大きな負担になります。機材購入への補助を検討していただければと思っています。

第2に、兼業農家の皆さんはわずかなクルミのために高価な消毒ポンプを購入することはなかなか困難でございます。こうした農家のためには市内5地区それぞれに高性能の消毒ポンプをまちで設置し、無料で貸し出しができるようにすることが必要だと考えています。

第3に、これまで黒斑細菌病対策はクルミ栽培に取り組んでいる農家の方を中心に行われてきたように思います。しかしクルミはどこのお宅も自家用のために畑の隅などに2、3本は植えてあります。こうした皆さんへの啓発もこれまで十分だったのでしょうか。やはり全市的な課題として取り組む必要があるように思っています。

そして第4としまして、今、農家は高齢化しています。そんな中で先ほども10回の消毒はなかなか大変だという話がありましたけれども、クルミの防除はなかなか難しいものがあります。そうした中でボランティアの方の力もかりながら、防除チームを組織し、手が回らない高齢農家の依頼を受けて防除を実施するような、そういう必要があるのではないのでしょうか。全市的な取り組みを行わなければ発生を根絶することはできません。市のお考えをお聞きします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず1点目と2点目でございますが、ポンプ機材の補助並びに高性能の消毒機械の貸し出しなどの制度がないのかということでございます。ポンプ機材の補助につきましては、これに限ってというようなことについては今後やはり防除態勢なり防除方法を定めていく中で、一緒に考えていかなくちゃいけない問題かなというふうに考えております。したがって現在では特にそのような制度はございません。高性能の消毒機の貸し出しについてですが、現在、アメリカシロヒトリ用の防除、駆除に利用してもらえるように信州うえだ農協の東部営農センター滋野店及び和店に貸し出し用の動力噴霧器を配備しております。現段階ではこうした既存の取り組みも有効に活用していただければなというふうに考えております。

3点目の全市的な防除の取り組みということでございますが、市では昨年度から広報や説明会などを通じ、新病害の周知を図ってきたところでございますが、自家用が主体でクルミを栽培されている皆様などに対しては十分周知されていないことも考えられます。このことから今後とも広報紙等を通じ、周知を図るとともに、日本くるみ会議や農協くるみ部会などの関係団体と連携を図りながら、また個別の相談にも随時対応できるような体制づくりを検討するとともに、防除講習会等を

こまめに開催し、生産者の防除に対する意識の啓発に努め、全市的な取り組みにつなげてまいりたいというふうに考えております。

4点目のご高齢で消毒が行えない方の対応ということでございますが、市内においては消毒作業を有料で実施していただける団体もございます。自分では行えない方などにつきましては農林課にご相談いただければと思います。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） ご回答いただきました。消毒用の機材について、グリーンファームに農協の営農センターで保管しているという話でございました。確かにあります。私も今、アメリカシロヒトリをやるために年間2回ほど借りています。ただ、私、懸念していますのは、今回のICボルドー10回ということですよ。そうすると現在のあの機数だけで果たしていいのかどうなのかと。足りない方がみんな行けばそれこそ取り合いになってしまうのではないかなという懸念もしています。今後の中で、実態を把握しながら、もし不足する場合には市としても格段の対策をとっていただきたいというふうに思っています。

それからクルミの、高齢化している方々もなかなか手が回らないということについてなんですけれども、ぜひ窓口を市の担当の農林課でもつけていただいて、それを市民の皆さんにお知らせしていただきたいと思います。何かあった場合には受付、そこでもって相談に応じるよということをやっていただくということが大事かと思っていますので、それについてはぜひお願いしたいと思います。

今回の黒斑細菌病については、去年確かに発生が確認されたというお話でございました。去年と今年、そして来年は3年目になるわけですね。また3年続けて発生するとなれば、3年にわたって木は大きなダメージを受けるわけですね。これからのクルミ生産にとってそれは非常に大きな痛手になってくるのかなと思っています。東御市の特産であるクルミを守るためにも、市当局としても格段のご配慮をいただきたいと思います。

特に散布のタイミングとしては、春先の4月、5月が重要だと聞いています。今から段取りを立てて、散布の時期を逸することなく、万全の態勢で取り組まれることを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

さて、3点目の質問でございます。若者の働く場所を確保する取り組みについてでございます。新たな雇用の場を確保するために、新規創業や起業に取り組まれていることを心強く思っています。成果も確実に上がってきているということで、ぜひ頑張ってくださいと思います。

さて、雇用の確保のためにこれまで工場団地を造成するなどしまして、企業誘致を進めてきましたけれども、あるいは事業所や工場建設をする場合には補助金などを支出してきましたけれども、リーマンショック以降企業誘致は極めて困難になっています。そんな中で、今、注目されているのはIT関連企業によるサテライトオフィスでございます。既に市内にもこういったサテライトオフィスの方が入ってきているというふうに聞いています。こうしたサテライトオフィスというのは、

都会に本拠地を置く企業が地方に開設する事業所でございます。本社とサテライトオフィスの間は光ファイバーによる通信回線で結び、メールやテレビ会議などでコミュニケーションをとるため、不自由することなく仕事を行うことができると言われています。サテライトオフィスは企業にとってもそこで働く従業員にとっても魅力的な存在になっていると聞いています。

こうしたサテライトオフィスについて、私たちの会派、太陽と風の会は今年の7月に徳島県神山町に視察に行っていました。神山町は徳島県のほぼ中央にある人口6,000人の山村でございます。ここに全国から12社のサテライトオフィスが開設しておりまして、約30人の新規雇用も生まれているそうでございます。行った当初はこんな山深いところになぜわざわざ東京から移住してオフィスを構えたのかと疑問に思いました。しかし都会で仕事をしてきた社員の皆さんにとって、一番のストレスは通勤に時間がかかることだそうです。それがここでは住まいからオフィスまでドア・ツー・ドア、山並みの中で小鳥のさえずりを聞きながら目覚める山里の朝は何ものにもかえがたいと満足していらっしゃいました。神山町にとってもサテライトオフィスができたことで、若者が定住するようになりまして、子どもたちも増え、地域が活性化しているそうです。こうした取り組みの中でこれまで58世帯、105名、平均年齢30代の皆さんが移住してこられたそうです。今や神山町は全国のサテライトオフィスの成功事例として全国から視察が相次いでいます。

そこでお尋ねしたいと思います。今後新規創業やサテライトオフィスを誘致するためには、環境整備が何よりも欠かせないと思いますけれども、具体的な取り組みをどのようにお考えでしょうか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） サテライトオフィスを誘致するための環境整備ということのご質問ですが、今後していかなければならないというような課題につきましては幾つかあるわけですが、その中で一般的に言われる話として、1つの課題であります高速インターネット環境については整備されているというふうに考えております。しかしながらそれを受け入れるための宿泊施設の不足が1つの課題かなと考えておりまして、今後は空き家対策や民泊なども含めまして、それらの取り組みとともに、連携しながら宿泊機能の整備を図っていきたいというふうに考えております。

そのほかにはサテライトオフィスとして、オフィスの場所を貸せる場所を用意する必要があるというふうに考えておりますが、この点につきましては現在、各企業の経営実態、先ほども1回目の答弁で申し上げましたが、各企業の経営実態を調査する取り組みを始める予定です。その中で、空き工場等、その点についても調査をしながら進めていきたいというふうに考えております。

そういう情報をもとに、今後できる建物を整理しながら、可能な物件の紹介につなげていきたいなというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 9月議会のときでしたか、田中商店街にあるコワーキングスペースのえべやを視察する機会がありました。担当者の方もいらっしゃるということで、ああいう中でオフィ

ス料無料でやっていらっしゃるということで、そういったことも利用しまして、ぜひ進めていただきたいと思っています。

ところで今年、長野県ではおもしろい取り組みをやらせまして、「長野県でITやってみませんか？プロジェクトおためしナガノ2016」という、極めてユニークな事業を行いました。これは地方での暮らしや仕事を考えているIT関連企業に対しまして、お試しで長野県に住んで仕事をしてみたらどうかと呼びかけるものでございます。これは最大で6カ月間、宿舍の提供や引っ越し代、交通費も補助し、オフィスは県内の市町村のコワーキングスペースを無料で利用できるというものです。この中に東御市のえべやも入っていました。この期間中、ずっと長野に住む必要はなくて、本来の事業所から行き来しても構わないというものでございます。サテライトオフィスを考えている企業にとってはまたとないチャンスだったと思います。実際にどの程度の企業が応募したかはちょっとまだつかんでありません。

また一方で、富士見町は昨年「富士見町からテレワークしながら新しい暮らしを体験してみませんか」とホームオフィスの無料モニターを募集しました。オフィスや家賃が1年間無料、ネットワーク設置費用は町が負担、延長利用の場合には利用料2年間半額にするという極めて手厚い支援を行うというものでございます。

こうした取り組みは、長野県のみならず全国の市町村で本格化しています。総務省のデータによれば、サテライトオフィスを設置した企業の約8割が効果があったと評価しているそうでございます。国もサテライトオフィスを含めたテレワークの推奨に力を入れておりまして、今後更にこうした動きが企業の中で加速することが予想されます。東御市においてもこうした取り組みに遅れることなく、適切な対応が必要ではないかと思っておりますけれども、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） サテライトオフィスを積極的に誘致するために適切な対応ということでございますが、基本的には今現在、既に取り組んでおりますので、この取り組みに当たっては地方創生交付金等を活用しながら対応しているということでございまして、この「おためしナガノ」につきましては、現在、商工会のサテライトオフィスに入居されている企業の5社のうち4社が活用されているということでありまして、そんな中で県とも情報をいただく中で、受け入れられる企業等があった場合については、相談に応じながら受け入れをしていきたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） サテライトオフィス、これからやっぱり全国でやっておりますので、やはりそういった点ではどこが一番対応できるのかということでの競争が始まってくるのかなと思っています。そんな中で、東御市がそういった企業に選ばれる、そうした自治体になることを心から願ひまして、一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（依田俊良君） 受付番号12 市民の市政への関心について、受付番号13 青少年育成と地方創生について。阿部貴代枝さん。

阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 皆様、こんにちは。議席番号11番、太陽の会、阿部貴代枝でございます。

先日、田中小学校と東部中学校が学校給食で3つの賞をいただいたといううれしいニュースが伝わりました。いずれも顔の見える温かい自校給食と、職員、生徒、地域住民のおかげなどという、そんなコメントが載っておりました。今の忙しい共働きが多くなっている毎日の中で、1日の1食ですが、一つ一つ手づくりで栄養を考えた、おいしい給食がいただけることは大変貴重で、ありがたいことだと考えております。しかも1人きりでなく大勢でいただけるという、そういうことに感謝でございます。

私は昭和47年に東部中学校の給食士で勤務していましたが、そのときは5人の正職員で1,300食ぐらいつくっておりました。大勢の生徒の皆さんは心から給食の時間を楽しみにしておりました。そのころは今のようにアレルギーに気を使うこともなく仕事をしていましたが、今は保育園でも学校でも給食をつくる皆さんが大変に気を使いながら仕事をされているということをお聞きしております。しかし40年前も今も給食が大好きという子どもたちの気持ちは変わっていないと思います。

私はいつまでも気持ちとしては、破瓜期と思っていましたが、60にして耳従う年代を過ぎても何の大成もないまま、杜甫のいわく「人生七十古来まれなり」を8月に迎えました。今回ぜひ若い女性の皆さんに議員として活躍していただきたいと、関係の皆様と1年余り、いえ、実際には2期目に入った時期からお願いしてまいりましたが、しかしなかなか上手に行動ができませんでした。

そんな中で、いろいろ感じたことは、夫がネックになることが意外と多いということに驚きました。また改めて女性は介護の問題もあることがよくわかりました。超少子高齢化の現代に、「古来まれ」などと言ってはいられません。ここからが活動のときと考えて質問させていただきます。

初めに、市民の皆さんの市政への関心についてお聞きいたします。

先にお2人の議員がお尋ねになりましたが、せっかく考えてきましたので、私にも質問させてください。

11月6日、市議会議員選挙が行われました。合併による2004年の選挙から、今回は4度目の選挙でした。過去最低などと報じられ、本当に残念でした。平成16年は投票率が77.76%、平成20年は75.20%、24年には68%でした。本年の投票率は60.21%で、12年の中で約18%も低下しました。全体に投票率が大幅に低下したのは、私たちの公約に魅力がなかった、信頼が寄せられなかった、皆さんが市政に関心が少なかったなど、多くの原因が挙げられます。市政への関心に対する事業は、常に市が中心に啓発活動の実践を行っていくことが重要であると考えております。そこで次のことをお聞きいたします。

①として、今回の市議会選挙の投票率をどのように考察されておられるか、また選管として投票

率アップの啓発をどのように行ってこられたか。どのような啓発をしたら投票率アップが期待されるかなどお考えをお聞かせください。

②として、東御市が告示前に開催された若者中心の座談会の様子、その反応はいかがでしたか。

③として、選挙権を得る前の皆さんの年代に関心を持っていただくために、日常的に市政を論じられる環境が必要であると考えています。小学校や中学校の児童・生徒に対して、市政、あるいは国の政治に興味を持つ啓発学習はどのように行われておりますか。

次に、青少年育成と地方創生についてお聞きいたします。

地方創生は、道徳の再生から始まるとの見解を示した学者がおります。その話の要約をしますと、「元来、日本社会は親子の権威の伝達が行われてきた。しかし戦後個人の自立が強調され、家庭の中では子どもの自立が期待された結果、家庭の中において友達のような親のもとで居心地のよい暮らしと親を権威ある存在とは考えずに、面倒を見るべき存在とも思っていない。かつて家庭や地域や学校は子どもたちに道徳規範を学ばせる場所であった。家庭、学校、地域の再生こそ、老人介護や福祉と密接に絡み合い、地方創生や道徳教育ともつながっている。家族や地域への責任を持つとする、そんな人の育成にある」と話しております。

家庭や学校、地域の養育能力が問われる現状で、子どもたちの遊び戯れる声が地域から消えました。子どもたちの目を輝かせて遊び回れる環境がなくなってしまったことと、友達といってもそれぞれがゲーム機やタブレット端末を持ち寄り、それに興じているため、会話もなければ飛び回りもほとんどないからです。そんな環境の中、次のことをお聞きいたします。

①として、学校や教育委員会では放課後や休日に児童が外で集団で体を動かして遊ばない現状をどのようにお考えですか。

②として、ゲーム機やタブレット端末でいろいろな課題が生じ、連日報道されることが多いが、市内の状況と、そのような現状をどのように認識をして、対策を講じておられますか。

③として、家族や地域の中での人間形成の基本的な道徳教育の在り方についてのお考えと、学校での道徳教育の現状と、そのことによる子どもたちの様子はいかがでしょう。

初めの質問を終わります。

○議長（依田俊良君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 受付番号12、1番と2番、阿部貴代枝議員からの市民の市政への関心についてのご質問のうち、1点目と2点目のご質問にお答えいたします。

まず1点目の市議会議員選挙の投票率の考察と、投票率アップに対する考えについてでございます。

市議会議員選挙の投票率は60.21%で、前回の市議選と比べますと7.70ポイント減少しました。投票率について年代別に見ますと、各年代とも前回市議選より減少し、特に20歳代から40歳代の投票率の減少が10ポイント前後と顕著でありました。また選挙権年齢の引き下げに伴う18歳、19歳の投票率は40.62%で、20歳代に続き低かった状況でございます。

地域別の投票率を見ますと、やはり候補者のあった地域につきましては投票率が高く、候補者のなかった地域や比較的新しい住宅団地等のある地域では投票率が低い傾向が見られました。

加えて、定数が2人減った中での選挙でありましたが、候補者は定数より1人多い18人で、前回選挙より候補者が4人減少したということも投票率低下の一因になったと考えております。

今後の投票率アップにつきましては、選挙管理委員としまして従来の方方法にとられない啓発活動や投票環境の整備の必要性を感じておりますが、次回以降の選挙に向けて、今後具体的な方法を研究してまいりたいと思います。

あわせてご指摘のとおり、市政に対する市民の関心をどのようにして高めていくかという点も大きな課題であると感じておりまして、即効性のある対策が難しい中で、市全体で検討を進めていかなければならないと考えているところでございます。

続きまして、2点目の若者中心の座談会の様子についてのご質問でございます。

「市報とうみ」10月号の選挙特集記事でご覧いただいたかと存じますが、ご質問の座談会につきましては選挙権年齢の引き下げと市議会議員選挙を控えた啓発活動の一環としまして、18歳、19歳の若者5人にご出席いただき、開催したものでございます。座談会は終始和やかな雰囲気で行われました。実際に投票をされた感想や選挙に対するイメージ、若い世代が投票に行くにはどうすればよいかなど、直接若者の声を聞くよい機会になったと考えております。

いただいたご意見として、選挙権年齢の引き下げには皆さん肯定的でしたが、実際に投票してみても感じたこととして、投票所の雰囲気を明るくしてほしいというようなご意見、選挙広報の内容が難しいというようなご意見など、今後の参考となるものが多く、大変有意義なものになったと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 同じく阿部貴代枝議員の市民の市政への関心についての3点目、小・中学生に対して市政、あるいは国の政治に興味を持つ啓発学習が行われているのかのご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

小学校、中学校におきましては、ともに社会科で憲法や三権分立、主権在民や選挙、国会や国政の仕組み、また地方自治などについて学んでおります。小学校3年生では、社会科、「わたしのまち、みんなのまち」という単元で、東御市の水道や消防などの実態を学び、社会科見学では市長から市長の仕事や市役所の役割を聞いたり、議場見学では議員が選挙で選ばれることなど、まちの生活を支える仕組みについて具体的に学習を行っているところでございます。

4年生では、県庁や県議会の議場を見学し、6年生では修学旅行で国会議事堂を見学して、日本の政治について学習をしております。

また、中学校でも社会科の公民で民主主義、国の政治の仕組み、地方の政治と自治などをより深く学んでいるところでございます。

小・中学校では、これらの学習を通して、市政や国の政治に興味や関心を持つことで主権者意識を醸成してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号13、阿部貴代枝議員の青少年育成と地方創生についてにつきましてお答えいたします。

最初の児童が外で、また集団で体を動かして遊ばない現状をどう考えるのかというご質問でございますが、子どもが野外で友達と元気よく遊ぶことは、子どもたちの成長にとってとても大切なことであります。子どもたちはその遊びの中で規律や人間関係を学び、ときにはけんかをし、そして仲直りもしていくという貴重な体験をすることができます。子どもたちの成長過程でこのような場面が少なくなっていることは大変残念に感じているところであります。また、こういった時間を創造していくことは遊びの天才と言われる子どもたち自身であり、子どもたちの自主的な行動が大切であると考えているところであります。

次に、ゲーム機やタブレット端末を利用することによって発生する様々な課題について、市内の状況はどうか、また、その対策はどうなっているのかのご質問でございますが、まず市内の状況でございますが、今年10月に実施しました市内小学校6年生と中学校2年生及びその保護者を対象にしたインターネット利用に関するアンケート調査の結果からは、トラブルとしてネット上のけんか、架空請求、迷惑メールなどが少数ですが、ありました。これらに対する対策として、市ではネットリテラシー教育の推進に力を入れており、小・中学校への出前講座や専門家を招いての講習会において、インターネット利用には多くの危険が潜んでいるという注意喚起と、正しい情報機器の利活用についての啓発活動を行っているところであります。

次に、3点目の家族や地域の中での人間形成の基本的な道德教育の在り方についての考え方、学校での道德教育の現状と、そのことによる子どもたちの様子はいかがかについてですが、子どもたちを取り囲む人、もの、こと、のすべてが道德的な意義を持ち、人間形成につながるものと受けとめており、保護者や地域の方々がかかわる中で、社会生活を送る上での基本的な事柄であります決まりを守る力、よいこと悪いことを判断できる力を育てていくことが重要だと考えています。

また、学校では、これまで道德の年間計画を作成して、道德教育に取り組んでおりますが、学校におけるすべての教育活動が道德教育につながるものと考えます。学校には元気にあいさつのできる児童や決まりをしっかりと守れる子どもが多く、このことは道德教育を含む教育活動の成果と受けとめています。

なお道德の教科化が小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から実施されることになっておりまして、教育委員会では一貫教育推進委員会の中に道德部会を設けて、教科化に向けて準備を進めているところでございます。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） いろいろお答えいただきました。ここからは一問一答で、関連質問

は合わせてお聞きいたします。

今回、選挙のことを質問するに当たり、改めてとても驚いたことは、若い皆さんも現役世代の皆さんも、市政に関する関心が本当にないということでした。日々の生活で手いっぱい、市の政策、まるきり関心も興味もわからないなどという、とても衝撃的な意見も何件かお聞きいたしました。今回の市議選では、20代の投票率は30.2%で、関心がないことが顕著ですが、30代の投票率が45%、40代は55.7、50代はちょっと高く67.4ですが、20代の有権者数です、2,609で全体の10.4%、30代から50代の有権者数は1万885人で、全体の43.4%です。私は問題とすべきなのは若者の投票率ばかりではなく、むしろこの現役世代がもっと選挙に行ったら結果は違っていたのではないのでしょうか。このまま各年代が、使って悪いんですけど、千枝議員の表を見ていただくと、30、40、50の皆さん、低くなっている皆さんが60、70の皆さんがそっちへ寄って、あのままの状態でいったとしたら、更に投票率は下がると、そういう結果だと思います。

また、市民の皆さんが投票したい人がいないという、もしそんな選挙であったかもしれません。もし投票したい人がいないというなら、私はご自分で立候補すればどうかと考えています。今回の選挙から立候補しやすいように、選挙カーの使用料やポスターの印刷代などの市からの助成も始まりました。家庭を持つ若い皆さんのためには、もっと報酬の面で検討しなければいけない面もありますが、今回は、あれ、無投票かなんていう、そんなムードもそこそこあったり、それから全国的にも投票率が低下傾向にあり、無投票当選者の割合が高くなるなど、市民の関心の低さや議員のなり手不足が深刻な問題となっているという、そんな見解もございます。ぜひ若者の皆さんが立候補を考えられる、そんな環境の設定をしていただきたい。

例えば人材を育てることに活用いただいている未来塾、ありますね、ありませんでしたっけ、未来塾。未来塾などにも、この市の施策として重点的にそういう人材を育てる、そんな項目を取り入れて取り組んでいただけないでしょうか。

また、高齢の方、ちょっとこれ、話は別になりますが、高齢の方には投票所まで行くことができないというご意見がとて多くありました。こんなところにも本当に高齢化を強く意識しました。平成20年4月の市長選から、43カ所の投票所を27カ所に減らしました。これは主には経費削減かと考えられますが、詳細な理由はどのようなことで減らしたのか。不便になればそのことも投票率を下げている原因につながりかねないか、そんな理由になっていくのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（依田俊良君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 阿部議員の再質問にお答えいたします。投票行動や若者の立候補、投票所の再編の経緯に関する再質問と存じます。

まず若者に投票を促すのであれば、まず大人が率先して行くべきではないかというご質問ですが、座談会でも1人で投票に行くのは抵抗があったので、親と一緒に投票したという方もいらっしゃいました。家庭内で政治や選挙について関心を持てる情報提供も必要ではないかと考えて

おります。

また、市長選や市議選については、東御市で暮らす以上、私たちの生活に直接影響のある身近な選挙でありますので、今回はそういった面を更に強調して、1票の大切さや投票の呼びかけをしてまいりたいと思います。

続きまして、若者の立候補に関するご質問ですが、市政に対する関心を高めるためには幅広い年代から立候補者数が増えることが望ましいわけでありまして、今年市長選、市議選からポスター製作費用や選挙広報車の借り上げ費用などの公費負担制度を実施しておりまして、立候補の負担軽減を図りました。また議員報酬の改定も若者の立候補を支援する1つの施策に当たるものと考えております。

最後に、平成20年の投票所再編の理由に関するご質問でございますが、再編につきましては投票管理の合理化による経費節減に加えまして、駐車場や投票スペースの確保といった投票環境の向上や投票規模の適正化、過大投票区、過小投票区の解消等を目的に行ったものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 聞き逃したか、人材を育てることに、未来塾のようなのは市の施策として取り組んでいただけないかということの、ちょっと質問の答えがなかったような気がしますが。後でまた、市長の方に、後で答えていただければと思いますが。

投票率のことですが、例えば本年の18歳以下が投票権を持ったときの参議院選挙に、それぞれのいろんな市町村が大型商業施設などへの設置が可能になり、市内の有権者が誰でも投票できる共通投票所を開設したところもあります。前回の質問のときに、各地区公民館以外は混乱や間違いなどを招くという、そんな回答がありましたが、この7月の選挙に共通投票所を置いた高森町は、課題に対していろいろな工夫をされたようです。車を持たない高齢な有権者の方々から、投票所が遠いというご意見をいただき、実際にちょっと、王子平から金井の公民館まで歩いてみたんですが、本当にちょっと遠いです。先ほどの前の方の回答に、だから期日前のそういうのも利用してほしいという話もありましたが、例えばの話、王子平の方は期日前の滋野の公民館にはもっと遠いので、そういうこともちょっと行きにくいのかなと思いました。実際に投票に行きたいという希望がある方は、まとめて送迎するとか、レントゲン車のように投票所のない区に車を回すとか、デマンド交通をあえて投票所にピストン運行するとか、または病院や大型スーパーに共通投票所を設けるとか、何か工夫ができないでしょうかという、そんな質問です。

例えばさっきの議員が聞いたときに、家族、隣近所に連れていってもらえよという、そういうお答えがありました。だけれど家族でさえ行かないのに、意外と家族の中で小さくなっている年寄りの方が連れていってと言うのは、とても言いにくいかもしれません。それから隣の人に連れていってもらおうと、そういう年齢の人たち、私もそうですけれど、何かお礼もしなくちゃと、何か品物をちょっと、「ありがとね」と渡さなくちゃいけない、そんなこともあります。だから軽くそういう

感じでご回答いただいたんですが、そうではなくてやっぱりこれはぜひ何ていうの、市の中で考えてもらいたいと思います。遠いから投票率が下がるとはいえないというお答えもさっきありましたが、行きたいけど行けないという、そういう方に私、そういう回答は非常に失礼だと思いました。お願いいたします。

○議長（依田俊良君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（柳沢廣幸君） 阿部議員の投票所に関する再質問にお答えいたします。投票所につきましては、平成20年の投票所再編時に41の投票所から27の投票所へ再編するかわりに、期日前投票所をそれまでの2カ所から5カ所に増やしまして、できるだけ利便性を確保するようにしたという経過がございます。今のところ、すぐに投票所を増やすという予定はありませんが、他の市町村では移動投票所など、選挙や投票に対して様々な工夫をされている例がありますので、それらの効果を分析、研究する中で、投票率や有権者の利便性の向上等に向けた取り組みにつなげてまいりたいと思います。

それから先ほどの追加でございますが、人材育成につきましては市当局はもちろん、教育委員会、議会等も含めた市全体で具体的な検討を進めていかなければならないと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） ぜひ投票に来たいという高齢の方も、心やすく行けるような、そんなような検討をぜひしていただきたいと思います。

それでは青少年育成の関係ですけれども、先ほどの答えの中で、子どもたちの政治への関心に対するお答えの中で、子どもたちの市役所のここへ来たとき、私も一緒に子どもと話をしたことがありますが、国会の見学などのお話がありましたが、その中でそういう意外と何回勉強されているかわかりませんが、子どもたちがどのくらい行政に関心が出て、将来に役立っているとお考えでしょうか。

欧米の先進国では、教室で子どもたちが政党や候補者の政策や政治姿勢を論じ合うことは珍しいことではないという、そんな報道がなされたことがあります。日本では日常生活の中で学校でも家庭でも政治課題について、賛否を交えながら議論し合うこともちょっとあまり見受けられません。小学校や中学校、高校時代に市政に関心を持たせる方法の1つとして、子ども、高校生、若者議会の実施はいかがでしょうか。その辺をちょっとお聞かせください。

例えばこの間、紹介していただいて、愛知県の新城市の若者議会、そして女性議会のホームページを見せていただきました。平成27年に新城市若者議会条例がスタートして、若者議会が行われました。27年には市長から「若者総合政策の実施に関する事項について」という諮問があり、それについて16回の議会を開会して、14回目の議会に答申を行い、また6つの予算事業の提案をしたとありました。かかわった若者は、これから市政に対してどんな関心を示していられるのか、興味深い政策だと感じました。

将来のことを考えたとき、子供議会、若者議会はいいヒントになるのではありませんか。先生方にあまり負担をかけないように、例えば子供議会に向けたお膳立ては市の指導員の先生方がかわり、子どもたちは日常感じている課題等を洗い出して、クラス全体で話し合いを持って、そして質問する子どもは1人だけども、そういう議会に向けてという、そのような工夫などをすれば、全体がかかわることができるかと考えます。

また、直接市長に質問することやクラスの仲間が市長に質問する姿をこの後ろあたりで身近に観戦すれば、とてもよい経験になり、きっと関心を示してくれるようになるのではと考えます。市長のご答弁、にこにこ、しっかりとしたご答弁を聞きながら、市長さんてすごいと感じる子どもたち中にはいるかもしれません。ぜひ子供議会、若者議会、市長のお答えをお聞きしたいと思えます。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 子供議会は、中学校の先生方のご理解を得て、就任直後に1度東部中学校でやらせていただきました。大変なご負担をいただいて、担当の先生がご尽力いただき、市政全般にわたって数カ月にわたって勉強していただいて、そして議長を決め、柔道場で議会を開催しましたけれども、学校からは次はちょっとできないというご回答をいただいて、それ以後は開催できておりません。

そういう中で、やはり子どもたちに市政のことについて、私が出かけていって語る機会等、つくらせていただくとか、全体から質問を受けるとかという行政懇談会に近いものの方が、市としては適しているかなという感想を現時点では持っております。

議会で議会が主導して、議会として子供議会を開催するという地域もございますので、そういうことに関してまで子どもが関知するものではありませんけれども、子どもたちと行政が接する機会を増やしていくということは、子供議会に関しては当面計画はありませんけれども、今後考えていかなければいけないことというふうに認識しておりますので、にこやかに子どもたちに接する機会が今後できたらなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 確かに本当に子供議会、長い時間を要して開催されるかと思えます。でも今、市長が子供懇談会の中でというのは、もしかしたら子供行政懇談会みたいなのが、そんなようなあれかなと思って理解しました。ぜひ子どもたちに何かインパクトのあるような、そういう話し合いができると、子どもも必ずあのときこうだったと、関心を示してくれるのではないかなと考えておりますので、ぜひよろしくお聞きしたいと思えます。

本当に現役の保護者が非常に少ないので、しっかりと自分たちが選挙に行くという、そういう姿をまだ選挙権のない小学生、中学生にもしっかりと見せていただきたいと思えます。そうすることによって子どもも、あ、選挙に行かなくちゃいけないんだと、そういうふうに考えてくれるのではないかと思えます。これから先の今の私たちの世代よりも、この国、この社会に長い間、責任を持

つことになる若者にこそ、政治に目を向け、政治に参加してほしいと願っております。

次に、子どもが外で集団で遊ばない場が少ないこと、青少年育成の関係ですが、子どもが外で集団で遊ばない場が少ないこと、残念だということだとか、実践が大事だという、そんなお答えがありました。今ここで自主的にみんなで遊びなどと言っても、そんな環境を意識的に用意しないと今の子どもたちはとても遊ぶことができない現状だと思います。そのことが今の答弁からはまるで何か理解していないのではないかなと感じました。

放課後に子どもたちが自由に飛び回れる放課後子供教室が必要であるということを私はいつも考えております。日が長くなる季節の放課後に、子どもたちが学校で遊べる時間を確保することができれば、子どもたちはもっと体を動かし、いろいろな経験を重ねることが出来ます。そんなことを言えば先生たちにまた負担になると言われますが、放課後学校を開放するには、これは学校と地域の今ある小学校区単位の地域の皆さんとの連携プレーが必要かと考えます。教育委員会では、いつも私がこういう質問をすると児童館や児童クラブがあるからと簡単に片づけられてきましたが、私は保護者が働くか、働かないかにはかかわらず、多くの児童が授業が終わった放課後にかばんを持ったまま、その場所で子供教室で勉強する児童も、本を読む児童も、校庭や体育館で遊び回ることが出来る児童もいる、それぞれに子どもの居場所を確保することが求められているのが、本当に今の現状だと考えています。

少し前ですけれど、しげの里づくりの会の役員会に、子どもの居場所づくりのための推進委員会を組織できないかという提案をしました。私、役員ではないので、そこに出ることはできなかったんですが、青少年育成部会長の説明に、それでは経費はどうするんだということになり、継続審査のような形で何か終わってしまいました。何かすごくそれを出すのに私、一生懸命書類をつくったものですから、何かちょっと、いま、なえてしまってあまり、もうちょっと頑張つてやろうという気がちょっとなくなってしまうんですけど、放課後子供教室が行われれば、児童は群れて遊ぶ時間もたくさんになり、ゲーム機などで遊ぶ時間もそこで過ごす分、少なくなるのではありませんか。ゲーム機以外で遊ぶことのおもしろさ、人間とかかわる喜びを味わってほしいと思います。

また、地域の大人も一緒にそのことをやることによって、地域の大人とかかわることによって、多くの子どもが遊ぶ中でいろいろな話の中で、しつけの中で道徳的な教育も学ぶ機会が多くなると思います。「地域で育てよう おらほの子供たち」、まだこのキャッチフレーズは生きていますか。もうおわっちゃいました？ 「地域で育てよう おらほの子供たち」、もう、ないんですか。何かこのキャッチフレーズにぴったりだと思って、そうやって文章を考えてきたのですけれども、終わってしまったんですか。

以前に視察しました長野の大豆島小学校の放課後の子供教室、大豆島子どもプラザですが、そこは指定管理を社会福祉協議会に委託しておりました。とても子どもたちが満足いく管理をしておりました。そこで子どもたちに感想を聞いたんですね。そうしたら、「うん、ここすごい楽しいよ」と言って、もう目をきらきら輝かして飛び歩いておりました。だけれど東御市は地域が今、小学校

区単位でまちづくりを始めていますので、そういう委託をすることではなく、その地域の中の組織と連携していければ、放課後子供教室も実現できるのではないかと考えております。放課後や長期休業などの子どもの居場所としての子供教室の存在は、働く保護者の安心も伴います。なぜかというところと夏休みなど親のいない家庭の中で、児童がデジタル機器のもとで終日遊ぶ、そんな姿を考えるととても心痛むという、そういう保護者がたくさんいます。健全な居場所づくり、子供教室設置のためには、教育委員会と学校、地域の間に入るコーディネーターの存在が必要ですが、ぜひ未来のある子どもたちが健全に育つように、社会教育指導員の配置をしていただきながら、地域で、学校で、ふるさとに帰ってくる子どもたちを育てようではありませんか。いかがでしょうか。

○議長（依田俊良君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 再質問の健全な居場所づくり、子供教室の設置及び社会教育指導員の配置についてお答えします。

現在、北御牧小学校に児童クラブの設置を検討しております。実施された場合はすべての小学校に放課後児童クラブが設置されることとなります。児童クラブの整備に力を現状では尽くしていきたいというふうに思っております。

一方、もう一つ、放課後子供教室の計画についてですが、これは現在はありません。また新たな社会教育指導員の配置についても考えておりません。

一方、小・中学校では29年度から、すべての学校で信州型コミュニティスクールが本格的に動き出します。これは学校と地域が連携して、地域が学校を支える、そういった仕組みでございます。その連携のかなめとなる運営委員会を支える重要な役割を果たすコーディネーターがそこに配置されます。小学校区単位の地域づくりの組織もすべての地域に組織されたところでございます。これらの連携に期待するところであります。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 今、お答えの中で、放課後児童クラブ、北御牧でやって全校というのは全部の学校という意味ですか。今ある放課後児童クラブをもうちょっと違う形にするのか、もうちょっと詳しく教えてください。

それからコミュニティスクールの連携のかなめとなる運営委員会を組織しているということなんですが、それはどのような動きをとる委員会なのか、その辺もお聞かせください。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） ただいまご質問の北御牧小学校での放課後児童クラブの状況でございますが、明日の質問でお答えする予定だったんですが、お話がございましたので、私の方からご説明をしたいと思います。

子どもの放課後の居場所、いわゆる居場所につきましては自来、児童館、それからその次には放課後児童クラブという形で、それぞれ目的は違いますし、また時間、場所も違いますけれども、いわゆる居場所を確保するためにこれまで努力してきたところでございます。

北御牧小学校につきましては、合併前より児童館においてその両方の機能を果たすということで、ちょっと違った、東部地区と違った児童館の設置がされておりました。現在では小学生の約半数が利用しているという非常に過密な、言い方によりますとご利用がとても盛んということでございますけれども、施設の規模、形態、あるいは職員数からいたしまして児童数が非常に多い状況でございます。大きなトラブルはございませんけれども、時々ちょっとしたけががあったりというようなことで、このままではこれからの需要に対して施設の運営が厳しいということで、児童館とは別に目的が放課後の子どもの保育を目的とする児童クラブを別に設けられないかということで今、検討しているということでございまして、まだ確定でございませんが、北御牧小学校につきましては放課後の児童の居場所、今の過密状態を解消するためにもクラブを別に設けたいと、その検討をしているという意味であります。

○11番（阿部貴代枝さん） 全校と言っていたのは…。

○教育次長（清水敏道君） 5つの小学校全部で、東部地区の田中、滋野、祢津、和はそれぞれに児童館、児童クラブがございまして、また高学年の受け入れにつきましても田中、和、またそれぞれの児童クラブで許容範囲内でいたしておりますので、北御牧の放課後児童クラブだけないという現状に対しまして、その設立を目指して検討しているということでございます。

○議長（依田俊良君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 信州型コミュニティスクールの運営委員会ということでございますね。これは地域のそれぞれ、例えば地域づくりで青少年育成と、これまで部会があったわけ、委員会があったりしたわけですが、そういった皆さんも含めて、代表の皆さんにお集まりいただいて、地域が学校をどういうふうに支えていくかということを議論する、そういう委員会であります。

これはもう、これまで地域支援本部事業というようなことで進めてきているものを改めてというか、信州型コミュニティスクールという組織化するというふうにお考えいただければいいかなと思いますし、その中核となるのがこの運営委員会であります。信州型コミュニティスクールというのは、協議とか、学校を評価するというような機能は持たせない、ちょっと緩やかな運営委員会、委員会を設けて進めるという形をとっております。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） わかりました。何か私が質問している放課後子供教室と教育委員会の考えているあれと全然違う、全然でもない、ちょっと違うのかなと、微妙に違うということで、私がどんなに質問しても児童クラブがある、児童館があるなんて話で、放課後子供教室というのを何か知らないですね。皆さん見学に行ったことはありますか。ないのではないですかね。私たち軽井沢へ行ったときもそうですけれど、軽井沢へ行ったときに6年生まで子どもいたんですよ。6年生の子ども、すごく少なかったんです。だけれどその中にいる何人かの子に、男の子だったんですけど、「ねえ、何か少ないね、6年生」と言ったら「あとほかのお友達、何している、家へ帰って」と言ったら、「みんなゲームしているよ」と、こういう感じですよ。だから子供教室という

のを何か理解していないという、私とのギャップがあるということが今、初めてわかりました、私。この次、3月に質問するときにはもっとちゃんとよく説明できるようにやりたいと思います。

時間がないので、次のゲーム機やタブレット、スマホの使い方に関してお聞きしたいと思います。何か本年度の調査の中で、あまり特に目立ったような大きな問題はないような、そんな雰囲気なんですけど、去年もたしか調査していましたね、同じような調査を。それとの比較、前回との比較と、それからネットリテラシー教育に力を入れているということを再三聞くんですけど、皆さんが力を入れていると思っても、子どもたちや家庭の中では何かそういうことが伝わっていないような気がするんですね。家庭での決まりを何だのとか、そういうのももう、なかなかつくれなかったり、そのパンフレットでさえもいつも読まないでストックヤードあたりに届いているという、そんな状況が非常に多いと思います。

ですからネットリテラシー教育の今、やっていることで感じている効果、具体的にそれをお聞きすることと、前回の調査と比べて今回は生活の乱れとか、依存的な、そんなような懸念はないか、その辺をお聞かせください。

○議長（依田俊良君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） ゲームやタブレット、スマホの使い方についての再質問について、東御市におけるネットリテラシー教育についての再質問についてお答えします。

東御市におけるネットリテラシー教育については、先駆けて平成21年度から推進協議会を設置し、先にお答えしました活動のほか、市報やエフエムとうみをはじめリーフレットの配付、「ネットリテラシー通信」の発行などの啓発活動、また教職員向け学習会の開催、そして各小・中学校で全学年、年に2時間から4時間のネットリテラシー授業の実施等、様々な事業を推進してきております。

ご質問のありました効果につきましては、事業に取り組んでから8年目が経過しますが、日進月歩、日々進化するスマホなどの機械をはじめ、アプリを含むソフトなど、その時々において注意すべきこと、気をつけなければならないことを伝えてきております。また世界的に普及しているインターネット関連については、正しく使うことを啓発してきております。その結果、トラブルが出てきていないと感じています。

アンケートの結果の比較については、休日を中心として使用時間が増加傾向にありますが、平日の使用時間については減少傾向にあります。そのほか注視する点といたしまして、子どもたちが利用する場合、家庭でルールを設けている割合が昨年度より増えていること、それからトラブルや困ったことがあったときには、家族や友達に相談する割合が小学生で増加しているところが挙げられます。

家庭でルールを設ける割合が昨年より増えているということは、大きく評価できるころだと思っております。

児童の生活の乱れを含む生活習慣の状況に関しては、ご家庭や個々で取り組む問題でありますので、家庭教育、それからしつけ等によるところであると感じています。今後とも更に正しい情報提

供に力を入れながら、家庭教育支援を進めてまいります。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） お話をお聞きしていると、あまりトラブルがないとか、何か本当に危機感が伝わってこないような気がします。そういうことにあるんだ、注意をしている先生方に話すという、何か本当にネットリテラシーはそういう問題ではないような気がします。今、本当に1番の課題はデジタル機器に多くの時間を割いて、小・中学生が夜遅くまで遊んでいるという、そういう状況が多々あり、生活習慣を壊しつつあるという、そういうことです。今、ここで大きくこういうことが出ているということではありませんが、これからそういう問題が多くはらんでいるという、そういう現状です。

私はゲーム機器等に触れている時間をいろいろな工夫の中で制限すべきと考えています。佐久市の教育委員会では、昨年からネット利用のルールづくりに清川輝基さんなど専門家も加わりながら、本当に多くの取り組みをされ、いろいろな事例が報道されております。それは皆さんもたくさん読んでおられるかと思えます。

佐久市でも、子どもの納得いく方法でと、いろんな議論をしておりますが、ネットリテラシー教育の中で、東御市ではどこまでその実践的にそういうことを踏み込んでいるか、ただ、何ていうの、さっきの説明を聞いていてもそういうことが足りないような気がするんです。ただパンフレット、リーフレット、学校に行って話す、そういうことだけではだめなんですよ。強制的ではだめとか、家庭の問題ではとか言う前に、もっと子どもや家庭を巻き込んだ議論が必要ではありませんか。お願いいたします。

○議長（依田俊良君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） ただいまのネットリテラシー教育では不十分だというような話でございますけれども、できれば出前講座、授業をどんなふうにして進めているかということについて、十分見ていただいたり、体験していただければおわかりになるのではないかなということを思います。

中学校において例を挙げますと、ネットリテラシー教育、様々なことについて注意事項でなくて、正しい使い方等についてお伝えした後、生徒には自分として今後どんなことが行動として考えられるか、それから心のうちの決意を書きとめるというような活動を通して進めております。その結果、現在、大きな問題が起こっていないということは大きなことであります。

また、家庭のルールを設けるということの意味についてもご理解をいただきたいというふうに思っております。基本的に親と子どもが1つの課題に対してお話をする、し合うということは、基本的に親子関係を醸成することです。子どもは其中で親に存在価値を認められていると、愛されていると、そういう肯定感を育むわけでありまして、それを一律にこうあればいいというふうに取り仕切っていくと、決めて、押さえ込んでいくような方向は適切ではないというふうに考えております。親子の関係の中で、このことは考えられていくことが最も重要なことであります。その上で、同年代、あるいは異年齢の皆さんと意見交換をする、課題解決に向けてどんなふうに分

が行動をとるかということ話し合いとして成り立つかなということをおもっています。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） わかりました。早急にやってもだめ、長い時間がかかる、親子関係をしっかりと築くような格好で進めるという、確かに私もそのことが大事かなとは考えます。ただ、親子関係でも親も一緒になってやっているという、そういう現状もあるので、本当にそればかりとはいえない、現実をもうちょっと深く見てもらう方がいいかなと私は思います。

また出前講座を、申しわけありませんが、見せていただいて、また私も認識をまた別の方向で変えていきたいと思っています。

実はこの間、11月21日の「信毎」で、インターネットゲームにのめり込む、インターネット依存についての国際ワークショップが11月20日横浜市で開催されたとありました。国内で依存が疑われている成人は約420万人、中高生は約51万人、若者の過激なネット利用が社会問題になりつつあるとありました。ネット依存は今では定義が定まっていないが、世界保健機構、WHOでは精神疾患に位置づける方向で検討中とか、問題が顕在化していないが、予防教育を進める、そういう重要性があると語られていました。そしてこの間、具体的には先の長野県教育委員会のアンケートで、ネット依存への懸念が学校現場や家庭で徐々に広がっていると、ネット依存傾向の自覚があると答えた高校生が3割以上、中学生で1割以上に上ったということがわかったと発表しました。

本当に子どもに押しつけるのではなく、家庭の中でもうちょっともうちょっとと、先生たちはおっしゃいますが、そういう現実はずっと強くあるんですよ、実際には。だから私も、もう、じわじわとやるということは本当に大事ですけども、もう少し何か子どもたちや親たちも含めた、いろんな話し合い、議論の場を何回も設けて、子どもに納得させた上で、課題を少しでも解決していくという、そういうことの私の考え方は間違っているのかどうか、ちょっとよくわからないんですが、市内全体の大きな青少年育成の問題として、放課後の子どもの居場所づくりの確保も含め、しっかりと取り上げて、対応していただきたいと認識しているんですが、あともうちょっとその辺をお答えをお願いいたします。

○議長（依田俊良君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） もうちょっと踏み込んで、地域なり家庭でもこのことについて意識をしてほしい、行動を起こしてほしいということでもありますね。

県でも、市のネットリテラシー教育でも様々な情報を提供した後、提唱してきていることは、家庭での使い方のルール化なんです。話し合いをしてくださいということなんです。地域の基本となる単位は家庭なんです。家庭で親子関係がきちっと結べなければ地域の関係もでき上がってこないということは、誰しも理解できるかなと思います。家庭の中で話し合ってもらいたいということのルールを具体的にこういうカードで県では示しています。ほぼ東御市のネットリテラシー教育の最後のところも同じなのです。これを見ますと、使い方のルールでは使う時間を守る、使う場所を守る、自分や家族、友達を守る、人を悲しい気持ちにさせない、ルールを守らなかったときは機

器を保護者に預けて話し合います、両者で、親子でサインするようになっております。こういった具体的に話し合う内容までお示しして、どうですかというふうに提案しているわけでありまして。私どもは家庭に不十分でこれまでであるということならば、更に正しい情報をきちっと伝えて、話し合いをお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） ぜひよろしく、そういうことでお願いしたいと思っております。

私、ちょっとさっき言い足りなかったんですけど、子どもの遊び場のそういうことなんですけれど、子どもたちが群れて遊ぶということは、遊んでそこでいろんなことができていくということは、私たち大人は経験的にわかっているんですね。子どもは遊びの天才だ、集団で群れて遊ぶ中で痛いも我慢も学んできました。でも今、地域でそんな遊びに興じることができない、そんな環境なんですね、今の地域は。だからみんなでそんな場所を確保してやるということは、今、私たちの今の社会の大人の責務だと考えております。

ちょっと厳しい言い方をしたかもしれませんが、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（依田俊良君） 本日の一般質問はここまでとし、通告に基づく残りの一般質問は明日13日の午前9時から行います。

本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時48分）

平成28年東御市議会第4回定例会議事日程（第3号）

平成28年12月13日（火） 午前 9時 開議

第 1 一般質問

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 田中 信 寿 | 2番 | 高木 真由美 |
| 3番 | 中村 眞 一 | 5番 | 山浦 利 通 |
| 6番 | 高森 公 武 | 7番 | 窪田 俊 介 |
| 8番 | 佐藤 千 枝 | 9番 | 山崎 康 一 |
| 10番 | 若林 幹 雄 | 11番 | 阿部 貴代枝 |
| 12番 | 平林 千 秋 | 13番 | 長越 修 一 |
| 14番 | 青木 周 次 | 15番 | 依田 政 雄 |
| 16番 | 柳澤 旨 賢 | 17番 | 横山 好 範 |
| 18番 | 依田 俊 良 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 市 長 | 花岡 利 夫 | 副 市 長 | 田丸 基 廣 |
| 教 育 長 | 牛山 廣 司 | 総 務 部 長 | 掛川 卓 男 |
| 市民生活部長 | 土屋 一 夫 | 健康福祉部長 | 山口 正 彦 |
| 産業経済部長 | 北沢 達 | 都市整備部長 | 寺島 尊 |
| 病院事務長 | 武舎 和 博 | 教育次長 | 清水 敏 道 |
| 総務課長 | 横関 政 史 | 企画財政課長 | 岩下 正 浩 |
| 生活環境課長 | 塚田 篤 | 子育て支援課長 | 坂口 光 枝 |
| 福祉課長 | 柳澤 利 幸 | 農林課長 | 金井 泉 |
| 建設課長 | 土屋 親 功 | 教育課長 | 小林 哲 三 |

議会事務局出席者

| | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 議会事務局長 | 堀内 和 子 | 議会事務局次長 | 野村 伸 弥 |
| 書 記 | 正村 宣 広 | | |

◎開会の宣告

○議長（依田俊良君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（依田俊良君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（依田俊良君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号14 産後ケア事業について、受付番号15 児童虐待防止対策について。高木真由美さん。
高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 皆様、おはようございます。議席番号2番、公明党の高木真由美でございます。

私は、このたびの市議会選挙におきまして、市民の皆様のおかげで初当選をさせていただき、改めて感謝申し上げます。今回、初めての一般質問でございますので、大変に緊張しております。しかも今日はお天気が悪く、私の大好きなアルプスも見られませんでしたので、ちょっと残念ではありますが、市民の皆様は1人の人を大切に徹して、1人の人に寄り添うということをお約束してまいりましたので、その思いを胸に自分らしく行ってまいります。

では、通告に従って2項目について質問をいたします。

まず1項目めの産後ケア事業についてですが、近年核家族化や晩産化、祖父母の就労や介護などで家庭内で育児、子育て支援のできない家庭が増えています。また産褥期、これは産後約1、2カ月の期間のことをいいますが、産褥期の母体の回復において、孤独感や育児の不安感から産後うつなどに伴う虐待につながるおそれが年々高まりつつあります。そこで少子化対策の推進や切れ目のない支援を行うために、産み育てやすい仕組みや環境を構築する必要があると考えます。

そこで1点目として、産前産後の母親に対して、本市では具体的にどのような支援を行っているのか。

2点目としまして、家族に対する支援はどうなっているのか。

3点目は、産後うつの母親に対する支援はどうなっているのかをお聞きします。

次に、2項目めの児童虐待防止対策について、お伺いをいたします。

先月11月は、児童虐待防止月間として各地で啓発運動が行われるなど、大分浸透してきたように思われますが、残念ながら虐待により子どもの命が奪われるという痛ましい事件が後を絶ちません。

つい先日も生後たった2カ月の孫に、祖母が暴力を加えて殺してしまうというショッキングな事件が起きたばかりでございます。理由は上の子に比べてかわいくなかったからとの言葉に、余計ショックを受けました。また死には至らないまでも虐待の件数は年々増加しているのが現状です。そのことをより重く受けとめ、虐待に対する支援をより強化していくことが必要であると考えます。そこで市の現状はどうなっているのかをお聞きします。

1点目は、過去5年間の虐待の年齢別、種類別の現状と対処の仕方についてでございます。

2点目は、ネグレクト等なかなか表に出てこない虐待に対しては、どのように把握をし、支援をしているのか。

3点目は、虐待者別の状況と、その背景にあるものは何だと思われるかをお聞きして、最初の質問といたします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。

受付番号14、高木真由美議員の産後ケア事業についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の産前産後の母親に対する支援のご質問でございます。市では妊産婦に対する支援として、妊娠届の際や妊婦訪問、新生児訪問などの様々な機会を捉えて、保健師や助産師などによる相談、助言及び指導を行っております。

まず最初の接点となる妊娠届の際は、保健師が面談し、妊婦の心身の状態や家族などの状況を聞き取って、個人ごとに支援台帳を作成します。この台帳をベースとして、出産前の妊婦訪問、出産後の新生児訪問で妊産婦の様子を確認しつつ、関係部署が情報を共有し、必要な支援を行います。

このほか、妊婦を対象に妊娠、出産、育児に関する知識と技術を身につけていただくための「もうすぐママパパ学級」や、毎週火曜日に母子健康相談などを実施しております。

2点目の家族に対する支援のご質問でございます。「もうすぐママパパ学級」では、妊婦だけでなくその家族にも参加いただき、妊娠、出産に対する理解と育児の参加の促進を図っております。学級は1コース3回構成で行っていますが、3回目は父親も参加しやすいよう土曜日に開催しております。平成27年度は教室に参加した妊婦52人のうち、28人のご家族が参加されました。また父親や家族を対象とした育児講座や出産後に家事援助が必要な家庭へのヘルパー訪問を実施しているほか、保護者の不調等で一時的に養育が困難になった児童を施設で保護する子育て短期支援事業も必要に応じて実施しております。

3点目の産後うつの母親に対する支援のご質問でございます。妊婦訪問や新生児訪問などの際に、保健師が妊婦の健康状態と心配に感じていることなどについて、スクリーニングを行っております。その結果、うつ傾向にあると思われる妊婦及び出産した医療機関からフォローが必要として情報提供のあった母親に対しては、地区担当保健師が随時訪問相談などを行うとともに、必要に応じて育児・家事援助ヘルパーの訪問や医療へのつなぎを行っております。

また、助産所とうみでは、産後うつに限らず、育児不安のある母親が宿泊して、心身のケアや育児指導等を受けられる産後ショートステイを昨年7月から実施しているところでございます。

続きまして、受付番号15、高木真由美議員の児童虐待防止対策についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の過去5年間の虐待の年齢別、種類別の現状と対処の仕方についてのご質問でございます。児童虐待は、全国、県及び市でも増加の一途をたどっておりますが、市の過去5年間の年齢別の相談対応件数は、0歳から2歳の乳幼児が21件、3歳から5歳の幼児が40件、小学生が73件、中学生が24件、高校生及びその他が8件となっております。また過去5年間の虐待区分別の相談対応件数は、暴力を振るう身体的虐待が76件、食事を与えない、通学させないなどの育児放棄のネグレクトが66件、暴言を浴びせる、無視するなどの心理的虐待が23件、わいせつな行為を強要するなどの性的虐待が1件であり、5年間の合計件数は166件という現状でございます。

虐待相談の対処の仕方といたしましては、福祉課に家庭児童相談員を配置し、虐待防止や虐待の早期発見の啓発、実際に虐待が発生した場合は児童相談所をはじめとする関係機関と緊急に状況確認などの対応をし、その後、虐待を受けた児童のフォローや虐待を行った家族に対しての指導を実施しております。

2点目のネグレクト等の潜在的な虐待に対してはどのように把握し、支援しているのかのご質問でございます。4虐待の区分の1つであるネグレクトは、早期発見が難しい虐待であると言われておりますが、乳幼児期においては乳幼児健診や各種予防接種などで未受診の乳幼児には保健師がその都度電話連絡や家庭訪問を実施し、受診を促しており、その時点でネグレクト防止の観点から関係機関と連携するとともに、見守り態勢を強化し、支援につなげる方法で取り組んでおります。

更に保育園や幼稚園、小・中学校、高校等に所属している園児、児童・生徒などに対しては福祉課とそれぞれの所属課が連携を図り、子どもたちのSOSを見逃さない体制づくりを構築し、情報を共有することにより、ネグレクトの早期発見、早期対応に努めております。

3点目の虐待者別の状況と、その背景にあるものは何だと思いかのご質問でございます。過去5年間の虐待者別の状況は、実母からの虐待が92件、実父から56件、継父から6件、継母から2件、その他から10件でありました。その背景にあるものは、育児負担や経済不安などが積み重なり、親に強い生活ストレスが発生している家庭が増加していたり、社会的に孤立し、親に対する援助者がいないこと、また親が子ども時代に大人から愛情を受けていなかったこと、更には親にとって意に沿わない子であることなどが全国的に言われておりますが、市においても同様ではないかと考えております。

そのような家庭が増加している中、地域も含め関係機関がさらなる連携を図り、虐待の防止、発見、相談、支援をそれぞれの段階や立場で十分な役割を果たすことにより、児童虐待防止に取り組むことが重要であると考えております。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） それぞれに答弁をいただきました。

これより一問一答で行います。

まず産後ケア事業についての再質問ですが、先ほどの答弁で本市では妊娠中から出産後に至るまで、切れ目のない支援を行っており、私自身も子どもを持つ母として大変に心強く感じているところでございますが、特に昨年の12月から開設された子育てポータルサイト、すくすくぼけっとや今年から始まった妊婦訪問など、新規事業を始めたことで見えてきた問題点などあったらお聞かせください。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 子育てポータルサイト、妊婦訪問から見えてきた問題点というご質問でございます。

最初に、すくすくぼけっとでございますが、開設してこの12月末で1年を迎え、12月現在のユーザー数はおおむね7,500人となっております。今年9月に乳幼児健診受診者を対象にアンケート調査を実施したところ、活用状況については2割程度でありました。乳幼児期から活用いただけるよう今後も啓発に取り組んでいきたいと考えております。

次に、妊婦訪問でございますが、訪問を行うことにより早い段階から妊婦の状況を把握し、対処することができるようになりましたので、妊婦の出産、育児に対する不安軽減や子育ての環境に係るリスク発生の予防につながっていると捉えております。経験豊富な助産師が訪問しますので、出産に対する疑問や不安等に答えることにより、妊婦には大変好評を得ております。今後も本人やその家族に寄り添い、少しでも出産育児の不安が取り除かれるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） ただいま答弁をいただきました。私も実際にすくすくぼけっとを開いてみましたが、妊娠中から出産、また18歳未満の子どもたちに至るまで、子育てについてはもちろんのこと、医療や福祉、制度やサービス、そしてお母さんたちに利用していただきたい子育て支援センター等施設案内などに至るまで、実に様々な情報が載っており、お母さんたちにとって参考になるものばかりですので、必要な人により早く利用していただけるよう、より一層の啓発を望むところでございます。

また、妊婦訪問においても、まだ始まったばかりにもかかわらず、出産や育児の不安に、より早く対処できるとのことで、以後の子育てにおいてもプラスになると思いますので、ぜひ全戸訪問という形で継続していただきたいと思います。

次に、家族に対する再質問でございますが、先ほどの答弁では、もうすぐママパパ学級などに参加されている家族が約半数ほどいるとのことですが、女性にとって妊娠、出産、そして育児は人生の中で最も大変な時期であると考えられます。しかし母親は1人で抱えてしまっていることが多いのが現状です。しかしながら特に産後は慣れない育児などで不安になるケースが多く、周りの人、

特に家族の理解と協力が大事であると思います。特に母親が育児をするのは当たり前というのではなく、私もそうでしたが、「頑張っているよね」の一言にどれだけ救われるかわかりません。そのための父親、また、ほかの家族に対する情報の発信は十分にされているのでしょうか。少しでも母親の大変さを理解してもらえるような、例えばイクメンサイトなどの開設や祖父母向けのテキストの配付などで、家族に向けての情報発信をしていただけると、より母親への負担が軽くなると思うのですが、その点について何か対策案はありますか、お聞きいたします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 妊産婦に対する理解や協力が得られるような父親や家族に向けての情報発信についてのご質問でございます。

イクメンサイト等の開設につきましては、すすくすくぼけっとの地域、家族の子育てのカテゴリーの中に、「じいじばあばの役割」、「イクメンパパ」として家族の役割や子育てについて記事を掲載しています。今後も内容の充実を図り、より見ていただける親しまれるサイトになるよう取り組んでまいります。

また、現在、妊娠届の受付時には、母子手帳とともに父親用に妊娠、出産、育児についての小冊子「父子健康手帳」をお渡ししており、出生届が出されると子どもの発育状況に応じた発達の様子や離乳食、生活リズムなど、子育ての基本的な知識や対応方法をまとめた冊子「赤ちゃんすすくすくブック」をお送りしております。そこには父親の役割や協力について、また祖父母の若い親への接し方や協力方法などを記載してあります。子育ては夫婦で、家族や地域で支えるものと捉えておりますので、冊子内容については更に工夫をしていきたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） ただいま答弁をいただきましたが、家族に向けた独自のものは今のところ考えていないと理解してよろしいでしょうか。

では、先ほども申しましたように、母親1人に負担のかかることがないように、家族を含めたより多くの人たちがすすくすくぼけっとや「赤ちゃんすすくすくブック」を活用できるように取り組みをお願いします。

そしてできれば今後、孫育てテキストの配付を検討していただけたらと思います。既に配付をされている自治体もあり、とても好評であると聞いています。子育てに対する考え方は、世代によつてずれがあり、それが家族間のトラブルの原因となり、ますます育児に支障を起こしてしまうことにもなりかねませんので、ぜひご検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 孫育てテキストの配付を検討したらどうかというご質問でございます。高木議員のおっしゃるとおり、他の自治体では「孫育て応援ブック」や「祖父母手帳」などという名称で、孫育てのテキストを配付しているところもございます。市におきましては財政状況

等を勘案する中で、研究してまいりたいと考えておりますが、当面はすすくぼけっとの祖父母向けの内容を充実してまいりたいと考えておりますので、議員におかれましてもサイトをご覧ください、ご意見等をいただければと考えております。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） わかりました。ぜひ祖父母向けの内容も見させていただきたいと思えます。

では、次に出産後のサポートに関する質問でございます。出産後に家事援助が必要な家庭へのヘルパー訪問を実施しているとのことですが、その主な利用者と利用状況について、お聞かせください。

また、産後ショートステイについてですが、産後ショートステイは産後のサポート不足の人や育児が軌道に乗らないお母さんが利用されているとお聞きしておりますが、東御市ではお産の件数自体が少ないこともあり、実際には東御市のお母さんの利用者は全体の2割強と聞いております。経済的な理由から必要であっても利用できない人もいると思われそうですが、市としましては今後産後ショートステイに対して助成をしていく予定があるかどうかをお聞きします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 出産後のサポートに関するご質問でございます。家事援助ヘルパーの利用者は、本人の健康上の問題によるものや産後の一定期間に限った支援となっております。利用状況は、26年度は26回、27年度は12回、28年度は12月9日現在で10回となっており、支援の内容は食事の支度や室内清掃等で、1回1時間程度となっております。

次に、産後ショートステイの助成につきましては、利用者負担を軽減し、母親が利用しやすいように国の母子保健事業にある産後ケア事業の補助金の活用を見込んで、29年度からの実施に向けて検討したいと考えております。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 訪問ヘルパーについてはわかりました。ありがとうございます。産後ショートステイについては、29年度から実現できますよう望んでおります。

産後ケア事業についての最後の質問でございます。先ほどの答弁では産後うつのお母さんへのスクリーニングや必要なケアを行っているとのことですが、産後はホルモンのバランスが崩れやすく、特に年齢が上がるほど顕著であると言われております。男性には理解できづらい部分だと思いますが、ホルモンのバランスが崩れると精神的に不安定な状態になりやすく、知らないうちにうつ状態になってしまっていることもあります。

産後うつは10人に1人になると言われており、早期に気づいてケアをしていくことが大事であります。実際に出産後の授乳がうまくいかずに、自分を責めてしまって、抑うつ状態に陥ってしまっているお母さんの姿も見てまいりました。産後うつに対する予防策として、厚生労働省では2017年度から産後うつ予防の検診に対する費用を助成するとの方針を出しましたが、東御市では今後産後

うつ検診を行っていく予定があるかどうか、お聞きします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 産後うつ検診についてのご質問でございます。国が示している制度の概略は、出産から2週間後と1カ月後の2回の検診費用を国と市町村で負担するというもので、厚生労働省では平成29年度予算の概算要求に盛り込んでいるところでございます。

現時点ではまだ詳しい情報を把握しておりませんが、国の動向を注視し、制度化されたところで検討していきたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 答弁をいただきました。これから国の動向を見ながら検討していくことですが、1カ月健診は広く行われておりますが、それはあくまでも子どもの発育の確認が中心ですので、母親のための検診の実施をぜひしていただけるよう念願をし、産後ケアに関する質問を終わります。

では続けて、児童虐待予防対策について再質問をいたします。

先ほどの答弁で、東御市における過去5年間の虐待の年齢別の件数をお聞きしましたが、保育園や幼稚園、小・中学校、高校などに行っている子どもたちに対しては、それらの園や学校と具体的にどのように連携をとり、その子どもたちや親に対してどのようなかかわりをしているのか、また、かかわりを拒否している親に対してはどう対処しているのかをお聞きします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 保育園や幼稚園、学校等との具体的な連携方法、子どもたちや親に対してのかかわりについてのご質問でございます。市といたしましては、子どもたちに最も接する機会のある保育園や幼稚園の職員、学校の担任教師などに衣服の汚れや見える範囲での体のあざ、モチベーションの低下等の確認及び面接を依頼しております。そこで虐待の可能性が高い子どもが見つかった場合は、福祉課に通報いただき、福祉課から児童相談所に連絡を入れ、事実確認及び保護を含めた緊急対応の必要性、今後の支援について検討を行っております。

また、かかわりを拒否する親に対しましては、介入できる関係機関の人物等から、親の接し方の状況が虐待行為であることを理解していただくための説明を行うと同時に、緊急性がある場合は子どもの安全を最優先に考え、児童相談所と連携し、緊急保護の対応をしております。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 答弁をいただきました。市の虐待に対する対応についてはよくわかりました。

虐待が身体的、また精神的に及ぼす影響は想像以上に大きなものであり、その後の人生にもかかわってくる問題でありますので、今後も適切な対応をお願いしたいと思います。

次に、虐待に対する予防策についての質問でございます。虐待はする側とされる側では非常に温度差があるように感じられます。例えば先ほどの答弁にもありましたように、育児の負担や経済的

な不安などにより、ストレスを抱えた親がそのはげ口として子どもに暴力を振るったり、ネグレクト状態になってしまったりする、それは時にはしつけという形で見過ごされてしまう場合もあるように思いますが、先ほども申しましたように子どもにとってそのような経験はその後の人生に大きく影を落とすものだと思います。

そこで虐待を事前に防ぐにはどういったことが必要か、また市としましては具体的な予防策としてどのようなことをされているのかをお聞きます。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 虐待に至る前の具体的な予防策ということでございます。一昔前は、子育ての不安や疑問については家族や近所の人たちに力をおかりして解決することができましたが、現在はそのつながりが希薄になり、親世代が孤立してしまう状態から、不安やストレスが増大し虐待につながる場合があるのではないかと考えております。あつてはならない児童虐待を未然に防止するには、親の不安やストレスを勘案したり、孤立を解消することが大切であると言われておりますが、そのために虐待に至る前に相談に来ていただける窓口の設置が重要と考えております。

市といたしましては、そのような子育て中の親に対して健康保健課による母子健康相談窓口、子育て支援センターによる育児全般に関する事柄について相談可能な育児相談窓口を開設しており、子育てにかかわる各機関で相談窓口を設けております。

また、市では、関係者で構成されている虐待等防止総合対策推進協議会を毎年開催しており、その中で最新の情報を共有したり、虐待の予防策について意見交換を実施しております。更には市民向けの講演会も年1回開催して、虐待防止や予防策について取り組んでおります。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 答弁をいただきました。虐待防止策としてあらゆるところに窓口を設けているとのことですが、育児ストレスを抱えている親にとってとても大事な場であると思います。私が子育てをしてきて感じているのは、虐待はいつでも、どこでも起こり得ることなのだという認識を持つことが大事であるということです。もちろん虐待はない方がいいに決まっていますが、現代のような人間関係が希薄している世の中にあつて、いつでも起こり得るものだという認識を持つことで、当事者や周りの身近な人がもっと気軽に相談に行きやすくなるのではないかと、そして結果的には早く虐待の芽を摘むことができるのではないかと思うのですが、その辺の啓発についてはどのようにお考えでしょうか。

また、私の認識不足で申しわけありませんが、市民向けに開催している年1回の講演会というのは、どのような内容で行っているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 親による虐待は、子育てに悩むごく普通の人が追い詰められて弱い立場の子どもにあたり、徐々にその程度がエスカレートしていき、虐待につながる事例が多いと言われております。相談や支援側も親への子育ての大変さをねぎらい、決して非難せず、支援して

いく必要があることを再認識するとともに、身近な相談の場を目指してさらなる啓発の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民向け講演会につきましては、東御市虐待等防止総合対策推進協議会の主催で、児童相談所の所長や職員、市の職員が講師となり、児童虐待について「虐待の現状」、「児童からのSOSに気づくには」などのタイトルで開催しております。

○議長（依田俊良君） 高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 再度にわたる答弁をいただきました。より相談しやすい体制づくりをお願いしたいと思います。また私もぜひ講演会に参加してみたいと思います。

これで最後になりますが、東日本大震災のときに「こままでしょうか」という詩が再三テレビに流れ、有名になりましたが、皆さんは覚えていらっしゃるでしょうか。私はその作者である金子みすゞという私人の書いた「わたしと小鳥と鈴と」という詩の最後にある「みんな違ってみんないい」という一節が大好きです。皆が心からこんな気持ちで周りにいるすべての人に接していったら、虐待もいじめもすべての差別もなくなるのではないかと、そんな世の中が一刻も早く来ることを願って、私の質問を終わりにします。

○議長（依田俊良君） 受付番号16 子どもの放課後について、受付番号17 就学援助について、受付番号18 消防団員への応援事業、受付番号19 小学校区単位の地域づくりについて。窪田俊介君。

窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 日本共産党の窪田俊介です。通告に従い、質問に入ります。

初めに、子どもの放課後についてであります。この質問は主に北御牧の児童の放課後の居場所についての現状と、また、その保護者から寄せられた要望が動機であります。このテーマについては、続く同僚議員の質問でも具体的に上げられます。私の方では北御牧の児童館について幾つか実態を確認した上で、昨日の議論でもテーマになった健全な児童の居場所という内容に収束するかと思います。

最初に、北御牧の児童館について、利用状況はどうか。

次に、北御牧の児童館利用の保護者の要望は何か。

3つ目に、児童館職員の問題意識はどんなことがあるのか。

4つ目に、教育委員会では現状にどう対応しようとしているか。

5つ目が、子どもの放課後事業について、市教育委員会の位置づけはどうなっているか、質問します。

次に、就学援助についてであります。

前回の9月議会でも取り上げ、この9月議会にときは就学援助制度の中で給食費への算入率を10%に引き上げる旨の答弁がありました。更に拡充を求めるために、私はもう、これで3回目になるかと思いますが、取り上げたいと思います。

最初に、教育費への保護者の負担感が増している中で、就学援助について改めて認識を聞きたいと思えます。入学準備に間に合うように、3月に就学援助を支給するなど、必要なときに必要な支援が求められていると考えますが、どうか。

2つ目に、前回就学援助の支給開始時期について、もう少し研究が必要との答弁でありました。県内自治体でも対応している自治体が増えてまいりました。どう対応しているのか、答弁を求めます。

3つ目のテーマに参ります。消防団員への応援事業についてであります。

今年1月から長野県がスタートさせた信州消防団員応援ショップ事業について、1年たとうとする中ですが、現状の確認とさらなる拡充を求めるものであります。

最初に、長野県の信州消防団員応援ショップ事業への市内店舗の登録状況はどうか、聞きます。

2つ目、市内の店舗の登録店数の現状はどうか。事業がスタートしてからの登録件数は変化したか、聞きます。

3つ目に、市内業者が提供しているサービスはどのようなものがあるのか。

4つ目、団員の利用状況はどうか、質問いたします。

最後に、小学校区単位の地域づくりについてであります。

モデル地区として滋野地域で地域づくり推進委員会が発足したのが平成23年5月と聞いておりますけれども、市民協働のまちづくりの取り組みはそこから数えれば5年たつわけでありまして、市内各地域でも地域づくり組織を中心にした取り組みが活発になってきたのかと感じております。こうした地域の自主的、自発的な取り組みを今後どう支えていくのかを主に質問してまいります。

最初に、地域づくり組織の現状について、市内5地区ごとの組織づくり、また地域ビジョン作成、活動の状況はどうか、お聞きします。

地域づくり活動補助金の動向について、申請、また認定数、事業額の動態はどうか、お聞きします。

3つ目、地域づくり等推進交付金の今後について、組織検討段階の間の3年、検討から組織化されたものは5年間の交付を限度とするとしてあります。交付金は今後どうなるのか、質問いたします。

以上4つのテーマの一括質問といたします。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） おはようございます。

受付番号16、窪田俊介議員の子どもの放課後のご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

最初に、北御牧児童館の利用状況でございますが、その日その日で利用者数は変動があり、多い日で150名、少ない日で77名、平均して平日は110名ほどでありまして、昨年度と同程度、横ばいの状況でございます。北御牧小学校の児童数は227名でありますので、小学校児童の半数が児童館を利用している状況となっております。

次に、北御牧児童館を利用する児童の保護者の要望についてでございますが、利用が過密になる時間があることから、保護者からは職員の増員や長期休み中の開館時間の延長についての要望がございます。

3点目の児童館職員の運営上の問題意識はありますが、利用者の多い日には150名ほどとなることもあることから、保護者の意見と同様に児童の安全確保に十分目が行き届いているか心配になることがあると聞いております。

4点目は、この現状にどのように対応しようとしているかでございます。児童館の運営に当たりましては、必要なときに職員が適切な手数をかけることが大切でございます。利用児童が多いときはもちろんのこと、日ごろから子育て支援センターのご協力もいただき、問題なく対応しているところではございますが、現状の施設規模や配置職員数からして、利用児童数が過密であるとも認識しておりまして、その緩和と保護者要望にもある開館時間の課題も含めて、児童館とは別に放課後児童クラブの開設に向けて検討をいたしているところでございます。

5点目の子どもの放課後事業の市教育委員会の位置付けであります。低学年におきましては保育及び育成の観点から重要、高学年では自立、成長の観点から施設での保育が必須ではないものの、家庭環境によっては一部の児童について必要であると認識しております。

続きまして、受付番号17 就学援助のご質問につきまして、教育長にかわりお答えいたします。

就学援助費の制度は、義務教育段階におきまして家庭の経済的負担が困難な場合に、その一部の経費を援助し、もって、いわゆる教育の貧困を緩和する制度でございます。本年度は小学校児童1,632人中140人、率にして8.6%の児童、また中学校では878人中128人、率にいたしまして14.6%の生徒に支給をしている状況でございます。

修学援助費を必要なときに支給できないか、支給開始時期の見直しをすべきのご質問でございますが、このことにつきましては9月議会におきましても窪田議員からご指摘をいただき、先進事例を参考に実務的に検討した上で、先ごろの教育委員会で協議をいたしたところでございます。その結果、就学援助費を有効に支給する、すなわちお金のかかるときに適切に支給することは大切なことであるという結論となりまして、でき得る限りの見直しはすべきであるという判断でございました。

修学援助費のうち、これまで入学後の9月に支給してまいりました新入学用品費を希望する保護者に対しましては、入学準備費として、経費が実際に必要となる2月に支給できるよう要項の見直しを行ったところでございます。

具体的には、来年4月の小・中学校入学者に対して、入学前の2月に支給できるものとし、現在、支給申請の取りまとめを行っております。

また、9月の支給月も1カ月繰り上げて8月といたしますので、これまで9月と3月の年2回支給であったものが、8月、3月の支給となり、別途入学準備経費につきましては入学前の2月に支給することとなります。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

受付番号18、窪田俊介議員の消防団員への応援事業のご質問につきまして、市長にかわりお答えを申し上げます。

まず1点目の長野県の信州消防団員応援ショップ事業への市内店舗の登録状況はどうかでございますが、本事業は長野県の事業として消防団員に感謝の気持ちをあらわし、また応援するために実施している事業でございます。内容といたしましては、県内の消防団員全員に団員カードを配付してございます。消防団員が県内の応援ショップでカードを提示すると、店舗ごとに何らかのサービスが受けられるという事業でございます。

現在の登録状況ですが、長野県内では1,104店舗の登録がされております。そのうち東御市内では22店舗が登録をさせていただいております。

2点目のご質問の市内店舗の登録件数の現状はどうか、事業がスタートしてからの登録件数は変化したかでございますが、本年1月の事業スタート時の登録店舗数は長野県内で744店舗ございました。そのうち東御市内の店舗は19店舗の登録ございました。したがってスタート時から市内では3店舗登録が増えておるとい状況でございます。

次に3点目のご質問の市内業者が提供しているサービスはどのようなものがあるかでございますが、市内の応援ショップでの主なサービス内容ですが、温泉施設でのレンタルタオルの無料貸し出し、飲食店での割引、金融機関での金利の優遇など、店舗ごとにサービスの内容も多様となっております。そのため長野県では、信州消防団員応援ショップ検索サイトというホームページを開設しておりまして、店舗の分野や県内のエリアから登録店舗を検索できるようになっております。

次に4点目のご質問、その利用状況はどうかでございますが、本事業はその利用状況につきまして県においても市においても調査をしておりませんので、利用状況の全体像は把握しておりませんが、消防団員の方からは市で年間3枚ずつ配付してもらっている市内温泉利用券と合わせて、団員カードを提示するとタオルも無料で温泉に入ることができ、とてもありがたいという意見もいただいております。

今後も多くの消防団員の皆様に利用していただきたいと考えております。引き続き長野県とも協力して消防団員への応援事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、受付番号19、窪田俊介議員の小学校区単位の地域づくりについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

1点目の地域づくり組織の現状について、市内5地区ごとの組織づくり、地域ビジョンの作成、活動の状況はどうかでございますが、地域づくり組織は滋野、北御牧、祢津地区と順次発足し、独自の活動がそれぞれ行われております。これまで未組織の地区でありました田中地区では、この8月に、田中地区地域づくりの会が発足しました。和地区では、この12月に和地域づくりの会が発足したところでございます。

地域ビジョンにつきましては、平成27年度に北御牧地区を除く4地区で作成が完了しております。北御牧地区では、昨年度から話し合いが行われておりまして、住民説明会を経て年度末までにパンフレットを作成し、全戸配付される予定でございます。

各地区の活動状況でございますが、滋野地区のしげの里づくりの会では、定着しています通学合宿に加えて、本年は子どもからお年寄りまで誰もが気軽に交流できる場づくりとして、農協の旧生活店舗にふれあいカフェを開設するなど、地域の支え合いや生きがいがいづくりにつながる取り組みが行われております。

北御牧地区の御牧ふれあいの里づくり協議会では、本年10月に東京藝術大学と連携して、多くの住民ボランティアがかかわりました「天空の芸術祭」を開催し、地区の自然、風景、利用されていなかった施設などの地域資源を生かしたイベントとして、地区の活性化や魅力の発信に取り組んでおります。

柵津地区の柵津地域づくりの会では、地域めぐりのガイド冊子の作成や、その案内人の養成など、新たな事業を行うことで、地域課題の解決とともに、地区の夢や将来像に向かっての地域づくりに取り組んでいます。

そして田中地区、和地区の地域づくり組織では、本年度は本格的な活動は予定されておりませんが、地域ビジョンに掲げる将来像の実現に向けての話し合いが行われております。

次に、2点目のご質問、地域づくり活動補助金の動向について、申請、認定数、事業額の動態はどうかでございますが、地域づくり活動補助金は地域の活性化や協働のまちづくりの推進を図るため、区、その他の公共的団体が自ら考え、自ら行動を起こす地域づくり活動に対して交付するものでございます。

本年度を含めた過去3年間の活用状況でございますが、平成26年度は申請8件で、うち認定数6件、事業額174万4,000円、27年度は申請10件、認定数9件、事業額484万7,000円、また本年度は申請、認定数ともに9件、事業額386万2,000円でございます。

具体的には、史跡案内看板の設置、小学校の土俵づくり、荒廃地を再生利用したクルミ園の整備など、いずれも地域課題を的確に捉え、住民が協働して魅力ある地域の実現のために取り組んでいるものでございます。

なお27年度の事業額が多いのは、地方創生先行型交付金を活用した地域ビジョンの作成事業を5地区すべてで実施した分でございますが、その事業額259万5,000円が含まれているためでございます。

本補助金の申請件数は、制度開始以降年々減少しておりましたが、小学校区単位の地域づくりの取り組みが始まった平成25年度から増加傾向にございます。また同様の目的の県の制度でございますが、元気づくり支援金の活用状況も本年度は11件の申請があるなど、住民の皆様の自主的かつ主体的地域づくり活動が広がりつつあると認識しております。

次に、3点目のご質問、地域づくり等推進交付金の今後について、組織検討段階の間の3年間、

検討から組織化されたものは5年間の交付を限度とした交付金は、今後どうなるのかでござい
ますが、小学校区単位の地域づくり活動等推進交付金は、地域づくり組織の立ち上げ支援を目的
に、5年間の期限つきで交付しているもので、しげの里づくりの会は本年度までで終了となり、他
地区も順次終了となってまいります。引き続き各組織が主体性を持って、住民自ら考え行動する自
立した地域の実現に向けての支援をしていきたいと考えております。

今後は、全5地区で地域づくり組織の活動が始まりましたことから、各地区で作成された地域ビ
ジョンの実現を応援するとともに、地域の特色を生かした魅力ある地域づくりができるよう、地域
の実情に応じた新たな交付金制度を現在、検討しているところでございます。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） ここからは一問一答になります。一定程度まとめられる内容はまとめて質
問を行います。

最初に、子どもの放課後についての再質問に入ります。

このテーマの最初の答弁についておさらいをする前に、北御牧の児童館について、またほかの東
部地域と違う部分もありますので、基本的なことを先に説明しておきます。

まず利用対象者は小学校6年生まで、登録児童として利用が可能です。利用時間について、
開始時間は東部地域と同じですが、平日は18時30分まで、土日、長期休暇は18時までと、それぞれ
東部地域に対して30分から1時間長く開館しております。ただし北御牧地域には東部地域のような
児童クラブはありません。詳しい経緯は知りませんが、恐らく放課後児童対策、国の施策の
編成の中で91年、93年にこれ児童館と児童クラブ、いわゆる学童保育を実施することに関して通知
や改正が行われていますので、当時の北御牧村がそうした施策をとって対応してきたのだろうと私
は想像しております。

最初の答弁についておさらいをしておきますと、北御牧の児童館の現状は小学校児童数の約230
名に対して半数の児童が児童館を利用している状況であり、児童館の職員の皆さん、また保護者と
もに児童の安全確保に懸念があるということでした。

また、これらに対し、児童館では利用数が多いときや、また日常から北御牧の子育てセンターの
職員と連携して対応していると。

もう一つ保護者には安全確保の要望以外に、開館時間の延長についても要望があるとのことでした。

教育委員会としては、今の過密な状況は認識しており、開館時間の拡大の課題とともに、児童ク
ラブ開設を検討しているとのことでありました。

また、放課後事業について、子どもたちの発達の観点、また社会情勢や社会的要請からも児童が
過ごせる居場所の確保は必要であるとの認識が示されました。ここまでは確認であります。

今、おさらいしたとおりですが、北御牧の児童館は全校児童の半数が使う過密状態であります。
ピークの時間帯というのものもあるでしょうけれども、こうした中で様々な話を聞くわけです。幾つか

ちょっとお話ししますと、保護者からの話で子どもたちが児童館がつまらなくて、いつも夜早く自分たちで帰宅してきたという話をしていたと保護者から聞きました。また恐らく児童館での人数が過密で、年齢や体格差もある子どもたちの安全確保のために、児童館の方で時間やルールを決めて過ごしてもらっていると、そう、何か特別つまらないという理由でもないんでしょうけれども、子どもたちからするとルールばかりでつまらないとなったのかもしれないということでもあります。ただ、もう少しその保護者からすると、子どもたちに寄り添った対応ができなのかとの声もありました。

逆に子どもたちにかかわっている皆さん、職員の皆さん、関係者の方々からは、子どもたちの日々の何ていうんですか、疲労感を指摘する声もあります。学校でも家庭でも緊張して過ごしている子どもたちがいると。そういう子どもたちに、せめて児童館では自分たちだけの、自分だけの時間を過ごしてほしいけれども、それがなかなか今の現状ではできないというお話です。

また、本当はお母さんやお父さんと過ごす時間が大事なことから、早く子どもを迎えにきてほしいというお話もあります。今の雇用環境、働く環境ではそういうことがやりたくてもできない現実はあるにしてもそうした声があります。

私、この寄せられた話を聞いていて、今の北御牧の児童館の過密状態も関連しての話にはなるんですけど、私を感じるのはいまの子どもたちが随分と窮屈な思いをしているんだなというのを感じております。1つは、親の働く環境や昨今の子どもの狙った事件など、社会情勢もあって、安心して子どもたちがいられる場所がない、そういう中で子どもたちの意思とは関係なく、少なくとも大人たちが安全だと用意した、ここでいえば児童館ですけども、そうした場所に子どもたちがいるしかないという、今の一般的なことですが、そういう状態。また、後の質問にも関係しますけれども、貧困問題の対応としても、そうせざるを得ない状況が今の子どもたちにはあるのかなと思っています。

もう一つ、子どもたちも自分なりに過ごせるならばいいんですけども、かなり管理されているなという感じがあります。生活の場所として、また大勢の子どもたちと過ごす、そのために一定のリズムをつくって、一定のルールをつくってやっていく必要があると思いますけれども、聞いていると児童館も児童クラブもそうですけれど、まず宿題に取りかかって、一定時間が過ぎたら遊んでと、時間管理が行き届いていて、時間どおりの生活って私の自分自身の記憶からいくと学校以外でそんなことしたことがなかったんですけども、非常に大変だなと、そう思うんです。

ちょっと何で今の子どもたちが非常に窮屈そうなのかなと思って、少し聞いていきたいと思えます。寄せられている保護者の声で、児童館、児童クラブへの要望として、宿題を見てほしいと保護者の要望にもよく耳にするんですけども、基本的な疑問として今の子どもたち、そんなに宿題が出されているんですかということなんです。ちょっと保護者でも何でもないので、私はわからないんですけども、基本的な疑問なんですけれども、お聞きしたいと思います。学校が宿題を出しすぎるからこんなに子どもたち管理しなければいけないのかという、そういう単純な疑問からです。

ちょっと再質問の1問目は以上とします。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 再質問にお答えする前に、最初に北御牧児童館の特殊性といいますか、設立された経過、ご指摘のとおりでございまして、いわゆる児童館機能と放課後児童クラブ、学童保育の機能をあわせ持つという状況でございまして、時間の設定もそうしたことから18時30分という中間的な設定になっております。

そのような中で、ご利用者が非常に多いという状況の中で、様々な問題があろうかと思えます。ご質問の中の宿題が多いのか少ないかという非常に難しいご質問をいただきました。子どもたちは学校という集団生活の中で、一定の規律の中で心身ともに成長し、必要な知識を身につけていくものでございます。この学力の定着のため課されるのが宿題であろうかと思えます。内容は、復習の演算であったり、予習であったり、また場合によれば、かきかけの絵画の仕上げであったり、また逆上がりの練習であったりと、様々なものがあるかと思えます。また教育委員会におきましても、教育は学校だけでなくあわせ家庭で行っていただきたい、家庭学習の大切さを教育基本計画にも掲げているところでございます。

宿題は学年、科目、担任の先生ごとに様々でございまして、多い少ないということは一概に申し上げることはできないかと思えますが、いずれにしろ子どもたちにとっては負担感、重圧感というのですか、はあるものでございまして、宿題を楽しいとかうれしいと思っている子どもはまずいないであろうという認識の中で、そういった葛藤でありますとか、苦労を重ねて大人になっていくものであろうなというふうに認識しております。この責務といいますか、義務感を親が抱えるのではなくて、それを児童館とか別の機関にゆだねてしまう、転嫁してしまうということに問題があるのではないかというふうに感じております。

そのような中で、子どもは学校という一定の窪田議員の話によりますと一定程度窮屈な中で過ぎて、放課後はそこから放たれるものでありますが、更にそこで第二学校のような場所が用意されている、用意しなければ親の安心感が担保できないという現状につきましては、多くの課題があるかなと思っております。宿題の多い少ないだけの問題ではないのだろうなというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 多い少ないは関係ないというか、そうですね、時代が違うのであまり自分たちのことを言っても何なのですかけれども、私自身、例を挙げると両親共働きでかぎっ子です、いわゆる昔の。実際に首にかぎをかけて、学校へ通っていました。小学校の低学年のときは、結構何回も例に挙げていますけれども、親たちが立ち上げた学童保育で放課後を過ごしていました。児童館も私が小学校6年生ぐらいですから、多分80年代に入ってからですかね。そのころに初めて近所にできて、少し遊びにいきましたけれども、ただ、今のように親が迎えに来て、そこで勉強しなければいけないなんてこともありませんでした。そもそも宿題なんてあったっけというぐらいの記憶

でした。

何ていうんですか、学校が終わればすっぱり自由な時間で過ごしていたいような気がするんですね。今の子どもたちのようにルールを守って放課後過ごすことはなかったわけです。今、教育次長の答弁で、ただ本来というか、第二小学校になっている今の北御牧小学校で、そういった安心して過ごせる場所の提供と、宿題をやってもらいたいという親の要望があると、そこが窮屈感を生んでいるのではないかということなのですからけれども、そうですね。ただ、やはりもっと子どもたちに、それは誰の責任というよりも社会の責任として、子どもたちの自由な時間を保障しなければいけないと私は思っています。本来、今まで私も児童館や児童クラブのテーマを取り上げてきているんですけれども、基本的には大人の要望中心に、子どもたちのいる場所を確保して、そこに子どもたちをいさせて、子どもたちはそれに従ってという、そういうその状態についてはあまり注目してこなかったかなと思っております。

ちょっと質問通告の時点で私も書いておけばよかったんですけれども、再質問でありますけれども、子どもたち自身は今の児童館、北御牧についてですけれども、どんな声があるのか、もし聞き取りをしたりしていれば、それを教えてください。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 児童館におきます子どもたちの声を聞き取っているかという再質問でございます。

児童館につきましては構成員、それからクラブにつきましては指導員ということで、いずれにする職員が配置されておまして、先生方は当然のごとく子どもたちと接し、子どもの声をお聞きしているわけございまして、教育委員会が改めてその職員を抜きに、あるいは同席してでも子どもたちから直接意見を聞くということは今までしてございません。子どもたち、あるいは保護者からの声は職員を通じて、あるいは児童館ですと山崎議員がお務めいただいているような運営委員会といった、そういったもの、また児童クラブにおきましては保護者会といった組織もございまして、そういう中でご議論をいただいたり、反映をされたものが私ども教育委員会事務局へも届くという仕組みになっておまして、今のところ直接子どもから声を聞いているということはありませんし、子どもからのSOSと申しますか、こういう問題があるとか、これで困ったといったような声は特段教育委員会では耳にしておりません。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 聞いていないということでした。それぞれ運営委員会なり保護者会なり、そこで上がった声がそれぞれ来ると。ただ、やはり子どもたちの何ていうんでしょうか、健全にいられる場所の確保については、ちょっと関係者がやっぱりそろって話をしていく必要があるかなと思っております。

先ほどの答弁、最初の答弁の中で、放課後事業の位置づけについて教育委員会は居場所の確保は必要であるとしております。一方で、先ほどの答弁のように単純化していいと、放課後の過ご

し方についてはサービスの供給と消費の関係ではなくて、保護者と市の関係ですが、サービスを提供する市と、それを利用する保護者との関係ではなくて、地域や家庭の方で家庭学習という、そういうのが出てきましたけれども、そこで持ってもらうべき責任を果たしてほしいといった話でした。この議論をやっていると往々にして子どもを育てるといふか、学習の面倒を見る責任の所在はどちらなんだみたいな話になってくるんですけれども、やはりこれ社会全体の課題として私、取り組むべきだと改めて強調したいと思います。

何ていうんですか、子どもの自主的な時間、放課後、そういうものを保障する、そういう観点での議論が必要ではないかと思います。これ児童館、今、満杯だから児童クラブを用意しましょうとか、そういう話の以前に必要な議論だなと感じていまして、最初に言いましたけれども、少なくとも学校と行政と保護者と3者ぐらいでそうした議論を対等な立場で話し合う機会が今、あるのかどうか、質問をしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） ご指摘のとおり今までそういった議論が不足していたように思います。子どもの健全な育成を考えるときに、それを児童館なり児童クラブといった規制された、いわばちょっと恐縮ですが、第二学校のような管理下において、その居場所を担保するという考え方は、本来的ではないというふうに考えておりますが、子ども・子育て支援法の中でもそういった施策が法でも定められておりますので、需要供給のバランスだけではありませんが、需要がある限り、それを供給する義務は地方自治体教育委員会にあるわけでございまして、そういった意味では児童館で不足する機能は児童クラブという別の居場所を確保する必要があるということでございまして、子どもたちを何も枠の中にすべて入れることで育てようとしているわけではございません。これはこれまでも申し上げてきたとおりでございまして、子どもたちが自由に育つということと、親、あるいは公共機関の管理下に置くということは、相反する問題でございまして、閉じ込めれば閉じ込めるほど子どもたちの自由はなくなり、いわば子どもの領分がなくなるわけでございます。時間的にも場所的にもそういうことでございまして、ようやくといいますか、子どもの居場所を物理的、時間的に確保するという考え方から、子どもをどう育てるか、子どもがどう育っていくことが望ましいのかという観点が今まさに必要であろうかというふうに考えております。

東御市ではというより、東御市以前の東部町におきまして、子育て支援事業というのを立ち上げた発端はまさにそこにございまして、今、なかなかちょっとまた所管が別になったりして、連携がいま一つでございましてけれども、子どもをどう育てるか、その観点に立って改めて議論を今後していきたいと思います。

また、青少年を育成するということにつきましては、「地域で育てよう おらほの子供」というキャッチフレーズのもとに、現在も子どもをどう育てるかということを考えておりまして、学校ですとか児童館・クラブといった単発の、短編の考え方でなく、流れとして子どもが生まれ、幼児期を経て、義務教育期、高等教育期を経て、また社会人になるという、そういう流れの中で、どう施

策を進めるべきかという、改めて考え直す時期に来ているというふうに認識しております。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 待ってましたというような反応で、ちょっと困惑はしましたがけれども、ただ、私、今の答弁で若干違うかなと思ったのは、どう育てるかではなくて、どう育ててほしいのかという視点だと思うんです。それぞれいろいろな今、やっている子育て支援の事業は、例えば先ほど申しましたが、貧困対策であったり、もちろん必要な、十分要望があって、その中で子どもの発達を保障するためにあるものなんですね。ですからそれ、その必要性の議論の前に、どう育ててほしいかという議論が必要だということであって、責任転嫁を市と親とで一緒に、同等に分けようという話をしているわけではないのです。

ちょっとこの質問、長くなってきてしまったので、まとめますけれども、今のこの北御牧小学校の児童館の過密状態を見ると、指導員からすればこの過密状態の中でうまく遊ばせて、うまく時間を過ごさせるためにルールをつくらざるを得なくて、それにこたえるために児童も先生の言うことを聞くようにうまく振る舞わざるを得ないと、こういう環境は非常に不健全だなと私は思っております。

様々な面での容量オーバーとか、児童クラブの設置など交通整備は必要かもしれないですが、北御牧においてまず、今、先ほどの答弁のように保護者や指導員の皆さん、あと行政の皆さんと話し合う平場というのが今ないようですので、ぜひともこれ、設置をして、やっぱり日常普段にどう育ててほしいのかということ議論する場をまずつくってほしいと思っております。また、そうした機会を定期的に持つていくことが、やっぱりこの東御市の教育文化を育てていく土壌になると思っております。お子さんたち、そうはいっても小学校6年ですから、あっという間に大きくなっちゃいます。のど元過ぎればあとは何とやらという感じで、どんどん育てていくので親も本当に関心がなくなってきましたけれども、でもその世代の人たちがやはりその時代にちゃんと議論して積み重ねていくことが私は重要だと思っております。ですからぜひこの3者でしっかりと、どう育ててほしいのか議論する場を設置してほしいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 関係者が集まって議論することが大切であるというご指摘でございます。私どもも子どもを育てることの責務が、学校なのか教育委員会なのか家庭なのか地域なのかという押しつけ合いをしているつもりはございませんで、それぞれに果たすべき役割があると感じているところでございます。これまで様々な機関で、それぞれに議論しておりましたことを「子育て・子育て」という先ほど申し上げましたように、子どもが生まれ、社会人になっていくという流れの中でどうすべきか、大人は何をすべきか、市役所は何をすべきか、地域では何ができるのかといったことを議論することは非常に大切なこととございまして、ご指摘の場、話し合いの場につきましては、でき得る限り早く立ち上げたいと思っておりますし、また行政機関におきましては、教育委員会だけでなく子育て支援課、福祉事務所、また場合によりますれば選挙管理委員会も含めた主催者

教育のことも視野に入れました会議を早々に行う予定であります。

1点だけちょっと補足させていただきますと、そういった視点で幼児期から子どもの小・中学校、大人まで視野に入れた教育をしているものの1つとして、ネットリテラシー教育がございます。これは学齢期だけでなく、幼児期、更には乳児期、乳幼児の時期までさかのぼって保護者、親の啓発をしなければならないという時代になっておりまして、もう生まれたらすぐにネットリテラシー教育という観点では、ネットリテラシーにつきましては今、そういった流れの視野に立って、大人になっても必要ではございますけれども、そういった視点が子育てに関しては必要だろうというふうを考えております。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 設置はするとのことでしたが、ちょっと私が感覚として違うのは、あまり大規模にしない方がいいと思います。小学校区単位、せめて、やはりその土地土地で違いますし、地域性がありますし、全体でやってしまうとどうしてもやっぱり本当にどうということに困っているのかという声が届かないと思いますので、児童館ずつとか、小学校区単位で要するにやっていただく方が、私は恐らく有効なものができると思います。

子どもの放課後については、質問は以上にいたします。

続いて、就学援助に入ります。

先ほど就学援助で、入学時期に間に合うように、時期を早めるとか、そうした支援をどう考えているのかという質問に対して、今度見直しを行ったという答弁がありました。就学援助の、要するに入学準備金についての前倒し支給を今、準備しているということですので、その見直しを行った要項について、主に確認をしておきたいと思います。

まず支給対象者は誰なのか。申請方法と、その申請の時期はいつで、支給額と支給日、支給方法はどうなるのか、お聞きします。

また、ちょっとまとめてしまいますけれども、入学後の就学援助制度の申請、これ、新入学用品費の支給を受けた場合も別途行うことになるのか。そこまでまとめて質問をしておきたいと思いません。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 就学援助費におきます入学準備費でございますが、支給対象者は言うまでもなく4月に小学校に入学する児童の保護者、また中学校に入学する児童の保護者でございますので、今で申し上げますと、年長児、それから小学校6年生ということになります。認定する場合は、2月に支給ですと、その前の事前仮認定のような形になりますので、収入額の情報が前年度でなくて前々年度というようなことになりますので、仮の認定という中で支給をいたすものでございます。

申請方法につきましては、既に11月に該当者、来年4月の入学予定者全員に文書で通知をしております。申請につきましては12月、今月に学校へご提出をいただくということで進めております。

支給額でございますが、今のところ28年度の支給額で申し上げますと、小学校では2万470円、中学校では2万3,550円でございます。支給日につきましては平成29年2月25日、申し出の口座への振り込みという形を予定しております。

それから入学後、改めて就学援助の認定申請が必要なのかということでございますが、今、申し上げましたとおり仮認定を本認定にする必要がございますので、改めて前々年度ではなくて前年度の収入金の情報、6月に税確定しますので、その書類をもって認定になりますので、改めて認定申請をしていただく必要がございます。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） かなり具体的に進んでいるんだなということでした。ちょっと一応財政のことも聞いておきたいんですが、入学前支給の総額はいくらぐらいを見込んでいるのか、それによる財政負担はどうか、お聞きします。

また、今までというか、就学援助の質問をする際に、事務をやっている方にお聞きしましたけれども、かなり事務の量が一時期に集中するという事をお聞きしております。ですのでこの事務処理に対して十分な体制の確保ができるのかという事、それを要望しておきたいんですが、いかがでしょうかということで、今のこの2つをお聞きします。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 入学前支給額の見込みの総額は、その財政負担はというご質問でございます。28年度対象者が全員申請した場合と仮定をいたしますと、小学校入学者で総額35万円程度、中学校入学予定者で56万円程度でありまして、いずれも現有、現在の予算の範囲内で支給が可能と見込んでおります。全員の場合で可能ですので、申請者は全員とも限りませんので、それ以下になると思われまして、十分予算内で可能であると認識しております。

また、次年度以降はその分が前の年に繰り上がるだけで、1年間の予算総額は同じでございますので、総額に影響はいたしません。

それから事務量が増加する中で、事務は大丈夫かというご心配をいただきました。お金のことでありますし、就学援助に係る重要な事務でございますので、忙しかろうがなかろうが、きちんとその時期に支給できるように、事務をきちんとやってまいりたいと思います。

○議長（依田俊良君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時42分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 休憩前、就学援助について支給要項などをお聞きしたわけです。

先ほど教育次長の答弁で、支給額について若干含みがあったなと思っておりますが、政府の動向

との関係で、文科省は入学児童・生徒学用品費という、いわゆる今いっている新入学用品費について、来年度の概算要求のところで、ほぼ倍額の引き上げの予算要求を出しております。ですからもう既に全国の自治体ではこの入学用品費を増額する自治体も出てきております。この動向に合わせた対応も東御市で検討をしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

もう一つ、支給開始の回数、時期や回数の改善したという最初の答弁でありました。2月の支給というのは、今回、今、お話ししていただいたとおり、新入学用品費であり、通常の就学援助は今度は8月と3月となります。改善はしていますけれども、やはり自転車操業している、そういう家庭を応援するのであれば、支給額の細分化、毎月であったり、もう少し回数を増やした方がいいと思いますが、今後の検討、研究の継続を要望したいと思います、いかがでしょうか。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 再質問にお答えする前に、先ほど私の答弁の中で、入学準備費の支給につきまして、仮認定というふうに申し上げましたけれど、入学準備費に係る本認定でございますので、仮ではございません。おわび申し上げたいと思います。

ただいまのご質問の政府の概算要求の中で、新入学児童・生徒に対する入学用品費が倍額の予算要求がなされているということでございますが、現在、市町村に対しては正式な情報が来ておりませんのと、資料を見る限り要保護児童、つまり生活保護家庭に対するものに限った表現でございますので、準要保護の家庭まで広げている就学援助費につきまして、影響を及ぼすのか、平たくいいますと増額するのは今後状況によって検討が必要であろうと思います。

また、9月の議会で市長から表明のございましたように、給食費の算入につきまして、5割から10割に金額を上げるということも決定しておりますので、そういった部分も含めて検討をしてまいりたいと思います。

それから支給月が8月、3月ということで、入学準備費を除いては年2回の支給だが、もうちょっと細分しての支給はできないかというご質問でございます。子育て家庭に対する援助費は、教育委員会の就学援助費のほか、児童手当、また、一人親家庭に対しましては児童扶養手当が支給されておまして、それぞれ年に3回ほどの支給ということでございまして、3回足す3回足す、就学援助2回ということで、8回ですか、12カ月で8回の支給がほぼ継続的にあるということでございますので、ご家庭にとりましては一定程度の財政支援になっているということを鑑みれば、今の時点で2回の支給を更に細分化して増やすという考えは、現在のところございません。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 検討が今後必要だということでした。ただ、支給回数で児童扶養手当が年3回、ほかの手当も、児童手当3回だと言っていますか、児童扶養手当、いわゆる一人親家庭の支給月というのは4月、8月、12月、4カ月置きなのですね。一人親世帯の保護者が何が大変かって、まとめ支給が大変なんです。兵庫県の明石市なんかそこで先進的な取り組みをしまして、児童扶養手当の毎月支給ということを試みているそうです。社協なんかの取り組みに入れて、委託事

業としてやるようですけれども。そうした今回のまとめ支給という点でも、本当に自転車操業の改善にはならないんですよ。ですからそういったこともしっかりと検討していただくことを求めて、この就学援助に関する質問は終わりにしたいと思います。

次に、消防団の応援ショップ事業についての再質問に入ります。市内で22軒の店舗が登録いただいているということです。割とぱっと見た感じでは、消防団のOBであったり、現役団員のお店が協力していただいているようです。

再質問に入りますけれども、事業所、要するに商店とかそういったところが応援ショップとして登録した場合は、どういう手続き、するにはどういう手続きが必要なのか、また、その事業所には何かメリットがあるのか、お聞きします。

もう1点、応援ショップをもう少し増やせないかと私は考えております。市としては、この事業には何も関与していないのかどうか、お聞きしておきたいと思います。今、どうかはわかりませんが、せんだって検索サイトで登録している内容を見ましたら、明神館の情報も改装のため休館中、28年春オープンの予定というのが、これ1週間前の登録になっていました。登録情報の更新は事業所が行うものなのか、お聞きしておきたいと思います。

もう1点、応援事業自体の団員への宣伝周知は行っているのか。3点まとめてお聞きします。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 応援ショップに対するご質問を何点かいただきました。

まず事業所が応援ショップに登録する場合の手続きの関係でございますけれども、応援ショップの登録手続きにつきましては、登録を希望される事業所が県のホームページ、または募集のチラシに書いてございます登録申込書に、その店舗の名称ですとか、所在地、団員へのサービス内容などの必要事項を記載いただきまして、県の危機管理部消防課というところに提出していただくことで、その中で実施要領を定めてございますので、その要件に合致するというこの場合は登録となると、一般的には登録になるということでございます。

また、登録した場合の事業所へのメリットについてであります。県では3つのメリット挙げております。1つ目は、県下3万5,000人の消防団員とその家族の利用が見込まれるということで、顧客の拡大につながるということ、2つ目として、社会貢献に取り組む事業所としてのイメージアップが図れるということ、3つ目として、県の公式のホームページに掲載されるということによるPRのチャンスがあるということでございます。これらのメリットをご理解いただきまして、消防団員への何らかのサービスの提供と登録をお願いしているということでございます。

なお、この登録店舗、事業所に対しましては行政からの補助金等の制度はないという状況でございます。

続きまして、応援ショップをもう少し増やせないか、また市として関与していないのかという件でございますが、昨年11月ごろから長野県におきまして応援ショップの登録店舗の募集を開始いたしまして、あわせて県においてホームページやチラシを作成し、登録店舗数の増加を図ってきま

した。市といたしましても、商工会、観光協会などにチラシの配付をお願いしましたし、また、あわせて現役の消防団員にも地域の店舗にチラシの配付をお願いして、配付をしていただきまして、市内の登録店舗の増加に努めてきたところでございます。

検索サイト中の店舗等の登録情報の更新につきましては、登録手続きと同様に事業所から登録内容の変更届の書類を県に提出していただくこととされております。なお今回議員ご指摘の登録内容が更新されていない件につきましては、当該事業所に登録内容の変更手続きを依頼しまして、変更届の提出は済んでいるということでございます。

最後の応援事業自体への、この応援事業について団員への宣伝周知についてのご質問でもございますけれども、その方法としまして団員全員に長野県から団員カードが作成されて配付をしておりますけれども、その配付に合わせてスマートフォンや携帯電話での応援ショップの検索サイトができやすいように、QRコードの記載をされているチラシを配付しまして、団員に対して配付しまして団員が利用しやすいようにしておりますところでございます。また、市の消防団本部の会議などでも利用の周知をお願いしてきているところでございます。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 登録、結構業者任せなところもあるんですが、ここ、やっぱりどうにか指導して広げていただきたいと思っております。市内の資源として、まだ観光公社になるんでしょうか、丸山晚霞美術館であったり、梅野記念館ですか、そういったところも登録していただければなと思います。また、もし可能であれば、この間、見た限りでは花岡市長のお店のところも登録していただけていなかったと思いますので、ぜひとも応援していただきたいと思っております。

この事業の対象は市内の団員やその家族だけではなく、県内消防団員やその家族が対象となるわけで、今、東御市版DMOの取り組みが始まっているわけですがけれども、積極的に消防団応援事業を入れて、交流人口増加を考えたらどうかと思っておりますが、お聞きします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 東御市版DMOの取り組みの中に、消防団員応援事業を入れたらどうかのご質問であります。当市が取り組み始めましたDMOにつきましては、過日開催した観光地域づくり講演会や5地区で開催したタウンミーティングを皮切りに、今後観光協会の会員をはじめ一般公募の市民の皆さんによるDMO設立準備プロジェクト委員会を設置しながら、構築してまいります。委員会では、観光協会が市内の地域づくりの団体や農・商・工業、観光業など、多様な団体との連携を図る中で、そのまとめ役となり、一元的な情報発信を通じて東御市の魅力をまるごとPRし、誘客しながら交流人口の増加を目指す団体に移行していくための協議を進めることとしております。その委員会での協議の中で、日ごろご苦労いただいております消防団員の皆さんに対し、どんな応援ができるかを含め検討してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 窪田俊介君。

○7番（窪田俊介君） 消防団応援事業の質問は以上にしたしたいと思います。

小学校区単位の地域づくりについて再質問を行います。ちょっと時間がありませんので、幾つか絞りますけれども、地域づくりと推進交付金のことについて、今後についてなんですけれども、これ30万円という金額でございます。組織の立ち上げ状況によって違うとは思いますが、今、どんな使われ方をしているのか、まだスタートしている各地域を見ている、まだ地域づくり組織の活動は緒に就いたばかりと考えるんですが、この支援は続けるべきだと考えております。この交付金制度、これらの答えが出るのはいつなのか、それについてお答え願います。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 地域づくり組織の活動の状況と交付金の継続の状況ということでございますけれども、地域づくり組織の活動の現状ということでは、先ほど答弁申し上げましたとおり、各地区地域の特色や実情に沿った地域づくりを展開していただいております。また地域づくり組織の発足時期に差があることから、活発に活動している地区もあれば具体的な活動がこれから始まる地区もございます。活動量の多い少ないは地域づくりの指標になると思っておりますけれども、まずは地域づくり組織の体制も含め、地域の現状や実態に合った取り組みを行っていただくことが必要だと思います。

現在、この交付金についての継続について見直しをしております。来年度に向けて対応していきたいと考えております。

○7番（窪田俊介君） 以上です。

○議長（依田俊良君） 受付番号20 小学生の放課後の居場所について、受付番号21 小学校改修計画について、受付番号22 市内の道路状況について、受付番号23 市民サービスについて。山崎康一君。

山崎康一君。

○9番（山崎康一君） 議席番号9番、さわやかな風の会、山崎康一です。

11月の市議会議員の選挙では、市民の皆様のご支援、ご協力をいただき、3回目の当選をさせていただきました。市民の代表として東御市に提言したいと思います。

まずは小学生の放課後の居場所についてです。この問題は、前任期の中で一番多く取り上げさせていただいた問題です。6月議会では、一区切りつける思いもあり、一般質問させていただいた記憶がございます。しかし今回、後援会活動をする中で、PTAの保護者の皆様の意見を聞くと、子どもたちの放課後の居場所に対する意見はまだまだ多く、その中でも高学年の放課後の居場所の必要性を改めて感じました。また、北御牧小では、北御牧児童館登録人数が多く、過密な利用状況になっており、児童クラブに対するアンケートを実施しました。

そこで2点、お聞きします。9月に北御牧小で児童クラブについてのアンケートを行ったと思うが、その趣旨と結果は。

2点目、他地区の放課後の居場所を必要としている子どもに対し、取り組みを考えているのかどうか、以上、2点お聞きします。

次に、小学校改修計画についてです。

この問題も、子どもたちの放課後の居場所の質問と同様、数多く取り上げさせていただきました。市内中学校、保育園と環境が整っている中で、取り残されているような思いもあり、また子どもが1番長い年月を過ごすにもかかわらず、老朽化が進み、その中でも特にトイレに関しては、子どもたちのために何とかきれいにならなければならないという思いで、4年間取り組んできました。

そして今回、田中小、滋野小と保護者の願い、子どもたちの思いがいよいよ形になります。また小学校に関する基金の積立が決まり、東御市の小学校も少しずつきれいに使いやすくなっていき、喜ばしいことだと思う反面、改修のため積立を始めても市内5小学校が改善されるのは相当先で、気が遠くなるような話のような気がします。

そこで2点、お聞きします。1点目、今議会でトイレの改修予算が計上されているが、どのような形、工程で工事が進められるのか。

2点目、10月に小学校の長寿化の計画の説明会を開いたと思うが、どのような意見が出たか、また今後どのような計画を進めていくのかをお聞きします。

次に、市内の道路状況についてです。

今回、市議選が1週間行われました。1日12時間、私は選挙カーに乗りましたが、朝夕は通勤ラッシュと重なり、時間帯によっては歩行者にとっては危険な箇所も数多くありました。また選挙カーで遊説していると、道の傷み具合や修繕の状況についても気になる場所が多くありました。

そこで2点、お聞きします。1点目、学校の通学路に関する道路で、危険箇所がどの程度あり、それに対し、対策はとられているのか。

2点目、区の道路修繕の要望に対し、どの程度こたえられているのかをお聞きします。

次に、市民サービスについてです。

今回は選挙前にある新聞社の方に、「今回の選挙の焦点は何ですか」と聞かれました。選挙になると私を含めてすべての候補者は、そのときの焦点を探し、公約を掲げます。しかし私たちは公約を掲げても達成することはできません。あくまでも市の施策に対し提言することが役目なので、市民一人ひとりの意見をお聞きし、それを集約し、行政に伝えることが私たち議員の仕事だと思っています。今回、後援会活動の中で、たくさん市民の皆様と話をさせていただきました。皆様と話す中で私が感じたことは、東御市全体の大きな事業のことよりも、自分自身に直結している身近な問題に対する思いが強かったことです。

そこで市民サービスについて3点、お聞きします。1点目、市役所に訪れる市民に対して、職員として考えられる市民サービスとは何か。

2点目、高齢化が進み、買い物弱者が増えていると思うが、それに対して施策はあるのか。

3点目、東部地区と北御牧地区では、ごみの分別が違い、ごみ袋の値段も違い、市民サービスが異なるような気がするが、それに対して市の考えはどうか。

以上、4項目9点について1回目の質問とします。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号20、山崎康一議員の小学生の放課後の居場所のご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

1点目の9月に北御牧小で児童クラブについてのアンケートを行ったと思うが、その趣旨と結果はについてでございます。このアンケートは、北御牧小学校区にだけ放課後児童クラブがなく、また児童館利用児童が過密になっていることから、北御牧小学校区において放課後児童クラブのニーズや必要度を把握するために実施したものでございます。

アンケートは北御牧小学校の1年生から5年生までの保護者、及び北御牧保育園の年長児の保護者、全体では224世帯を対象に実施いたし、約85%に当たる190世帯からご回答をいただいたわけでございます。

この結果、北御牧小学校区に放課後児童クラブが開設された場合の利用希望者は年長児や小学校低学年を中心に49名おり、北御牧地区における放課後児童クラブのニーズがあること、そしてその必要性が確認できたところでございます。

2点目の他地区の放課後の居場所を必要としている子どもに対し、取り組みは考えているのかありますが、東部地区におきましては田中、滋野、柵津及び和の各地区に児童館及び放課後児童クラブがあり、高学年の利用も含めて対応できていることから、要請にはおこたえできているものと認識しております。

続きまして、受付番号21、同じく山崎康一議員の小学校改修計画のご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

1点目の今議会でトイレの改修の予算が計上されているが、どのような形、工程で工事が進められるのかについてであります。緊急性の高い小学校のトイレ改修につきましては、最も古い田中小学校と滋野小学校の改修設計費を9月議会でご承認いただき、今回、国の補正予算による国庫補助事業として両校のトイレ改修事業が採択されましたことから、改修事業に係る工事費予算を補正させていただくものでございます。

トイレ改修は、4K、すなわち「くさい、汚い、暗い、怖い」の解消をコンセプトといたしまして、現在、田中小学校、滋野小学校とトイレ改修工事の細部につきまして打ち合わせをしているところでございます。年明けには、実施設計を終える見込みでございますので、補正予算成立後工事を発注する予定であります。

工期につきましては、学童が学校生活で不便を来さないよう、短期間で工事を完了させたいと考えておりますが、学校内の数カ所のトイレを一斉に改修することはできないため、一定程度の工事期間が必要であろうと思います。

2点目の10月に行った小学校の長寿命化計画の説明会での様子や今後の進め方についてでございます。この説明会は市全体の小・中学校長寿命化計画と並行して、各小学校ごとの要望や意見を取りまとめるため、学校長をはじめPTAなど、学校関係者にお集まりいただき、長寿命化計画に対

する教育委員会の基本的な考え方を示した上で、意見交換を行ったものでございます。

この場で寄せられた意見といたしましては、学校とPTAの要望を反映してほしい、教育環境に対して十分な予算の配分をしてほしいのほか、学校支援に入る地域の方々のためのスペース確保や将来的に不足が予想される教室の設置要望などがあり、これらのことについてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

今後の予定でございますが、長寿命化計画を策定した上で、この計画に沿って改修工事に取り組んでまいります。長寿命化計画につきましては、建築設計コンサルタントのほか、学校施設改修の専門家のご指導もいただきながら、また今後も学校関係者のご意見をいただきながら、本年度中には策定いたします。

長寿命化計画は、長寿命化の考え方やコンセプトなどを定めるもので、各小学校個別の具体的改修内容を定めるものではありませんので、次年度以降の実際の改修工事に当たりましてはその都度関係者との意見交換をしながら、改修内容を精査し、国の補助を得ながら順次実施してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 受付番号22、山崎康一議員の市内の道路状況についてのご質問につきまして、市長、教育長にかわりお答えをいたします。

1点目の学校の通学路にかかわる道路で危険箇所がどの程度あって、それに対し対策はとられているのかでございますけれども、通学路の安全対策につきましては平成27年3月に作成した東御市通学路交通安全プログラムに基づき、確認をしており、昨年12月に点検を実施いたしまして、実施対策の必要な箇所は9カ所、うち2カ所は対応済みでございます、4カ所で現在、対応中でございます。残りの3カ所につきましては、用地買収等の理由によりまして現在、対策が困難な箇所となっております。

次に2点目の区の道路修繕の要望に対し、どの程度こたえられているのかでございますけれども、毎年6月に各区における長期事業計画のヒアリングを行い、多くのご要望をいただいております。区長さんとの現場立ち会いの上、緊急性や必要性を考慮し、区の優先順位の高い要望箇所につきまして、翌年4月に施工内示を各区へ通知しております。今年度は57区から254カ所のご要望をいただきまして、緊急性を要する37区51カ所の施工を予定しております。11月30日現在でございますが、51カ所のうち40カ所が工事完了しております。

また、市内道路の陥没等による事故防止のため、週2回の道路パトロールで路面状況や道路構造物などの破損状況を確認し、それ以外の修繕箇所につきましては建設業者に復旧依頼をして、道路の維持管理に努めております。区長さんや市民の皆さんからの道路等の破損情報につきましては、現地を確認し、対応をさせていただいております。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号23、山崎康一議員の市民サービスについてのご質問のうち、

1点目の市役所を訪れる市民に対し、職員として考えられる市民サービスは何かにつきまして、市長にかわりお答えをいたします。

市役所を訪れる市民の皆様は、様々なご用件でお越しになりますので、まずはお客様が何を求めて来られているかの確に把握した上で、相手の立場に立って対応することがサービスの基本と考えております。このサービスの基本を踏まえた市役所全体での取り組みとしまして、庁内でさわやか行政サービス推進委員会を組織し、身だしなみ、あいさつ、来庁者への対応などを定めた接遇マニュアルに基づきまして、市役所を訪れる市民の皆様に対して、さわやかな対応に努めているところでございます。

具体的には、笑顔で接すること、さわやかなあいさつをすること、名札を着用し身だしなみに気をつけることなどをスローガンとして定め、毎年6月と11月にはさわやか行政サービス推進強化月間を設けて取り組みを進めているほか、担当窓口がわからないお客様へ積極的に声かけを行うなど、お客様の立場に立ったサービスの向上に努めているところでございます。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号23、山崎康一議員の市民サービスについてのうちの2点目の高齢化が進み買い物弱者が増えていると思うが、それに対し施策があるかについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

近年、急激に進行する高齢化社会の中、近くに商店がなく、十分な交通手段が確保できずに食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている方々、いわゆる買い物弱者は全国で約700万人と推計されており、特に地方においては大きな課題となっております。市内にはこれら高齢者などを対象として交通手段の確保のためデマンド交通が運行しており、市内全域からスーパーや田中商店街へ容易に行き来できるようになっております。

この運行システムは、相乗りのワゴン車で自宅とスーパーなど、目的地の戸口から戸口へと送迎しますので、ご高齢の方でも安心してご乗車いただくことができます。しかしながら今後さらなる高齢化社会の進展が見込まれる中で、買い物弱者の増加が懸念されることから、高齢者福祉の視点にも配慮しながら、将来にわたって安定的に運航できるシステムの検討を行っているところでございます。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 受付番号23、山崎康一議員の市民サービスについての③ごみ分別方法など両地区のサービスが異なることについて、市の考えはのご質問に、市長にかわりお答えいたします。

市のごみ処理については、合併後も1市2制度のままであり、旧東部町地域は上田地域広域連合東部クリーンセンターで、旧北御牧村地域は川西保健衛生施設組合清掃センターで可燃ごみの焼却及びリサイクル処理などを行ってまいりまして、両地区間でごみの分別方法やごみ袋の価格などに近いがございます。

今までの経過を大切にしながらも、市民の皆様のご理解をいただきながら、資源循環型社会の構築に向けた統一を進めていくことが大切であると考えております。そのため市では、上田地域広域連合の統合クリーンセンター建設計画や、佐久地域統合クリーンセンター建設計画によります川西保健衛生施設組合清掃センターの廃止が進められる現状を市のごみ処理における大きな転換点と捉え、平成24年度庁内に検討委員会を設置して検討を進めてまいりました。

その中で、ごみ減量化施策方針を策定いたしまして、29年度に生ごみリサイクル施設の稼働や31年度からは、旧北御牧村地域の可燃ごみを東部クリーンセンターへ搬入を開始するなどの具体的施策を計画的に進めてきております。

これと並行して、地域間のごみ分別の方法やごみ袋の価格などの統一についても検討を進めております。また上田地域広域連合及び関係市町村でも統合クリーンセンター稼働に向け、同様の検討を進めているところでございます。これらの施策が実現することによりまして、市発足以来の課題である可燃ごみ焼却処理における1市2制度が解消され、市民サービスの均衡が図られるものと考えております。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） ここからは再質問します。一問一答でお願いをいたします。

小学校の放課後の居場所についての再質問をします。アンケート結果と、その趣旨に関しては理解しました。もともと北御牧に関しては、利用児童の制限がなく、対象利用の制限がなく、過密な利用状況となっているため、教育委員会はそれに対し児童クラブをつくる対策をとっていただくことは、保護者の皆様にとってもありがたいことだと思いますし、よい施策だとも思います。が、しかし私が前回の一般質問でも言ったように、児童館と児童クラブは使い方が違い、ニーズも違うという問題があります。

ここに北御牧の保護者の方が私あてにくれた手紙があります。「児童館に対して」という文面です。長い文章で具体的に書かれてありますので、全部とはいきませんが、一部読ませていただきます。「確かに子供の人数が多いため、手が回っていない状況も感じています。その中で、児童クラブを立ち上げるというのは、必然だと理解するようになりました。でも、だからといって時間を東部地区と同じ17時30分に切り上げるというのはどうかなと思っています。本当に東御市内の児童館に通っている子供の保護者は、その時間に納得しているのだろうか。それ以降になってしまう家は児童クラブに預ければいいという市の考え方に納得しているのだろうかと感じました。実際クラブの定員がオーバーしてしまえば、児童館に行くことになるかもしれませんが、その時間帯では補い切れない保護者もいると思います。近隣の自治体の児童館の利用時間についても、簡単に調べましたが17時30分までの児童館はあまりありませんでした。それから長期休みの開館時間も9時ではなく8時半からにしてもらいたいと思っています。以前、今の館長先生との話の中で、現場としてせめて30分早くあけてほしいと教育課に話をしてみたが、だめだったと聞きました。館長先生も子供たちが早く来ているので、何時から待っているのと子供たちに聞くと、8時くらいと言われて暑い

日や寒い日、セキュリティ的にも心配があると話をしてくれました。児童館、クラブを利用しているだけではなく、利用していない保護者からも現在の市内の保護者の子供たちの状況を聞き取り、保護者が何を必要としているのか、何を希望しているのか、どう改善していくべきかを把握してほしいと思っています。その中で児童館の開館時間等、改善が必要であれば、市として対応してほしいと思います。市の第2次東御市総合計画の中で、子供も大人も輝き、人と文化をはぐくむまちの中に、安心して子供を産み育てられるまちを目指すとありますので、保護者の思いを理解してもらえ、市にしてもらいたいと思います」と書かれています。

この保護者の方は、親が働いている間の子どもの居場所について、真剣に向き合っていることがわかります。

そこでお聞きします。自治体では近隣の自治体では5時半以降に閉館になるケースが多いと言っているが、それに対しどう考えるか。

また土曜日、長期休みに対して、開館が9時になっていて、親の仕事の都合で1時間も外で待つ子どもがいる状況があることに對して、市はどう考えるのかをお聞きします。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 児童館の開館時間に対する要望、朝早く、あるいは夜遅くまでというご要望があるというお話でございます。当然のことながら親が、保護者が8時間の常勤職員である場合、預かる時間はそれ以上、10時間ですとか12時間必要になります。それをもって児童館や児童クラブもそれに対応してほしいという要望があるのは、ある意味当然のことでございますけれども、行政として先ほどの話とも重なりますが、一定期間責任を持ってお預かりするということになりますと、職員配置ですとか施設管理、みんな含めて、経費も含めて判断することになりますので、現状の時間で運営をしているわけでございます。

また、更に児童館、児童クラブはどうしても管理体制が必要になりますので、子どもを管理下に置くということをどんどん進めてまいればまいるほど、子どもの自由というのはなくなり、子どもの自主性というのは育まれないという相関関係にございます。そういったことも勘案しながら、現状でいいとも思っておりませんので、どれまで、どれほどの改善ができるのかは今後の検討課題とさせていただきたいと思ひますし、親の勤労に対する子どもの預かり場所といたしましては、何も公の市の責任だけで全うできるものではございませんで、まだ確定ではございませんが、NPO法人がより夜遅くまで子どもを預かるような放課後児童クラブ、夜間まで、お聞きしますと夜の9時、10時までというような計画もあるようでございますし、しげの里づくりの会が放課後子どもたちが立ち寄れる場所を開設して、数人の子どもがいつも寄っているというような実態を見ますと、そういったいわば地域力、小学校区だけでなく各集落ごとの公民館などを利用して、そういったものが立ち上がるということは今後期待したいと思ひます。行政につきましては、でき得る限界というものもございしますので、今の時点での運営でご了解をいただきたいと思ひます。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） 考え方はわかりました。

私は今回、北御牧小での問題を取り上げさせてもらいましたが、今まで6年生まで児童館を利用し、人数が入り切らなくなったので児童クラブをつくり対応することに対し、北御牧小の保護者の皆様には本当に喜んでいただけたと思っていました。しかしいろいろの意見を聞くと、児童館と児童クラブはやはり、もう何回も言うようにニーズが違うんです、違うと思います。

私は4年間、子どもの放課後の居場所という問題に取り組んできましたが、東部地区の保護者の方に、「どうしてこれだけ声を上げているのに6年生まで児童館で預かってもらえないのか意味がわからない」と言われました。教育委員会では、これ以上の取り組みの予定はないと言っていますが、児童館を使いたい子ども、保護者はたくさんいるんです。保育園に置きかえれば待機児童の問題と私は一緒だと思っています。子供教室と地域の自主的な取り組みを期待するといっても、もう私は無理があると思います。受け入れのできない児童館に対応しろというのも難しいことも十分わかっています。しかし望んでいる保護者がいる以上、この問題に取り組むのが私の役目だと思っています。しっかりよい答えを出すために、これからも取り組んでいくことを決意し、次の質問に入ります。

小学校の改修計画についての再質問をします。

まずトイレについてですが、田中小についてはにおいの問題、洋式化の問題、男女の入り口が一緒の問題等、改善が図られると思いますし、滋野小学校についても問題があれば改善ができる、そう思っています。

そこで1つお聞きします。トイレは洋式化で進めると思うが、和式を洋式にかえた場合、一つ一つのスペースが広がり、便器の数が減るのか、数がわかるようならば教えていただきたい。まず数がそれで減ったことによって、不便さが生じるのかをお聞きします。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 田中小学校及び滋野小学校のトイレ改修におきます便器の数の減少を捉えているか、ご心配のご質問でございます。

現在、詳細設計、まだ仕上がっておりませんので、幾つとはちょっと確定して申し上げられませんが、一般的に考えましてこれまで和式であったものを洋式化すると3分の2程度には数は減少するものと思います。ただし減少した数におきましても児童数からしますと、国の基準は当然満たしておりまして、大きな影響はなかろうというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） 今、答弁をいただきましたけれども、今、児童の数も学校建設当時から比べるとかなり減っていると思いますので、個室トイレの数が減っても私個人的にも不便さは生じないのかなと思っています。

本年度、田中小、滋野小とトイレの改修が進みますが、これにより和小、祢津小、北御牧小と多くの保護者から要望が上がってくると思います。実際、私のところにも各学校の保護者からトイレ

を何とかしてほしいとの意見が届いています。義務教育の場ですから、何ごとに対しても平等であってほしいと思います。田中小、滋野小に続いた小学校のトイレの改修が最優先事項だと私は思いますが、それに対するお考えをお聞かせください。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 小学校施設につきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、安全性の確保が第一でありまして、耐震構造の改修、それから非構造部材の耐震改修を終えた中では、トイレの改修がやはり一番優先事項であると認識しておりまして、そういった意味で今年度途中ではございますけれども、一番古い田中と滋野の設計費を認定いただきまして、今回、国の補正によりましてとても速やかに事業化にこぎつけたという事情がございます。でき得れば続けて残る3小学校も実施いたしたいわけでございますが、国の補助がどれだけつくか、採択してもらえるかというのが大きなかぎでございまして、それに向けましての事前に設計ができていない状態、何もしていない状態で国庫補助は採択になりませんので、設計ができて、すぐやれるよという準備態勢が必要でございますので、まず工事をする前の設計をしておくということが優先事項になろうというふうに考えております。

5つの小学校は、各校に8年間ほどの間にすべて改築されておまして、そういった意味では少なくとも8年以内、でき得れば4、5年以内には残る3校もやればよいなと思っておりますけれども、そのことに関しましては国の予算、採択次第でありますので、それに向けて教育委員会は準備を整えてまいりたい、できるだけ早くやってまいりたいという思いは一緒でございます。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） 答弁をいただきましたが、前向きに進めていただけるということで、少し、ここにいる皆さんに共有していただきたいということで、少しトイレの話を少しだけさせてもらいますけれども、「小・中学校のトイレは今」というタイトルで先週「信毎」に記事が載っていました。読まれた方も多いと思いますが、その記事には、今の子どもは洋式トイレしか使えないが、県内の小・中学校の洋式化率は45.7%しか進んでいないと書いてありました。一見半分は洋式になっていると捉えがちですが、記事の内容を見ると中学校のことが取り上げられています。今、どこの自治体でも中学校は建替えが進んでいます。洋式化率を上げているのは中学校の建替えも1つだと思います。一方、小学校に関しては老朽化が進んでいて、なかなか建替えに至っていません。今回トイレの記事が大きく取り上げられたということは、世の中の的にも関心があることだということがわかります。

その点、東御市は他の自治体よりも先に行っていることがわかります。不憫な思いをしている小学生に対し、東御市では取り組みを始めました。和、祢津、北御牧小学校と何とか早く取り組んでいただきたいと思います。

また、長寿命化に関しては、学校とPTAの要望を反映し、できるだけ財政負担を増やさずに、使う側にとって喜ばれる計画にしていいただければと思います。

次に、市内道路状況についての再質問をします。

危険箇所についてはわかりました。危険箇所という点で私の方から数カ所お聞きしますので、お願いいたします。まず県道羽毛山大日向線です。羽毛山から北御牧支所に抜ける道になります。羽毛山の子どもたちが小・中学校に通う通学路です。安全管理対策についてお聞きします。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 山崎康一議員の県道羽毛山大日向線の安全管理と安全対策についてのご質問につきまして、お答えをいたします。

まず安全管理につきましては、管理者である上田建設事務所で週1回の道路パトロールを行っております。また市においても道路パトロールを実施しており、倒木など通行に支障がある場合については、管理者である県へ通報しているとともに、緊急の場合においては市でも対応しております。

次に、安全対策につきましては、現在、県道羽毛山大日向線と島川原の交差点から御牧大橋を渡る市道大日向島川原線との交差点付近約75メートルの区間におきまして、上田建設事務所整備課で落石防止網の設置工事を実施しております。また上小地方事務所林務課では、沿線の斜面の浮き石の破碎工や落石防止柵30メートルの設置工事を実施し、通行者への安全対策に努めております。

工事期間につきましては、今年の8月から来年の3月末までを予定しておりまして、昼間の工事時間帯につきまして、車両通行止めで早期完了に向け工事を実施しているところでございます。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） この場所については、1回お聞きしたことがあります。同じような答弁をいただいた記憶がございます。結論からいいますと、この道路は通学路として使うべきではない、子どもたちが歩く道路ではないということです。私も北御牧方面に向かうときに利用しますが、歩行者とすれ違うことはまずありません。人が通らないということです。落石があり、通行止めになることもあります。崖と川に挟まれた道路で、もし子どもたちが歩いているときに落石でもしたら逃げ場がありません。夕方になれば街灯も少なく、万が一、不審者が出たとしても逃げることもできません。通学路として使うべきではないと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 通学路でございますけれども、一般的には児童・生徒が25人以上使う道路でございますけれども、東御市におきましては人数にかかわらず複数の児童が通る道路を各学校において通学路認定して、それを教育委員会も承認しているわけでございます。羽毛山から小学校、中学校に至る県道は一本道でございます。通学路でございますが、ご指摘のとおり狭あい、湾曲していて非常に危険な状況でございます。でき得れば教育委員会としても通学路を別にする方がよろしいのですが、現実には迂回路といたしますと木戸坂から下八重原へ上って、また下るコース、あるいは加沢に出まして、千曲川を渡るコース、どちらも現実的ではないということがありまして、通学路の変更は考えておりません。

かといひまして、道路の安全性は最優先でございますので、道路管理者である建設事務所に対し

まして、建設部門と一体となって改修要望をしているところではございます。

また、過去に落石によりまして通行止めになったというような事態もございまして、その際には加沢方面を迂回路、代替の通学路としていたし、また通学に係る経費を特別に支援したということもございました。

いずれにしろ有事の際には、学校当局と連絡を密にとりながら即応して、子どもたちの安全確保を第一にしていきたいと思いますと考えております。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） 当然あれを迂回路としても現実味がないということは私もわかります。もし通学路を廃止するという事になれば、スクールバスを運行するとかしかなりませんが、乗らない子どももいるでしょうし、それも現実的ではないかなと思っています。

できればここを使っている子どもたちや羽毛山の皆様と、どう思ってそこを歩いているか、どう使っているのかということをお話し合いの場を持っていただきたいと思います。

次に、もう1カ所、市道常田桜井線、県道東部婦恋線です。これは滋野駅から国道18号線までの縦道になります。通学路には当てはまらないと思いますが、駅に向かう主要道路です。歩行者も自転車も多いと思いますが、どのような安全対策をとっていただいているのかをお聞きます。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 滋野駅から国道18号までの間の縦道の歩行者の安全対策の再質問でございますけれども、特に朝の通学、通勤時間帯は滋野駅へ向かう歩行者や自転車、自動車が集中し、混雑が見受けられる状況です。歩行者の安全を確保するため運転マナーを促すのぼり旗の設置や通勤・通学時間帯における駅前での交通安全啓発活動の実施などを行っているところでございます。

更に地区の交通安全協会や警察と協力し、道路交通法の遵守、運転マナー向上などの啓蒙活動の充実を図ってまいります。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） 滋野駅前について、もう一回お聞きをしたいと思います。田中駅はご存じのとおり歩道が整備され、歩行者は安心して歩ける状況ですが、電車の時間が近づくと駅に子どもを送ってくる車や、駅に向かう自転車が一気に増え、危険も増します。それを滋野駅に置きかえると、歩道もなく、道も狭く、田中駅の何倍も危険性があると思います。抜本的な解決策が必要だと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 滋野駅前通りの抜本的な整備についての再質問でございますが、滋野駅から片羽に通ずる道路につきましては、県道であり、関係区住民で組織する東御市婦恋線改良促進期成同盟会で、滋野駅前交差点改良について県へ要望しております。

今後も促進期成同盟会と連携をいたしまして、実現に向けた要望活動を継続してまいりたいと考

えております。

また、滋野駅前交差点から国道18号に通ずる市道の整備につきましては、道路沿いに1級河川西沢川や住宅などが建ち並んでおりまして、道路幅による歩道設置については難しい状況と考えます。現道幅の中で路肩水路上を利用し、歩行者スペースを確保するなど考えられることから、歩行者の安全確保につきまして、今後研究させていただきます。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） この場所については、抜本的といっても相当難しいことはわかります。ですが田中駅、滋野駅は東御市の玄関口です。少しでも改善できるように、地元の皆様、利用する皆様の意見を聞いて、結びつけていただければと思います。

次に、区の道路修繕についての再質問をします。

もちろん区から要望が上がって、その要望に対し順番を決め、修繕を行っていると思いますが、今回、選挙で遊説をしてみて思ったことは、地区によって道の修繕の具合が違う気がしました。具体的に地区はいいませんが、東御市を5つに分けると修繕が進んでいる地区と進んでいない地区のばらつきが相当あると感じました。それに対して、市の見解はどうでしょうか。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 市内各区内の生活道路の舗装状況の地域の差についての再質問でございますけれども、市では週2回の道路パトロールや各区からの長期事業計画による修繕、市の道路維持修繕で緊急性のある箇所、道路通行上支障のある箇所については対応しており、舗装状況における地位の差については大きくはないと考えております。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） 修繕についてのばらつきについては、私の個人の見解ですので、考慮していただければと思います。

修繕に関して、もう一つお聞きしますが、この話は仮の話とします。市道があります。それは市道、県道どちらの場合もです。そこから生活道路に入り、家が密集しています。その道を先に進むと枝道です。市道ではありますが、家はあまり建っていません。そこに家を新築するとします。その場所は水道の本管が通っていません。本管が通っていない場所は、個人でアスファルトを切り、水道管を引き、アスファルトの仮舗装をすることになります。

以前は個人で仮舗装した後、市が本復旧という形でアスファルトをかけ直しをしていたと思いますが、私の知る限りは仮舗装のままのところもある気がします。

市として現在はどのようにしているのか、また、今後どうしていくのかをお聞きします。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 水道管や下水道管等の埋設工事後の舗装の復旧についての再質問でございますが、水道及び下水道事業などの舗装復旧につきましては、仮復旧で道路沈下が無いと思われる箇所、特に交通量の少ない路線などにつきましては、舗装状態の経過を確認させていただ

いて、沈下等生じた場合に、本復旧を市で行うことで対応しております。

市では、週2回の道路パトロールで市内を巡回しておりますが、沈下が見受けられる箇所がございましたら、区と相談させていただき、早急な対応が必要な箇所については、状況等を確認した上で、対応してまいります。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） 道路の修繕に関しては理解をしました。

次に、市民サービスについての再質問にいきたいと思います。

市民サービスの職員として考えられるサービスについての再質問をします。当然マニュアルに基づき市民の皆様に対しきちんとした対応をさせていただいていると思いますが、市役所に訪れる市民の多くは1階だと思いますが、入り口を入ると、すぐ静まりかえった重たい雰囲気の中、用事を済ませます。私も4年以上議会に通っていますが、静かすぎて場違いのようなところに来た気がします。実際に市民の皆様の方々にも、「市役所は何だか行きづらいね」と言われています。今の時代は個人情報についても厳しくなりました。静まりかえった場所で職員と話すのを嫌がる方も多いと思います。

そこで1つ、私から提案があります。音楽を流したり、エフエムとうみを流したりしてはいかがでしょうか。市民の皆様も市役所に来やすくなると思いますし、音楽というのはリラックス効果、集中力アップ、コミュニケーション促進能力等、様々な効果があると言われています。働いている職員の皆さんにとってもよいことだと思いますが、ぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 市役所の雰囲気を明るくするために音楽やエフエムとうみを流したらどうかというご提案でございますが、確かに市役所内の雰囲気を明るくしたり、かた苦しいイメージを和らげるために音楽などを流すことは効果的な一面があると思います。が、市役所に来られるお客様は様々なご用件でお越しになりますので、ときには音楽が流れていることが支障を来す場面も想定されるところでございます。いただきましたご提案につきましては、メリット、デメリットの両方が考えられるところでございますので、今後市役所として職場の雰囲気づくりやサービス向上を進めるための一案として、研究はしていきたいと思っております。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） わかりました。

次に、市民サービスの買い物弱者についての再質問をします。当然市ではデマンドがあり、買い物弱者の大きい味方になっていることはわかります。足が弱くなり、長い道のりは歩けないが、介護してもらいほどではないといった方々の足としても、デマンドが使われていると思いますが、デマンドにさえ乗れずにいる方も多くいるのではないかと思います。

そこで私の方から幾つか提案がありますので、提案させていただきます。

買い物移動販売、これは道が少ない、店が少ない地域にも有効ですし、実際に導入している自治体もあると思います。買い物代行サービス、これは買い物を頼んでかわりに買ってきてもらうということになりますので、業者という形で育てるのがいいと思います。

次に、買い物宅配サービス、これはスーパーと提携し、注文したものを家に届けてもらうという形です。どれも買い物弱者にとってはありがたいと思います。これからは更に高齢化が進み、デマンドだけでは賄えなくなるような気がします。今後取り組んでいくべきだと考えますが、どうでしょうか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 移動販売や宅配、買い物代行などについての市の考え方についてということですが、買い物弱者対策としましては、交通手段の確保のほかにも、議員もおっしゃられるように店をつくる、店を呼ぶ、家まで商品を届けることなどが挙げられます。

市では、これらの対策のうち、先ほどもご案内させていただいたように市民の、とりわけ高齢者の生活を確保するために必要な交通手段としてデマンド交通システムを用意しておりますので、このシステムの充実を図ることを重点に進めたいと考えております。

また、ご提案のございました移動販売、宅配、買い物代行などの対策につきましては、スーパーやコンビニをはじめ宅配業者、バス事業者など民間事業者が取り組んでおり、市内においても幾つかの店舗、商店などが既にサービスを展開しております。

このほかにも地域活動の中で宅配、買い物代行サービス等を行っている団体もあるとお聞きしております。したがってこれらサービスにつきましては、市としては民間にお任せするところお任せし、地域づくり団体等のボランティア活動による取り組みに対しましては、できる範囲で支援してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） わかりました。

最後に市民サービスの中のごみの分別に関する再質問をします。今の答弁では、31年度にはごみの分別方法、ごみ袋の値段についても統一できるということがわかりました。

そこで私の方からまた提案ですけれど、1つ提案があります。スーパーに行き、私も最近行ってみたくはありますが、ごみ袋の値段を見ても、燃えるごみの袋の値段で、東部、北御牧地区で比較してみると、東部側では30リットル20枚1,000円、20リットル20枚700円、北御牧側では45リットル25枚540円、30リットル25枚432円。30リットルのごみ袋1枚の値段で比較してみると、東部は50円、北御牧は17.3円、3倍もの差がありました。統一する場合にはもちろん安い方がありがたいので、その方向で考えていただきたいと思いますし、また子育て世代の皆様から、紙おむつでゴミ袋がすぐいっぱいになってしまうんだよというようなことが結構多く聞かれます。

1日5、6回おむつはかえると思いますので、紙おむつ専用のごみ袋をつくり、無料配付する。もちろん介護用おむつにも当てはめていただき、市民に優しいサービスをしていただきたいと思います。

ますが、どうでしょうか。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいま可燃ごみの大きさと、おむつ専用の指定袋の作成についてのご質問をいただきました。お答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、現在、可燃ごみの指定袋につきましては、旧東部町地域は30リットルが最大の大きさとなっております。上田地域広域連合構成市町村や旧北御牧村地域の45から50リットルと違いがございます。ごみの大きさの違い、この点につきましても旧北御牧村地域の東部クリーンセンターへの先ほどもお話ししました31年度搬入開始が予定される中で、検討を進めているところでございますし、また上田地域広域連合におきましても、統合クリーンセンター建設計画に伴い、関係市町村の担当者会議が開催され、ごみ袋の大きさの統一にかかわる検討も行われているところでございます。

今後の検討につきましては、議員のご指摘のとおり、市民目線を基本に据え、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、ご提案をいただきましたおむつ専用袋の無料配付などの支援策につきましては、ご意見といたしまして承り、先ほど申し上げました分別の検討とあわせて関係部局とも十分協議、連携を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いをいたします。

それと紙袋の料金差のお話もございました。それぞれの成り立ちで設定をした金額でございます。当初お話ししたように、そういう経過も大切にしながらも、統合をしていくというところで知恵を出させていただきたいというふうに思いますので、ご理解のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（依田俊良君） 山崎康一君。

○9番（山崎康一君） 今回、市民サービスという形で3つ取り上げさせていただきました。

市民益、市民目線と言葉をあらわすのは簡単ですが、市民が本当に何を必要としているのかを確かめることは簡単ではありません。大型事業が行われると、それを利用する市民にとっては有益でありたいと思いますが、利用しない市民にとっては税金という形で負担になります。本来、政治施策は弱者に優しく味方でなくてはなりません。私はこの4年間、与えられた時間の中で、より多くの市民の声を聞き、考え、施策に反映できるように努力することを誓い、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

受付番号24 地方創生総合戦略のさらなる推進について、受付番号25 災害発生時における避難所運営について、受付番号26 若年性認知症の方への対応について。依田政雄君。

依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 15番、依田政雄でございます。改選して最初の一般質問であります。私自身、原点に戻って質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

私の方からは、今回3項目について質問をさせていただきます。まず第1点目でございます。地方戦略のさらなる推進について、お伺いをいたします。

まず、この地方創生戦略について、確認の意味で再度申し上げたいと思います。この地方総合戦略については、向こう4年間の東御市のすべての万般にわたっての発展への、するためのあるべき姿、そのことをこの総合戦略には大きな意味を持っているわけでございます。そのことについて、少し総合戦略のことについて申し上げたいと思います。

我が国の人口は減少局面に入っております。また若者の地方からの流出と、東京圏への一局集中が進み、首都圏への人口の集中度は諸外国に比べて圧倒的に高くなっているのが現実でございます。このままでは、人口減少を契機に、消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域の様々な社会基盤を推進することも困難な状態に陥ってまいります。

このような状況を踏まえ、政府は2014年11月に成立した、まち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した、いわゆる長期ビジョンと地方創生のための総合戦略を2014年12月27日に閣議決定をいたしましたところでございます。

更に都道府県や市町村には、2015年度までの地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課され、東御市においても昨年8月に東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定されたところでございます。

まち・ひと・しごと創生法の主な目的として、第1条に少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正すると記されております。その上で、国民が出産や育児に前向きになれるような、そのような制度の整備、地域における社会生活インフラの維持、地域における雇用創出と国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられております。この地方創生のかぎは、地方が自立につながるよう地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかにかかっているわけでございます。

市長は、地方創生について国が示す地方自治体の生き残りをかけたラストチャンスとも言える地方創生に真っ向正面から取り組むとし、また県をはじめとして関係機関と連携を密接に図りつつ、鋭意、情報収集に努めるとともに、国の新しい政策に迅速かつ積極的に対応してまいりますと、この地方創生への決意のままに進んできたわけでございます。東御市は、今年の9月30日には東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略第2版、改訂版を策定し、今日まで進んできたわけでございます。そこでこの地方創生について、次の3点についてお伺いをいたします。

第1点目でございます。東御市として今まで地方創生関連交付金はどのような事業等にどのくらい使われてきたか、お伺いいたします。

2点目でございます。地方創生総合戦略の進捗状態についてお伺いをいたします。

3点目でございます。地方創生総合戦略のさらなる推進の取り組みについてお伺いをいたします。
次に、災害発生時における避難所運営についてお伺いをいたします。

この夏の台風大雨災害は全国各地に大規模な被害をもたらしました。災害発生時には災害対策基本法等に基づき、予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されています。地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速・適切化等を定めており、更に多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっております。

熊本地震やこの夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対応に支障を来すケースが見られました。国や県との連携やボランティア支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙をきわめる、この間に職員が様々な事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救助をはじめ災害復旧に重大な影響を及ぼしかねないわけでございます。

そこで東御市地域防災計画の避難所運営マニュアルにおける本市の避難所運営についての取り組み状況をお伺いいたします。

次に、3項目目でございます。若年認知症の方への対応についてお伺いをいたします。

この65歳未満で発症する若年性認知症の患者数は全国で3万8,000人と推定されております。現役世代での発症では、もの忘れが出始め、仕事や生活に支障を来すようになっても、まだ若いという思いで認知症であることは気づかなかつたり、病院で診察を受けても、うつ病や更年期障害などと間違われることもあります。また症状によって離職を余儀なくされる場合もあるため、経済的に困難な状況となり、家族の生活にも深刻な影響を与えております。

しかしながら企業や医療、介護の現場においてはまだまだ若年性認知症への正しい理解が不足している状況であります。まずは早期受診・診断を推し進めることができる体制の構築や若年性認知症であっても本人や家族がそれぞれの持ち味や能力を生かして存分に活躍する社会の実現が求められております。

公明党も全国、医療、福祉、就労などの相談に対応し、関係機関の調査役を担う若年性認知症支援コーディネーターを各都道府県に配置するなどの取り組みを進めているところでございます。

そこでお伺いをいたします。この若年性認知症の本人や家族は、特有の課題を抱えておられ、十分な支援が必要と考えますが、市としてはどのような取り組みを行っていかれるのでしょうか、そのことについてお伺いをいたします。

以上3点の、3項目の質問とさせていただきます。よろしく答弁を求め、第1回の質問を終わります。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号24、依田政雄議員の地方創生総合戦略のさらなる推進についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

1点目の東御市として今まで地方創生関連交付金はどのような事業等に、どのくらい使われてきたかにつきましてお答えをいたします。当市の取り組みといたしまして、地方創生先行型交付金約4,900万円、地方創生加速化交付金約5,700万円、そして地方創生推進交付金約670万円、これら国からの交付金を活用いたしまして、東御市まち・ひと・しごと総合戦略に掲げました4つの基本目標の達成に向け、各事業を展開しております。

基本目標ごとの主な取り組み内容を申し上げます。基本目標の1つ目であります安定した雇用の創出のために、観光・産業シェアスペースとコワーキングスペースえべやの設置運営事業、それとワイン産業の振興に取り組んでおります。また、基本目標の2、新しい人の流れをつくるために、I J U、移住定住推進事業や農業体験ツアーを実施するとともに、DMO構築に向けた取り組みを行っております。

基本目標の3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるために、子育てに関する情報発信の手段として、子育て応援ポータルサイトを開設し、基本目標の4つ目であります、時代に合った地域づくりを推進するために、総合戦略の策定や5地区の地域ビジョンの策定支援及び空き家の有効活用を検討するための空き家調査も実施いたしましたところでございます。

更に地方創生関連交付金事業とは別に、厚生労働省所管の実践型地域雇用創造事業にも取り組み、新たな雇用の創出を目指しているところでございます。

次に、2点目の地方創生総合戦略の進捗状況についてお答えをいたします。平成27年8月に策定いたしました東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、5カ年計画でございます。達成すべき数値目標といたしまして、起業件数、観光客入り込み数など、現在37項目を設定してございます。これらの進捗状況を評価しながら、進行管理をしており、この評価結果につきましては東御市まちづくり審議会におきまして、毎年度検証いただくこととしております。

初年度の成果といたしまして、7割近くの目標が順調、またはおおむね順調という結果でございましたことから、各事業は計画に沿って進捗しているものと考えておりますが、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていない状況でございます。

次に3点目の地方創生総合戦略のさらなる推進の取り組みについてでございますが、地方創生関連交付金を有効活用し、引き続き事業を実施してまいります。国は未来への投資を実現する経済対策として、地方創生拠点整備交付金を新たに創設しました。総合戦略に基づく地方創生に資する拠点づくりのための施設整備等を可能とする交付金でありますので、当市におきましては湯の丸高原施設整備基本構想に掲げた施設整備に向け、申請の準備を進めております。これにより当市の観光拠点として磨きをかけ、交流人口の増加、そして地域経済の活性化を更に図り、総合戦略達成に向け切れ目なく事業展開してまいりたいと考えております。

続きまして、受付番号25、依田政雄議員の災害発生時における避難所運営についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

東御市地域防災計画では、市民生活に被害を及ぼす災害に備え、かつ対処していくため地震や風

水害などの起こり得る災害ごとに災害予防、災害応急対策、災害復旧などに対する計画を策定しております。また、あわせてその具体的な行動手順として市民の皆様が安全に避難行動をとっていただけるよう避難所の発令基準を定めました「避難勧告等の判断等マニュアル」や、災害発生時に避難者の生活拠点となる避難所が円滑に運営できるように定めました「避難所運営マニュアル」を整備してございます。

避難所の運営に当たりましては、避難者の代表者、施設管理者及び市の職員等で構成する避難所運営委員会を設置し、避難者が自主的に運営していただくこととなりますが、発災直後においては避難所の運営以外の応急対応業務も激増するため、職員が様々な対応に追われることが懸念され、避難所に必要な職員数が手配できないことも考えられます。熊本地震においても、応急対応業務に課題が出ましたが、特に阪神・淡路大震災などの被災地からのノウハウや経験を持った職員派遣による人的支援は有益だったとのことでございます。

長野県では、県内全市町村において長野県市町村災害時相互応援協定が結ばれております。県内に災害が発生した場合は、被災市町村に対し物資の提供や人員派遣、その他必要な応援活動を行うこととなっております。

また、国においても被災自治体における罹災証明書の発行などの生活債券を迅速に進めるため、災害対応を経験した職員を派遣する制度の導入を検討しているとのことですので、こうした人的支援等を有効に活用しながら、滞りのないよう避難所運営に当たってまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号26、依田政雄議員の若年性認知症の方への対応についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

最初に、若年性認知症の方の現状についてでございます。当市においては若年性認知症の方の調査は行っておりませんが、介護保険事業における要介護認定を受けている40歳から65歳未満の方、2号被保険者のうち若年性認知症の症状のある方を10月1日現在で抽出いたしますと19名おり、全員が何らかの介護保険のサービスの提供を受けております。

次に、若年性認知症の方への取り組みについてでございます。本人や家族に対する相談やサービスの提供については、介護保険制度の枠組みの中で認知症対策として個々の事例により対応しているところでございますが、特に若年性認知症に焦点を置いた取り組みはしていない現状にあります。また経済的な問題などについては、生活困窮者支援事業として取り組んでいるところでございます。

若年性認知症の方への対応については、現状の制度の枠組みの中で対応可能であると考えていますが、若年であるがゆえの特有の課題を抱えていることも十分に考えられることから、相談や対応に当たって適切な対応を行っていきたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただきました。これより一問一答とさせていただきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それぞれ丁寧な答弁をいただきました。まず最初に、この地方創生戦略のさらなる推進について再質問をさせていただきます。

それぞれこの3点にわたって答弁をいただきました。地方創生総合戦略の進捗状況、それから地方創生総合戦略のさらなる推進の取り組みについても答弁をいただきました。私も今回、この質問に当たり、地方創生について東御市がどのようなことに使われ、どのような成果を取り組んだということについてお聞きして質問したわけでございます。様々な中、例えば先行型交付金、そして加速化交付金、また国の補助金が2分の1とされた、いわゆる推進交付金を活用して、私、こう言いますとやっぱりホップ、そしてステップ、ジャンプと、このように積極的にまず事業を行ってきたことについて、私は評価をいたすところでございます。

そこでまず評価をした上で、今後この地方創生の当市の推進、いわゆる当市の推進については28年度の補正で組まれた地方創生拠点整備交付金は、これからハード整備が中心の交付金となっております。効果的なやはり地方創生事業ができるものと私は考えているわけでありますけれども、東御市も答弁の中にありましたけれども、湯の丸高原施設整備基本構想に掲げた施設整備に向け、事業の申請の準備を進めているとの答弁でありました。

私はそこで質問いたしますけれども、この地方創生拠点整備交付金、これから大事な事業でありますけれども、交付金であります、この具体的な事業についてお伺いをいたします。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 地方創生拠点整備交付金の事業の内容というご質問でございます。まずDMO構築に向けた取り組みを地方創生加速化交付金を活用して行っております。その中で、湯の丸高原におけるスポーツ、エコ、ヘルスツーリズムの商品の開発及びその販売戦略につきまして、平成26年度に策定いたしました湯の丸高原施設整備基本構想を基本に検討しております。これは加速化交付金を活用しまして、ソフト事業であるツーリズム商品などの開発を行いまして、拠点整備交付金、これはハード事業が対象になるわけですが、その受け皿として湯の丸高原の魅力をもっと上げるための施設整備基本構想を具体化する施設整備事業に取り組むというものでございます。

その具体的な事業としまして、ウォーキングやランニングができるコースの新設と、湯の丸自然学習センターの改修といった事業を採択いただくよう現在、内閣府と相談させていただきながら、交付申請の準備を行っているところでございます。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 湯の丸高原施設整備基本構想に掲げた施設整備に向けた事業についてはわかりました。いわゆるこの事業は、効果的な事業が採択されますよう願うところでございます。

ところで内閣府、私、この地方創生の交付金のことをいろいろずっと調べていたんですけども、内閣府地方創生推進事務局からいわゆる地方創生加速金の事業採択ですね、それがこの11月25日に公表になったわけでございます。私はそのことについて期待して、東御市が地方創生に掲げる交付

金を使っての事業について取り組んでおりますので、その辺のところはどうしたかということではちょっと、すぐ発表されたときに見たのでありますけれども、そこには東御市の事業が載っていませんでした。また、すぐ発表されたときに見たのでありますけれども、そこには東御市の事業が載っていませんでした。また、すぐ発表されたときに見たのでありますけれども、そこには東御市の事業が載っていませんでした。また、すぐ発表されたときに見たのでありますけれども、そこには東御市の事業が載っていませんでした。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 地方創生加速化交付金の第3次募集分について、東御市の取り組みについてのご質問でございますが、地方創生加速化交付金につきましては、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として国が創設した交付金でございます。東御市におきましては、この交付金の1次募集分として長野県及び近隣市町村等との広域連携事業として、DMO構築による山岳高原観光推進事業と、恋するNAGANO WINE振興事業の2事業を実施しております。

加えまして、2次募集分としてDMO構築による山岳高原観光推進事業と、東御市産業クラスター推進事業の2事業を採択いただきまして、ただいま申し上げました合計4事業を約5,700万円の交付金を活用して現在、取り組んでいるところでございます。

ご質問の地方創生加速化交付金の第3次募集分につきましては、ただいま申し上げました4つの事業及び推進交付金を活用した事業、また実践型地域雇用創造事業などの総合戦略に資する事業を鋭意推進中であることから、検討いたしまして、第3次分については申請を見送ることとしたものでございます。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 3次分については見送ること、るる答弁がございましたのでわかりましたけれども、私は地方創生加速化交付金の3次分につきましては、4つの事業及び推進交付金を活用した事業、また実践型地域雇用創造事業など、各事業を鋭意推進中であるからということで見送ったということでもありますけれども、この地方創生交付金事業というのは事業補助でいくとやっぱり10分の10というような方向で行けるところでございますので、そのようなことになり得るものでありますので、私は積極的に様々なことについて取り組んでいくべきだと私は思うわけでありまして、このことについては私は要望として付しておきたいと思っております。

ところで私、いろいろ地方創生交付金について使える事業はないかといろいろ調査もし、調べてきたわけでもありますけれども、その中で地方創生の取り組みの中に今、話題になっている企業版ふるさと寄附金について、対象事業も決定されておりますけれども、いろいろ調べてみたんですけども、このようにあるわけなんですけれども、この事業活用について東御市としてどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 企業版ふるさと納税についての東御市の対応というご質問でございますが、企業版のふるさと納税の制度につきましては、地方公共団体が行う地方創生事業のうち、国が認定した事業に対しまして一般企業から寄附を募り、その寄附金を事業費の財源に充てて実施す

るものでございます。現行の損金算入制度に加えまして、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置を企業側へ講じるとともに、地方創生に取り組む地方を応援するための制度ということでございます。現在まで長野県内では、松本市、駒ヶ根市、信濃町がこの制度を活用して取り組んでいるとお聞きしております。

この制度を活用する際の条件といたしまして、寄附をした企業はその寄附を行う代償として、経済的な利益を受け取ることができないということがあります。また、その企業の本社が所在する地方公共団体への寄附については対象とならないということ、また国の交付金補助金制度との併用ができないということ、それから国への申請時に1社以上からの寄附の見込みがないとできないといった制限がございますので、当市におきましてはこの制度の活用は現在、見合わせているという状況でございます。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） そうですか。難しい、いろいろありますけれども、私は地方創生交付金の例えば申請だとか、そういうものについてはやはり職員が、皆さんがこの事業採択に向けて市職員の皆様の私は並々ならぬ努力というものに対しては私は敬意をいたしているところでございます、様々に採択されてきたことに対して。だからやはりわかりますから、そんなところは積極的に進めたいと思うわけでございますが、これで市長、私、お聞きしますけれども、市長もこの地方創生交付金については、取り組みについては先の第2回臨時会の中で、市長の招集あいさつの中で、この総合戦略については市民の皆様が住みやすさを実感できるまちづくり、また地域の特徴を生かし独自性のあるまちづくりのために今後とも誠心誠意取り組んでまいりますと、常に市長はこの地方創生に対する取り組みの決意を述べております。私、今、いろいろ質問してきましたけれども、もう一度市長の地方創生に対する取り組みについての心構えを、気持ちをお聞きをしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 依田政雄議員の地方創生事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略についての考え方を市長の方から答弁してほしいという要望をいただきました。

この地方創生事業において、1つ自分たちが大切にしていることは、やはり「増田レポート」で提言されました全国の1,742自治体の約半分ぐらいが、出産可能な女性の人口動態から類推すると、自治体としての体をなさない状態に入ってくる。少なくとも東御市は直接的に50%を割らないというところで踏みとどまるという推計もあるわけでありましてけれども、極めて自治体としての今までどおりのサービスが提供できない状態に入ってくる、待ったなしの状態になっているというところから出発しております。

そういう中で、都市部からの人の地方への流れをつくっていく、都市部の人にとって、そしてそこに生活する人にとって、そこに住むまちが、地域が住むに値する、また誇りとなり得るしっかりとしたまちづくりをやっていく、更には人口減少に歯止めをかけるために希望する方々の出産可能

なカップルが、1.83というお子様方の希望があるわけでありまして、できるだけ早い時期にこれが実現できる、そういう社会を国とともにつくっていかねばいけない。合計特殊出生率を1.8にしていくということでもあります。

そして何よりも今、我々が大切にしなければいけないことは、それをつまり都会から地方に人が移動したり、若者が地域に残るためのしごと創生という、まち創生、ひと創生、そしてしごと創生という3つを実現する中で、地方創生事業が成功するかどうかということがかかっているということで、この3つのことに関して戦略を持って進んできているところでございます。これは標高差1,500メートルを生かして、この地域の気候、風土、そして農作物、おいしい食事、そしてここに生活する人たちの温かい人情や、更には気候風土等を勘案する中で、この地がブドウの適地であり、そして人が住んでいく適地であるということを、よりしっかりとマネジメントし、アピールできる、そういう宣伝能力を身につけていくということを今、努力している最中であります。

この標高差1,500メートルを生かしていくことこそ、東御市のよそではまねのできないことであるというふうに認識いたしております。10月16日に山本幸三地方創生担当大臣がアルカンヴィーニュに6次化産業、そして地方創生の東御市の在り方に関する視察をいただきました。成功事例の1つに数えられるのではないかと、うれしいお手紙も後でいただいたわけであります。

標高差、今までこの坂が企業誘致やいろんな農業をやっていく上で負担になっていた、その傾斜地を生かした地域づくりが今、始まっており、多くのワイン産業にかかわる人たちがこのことに魅力を感じているということに関する大きな評価をいただきました。

今、我々はこの標高差を生かす中で、湯の丸をスイスのサンモリッツに匹敵するような、そのような日本のサンモリッツと申しますか、避暑地であり、そしてスポーツを楽しみ、健康を増進させていく、そのような地域としてしっかりと仕上げていくことが可能な状態になっているというふうに思っています。

ありとあらゆる地方創生に関する直接的な予算だけではなくて、先ほど申しましたように雇用創生事業でありますとか、もしくは農水省、県の構造改善事業だとか、あらゆる施策をそこに集中させ、一本に向かわせる中で、地方創生の勝者となるために努力していきたい、そういうプロセスの中で取捨選択をしながら、最も近道を走っていきたいというふうに考えておりますので、いろんな事業もあるし、もちろんいろいろ使える可能性は多くあるわけでありまして、自分たちの能力の中で必要な事業を取捨選択しながら今、進んでいるというふうに考えておりました、ベクトルとして決して間違っていない状態の中で、成功に向かって一生懸命走っているというふうに確信しております。絶えず点検をしながら、そしてより多くの方にご理解をいただきながら、今、避けては通れない道へ歩みを進めているというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をお願いして、私の報告にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 地方創生事業についてのお考えを万般について答弁いただきました。私

もそのとおりだと思います。やはり地方創生総合戦略、この事業展開によって、東御市が大きく進展、すべてにわたって進展することを願い、次の質問に移らせていただきます。

次の1点目でございますけれども、災害発生時における避難所運営について再質問をさせていただきます。

災害発生時における避難所運営についてであります。答弁をいただきました。東御市防災計画での避難所運営マニュアル、私も運営マニュアル、これを見たんですけど、27ページにわたって書き込みされて、よくできているなというふうに私は理解をいたしたところでございますけれども。ただ、この活用ですね、やはり活用していくには、ある面でいくと方向性だけはしました。実際にやるということになると、いろんな問題が生じると思うわけでございますけれども、東御市の避難所運営マニュアルには、避難所は避難所運営委員会による自主運営とされているとありますけれども、それはどのように選んで組織をつくるのか、また内閣府公表の避難所運営ガイドラインには、このように載っております。避難所生活は、住民が主体となっていくべきものとなっているが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのか。とりわけ初動期におきましては、災害が起きた初動期においては、避難所にあつては地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることになっているが、具体的にはどのように選び、どのように組織を使ってつくっていくのかをお伺いいたします。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 避難所の運営の委員会等組織をどのようにつくって運営していくのかという再質問でございます。

避難所の運営につきましては、避難所の代表者、市の職員、施設管理者、ボランティア団体などから成ります避難所運営委員会を立ち上げまして、自主運営にさせていただくということになります。災害直後につきましては大変混乱しておりまして、すぐには組織化できないことが考えられます。避難所が避難者にとって秩序のとれた当面の生活拠点として機能するように、住民が主体となって運営していただくことが基本であります。避難所の代表者には各区で組織しています自主防災組織の代表者を想定しておりますが、発災後初期段階におきましては避難所運営が円滑に行えるように市の職員が主体となって運営をバックアップしてまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 避難所の運営組織づくりについてはわかりました。

次にまた再質問させていただきます。熊本地震では、先ほど申し上げましたけれども、最大1日1,400名を超える他の自治体の職員の派遣を受け入れたそうでございます。内閣府の避難所運営等の基本方針によると、被災者のニーズの把握や他の自治体、地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所支援班を組織してとありますけれども、本市においては避難所支援班はどのように組織され、災害時にどのような動きとなるのか、そこをお聞きしたい。

もう1点がございしますが、続けて聞きたいと思います。また本市も過去において気仙沼に職員を派遣したことがあるわけでありすけれども、気仙沼に派遣した経験をどう生かして、このマニュアルの作成をしたのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 2点再質問いただきましたが、1点目の避難所支援班の関係につきましても申し上げたいと思います。内閣府の避難所運営等の基本方針にございます避難所支援班に当たる組織といたしまして、東御市におきましては市の災害対策本部におけます総務班、市民班、福祉班、教育班で管理運営班を組織いたしまして、当面の避難所の管理運営に当たることとなります。避難所の運営につきましても、要配慮者への対応、上下水道、廃棄物、施設管理など様々な部署に係る課題が出てまいります。防災、福祉、保健医療など、部局を超えた連携を図って対処してまいりたいと考えております。

2点目のご質問の災害時の対応の中で、気仙沼の経験をどう生かすのかというご質問でございますが、東日本大震災における気仙沼市への東御市からの職員派遣につきましては、震災直後の平成23年4月から半年間、職員2名態勢でそれぞれが2週間交代で、延べですと54名の職員が仮設住宅の入居受付などの支援に当たったところでございます。職員の受け入れについて、宿泊場所も定まっていなかったため、気仙沼への派遣当初は気仙沼市の宿直室に泊めていただき、支援を実施したという経過もございました。

県内では、松本市が大規模災害時の他の自治体からの派遣職員になってもらう業務内容や、受け入れ手順を明確化し、スムーズな被災者支援に生かすために受援計画、支援を受ける計画の策定を検討しているということでもあります。そうした先進事例も考慮しながら、気仙沼での実体験も生かして被災者支援に当たってまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） それぞれ答弁いただきました。本当、それらの経験を生かして、いい実効性のあるマニュアルができることを願うところであります。

ところで内閣府の「避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針」には、地域住民も参加する訓練を実施するとなっておりますが、この避難所運営マニュアルに基づく避難所設営等の訓練の実施状況は、住民も含めて私は訓練がこれから必要であると思っておりますけれども、すばらしいこの運営マニュアルができておりますけれども、実際はそれをどう運用できるかということは、やはり実施訓練をしないとできない、スムーズにいかないわけではあります。その訓練をどのように計画しているか、そのことについてお聞きをしたいと思っております。市長にこれは。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 依田政雄議員の避難所設置、また運営のための訓練を住民とともにやるべきではないかというお話、指摘いただきました。私もそのとおりだというふうに思っています。ただ、今、我々の課題としては緊急時に避難勧告、通告がちゅうちょなく出すために、どういう情

報の収集と、そしてどういう首長としての責任、その発令に関して誰がどのようなアドバイスがいただけるかというようなところをまず1点、更には行政が避難所を開設した経験がまだかつて東御市的にないという状態の中で、避難所を開設、誰がどのような指令に基づいて、どのような指示系列の中で開設するかということの訓練に入っていきたいというふうに考えております。

そしてそういう状態の中で、足りないものが見えてくる、また備品等の運び込み等に関しても、一旦訓練をした上で、住民をも参加をいただいて、本格的な開所訓練に入っていくということを順を追って、もちろんいつ来るとはわからない災害に対しての準備でありますので、悠長なことを言っておれないわけでありましてけれども、順を追いながら、なるべく早い時期にそこまで持っていったらというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 訓練の実施について、市長の方から力強い方向性について、私は安心しました。確かに大事なことでありますので、実現できますようよろしくお願いいたします。

続いて、最後の若年性認知症の方への対応についてお伺いを、再質問いたします。

それぞれ答弁をいただきました。本市において、この若年性認知症と思われる方が19人いると、いるんだなと私は改めてこの数字を見て思いました。その人たちに対してどう支えていくかということは、これはやはり政治の力ではないかなというふうに私は思うわけでございます。全員の方が何らかの介護保険のサービスの提供を受けている、また若年性認知症に焦点を置いた取り組みについては、本人や家族に対しての取り組みはしていないけれども、若年であるがゆえの特有の課題を抱えていることも十分考えられることから、相談や対応においては適切な対応を行っていき、私はこれは非常に大事であるかと思っております。若年、いわゆる認知症、いわゆる65歳より下ですね、いわゆるその方は若年性認知症となるわけですが、その上の方に対しては認知症というふうになるわけでありまして、若年性に抱えている問題というのは非常に、ことを考えられるわけでありましてけれども。そのことについて、若年性の方は仕事を継続することの困難性に直面したり、経済的に困窮されたり、また認知症の原因となる疾患が多様で診断が難しくなること、様々あるわけでございます。認知症の高齢者とは異なる固有の課題を抱えているわけでございます。

そこで私はここで1つ提案をいたすわけでありましてけれども、本市において若年性認知症に関するワンストップの相談窓口、それを私は設置すべきだと思いますが、そのことについてご意見を、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 若年性認知症に関するワンストップの相談窓口についてのご質問でございます。

昨年度、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置し、認知症高齢者のご家族からの相談や支援に対応するための体制を強化したところでございますが、推進員をはじめ地域包括支援センター職員は認知症高齢者にかかわる相談だけでなく、若年性の認知症に関するご相談に対

しましてもワンストップで対応できるようにしております。

なお厚生労働省では、認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクトに基づいた若年性認知症施策の取り組みの1つとして、若年性認知症コールセンターを開設しております。専門的教育を受けた相談員が誰もが気軽に相談できるコールセンターということでありまして、若年性認知症の方一人ひとりの状態に応じた支援を行っております。

また、長野県におきましては、来年度若年性認知症コーディネーターを新たに設置する予定ということでありまして、こうした内容の詳細につきましては今後市報等で広くお知らせしていきたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 答弁いただきました。その方向で行くということで、私はぜひその辺のところについては様々な問題を抱えておりますので、そのことをどう受け入れてやるかということ、これ大事なことでありますので、よろしく願いをしたいと思っております。

次に、認知症、医療関係者でなく、家族や職場、地域の人々の適切な理解というものも、認識をしていただく理解ということも必要であるかなと私は思うわけでございます。社会全体で私はそれは取り組むべき課題であると思っております。その意味で、広く市民に対して認知症に関する正しい理解等の普及啓発というものが需要ではないか、私はそのことについて思うわけでございますが、この点についてはどうのお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 認知症への正しい理解等の普及啓発についてのご質問でございます。

平成22年度から、認知症サポーターの養成講座に取り組み、これまでに受講者は1,550人となっておりますが、今後も拡大を図っていききたいと思います。また養成講座を受けた皆さんを対象に、一層理解を深めていただくための研修会を計画しているほか、ボランティアの皆さんを対象にした研修会や講座等を開催してまいりたいと考えております。また、今年度は、出前講座のような形で市民病院の認知症サポート医による研修会と相談会をあわせた内容のものを計画しております。

なお一般市民の皆さんへの啓発につきましては、先進地では参加型徘徊模擬訓練等を行っているところでございます。こうした内容についても参考にしながら、今後も広く啓発できる方法について研究してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 啓発についての答弁をいただきました。私、今回質問し、そして東御市、どうこたえているかということで、非常にやっぱり前向きに答弁をしていただきました。そのことに対して私は非常に敬意をいたすところでございます。やはり認知症の皆さん、若年性認知症の皆さん、理解も必要だし、そしてどうサポートしていくかということは、それは大事な手立てだと思いますので、積極的に進んでいかれるよう要望をいたすところでございます。

最後にまた市長にお伺いしますが、最後に今後の医療や介護の専門職と行政、そして地域住民等が連携して、認知症の方やご家族を支えるとともに、年代を問わず、例えば認知症になっても安心して暮らし続けられる東御市の答弁をいただきましたけれども、東御市のコミュニティづくりにやはり努めていくことが私は大事なことだと思いますけれども、東御市の市長として、住民の皆さんに対して市長としてどのようにされていくか、このことについて質問し、最後の質問とさせていただきます。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 認知症に自分も近づいてきたかなというふうな自覚もあるときもあるわけでありまして。これは本当に他人ごとではないし、近所のおばちゃんがあんなになってしまっというふうな思いも本当に持ちながら、「何か自分でできることがあったら言ってくださいね」というような形で、日々生活しているということは私だけではないのではなかろうかというふうに思っています。

市長が認知症になって行方不明になったら、きっと西の方を目指してふらふらと歩いていっているだろうから、北は捜しませんからというふうに、専門家の方が言われました。何かしら理由があって、西をふるさととしているものですから、そういうふうにおっしゃったということだと思いますけれども、認知症の人が一人ひとりがその人にとって意味を持って活動しているということに関して、少しでも多くの方がそういうことを理解することが大切かなというふうに思っています。本当にこれから地域全体が専門家のいろんな意見を聞きながら、地域で認知症になっても生活するためには何が必用かということを実際に話し合える、そういう地域であり続ける、そのために行政がやるべきことをしっかりとやってまいりたいというふうに思っていますので、よろしくご指導いただければと思います。

○15番（依田政雄君） 市長の答弁をいただきました。そのままに進んでいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

では、終わります。

○議長（依田俊良君） 受付番号27 鳥獣害対策について。横山好範君。

横山好範君。

○17番（横山好範君） 今議会最後の一般質問ということで、大変皆さんお疲れだと思いますが、しばらくお付き合いいただきしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ちょっと外は小雨が降っているようでございまして、今年の気象状況、そのままかなと、こんな感じであります。ちょっと晴れてみれば、じきに雨が降って、非常に農家にとっては大変厳しい年であったわけでありまして。8月以降は降水量が多くて、曇天の日が続きまして、日照不足が続いたと、こういうこととございまして。特産のブドウやクルミも病害等の発生が見られ、質や量ともあまりよくない状況であったというふうなこともお聞きをしているところでございまして。秋の収穫も一段落をしたということとございまして、まだまだ遅れている作業もたくさんあるようでございまして。

て、これから今年わずかでございますが、好天が続くように願っているわけであります。

それでは通告に従いまして、鳥獣害対策について質問をしてみたいです。

かつてのように山林整備が地域で十分にできているというような状況ではなく、山が荒れてきているというような状況の中で、野生鳥獣のえさが不足する状態となっていることや生息個体数が増加しているというような状況の中で、野生の動物が里におりてきて、農作物を荒らしたり、場合によっては人に危害を加えるといった事例も幾つか聞くところであります。農業者にとっては今年のように変化の多い気象条件に対応しながら管理をしてきた産物が、思いもよらず野生鳥獣に荒らされ、収穫できない状態となることは、全く悲しいことでもあり、悔しいことでもあるわけでありませう。そこで鳥獣害対策についてお聞きをしてみたいです。

1つとして、農作物に対する被害状況、また集落周辺においてクマとかイノシシなどの野生獣が確認をされた状況もお聞きをするわけなんです、その状況と推移はどのようになっているのでしょうか。

2つ目として、野生鳥獣の捕獲数、捕獲した鳥獣の処分はどのように行っていますか。

3つ目ですが、野生鳥獣の生息数の推移はどのように捉えているのでしょうか。

4つ目として、被害防止対策はどのように実施をされ、その効果はどのように出ているのでしょうか。

5つ目として、今後どのような点を重点に対策を進めていくべきとお考えでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号27、横山好範議員の鳥獣害対策についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず1点目の農作物被害及び集落周辺での確認状況と、近年における推移はどうかについてですが、毎年JA等から聞き取りをしている農産物の被害額は、平成25年度及び26年度は1,600万円、27年度は1,400万円と、ほぼ横ばいに推移しております。集落周辺での確認状況の資料はございませんが、本年度はクマ等の目撃情報が近年になく多くありました。これは山にえさがなかったことが大きく影響しているものと思われまますが、山林やその周辺の荒廃化等により、有害獣の生息範囲が確実に広がっていると捉えております。

2点目の野生鳥獣の捕獲数はどのくらいあり、その処分はどうなっているかについてですが、主な野生鳥獣の捕獲頭数の推移といたしまして、イノシシが平成25年度から27年度までのそれぞれの年度において15頭、22頭、10頭、ニホンジカが同じく111頭、90頭、92頭、ハクビシンが同じく74頭、64頭、70頭、カラスが同じく75羽、246羽、709羽、それぞれ捕獲されています。傾向としては、有害獣についてはほぼ横ばい、カラスは北御牧地区に捕獲おり1棟を設置したことにより、大幅増となっております。

また捕獲後の処分方法としましては、イノシシ、ニホンジカは猟友会の皆さんによる自家消費の

ほかに、猟犬やカラスおりのえさとし、そのほかは主に埋設処分されています。

3点目の野生鳥獣の生息数の見込みと、その推移はどうかについてですが、市内の生息数は把握していませんが、県の資料による本年度のニホンジカの上小管内における生息数は約1万9,000頭から4万3,000頭となっております。また推移については、捕獲頭数や猟友会からの情報によりますとニホンジカは一時減少しましたが、ここに来て増加傾向、イノシシは減少傾向、ハクビシン、カラスについては若干の増加傾向にあり、全体としてここ2、3年では多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況であると捉えております。

4点目の被害発生防止策はどのように行っているか、その成果はどうかについてですが、被害防止対策の基本方針としましては、平成24年度より有害鳥獣の捕獲数を増やして、個体数を減らすことに重点を置いた捕獲駆除を推進しているところであります。具体的な取り組みとしましては、ニホンジカやイノシシについては、猟友会への捕獲報償金制度を設け、さらなる捕獲強化の要請を行っているところでございます。ハクビシンについては、個人でも箱わなを用いて捕獲することができるよう無料の貸し出しを箱わなを65基容易しており、カラスについてはカラスおりを市内3カ所に設置し、捕獲に努めております。また個人による電気柵などの設置を支援するとともに、有害鳥獣のえさとなる生ごみの適正管理について、市報を通じ市民の皆さんへお願いしているところでございます。効果についてですが、このように様々な対策を施してはいますが、捕獲頭数、被害額などから判断すると、一定程度の効果はあるものの被害を減少させるまでに至っていないのが現状であります。

最後の今後力点を置くべき対策は何かについてですが、いずれにしても駆除を主体に被害低減を図ることが重要であることから、従来の取り組みに加え、えさの少ない冬期間に箱わなの貸し出しを推奨し、有害獣の効率的な捕獲を推進したいと考えております。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） それでは、これから1問ずつ質問をして、再質問してまいりたいと思います。

平成27年度の長野県の農林業における野生鳥獣の被害は、シカ、イノシシ、クマ、サル、鳥類などにより被害額は9億7,000万円ほどという統計がございます。そのうちの約66%は農業被害ということであります。また上小地区ではシカとイノシシ、鳥類による被害は4,364万円、うち農業被害が4,310万円という統計がございます。東御市においての被害額は例年1億数千万円というようなお話でございます。大きな変化はないということではありますが、被害の鳥獣種別、作物別な特徴はどんなことがあるのでしょうか。

また、山林の荒廃等により生息範囲が拡大をしているということで、目撃情報も多かったということですが、詳細な資料はないということですが、何か特徴的に地域別なような状況で何か特徴がありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 被害の鳥獣種別、作物別の状況と目撃情報の地域的状況についてのご質問でございますが、まず被害額の鳥獣別、作物別の状況についてですが、平成27年度の被害につきましては、済みません、先ほど1,400万円と申したつもりなのですが、失礼しました。市の被害額は1,400万円ということで、1,400万円でございます。その被害の中で、鳥獣別被害につきましては、鳥類が840万円、そのうちカラスの被害が70%を占め、獣類が560万円で、そのうちハクビシンが57%を占めております。作物別被害につきましては、果樹が930万円で65%を占め、続いて野菜が240万円で17%、水稻が200万円で14%となっております。

次に、目撃情報の地域的な状況についてですが、東部地区では山間部の山林に隣接する農地、北御牧地区では山林に隣接する農地のほかに山林を貫く幹線道路付近での目撃情報が多くありました。今年はいままでのケースとして田中から和地区にかけての集落内のイノシシや、和地区のスーパー付近でのキツネの出没が確認されているところでございます。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 済みません、1億と言ったですか、済みませんでした、1千数百万円というふうに理解をしていますので、よろしくお願ひします。

今、品目別に果樹が非常に多いというような状況で、カラス、ハクビシンというようなお話がございました。集落内にも結構出ているというような状況もあるようでございます。

昨日のテレビで報道されていましたが、お隣の群馬県の桐生市では11日にイノシシが住宅周辺にあらわれて、周辺の畑等を荒らしていることから、くくりわなを仕掛けておいたら、そこにイノシシが引っかかったということで、そこを見にいったその農家の男性が近くへ行ったところ、作業所の柱にくくりわな的一方を縛っておいたら、イノシシが引っ張って、その柱を折って農家の方はかまれて亡くなったという、こういうニュースが昨日報道されておりました。そこについては非常に繁殖数が多くなっているというような状況の報告もあったわけでございます。

私の集落、ただいまお話もございましたが、サンラインの南側なんですけど、周辺でイノシシが走り回っているのを何人かの人が見かけています。近くへ猟友会の人を呼んで行ってみると、どこかへ逃げてしまっていて見つからないという、こういうような状況の中で、何らかの拍子に人に被害が及ぶ危険もあるわけでありまして、そういったところも含めてやはりみんなで鳥獣の、野獣の被害、状況をよく注意していかなければいけないのではないかなど、こんな感想を持ったわけでありまして。

幸い現地から聞こえてくる話ではありますが、例えばイノシシが出て水田を荒らして困ったとか、あるいは次の日には野菜畑が、畑中走り回られて収穫ができなかったとか、ブドウを人が食べるようにきれいに皮を残して食べていったというようなハクビシンの被害もいろいろ話を聞くわけでございます。そうしたものの中には、個別にはごくわずかな面積であるかと思っておりますので、総合的な被害のものとしては集計し切れない、統計上あらわれない被害もかなり多くあるのではないかと思っておりますが、そこらのところの認識はいかがでしょうか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 被害調査の中で、統計上あらわれない被害とのご質問であります。被害状況調査はJAからの報告や猟友会からの聞き取りにより推計しておりますので、すべてを把握し切れないのが現状でございます。自家用などの小規模な作付は、集計されないケースがございます。そのほかにも相談や情報の中には、建物内が荒らされるなど、農業以外の統計にあらわれない被害も数多くあるものと認識しているところでございます。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 次へ参りますが、捕獲をされたものについては、それぞれの猟師の皆さんが自家消費をしている部分等が多いのではないかというようなお話もございました。捕獲されたシカ等については、ジビエとして地域おこしの一環で活用している事例が近年多く聞かれるようになってきました。「信州ジビエと長野ワインの夕べ」というのが11月に長野で開催をされ、にぎわったと聞いています。ワインともとても相性がいいというお話をお聞きしますが、また県と信州ジビエ協会は信州ジビエマイスター制度を設け、ジビエ振興を図っているということでもあります。27年度までに61名が信州ジビエマイスターに登録をされたということがホームページに掲載していました。28年度も11月に何か取得の講習会等があったようでございますが、その詳細についてはまだお聞きをしてございません。

近隣では、先般「信毎」にも報道されていましたが、青木村でジビエマイスターを取得されている猟師の田中紀子さん、女性の方なのですが、を講師にジビエ料理の講習会が開催をされた記事が掲載をされておりました。主婦の皆さん30名ほどが鹿肉を材料に、スープとか串揚げなどの料理をつくったということで、鹿肉は高たんぱく質で低脂肪、カルシウムなどミネラルも多く含んでいるということで、手間をかけて下料理をすれば、においを気にせずおいしく食べられると、大変好評だったということでもあります。

県のホームページには、県内各地のジビエマイスターが調理するジビエ料理を提供する店の紹介も何軒か出ています。ジビエを活用し、料理を提供するためには材料が一定程度安定して供給されるということも必要でありますし、捕獲量の問題ですね、そういうこともあります。何よりも解体処理場の整備がまずなければならないわけでありまして。市内にはいろいろの施設の遊休施設がいろいろありますけれども、いずれか適当な施設を有効活用することも考えられるかと思えます。

国の方でも交付金等のいろいろ利用できる、そういったものもあるようでございますが、そういったことも含めて、ジビエ振興についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ジビエ振興についてのご質問でございますが、ジビエ料理は昨今注目を浴びていることから、根強いファンも多く、ワインにも合う人気の高い料理として市内のレストランなどでも提供しているところでございます。市でも現在、取り組んでいます実践型雇用地域創造事業の中でも、ワインに合う地域の食材を生かした料理の開発が1つのテーマとなっておりますので、この取り組みの一環で研究したいと考えています。

しかしながら市内での捕獲量が自家消費分しかない中での取り組みは難しい状況にあるのかなどというふうに感じております。

なお解体施設、食肉処理加工施設の整備についてですが、取り組みに当たっては狩猟によるジビエの安定した量が確保できるか、また確実な供給先があるかなどを慎重に見極める必要がございますが、まずは量の確保に課題があると感じております。しかし有害鳥獣の捕獲頭数を増やさなければならぬという状況や、殺処分後の有効活用、また観光振興の観点から民間事業者による取り組みなどについては、ジビエの供給元となる猟友会の皆さんとともに、相談しながら支援などについて研究してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 量の問題とか、供給先とか、いろいろの課題があるわけですが、市の温泉施設等とか、料理を供給している市の施設もあるわけですので、そういったところも含めて何かこう、いろいろ考えていければいいのではないかなど、こんなことを思ったわけです。

県では、野獣の生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣ですね、これを第2種特定鳥獣ということで、指定をしているわけなんです、その管理計画を定めているわけです。そのうちの24年4月から5カ年間の第4期のニホンジカ管理計画というのがありますが、その中では県内を6つの管理ユニットに分けて、計画が定められているわけです。東御市の一部を含んでいるということになるかと思いますが、八ヶ岳管理ユニット、恐らく東御市の南部の方ですけれども、ではニホンジカは平方キロメートル当たり51頭の生息密度ということがそこではうたわれています。そういうふうに推定をしています。環境省では、ニホンジカの目標生息密度を農林業地帯では平方キロメートル当たり1、2頭、保護優先地域では3から5頭というのを目標の頭数に定めているわけです。実際には先ほど申し上げました51頭の生息密度ということに推定をされているわけですので、それよりかなり多くの個体が生息をしているという実態があるというふうに思われます。

鳥獣被害防止特措法というのがあります。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律ということですが、それが平成19年度に制定をされまして、法に基づきまして県では野生鳥獣被害対策基本方針が策定をされています。これを受けて市でも鳥獣被害防止計画がつくられているわけです。ここには捕獲目標も盛り込まれています。その計画の中では1年間にイノシシが30頭、ニホンジカが130頭、ハクビシンが100頭、カラスが800羽ということが目標の数字として出ているわけです。先ほどの捕獲数と比較しても、あまり変わらないというか、実態の数字に合わせた計画になっているというような感じもするわけですが、そういった数字が目標としてあらわれています。

ただ、ニホンジカについては、130頭が目標ですが、捕獲実績は90頭というようなことで、かなり下回っているわけです。先ほどの生息密度の推定や、管理目標、要するに生息の目標

密度ですね、その関係とか、あるいは捕獲計画等から見ても、計画どおり個体管理ができていない状況というのが見受けられるわけであります。

狩猟による捕獲圧の低下が鳥獣被害が継続し、深刻化する大きな要因だというふうに言われているわけであります。狩猟者の減少とか高齢化も原因にあるかと思いますが、市内の狩猟者の数はどのような状況で、どのように推移をしているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 市内の狩猟者数はどのような状況になっているかのご質問ですが、猟友会の会員の推移で申し上げますと、平成25年度と27年度を比較しますと、67名から68名へと1名増えております。これはまれなケースでありまして、現状では今後会員の高齢化による退会などにより狩猟者は減少していくものと見込んでおります。また近年、レジャーの多様化等から、若年層の狩猟者が減少傾向にあり、農林業の被害対策として有害鳥獣の捕獲について将来には支障を来すおそれがあります。このため国、県、市及び関係団体では、狩猟者の地域での貢献度の周知や狩猟のイメージアップを図る方法として、雑誌への広告の掲載やポスターの掲示などに取り組み、狩猟者の確保に努めているところでございます。

これらの取り組みにより、市の猟友会には昨年30歳前後の若い方2名が入会し、会員の増につながっておりまして、お聞きをいたします。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） なかなか適正な人数がどのくらいかということもよくわからないんですけども、あまり減ってもいないし増えてもない、ただ、推移としては減少傾向にあるというようなお話でございました。狩猟の管理をするためには、今の状態では若干足りないのではないかなという感じもするわけでありまして、イメージアップを図るためにいろいろの対策を講じていただいているということございまして、野生鳥獣の適正管理のためにはどうしても狩猟者の確保が必要だというふうに感じるわけでありまして、市としても支援をいただいているということでありまして、狩猟者への具体的な支援というものはどのようなものがあり、どのようになされているか、あるいはその実績等についてお聞きをしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 狩猟者確保の対応等、具体的な支援実績についてのご質問でございますが、まず狩猟者確保の対応についてですが、市では有害鳥獣捕獲に係る経費や狩猟免許等の取得及び継続するための費用の補助を有害鳥獣対策協議会を通じ、実施しております。また同協議会の安定運営や態勢強化のための支援を行うことにより、会員個々の負担を軽減しながら、狩猟意欲の喚起や新規狩猟者の確保に努めているところでございます。

具体的な支援と実績につきましては、平成27年度決算でカラスおりの管理に係る経費として20万円、捕獲報償金127件、162万円、捕獲従事者保険料補助金57人分8万円、協議会運営負担金30万円となっております。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 250万円ほどのいろいろの支援をなされているというような形でございます。今後の力点を、答弁にもありましたように計画的な駆除を主体に、鳥獣による被害軽減を図ることが一番の基本だというふうなことが表明されておりますが、捕獲体制の充実というのはやっぱり猟師の、何ていいますか、充実というようなことが重要だと思いますが、それと市の鳥獣害防止計画の中でも、検討を進めていくとされている、先ほども申し上げました捕獲した鳥獣の食品利用、ジビエの活用についても具体的な取り組みを進めていく必要があるのではないかというふうに感じるわけでありまして。

一時塀を、防護柵をつくったり、電気柵をつくったりというようなことも大分行いましたけれども、その管理の問題とか、どうしても切れたところから入り込むとかと、いろいろの事情がございましてなかなか、ちゃんと管理しているところはそれなりのあれができるんですが、やっぱり数が多くなってくれば、どうしてもそれだけでは賄い切れないといいますが、そういった、保護をするという面もありますけれども、ある程度の生息管理というのはしっかりやっていかなきゃいけないという、こういうことを思うわけでございますが、そういったことで、そういった捕獲の体制の充実とあわせて、ジビエの活用ということもぜひ進めていただければと思いますし、そういうことが必要ではないかと思っておりますけれども、最後にもう一回、その辺のところを市長、あれですか。いいですか。何かあったら、そういった方向で鳥獣害被害防止について。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 横山議員の有害鳥獣の駆除と、そしてジビエの活用という再質問に関しまして、私の方からお答えしたいと思います。

1つは、猟友会に対する補助であったり、また駆除に対する買い上げ等を中心に行っているわけでありましてけれども、また要望をいただいた中で、菅平の射撃場、クレー射撃の練習場の機種を更新を2度にわたって近年もやらせていただいたり、また若い職員に、猟友会としての、参加の要望を市の方からもさせていただいたりというような形の中で図っているわけでありまして。

現時点においては、とった有害鳥獣を現場で埋設する場所がいっぱいになってきているというような状態もあつたりして、今、基本的には可能性としては解体の自動車、移動自動車を県で購入して、貸し付けていただいているというような状態でありますけれども、ジビエの活用ということに関しましては、湯楽里館で佐久の方から買いつけをして、ジビエフェア等もやったり、また個別のレストラン等でも徐々にジビエ料理を提供されるレストランも増えてきているというふうに認識いたしております。

先ほど部長が申しましたように、移動車も含めて、移動解体車も含めて、どの程度の供給があったら採算がとれるか、また何よりも猟友会の皆様方の意向等にも配慮しながら、ワイン振興とあわせてジビエに関しまして研究を進めていきたいというふうにご指導いただければと思います。

○議長（依田俊良君） 横山好範君。

○17番（横山好範君） 県の解体車も1台購入したというようなお話もございますが、長野県中回るわけでありますので、その辺のところも踏まえて、また今後の問題として、ぜひその辺も総合的な鳥獣害対策として考えていくような形で進めてもらえればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（依田俊良君） 以上で通告に基づく一般質問は、すべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（依田俊良君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時42分）

平成28年東御市議会第4回定例会議事日程（第4号）

平成28年12月15日（木） 午前 9時 開議

- 第 1 議案第77号 東御市特別職の職員の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第74号 平成28年度東御市一般会計補正予算（第6号）
- 第 3 議案第75号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第76号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第78号 東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第80号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第81号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第82号 川西保健衛生施設組合の規約の変更について
- 第10 議案第83号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について
- 第11 議案第84号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第12 請願・陳情の報告、上程

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 田中 信寿 | 2番 | 高木 真由美 |
| 3番 | 中村 眞一 | 5番 | 山浦 利通 |
| 6番 | 高森 公武 | 7番 | 窪田 俊介 |
| 8番 | 佐藤 千枝 | 9番 | 山崎 康一 |
| 10番 | 若林 幹雄 | 11番 | 阿部 貴代枝 |
| 12番 | 平林 千秋 | 13番 | 長越 修一 |
| 14番 | 青木 周次 | 15番 | 依田 政雄 |
| 16番 | 柳澤 旨賢 | 17番 | 横山 好範 |
| 18番 | 依田 俊良 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 市長 | 花岡 利夫 | 副市長 | 田丸 基廣 |
| 教育長 | 牛山 廣司 | 総務部長 | 掛川 卓男 |
| 市民生活部長 | 土屋 一夫 | 健康福祉部長 | 山口 正彦 |
| 産業経済部長 | 北沢 達 | 都市整備部長 | 寺島 尊 |
| 病院事務長 | 武舎 和博 | 教育次長 | 清水 敏道 |
| 総務課長 | 横関 政史 | 企画財政課長 | 岩下 正浩 |
| 生活環境課長 | 塚田 篤 | 子育て支援課長 | 坂口 光枝 |
| 福祉課長 | 柳澤 利幸 | 農林課長 | 金井 泉 |
| 建設課長 | 土屋 親功 | 教育課長 | 小林 哲三 |

議会事務局出席者

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 堀内 和子 | 議会事務局次長 | 野村 伸弥 |
| 書記 | 正村 宣広 | | |

◎開会の宣告

○議長（依田俊良君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（依田俊良君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第77号 東御市特別職の職員の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託、討論、採決）

○議長（依田俊良君） 日程第1 議案第77号 東御市特別職の職員の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

なお本議案につきましては、本日議決の運びとしたいと思いますので、ご了承をお願いします。

これから質疑をお願いします。なお本議案につきましては、委員会に付託される議案であります。自己所属委員会の担当部門にかかわる議案の質疑については、原則として委員会でお願ひすることが例となっておりますので、申し添えます。

質疑、どうぞ。

平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 2点伺います。期末手当と月例給にかかわってですが、それぞれの期末手当と今回の改正に伴うそれぞれについての予算規模、例年に直して教えてください。その財源はというふうに手当てするかというのが1点目です。

それから説明資料の2ページ目、一般職の職員の給与に関する条例で月例給について、給料水準を平均0.43%引き上げますとあります。平均ですから、職階や年齢に応じて傾斜配分するというふうになると思いますが、特に若年層に対する手当てを考慮していらっしゃると思うんですが、その辺は一般というか、若年層に対する手当て、どういう考えで配分しているか、その辺をお伺いしておきます。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま2点ご質問いただきましたが、この件につきましては総務課長から答弁を申し上げます。

○議長（依田俊良君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 2点ご質問をいただきました。最初の質問の関係でございますけれども、給料の関係につきましては年間ベースで420万1,000円、期末手当分につきましては937万円、

いずれも一般財源で対応する予定でございます。

2点目の関係でございますけれども、給与勧告の趣旨が民間との初任給との間に差があることなども踏まえて、若年層に対して手厚い改定が必要というような勧告を踏まえまして、それに準じまして条例改正を行いました。

具体的に申し上げますと、1級、これは主事級の職員でございますけれども、平均0.4%の改定に対しまして0.833%、2級職員、主任級の職員でございますけれども、0.483%、3級、主査級の職員でございますけれども、0.4%、以下4級、係長0.328、5級、課長補佐0.303、6級課長級0.286、7級部長級0.267という形で、若年層に加重配分した改定となっております。

○議長（依田俊良君） ほかに。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務産業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第77号は総務産業委員会に付託することに決定しました。

ここで委員会審査のため、暫時休憩とします。総務産業委員は別室において、総務産業委員会を開催の上、審査を願います。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時18分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

本日所管の常任委員会に付託しました議案第77号について、総務産業委員長から審査が終了した旨の報告がありました。議案第77号に対する総務産業委員長の審査報告を求めます。

総務産業委員長。

○総務産業委員長（阿部貴代枝さん） 総務産業委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、12月15日に付託された議案について、同日審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第77号 東御市特別職の職員の給与に関する条例及び東御市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過は、特に申し上げることはございません。

以上で報告を終わります。

○議長（依田俊良君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

総務産業委員長、着席願います。

これから議案第77号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものと決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 2 議案第74号 平成28年度東御市一般会計補正予算(第6号)

(質疑、討論、採決)

○議長(依田俊良君) 日程第2 議案第74号 平成28年度東御市一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これから質疑を行います。

青木周次君。

○14番(青木周次君) 補正予算書の歳入、12、13ページの款16財産収入、住宅団地売払収入金、説明では3区画分の1,422万2,000円は、歳出、次のページですけれど、14、15の目財産管理費の(11)一番下の減債基金積立金で1,422万2,000円を積み立てて、歳入の12、13ページに戻り、款18繰入金節6の減債基金繰入金2,422万円とあるが、1,000万円多く繰入してあるが、その内容を、また住宅団地売払収入金の3区画分の1,422万2,000円はどこの住宅団地が売れたのか、また住宅団地の販売促進はどのように行っているのか、お伺いします。

この後、ちょっと関連で42、43ページの公債費の関係でご質問しますが、それは後でします。よろしくお願いたします。

○議長(依田俊良君) 都市整備部長。

○都市整備部長(寺島 尊君) 12ページ、13ページの不動産売払収入の土地売払収入の説明につきましては、建設課長の方から答弁をさせます。

○議長(依田俊良君) 建設課長。

○建設課長(土屋親功君) 青木議員の住宅団地売払収入金で、どこが売れたのかというご質問についてお答えいたします。

住宅団地でございますが、白樺池住宅団地が1区画、寺坂団地が2区画、常満住宅団地が1区画で、当初予算に1区画分をとって計上しておりましたので、その4つから1つ引いて3区画の収入ということで計上させていただいております。

あと販売促進に関してどのようなことを行っておるかのご質問でございますが、現在、市のホー

ムページの方で住宅団地分譲地については紹介しております。また移住定住の希望者等にも見ていただくような形で、今、市の方で空き家バンクにつきましてもホームページをつくっております。その中で空き家バンクの方を見るとそこに市の住宅団地の分譲地の方もご案内しております。昨年1件、そちらの方からこちらの住宅団地の方を見て契約、成約になった方が1件ございました。

あと販売促進の方でございますが、若者や移住定住希望者のために東京の有楽町にありますNP
O法人ふるさと回帰支援センターの方でパンフレットを置かせていただきましたり、また東信地区にある民間主催の家づくりの不動産情報フェア等の方へパンフレットを置かせていただいて、販売促進を努めております。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 補正予算書の13ページと15ページでございます減債基金の繰入金と積立金の関係につきましては、企画財政課長から申し上げます。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） それでは住宅団地等が売却された場合のお金の動きについて、説明をさせていただきます。

まず財産収入として収入がございます。その収入金につきましては基金に積み立てた後に、年度末に基金から取り崩しを行いまして、繰上償還をしていくという、そういうことになっております。済みません、今、申し上げているのは第三セクター改革推進債についてのお金の動きに関して申し上げます。この第三セクター債の関係につきましては、借りる時点で公社から代物弁済という形で土地を市に移管しております。その分が売れた分に関してのことを今、申し上げますので、よろしく申し上げます。

今回の場合、1,000万円違うという話がされましたけれども、少しこの制度的なことを申し上げます。代物弁済された土地が売却できたときの収入金につきましては、今、申し上げたとおりでありまして、定期の返済が毎年3月ということになっております。今回5区画売れたうちの1区画ありますけれども、1区画につきましては平成27年度末に売却をされたものでございまして、その500万円の入金返済期日、年度末の3月の返済期日を過ぎて入金がされたために、繰上償還ができないまま基金に積み立てられておったということでもあります。続いて、そこで500万円がまず違ってくるということ、それとあともう500万円ですけれども、先ほど建設課長も申し上げましたけれども、年度当初に毎年500万円の入金があって、積み立てた後に500万円返済していくという、そういう予算の組み立てだけはできております。そういう中で500万円が既に予算化されておりました。ですから今回繰上償還すべき額は2,422万2,000円、それが繰上償還をするわけですけれども、そのうちの27年度分から積み立てられた分、それと28年度の当初予算に盛ってある分、その分が合わせて1,000万円ございますので、今回補正をすべき額につきましては1,422万2,000円を積み立てて、そして2,422万円を取り崩して繰上償還すると、そういう予算組みになっております。

○議長（依田俊良君） 青木周次君。

○14番（青木周次君） 偶然にも500万円というか1,000万円がぴったりいっているということで、私もちょっと何かおかしいなと思って、疑問を持って質問したところであります。

それはともかく、関連で42、43ページの款10の公債費、減債基金、先ほどの基金繰入金の2,422万2,000円で、第三セクター債の繰上償還する補正だが、平成25年度に第三セクター等改革推進債を約31億4,000万円を償還年数20年で、東御市土地開発公社の2号業務をやめたというか、廃止したんですが、未償還元金は補正後いくらになるか、お願い申し上げます。

それといろんな方法で販売努力はされているようだが、現在、商談中の住宅団地はあるのか、また今後販売の見込み予定はどうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 第三セクター債の残金、残高はというご質問でございますけれども、29年3月の定期償還と今回の繰上償還をすることによりまして、借入の残高は26億3,930万円ほどの残高となる予定でございます。

○議長（依田俊良君） 建設課長。

○建設課長（土屋親功君） 今現在の商談中の物件はあるかでございますが、今、商談中の物件はございません。また今後の販売見込みですが、ちょっとまだ今のところそういう商談中はございませんので、ホームページ等また、あと移住定住の推進の方でそういうような東御市に住んでみたいというようなことがありましたら、そちらも紹介しながら推進してまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 青木周次君。

○14番（青木周次君） 販売の努力は絶え間なく職員全員、もちろん私たちも頑張りますけれども、みんなでできるだけ早い完売を目指してやっていただきたい。要望です。

以上です。

○議長（依田俊良君） ほかに。

田中信寿君。

○1番（田中信寿君） お尋ねします。補正予算書の中の37ページ、款土木費項道路橋りょう費目道路維持管理費の中の委託料の中に、市道路除雪委託料及び融雪剤散布委託料というのが補正で組み込まれておるんですけども、この補正を組んだ理由といたしますか、あれですが、事業概要のところには主要市道の除雪に要する費用の増額補正ということになっておりますが、主要道路の除雪の範囲を広げたということによろしいのでしょうか。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 道路橋りょう費の除雪に関する委託料のご質問につきましては、建設課長の方から答弁をさせます。

○議長（依田俊良君） 建設課長。

○建設課長（土屋親功君） お答えしたいと思います。今回の補正につきましては、除雪の範囲は

広げてごさいません。当初予算につきまして、除雪、塩カル購入費など、除雪に関する予算につきましては前年度の予算並みということで計上させていただいております、除雪ですので天気の状態によって、その年々の降雪等の状況によって変わりますので、必要に応じて12月に補正予算ですとか、年度末に予備費ということで充当させていただいて進めております。

以上です。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） 済みません、ちょっとわからないもので、再度もう少し質問させていただきませうけれども、通常考えるに今年は雪が多かったからちょっと出てしまっ、予算が出てしまっ、補正が組まれたという状況ではわかるんですが、どうしてこのタイミングで、まだ雪も降っていないこのタイミングでこういった補正が組まれるのか、ちょっとその辺の仕組みと申しますか、理由を教えてくださいと思います。

○議長（依田俊良君） 建設課長。

○建設課長（土屋親功君） まず当初予算につきましては、の考え方ですが、まず当初予算、4月から5月に降る雪ですとか、今回11月の霜雪等に対応できるというような形で、当初予算的にはそういう予算どりをして当初予算をいたしました。今回の補正につきましては、25年の大雪は別としまして、26、27の除雪費に関しましての実績をもとに、ここの12月、補正予算でやるのか、予備費、また今まで27年度と同様で予備費でやるのかというようなことで考えておりましたが、もし予備費で対応しきれないというような状況がある場合がありますので、今回12月で補正をとらせていただいて対応させていただきたいというようなことでございます。

○議長（依田俊良君） 田中信寿君。

○1番（田中信寿君） ありがとうございます。端的にいうと、ちょっと足りなそうなので補正をしたというようなふうに捉えてよろしいでしょうか。そのようにそれでは理解させていただきます。

先ほど範囲を広げたわけではないというふうにお答えいただいたんですが、今後もし追加、このところもうちょっと掃いてほしいよというような、追加があった、要望があった場合はどのような対応になるでしょうか。

○議長（依田俊良君） 建設課長。

○建設課長（土屋親功君） 要望があった場合、追加ができるかというご質問でございますが、今、市内の主要道路に関して業者、目いっぱい状況で除雪をしております。要望があつてできるかという、ちょっとすぐに今、ここでできますよというような回答はできません。今、除雪をしているのは主要道路、通勤ですとか通学等、主要道路に対してかかせていただいておりますので、今の状況ですとその除雪で精一杯というような状況であります。ご要望についてはお聞きいたしますけれども、またそこで検討させていただくというような形になるかと思っております。

○議長（依田俊良君） ほかに。

長越修一君。

○13番（長越修一君） ページ数17ページですけれども、要望に近いもので申しわけございませんけれども、ふるさと納税の関係でございます。昨今、非常に人気が出ていまして、カード決済等の導入によって増えているということで、ありがたい話でございますが、ぜひこの際にもうちょっと、もう一伸びするために、謝礼の品物を考えたらどうかということの提案でございますので。

東御市にはいろいろな商品がございます、今、みねむら牧場さんとか、小田切牧場さんでいい肉をつくっていると、その辺もぜひ品目に上げてもらえばありがたいし、また工業に関してもカワダ工業さん等が教育玩具のナノブロック等をやっていますので、そういうのをぜひ品目に加えて、納税の返品として活用いただくように考えていただけませんかということです。よろしくお願ひします。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ふるさと納税のお礼品をもっと増やしたらどうかというご質問でございますが、そのような方向で検討しているところでございますが、詳細について企画財政課長から申し上げます。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） ふるさと納税のお礼品の関係で、若干現状と、どのように今、選定しているかについて申し上げたいと思います。

お礼品でありますけれども、まず基準としましては市から贈呈するお礼品としてふさわしいと認められるものということで、農林水産物、加工品、工業製品、利用券でありまして、換金性がないものということで、直近の1年間で販売実績がきちんとあって、かつ安定的な供給が可能なものということでさせていただいております。

このお礼品を増やしていくか、どうするかにつきましては、このお礼品の発送に関しましては信州東御振興公社、市の観光協会を委託業者としておりまして、そちらから提案があったものについて、市の中で協議をして、それをまちづくり審議会で見聞を聞かせていただいた上で、それをお礼品として活用するかどうかを方向性を決定していくということになっております。

今現在もだんだんと増やしているところでありまして、そういう中では今、いただいた意見、参考にさせていただきたいというふうに思います。

あとカワダ工業さんにつきましては、今現在「ペーパーナノ」というものがつくっておいでということで、それにつきましては最近お礼品としてアップをさせていただきました。ただ、ほかのものもいろいろございますけれども、特許とかそういうものの関係で出せないとか、そういうものもございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（依田俊良君） ほかに。

高森公武君。

○6番（高森公武君） 高森です。よろしくお願ひします。

17ページですけれど、今、長越議員とえらい変わらないんですけれど、ふるさと納税で今、12月末までではどのくらいになるのかなんて、今、ちょっと見ているところなんです、それから次に人気の品物は何か、それから来年の様子はどんなようですか、お聞きしたいのですが。

それから次に、23ページを見ていただければわかるんですが、介護慰労金ですか、295万円ですか、これを一般会計から介護保険に移した理由はどんなものでしょうか。それから何人の人が対象なんですか、それをちょっとお聞きしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 17ページでございますふるさと納税に関するご質問につきまして、企画財政課長から申し上げます。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） それでは、ふるさと納税に関しまして、寄附額につきまして12月14日現在の数字を申し上げさせていただきます。14日までに寄附いただいた件数がまず9,405件、金額にしまして1億1,310万2,000円ということになっております。

人気のお礼の品ですけれども、一番上から5つほど申し上げます。まずシャインマスカット、巨峰、キャプテンドクロウ、これは地ビールです。それとチーズ、ピザ、それとクルミということで、上位の5つのお礼品についてはそのようになっております。

来年の見込みでありますけれども、今回の補正によりまして、今回2,000万円の収入を増額補正をさせていただきまして、本年度は1億2,000万円を見込んでおるところでございます。ちょっと1億2,000万円といいますと、先ほど申し上げました1億1,300万円いっているという中で、もっと入るのではないのかという質問が出そうですので、あらかじめちょっと答えさせていただきますけれども、12月末がふるさと納税をしていただいた方が次の所得税ですとか、次の年の住民税の控除を受けられるということになります。ですから12月末は駆け込みといいますか、そういう需要が多い月でありまして、そういう中で増えております。ですから1月、2月、3月になると、ちょっとがたっと落ちるかなということを見込んでおりまして、1億2,000万円を今年は見込んでいるということ。

それと来年度につきましては、先ほどもありましたけれども、お礼品なども増やしながらか、できるのは増やしながらか、1億5,000万円程度はいくのではないかとということで考えてはおります。

以上です。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 22ページ、中段でございます（12）の要介護者家庭介護者慰労費に関するご質問につきましては、福祉課長からお答えいたします。

○議長（依田俊良君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 介護者慰労金についての質問でございますけれども、今回介護者慰労金につきましては一般会計の高齢者施策経費から一部を介護保険事業特別会計の任意事業の予算に

組みかえをさせていただいております。これにつきましては若干事情については複雑になるわけでございますけれども、介護保険事業特別会計の任意事業として実施しておりました成年後見支援センター、そこに対する運営費に対する委託費、これについて任意事業の明確化によりまして、要綱で対象となることが明示されませんでした。したがってその経費について今回補正でもお願いしておりますけれども、その他繰入金ということで介護保険特別会計の方に繰り入れをさせていただくと。それに伴って今回、任意事業の中でそれに伴う経費分が若干浮くわけでございますけれども、それに見合う金額として同時、介護者慰労金に関して特別会計の方に移行をするというものでございます。よろしく願いをいたします。

それと介護者慰労金の受給者人数でございますけれども、昨年の実績で総計226人という形になってございます。今年の予定はまだこれから支給の事務を進めているところでございますけれども、おおむね219人程度の方が該当になるということで事務を進めております。よろしく願いいたします。

○議長（依田俊良君） よろしいですか。

○6番（高森公武君） ありがとうございます。

○議長（依田俊良君） ほかに。

佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） それではお願いします。17ページです。地域づくり支援員及び地域おこし協力隊員報酬等の増額補正ということで、先日説明があったんですけど、週30時間が20時間に変更になるということの中で、ちょっとこの説明をお願いしたいということです。詳しく説明してください。

それから23ページの未来への投資を実現する経済対策臨時給付金という名称での給付金ですが、この詳細についてもお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 17ページの地域づくり支援員及び地域おこし協力隊員報酬等の増額の内容につきましては、総務課長から申し上げます。

○議長（依田俊良君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 社会保険料の増額補正のご質問かと思えます。国の社会保険制度が変わりまして、9月までは週30時間以上の勤務をされている方が社会保険に加入できたわけですが、それが週20時間勤務から社会保険に加入できるというか、加入させなければいけなくなりましたので、地域おこし協力隊員は週3日勤務でございますけれども、20時間以上の勤務をしておりますので、新たに社会保険料の増額補正が必要になったということでございます。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 20ページの最下段から23ページにつながっておりますが、（32）

の経済対策臨時福祉給付金費に関するご質問につきましては、福祉課長からお答えいたします。

○議長（依田俊良君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 経済対策臨時福祉給付金につきましては、未来への投資を実現する経済対策の中で、簡素な給付措置についての取り扱いについて示されたところでございます。内容につきましては、平成31年9月までの2年半分を今回一括をして給付措置をするという内容でございます。また給付に当たっては、早期の給付を実現されるようにということで、厚生労働省の方から指示が参っております。

今回、補正でお願いしておりますのは、この準備に係る経費としてシステム改修経費、また消耗品、臨時職員等の賃金等を計上させていただいております。給付に必要な給付費、あるいは給付に伴う事務経費については、新年度予算で改めて計上させていただくと、そんな予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回の給付金についてでございますけれども、年がかわりまして2月に皆さんの方に通知を差し上げるという予定で事務の方を進めております。したがって来年度の3月から申請の受付、給付に関しましては4月から順次給付をしていくというような形で段取りを進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（依田俊良君） 佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 地域づくり協力隊員の勤務の30時間が20時間に変更になる件はわかりました。ありがとうございました。

それからただいまの臨時給付金の件ですけれども、非課税者、対象者ということですが、人数と、それから総額どのぐらいになるのでしょうか、お聞きします。

○議長（依田俊良君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 今回の給付金の対象についても、今まで実施をされていた給付金の対象者とほぼ同程度の要件という形になってございますので、おおむね5,600人程度を予定してございます。支給額につきましては、1人当たり1万5,000円ということになりますので、済みません、ちょっと、8,400万円程度になるかと考えております。よろしくお願いいたします。

○8番（佐藤千枝さん） ありがとうございます。

○議長（依田俊良君） ほかに。

山浦利通君。

○5番（山浦利通君） 済みません、35ページ、湯楽里館の委託料についてお聞きしたいんですが、私たち民間の感覚とすれば、もちろん老朽化に伴う修理というのはわかります。普通業者に頼んで、その時点で見積もりをとって、金額を決定していくのが今まで40年私、民間にいた感覚なんですが、委託料だけで200万円、そしてこれ図面ができれば更にまた見積もりとか、入札になると思うんですが、ちょっと無駄なお金ではないかと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまの湯楽里館設備老朽化調査等業務委託料の内容でございますが、今年の夏に湯楽里館の2階用のエアコンが故障し、使用できないため、来年の夏までには修繕する必要があるということでございます。

そういった中で、建設から22年を経過していますので、部品も代替品もないという状況でございます。またメンテナンス業者からは配管部分についても経年劣化による不具合についても指摘されているところでございます。このため単に空調設備全体の老朽化状況を把握するだけではなくして、今後の維持管理も含め施設全体の空調制御の方法等についても検討した上で、改修方法、改修範囲を決定してまいりたいというふうに考えております。

したがって部分的に1台のエアコンが壊れたから、そのエアコンだけ修繕するというのであれば議員のご指摘のとおり業者から見積もりをもらって、それで改修していくということですが、今回は規模が大きいということでございますので、基本的には専門の設計コンサルにお願いして全体の形態を確認して、今後の対応をしていきたいということで今回急きょ補正予算をお願いしたということでございます。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） そうすると一つ一つに対応してではなくて、これから遠い将来を見据えての調査ということですね。わかりました。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 3点、お願いいたします。ページ24、25、3款の民生費の保育園の保育園費、一般職員給与費の2、給料261万8,000円の増額に関してですが、保育園の事務事業に要する職員55名の人件費補正ですが、ほかのページにもそれぞれにある人件費の増額補正ですけれど、今回人事院勧告に基づくもので、先ほど決まったんですけれど、この増額は正職員だけですよね、今回は。だけれど今後臨時職員の賃金にも何らかの反映はされていかれるのか、お聞かせください。

それから26、27ページの人権同和対策総務費の（4）13委託料、平和と人権を守る都市宣言の記念碑の建立委託料32万4,000円ですが、平和と人権を守る都市宣言はどのようなものであるのかのご説明と、32万4,000円は委託料ですが、どのような規模の記念碑をお考えか。工事費はこの中に含まれているのでしょうか。

ページ38、39ですが、真ん中辺の教育費、小学校の学校管理費4、小学校修繕事業費15のトイレ改修工事費1億9,000万円ですが、今回の修繕する理由はたくさん私たちもいろいろ今まで言ってきたんですが、皆さんが考える、そういう理由と、これはどこまでを考えた修繕なのか。また時節柄和式から洋式に切替える数が非常に多いかと考えますが、意外と児童は洋式を、人が座ったところに座るといふ洋式を好まない場面もあるとお聞きしましたが、学校側の意向など、どの程度取り入れての改修をされるか。学校現場の意見がどのくらい反映されるのか、そのあたりをお聞かせください。

以上です。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 24、25ページで保育園の件費に絡んで、臨職賃金についてどう考えているかというご質問につきまして、総務課長から申し上げます。

○議長（依田俊良君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 臨時職員の保育士につきましては、なかなか募集もかけても人数が集まらないというような厳しい状況が現実でございます。新年度予算編成に向けまして、臨時職員の保育士の賃金につきましても、現在、見直しにつきまして検討を進めている最中でございます。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問いただきました26ページにかかります平和都市宣言の中身でございます。議員からも以前ご質問がございました。今回、今までの経過を受けまして、市と市民とともに宣言文を検討しまして、ご説明を差し上げた宣言文にたどり着いたところでございます。東部町時代にごございました核兵器廃絶、それから人権の尊重、時代の流れの中で市の生活の、東御市のこの地域から全国、あるいは全世界に平和をともにつくっていきましょうという宣言の中身でございます。

経過的には懇話会を開かせていただいて、原文をつくっていただき、パブリックコメントにかけまして、最終的に内規でございます庁議で文言を整えさせていただいて、お示ししたような宣言にたどり着いたところでございます。

今回、合併協議の中で必要に応じて、経過を大切にしながらも新たに宣言をする必要が出たときには新たな宣言をするということに基づきまして、平和の像の歌、あるいは平和の像を引き継いだものを今回、新たな宣言をするということございまして、その内容を自然石に刻むということを考えてございます。ものにつきましては1メートルまっ角ぐらいな自然石で、据えつけ代も含めてこの金額の中でおさめていきたいということで、補正予算をお願いした次第でございます。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 3点目のご質問、38、39ページ、小学校修繕事業費のトイレ改修工事につきましては、教育課長からお答えいたします。

○議長（依田俊良君） 教育課長。

○教育課長（小林哲三君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。今回、滋野小学校と田中小学校トイレ改修ということで進めております。ご質問の3点、最初の原因ということでありますけれども、先ごろの一般質問でもありましたように、4K、暗い、汚い、くさい等のことを改善したいということで進めるものでございます。

また、改修の程度というものでありますけれども、便器数、便座数、減ります、フルモデルチェンジということで、配管も見直しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

あと子どもたちの清潔感、潔癖症といいますか、便座ですね、使うというところのご懸念の関係ですけれども、4Kの解消も含めまして、便座の清潔な理由というのは教育の中で進めていっていただきたいなと思っております。

あと和式洋式の設置割合ということなんですけれども、和式につきましてはそういうものもあったという教育的観点の中から、1フロアに少なくとも1カ所は設けてまいりたいと思っております。

あと学校側との調整につきましては、現在、校長先生を主体としまして調整を進めているところであります。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） お答えいただきました。保育士の皆さんの賃金を考えてくださるということなんですけど、保育士以外、他の職場の臨時職員の賃金の増額は考えて、増額をぜひお願いしたいと思いますが、その辺はいかがですか。なぜかという市役所の仕事というのは、保育園も含めて正職員、臨時職員との区別、皆さんの中ではあるかもしれませんが、実際にやっていく中で臨時職員がここまでだよ、正職員はここまでだよということはあまりなく、何となくこの中でみんなうまくやっているんですね。一般市民の皆さんもこの人は臨時、この人は正職員という見方はしていないので、臨時の皆さんたちも正職員が上がったときにはやっぱり賃金のことを少しでも見直していただきたいので、それ相当にアップしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

それから記念碑の関係なんですけれど、全協でもこの間、質問しましたときに、建立の場所を市民広場というんですか、こっち側の、あそこのところへというお話がありました。それでは今ある平和の像との関連はどうするのか、ちょっと意味が違うとかとこの間、説明がありましたが、そういうのではないと思うんですね。私は今まで本当に市民の皆さんの寄附をいただきながらやってきて、もう、あれ30年ぐらいになるんですか、なる、私たちずっとサンフレンドという団体であそこところを草刈りしたり、1年に一遍ぐらいはちょっと見守ってきたんですが、そういうことをいろいろ考えると、平和と人権を守る記念碑と平和の像のあれとは切り離して考えてほしくないと思うんですが、もしかしたらあちは平和の像でしょう、今度は平和と人権ということで、その辺で引っかかっているのかなとちょっと思ったんですけれど、私、今回の宣言文で「人権」と入れていただくことをとてもいいことだと思っています。本当に人権を大事にしていかなきゃいけない、そういう時代なので、宣言されることによってますますみんなの意識がいろいろ変わってくるかと思うので、ぜひ一緒に、切り離さないで同じふうな、1メートルまっ角なら、ちょっとあそこでも狭いかな、もしそれだったら向こうへ移すだとか、何か切り離してというのがちょっと違和感があるんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（依田俊良君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 保育士以外の臨時職員の賃金の見直しはというご質問かと思えます。一般事務の臨時職員につきましては、当局としてはあくまでも事務の補完的立場という考えで雇用しておりますが、近隣のほかの市町村の臨時職員等の賃金等も毎年調査をしております。その中

でまた均衡等も含めた中で、引き続き検討は進めていきたいと思っております。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問のありました平和の像、それから今回建立の部分につきましては、ご指摘のとおり一体的に考えてございます。ただ、場所がああいう形になっておりまして、設置についても舗装をはいでということでは大変でございますので、いろいろなあそこでの平和に関する、人権に関するイベントについても一体的なものとして利用できるような配置を考えておりますが、できる限り経費がかからない中で、しかも人が寄って、あの前で1年に一遍ぐらいの集いを想定しておりますので、安全も含めて考えております。

それと別というお話を差し上げたのは、今のスペースの中で当初そのようなものがないかというような、あるいは台座を利用してというようなことも考えましたけれども、1つ新たなということで別に建てたいということと、あのスペースの中ではなかなか難しいなというお話をさせていただいたつもりで、別に分けてということではなく、先ほど来お話を差し上げていますように合併協議の中でも趣旨は継続して今までもきましたし、その発展形として今回の宣言をさせていただいたという流れも含めまして、平和の像、それから今回建立するものについては一体的な利用、一体的な考え方の中で活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（依田俊良君） 阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 賃金の関係ですけれど、近隣のという、そういうちょっと消極的なお考えなんですけれど、ぜひ臨時の皆さんも一生懸命やっていますので、やるという気が上がるように、そんな形で、いい方向で検討していただきたいと思います。

あと平和の像、ぜひ離れていても、うまくこう、あっちにこういう角度的にこうとか、何かいろいろな形でぜひ一体的になるように考えていただければと思います。

それからさっきトイレのことをもう一回聞くのを忘れてしまったんですけど、今回、例えば田中小学校は全然、大きく、建替えてやるのかどうか、滋野の場合はあの中で例えばやるとすれば、今、数が変わる、減る、数が減るということは一つ一つのスペースを大きくくださるということですか。洋式になると結構壁に顔が触ったりとかすることも考えられますので、数が減っては困るんですけども、そうかといってあまり狭いといけないので、その辺はしっかり考慮をさせていただいて、子どもたちがもう、入るの嫌だなと思わないように、それでなくとも今の子というのは、学校でトイレ、うんちとか、そういうのをするのは嫌で、家まで我慢してくると、そういう子がいるんですね。考えられませんが、本当にそういうことがあるので、ぜひうまく使えるような、そんな形のトイレをお願いしたいと思います。

それとこれから先、今回滋野、田中ですが、今後ほかの小学校のトイレの改修はどのように計画されていくのか、その辺をお願いいたします。

以上です。

○議長（依田俊良君） 教育課長。

○教育課長（小林哲三君） 田中小学校と滋野小学校の改修の程度なんですけれども、3分の1はどうしても減ってしまうと、洋式ということでスペースをとったり、あとトイレ全体の空間を考
える中で、3分の1以上は減る部分もございます。4K解消ということで、そこでトイレにずっと居
座ってもらっても困るんですけれども、快適な空間をつくっていきたいと思っております。

あと増設をしないで現在あるスペースの中で配置をしていくということで進めておりまして、そ
の点について若干校長先生と詰めが終わっていないという状況でございます。

あと残りの3小学校の取り組みについてでありますけれども、今回のこのトイレ改修も、これか
ら始まります長寿命化計画の一環でございます。3小学校のものにつきましては今年度内に長寿命
化計画を策定します。それに基づきまして計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） 若林でございます。それでは3点ほどについてお尋ねしたいと思います。

31ページ、4番衛生費の中のごみ減量リサイクル事業費でございます。今回、生ごみリサイクル
施設建設工事費ということで3億9,000万円ほどの補正が組まれています。これは前回、全員協議
会の中でご説明いただきましたけれども、改めてその内容と今回の補正の理由と、それから施設の
内容についてお尋ねしたいと思います。

それから33ページの農林水産業費の中の農業振興事業諸経費の中で、荒廃農地復旧対策事業補助
金ということで531万7,000円が計上されています。荒廃農地対策ということについては、一般質問
等の中でもたびたびいろいろ指摘されたものでございまして、今回の内容、結構当初予算と比べて
補正が多いんですね。荒廃農地の解消が随分進んだのかなという期待もあるんですが、その内容
をお知らせいただければと思います。

それから37ページでございます。37ページの真ん中ほど、土木費の道路新設改良費の中の橋梁長
寿命化修繕計画でございますが、今回橋梁修繕設計委託料で600万円、それから橋梁の修繕工事費
で500万円ということで計上されています。具体的な工事の場所等わかりましたらお尋ねします。

以上です。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 31ページにかかります生ごみリサイクル施設建設のこの時期で
の補正のこと、それから工事の内容につきまして、生活環境課長からご回答申し上げます。

○議長（依田俊良君） 生活環境課長。

○生活環境課長（塚田 篤君） それでは生ごみリサイクル施設の整備事業の今回補正を上げさせ
ていただいた内容につきまして、私の方からご説明をいたします。

生ごみリサイクル施設の整備事業、これ建設工事、それから実施設計等の費用でございますが、
これが全体で5億6,785万4,280円ということでございます。これが28年度、29年度で実施をする
ということで進めてきておりまして、ところが国の大型補正が昨年度から27年度、それから今年度と
大型補正がありまして、この施設につきましては国の循環型社会形成推進交付金というのを使得

やっております、これにつきましては非常に予算づきのあまりよくないということでございまして、今回大型補正に沿った形で予算の内示をいただくということで、要望等を続けてまいりました。おかげさまをもちまして、27年度に28年度分の1億7,723万円の事業費に対する交付金を27年度中に内示をいただきまして、今年度につきましてもやはり前倒しで29年度分の3億9,062万4,280円を今回内示をいただくことができました。これは交付金は3分の1が交付されるところでございます。

このような経過によりまして、今回国の内示があったということで、前倒しで今回補正をさせていただいて、また翌年度に繰越をさせていただくというような方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 33ページの荒廃農地復旧対策事業補助金の内容につきましては、農林課長の方から説明申し上げます。

○議長（依田俊良君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） それでは私の方から、荒廃農地復旧対策事業補助金531万7,000円の補正の理由について申し上げます。

最初に、この荒廃農地復旧対策事業につきましては、荒廃農地を復旧し、果樹等の永年作物を作付するものに対して復旧費用の2分の1の補助をするという内容の事業でございます。この市の復旧事業にあわせまして、国の耕作放棄地再生利用交付金による補助金、2分の1の補助を受ければ、おおむね費用負担なしで荒廃農地の復旧ができるという事業の組み合わせになっております。

今回の補正の内容でございますが、1つとして復旧面積の増による補正が1件で、金額して107万1,000円でございます。それと国の先ほど申し上げました耕作放棄地再生利用交付金が、年度途中で急に廃止になりました。この廃止に伴います特例措置として、国の交付金相当額の半分を市の補助金として上乗せ措置を行いたいということで、これに対する上乗せの補正分ということで、これが3件ございますが、424万6,000円ということで、合計531万7,000円の増額補正をお願いしてございます。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 都市整備部長。

○都市整備部長（寺島 尊君） 橋梁長寿命化修繕計画の委託料及び工事請負費の増額につきましては、建設課長の方から答弁させます。

○議長（依田俊良君） 建設課長。

○建設課長（土屋親功君） まず37ページの13節委託料の橋梁修繕設計委託料600万円につきましては、平成28年度当初で6橋で、その後、55橋の補正をとりまして、今回12月の補正予算で30橋ということで、合計で91橋の、こちらは橋梁の点検を行いたいということでございます。市につきましては全部で194橋の橋梁がございまして、これで28年度までで残りあと9橋の保守ということで、

185橋が終わる予定でございます。

また15節の工事費の修繕箇所でございますが、今回の補正の修繕箇所は鞍掛橋を修繕するということの補正でございます。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） それぞれ丁寧なご回答をありがとうございました。生ごみリサイクルについて今のお話では、補助金の前倒しということで、一生懸命頑張らせていただいて補助金をとってきたということで、その努力については高く評価したいと思います。

この間の全協の中で、追加工事ということでお話がございました。その追加工事の内容についてもお話いただければと思います。

それから先ほどの荒廃農地の関係なんですけれども、今のお話だと特に補助の上乗せの予算措置ということで、この荒廃農地の解消が進んだということではないのでしょうか、それもちょっとお話をお願いしたいと思います。

それから37ページの橋梁の関係でございますが、今回91橋の点検が終わって、残りが9橋残すのみということですね。そういうことで非常によかったと思います。鞍掛橋の修繕工事ということで、ちょっと場所がよくわかりませんものですから、場所をちょっと教えてください。

○議長（依田俊良君） 生活環境課長。

○生活環境課長（塚田 篤君） それではご質問の今回債務負担行為をさせていただいた内容、工事の増工内容についてご説明させていただきます。

このたび既存の旧焼却棟及び擁壁の解体を進めてきたところでございますけれども、掘削をしたところ不燃物及び焼却残さが出てきたということで、法令に沿った処分が必要になったということが1点でございます。

それからもう1点が、擁壁工事が既存擁壁の補強ということで考えておったわけですが、やはり一部新設をしなければいけなくなったということでございまして、それにかかる費用が、まず補強が擁壁の補強から新設へかえた関係で3,000万円、それから埋設物運搬養生作業、それから東御市の最終処分場への一時保管、それから焼却棟の除染作業、それから埋設物の処分作業、これ分別でございまして、処分作業等が約1億1,000万円かかるということで、この1億1,000万円の部分を今回債務負担行為をさせていただいたと。先ほどの擁壁の部分の3,000万円につきましては、当初の債務負担行為の執行残額で対応させていただきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） 荒廃農地の復旧の進捗状況ということでございますが、数字的に申し上げますと今回当初予算では66アールの復旧を見込んでおりましたが、今現在ですが先ほど追加、上乗せ措置をする面積等も含めまして、全体では470アールという計画になってございますので、

面積的にも数値としては進捗が進んでおります。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 建設課長。

○建設課長（土屋親功君） 鞍掛橋の位置でございますが、総合福祉センター北側の所沢川にかかる橋です。中央公園の東側という。

○議長（依田俊良君） 若林幹雄君。

○10番（若林幹雄君） それでは最後1点だけ、ごみ減量のリサイクル事業の関係ですけれども、先ほどのお話で債務負担行為として今回不燃物等の埋設や保管、あるいは除染で1億1,000万円という話でございました。今回の計画、非常に大事な計画で進めてきたと思うんですけれども、設備の中心にあるところにこういったものが埋まっているということは、予測できなかったのかどうかということがちょっと疑問と、それから全体工事に対して1億1,000万円ということで額的にも大きいんですね。当初の設計の在り方だとか、あるいは事前の点検だとか、そういったものがどの程度行われたのか、ちょっと疑問なんですけれども、これについてはどのようにお考えですか。

○議長（依田俊良君） 生活環境課長。

○生活環境課長（塚田 篤君） このたびの事業を実施するに当たりましては、以前からちょっとご説明を申し上げておりますが、今の施設の旧清掃センターの南側がいわゆる焼却灰の埋立地だったということで、県の区域指定も受けております。その区域指定を受けているところについては事前に地質調査を行って、確認をしたところでございます。ただ、今回のところはもう既に一部解体をされておまして、そこには埋まっていないということで、いろいろな経過の中から確認をしていたということでございますが、本当に不測の事態という形で今回見つかったということでしたので、県の方に指導を仰ぎまして、今まで一般廃棄物の処理施設であったので、それに従って適切な処理をしてくださいということで、今回このような形でお願いしたということでございます。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） それでは何点か伺います。まず18、19ページの戸籍住民基本台帳費の中の戸籍住民事務諸経費の中にマイナンバーについての増額補正がありますが、マイナンバーについては通知カードの送付から1年を過ぎ、番号カードの送付から間もなく1年になろうとしております。関連して実態をお伺いします。通知カードの送達状況、現時点でどうなっておりますでしょうか。それから番号カードの交付ですね。これ申請に基づいて交付することになりますが、現在の交付状況、そして申請者の利用目的、そういうものがわかりましたらお知らせください。

それで鳴り物入りでこの制度は導入されたんですが、現在の実施の実態から鑑みて、何か問題点があるかどうか、その点をお知らせいただきたいと思っております。

それから先ほど質疑がありましたが、26、27ページの人権同和関係の費用ですが、平和と人権を守る都市宣言記念碑建立32万4,000円ですが、これに関連してですが、これは委託料というふうに

なっておりますが、これは碑の内容を決める、そういう広い意味での設計上の費用なのか、建立、碑をつくるというのですから建立の材料費、工事費を含めての費用なのか、それが1点。

それから先ほど規模や場所についてのやりとりがありましたけれども、1メートル四方の程度の大きさという趣旨のお話があったんですが、イメージとして中央公民館の正面玄関、下の1階の玄関の前に市民憲章の碑がありますね。あんなふうなイメージなのかどうなのか。場所についてはいろいろご検討ください、イメージですね、どういうイメージでつくっていくかということですね。

3点目に、建立の時期といますか、ものをつくって市民の皆さんにお披露目するという機会が多分あると思いますが、大事なんですよね、印象深くやる必要があると思うんですが、その時期、いつごろを想定しているか。そしてそれにふさわしいということを当然考えられるんですが、何かそういうお考えはありますか。

4点目、先ほど宣言の中身を刻むという趣旨のお話がありました。宣言を刻むとなると半永久的に現時点での東御市の市民の意志を示すということで、後世に胸を張れる恥ずかしくない中身にする必要があると思います。それで案文はあるんですが、まさかですが、今、お示しの案そのものを刻むということになるのでしょうか。その辺を内容についてお聞きします。

それから30、31ページの今、質疑がありましたじん芥処理費にかかわってです。今、説明がありましたように3億9,000万円何がしは、前倒しで国が手当てして予算化したものであるというふうにお話がありました。そこでこれにより全体の工程に変化があるかどうか。予定では来年8月に工事が完成し、12月に運用開始というスケジュールになっていますが、予算がついたことによって早まるというようなことを想定されているかどうかということが1点目。

それから前段で質疑がありました新たに発見された不燃物や焼却残さの発見と、それから擁壁の改修、補強という案件が出ていますが、これに伴って工期の変動があるかどうかというのを改めて聞きたいと思います。

それから38、39ページの前段で議論がありました小学校の修繕費でトイレの改修ですが、この改修工事をすることによって、ブースの数がどういうふうにも、変動するわけですね。私も何か所か見っていますが、現状ではちょっと狭くて、もう少し広めの方がいいかなと。それから洋式化を進めると和式よりも少し広いスペースが必要になってくるということが問題になっていましたが、現況のブース数、そして改修後のブース数、その変動がどうなるのか。洋式化の話がありましたけれど、目指すは洋式化率何%にするのかということをお示しいただきたいと思います。

それで既存の施設の改修というようなお話がありましたけれども、学習に支障がないようにするために、いつ工事に手をつけて、いつ完成するのかというその辺のところもお示しいただきたいと思います。

最後に42、43ページ体育施設管理費のプール改修にかかわってですが、今回の改修工事、若干の説明がこの前ございましたけれども、概略どういうものになるのか、市民注目の工事再開でありますので、お示しいただきたい。そして完成の時期ですね。今年の夏に間に合うということですが、

供用開始、いつごろになるのかということをお伺いします。

以上です。

○議長（依田俊良君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（依田俊良君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 補正予算書18ページにかかわりますマイナンバーカードの関係でございます。

1点目のカードの交付状況からお話をしたいと思います。先年の1月から交付をさせていただきました、平成28年1月から3月までが918枚、それと4月に入りまして平成28年4月から10月末までで737枚ということで、10月末で1,655になりますか。今後推移、いろいろあるんですけども、年度内までに150程度交付申請があるのではないかと考えております。

それと後先になりますが、通知カードの送達状況でございます。ほぼ受領していただきまして、いまだ受領していただかない方が60世帯あるということで、ほぼ99%ということで把握をしております。

それとマイナンバーカードの利用目的ということは、当然申請の中にあるわけではございませんので、現在、使われる活用方法ということでかえてお答えを申し上げますと、写真つきのものでございますので、運転免許証を例えば返納者に対しては本人確認ができる書類というような形でございますし、来年の平成29年7月から始まりますインターネット利用のマイポータルでカードをつくっていただいていると個人情報の利用確認ができるというようなこと、それから市としてもまだ決定ではございませんけれども、周りの動き等を見ますとコンビニ交付に使っているというようなこともございますので、そういったことが当面活用できるということで、お答えにかえさせていただきますというふうに思います。

ちょっとまた欠けていたらいたきたいと思います。

それと同じく補正予算書の26ページに係ります人権同和对策費の中の碑文の関係でございます。今回お願いしています30万円余の予算につきましては、自然石に刻んで据え置くというところの設置工事まで含めた内容で補正予算をお願いしているところでございます。あわせて大きさについて先ほど概略を申し上げましたけれども、市民憲章、中央公民館の前の碑とどうなんだということでございますけれども、ほぼ、あれは自然石のような形をしております、大きさについては先ほどお話ししたのについては市民憲章を刻んだ石の半分程度になります。それとちょっといきさつはわかりませんが、私どもでできるだけ価格を抑えてというところでは四角な、幅が10センチ程度の厚さのスライスした石を考えておりますので、参考にしていただきたいと思います。

時期につきましては、除幕式も含めまして年度の予算でございますから、平成29年3月31日までには行いたいというふうに思っております。

それと内容でございますけれども、決定内容でございますので、全協でお示しした宣言文となります。

それと生ごみリサイクルのご質問につきましては、引き続き生活環境課長からお答えを申します。

○議長（依田俊良君） 生活環境課長。

○生活環境課長（塚田 篤君） それでは生ごみリサイクル施設整備事業に係る先ほどのご質問の擁壁の改修補強、それと埋設物の処分工事、それから国の交付金の前倒し等につきまして、工期等への影響ということでございましたけれども、これについては予定どおり12月供用開始を目指して今、遅れのないように事業関係者と対応を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（依田俊良君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 39ページのトイレ改修につきましては、後ほど教育課長からお答えをいたします。

私からは43ページの市民プールにつきましてお答えをいたします。

改修の内容でございますが、流水プールの修繕とスライダープールの撤去の2種類でございまして、流水プールにつきましては破損した躯体の修繕、シーートの全面張りかえ、流水ポンプの1基更新、配管の漏水修繕並びに流水ポンプ吸い込み口の改修といった内容でございます。スライダーにつきましては、スライダーの撤去、着水プールの撤去・埋め戻しという内容でございます。

工事期間につきましては、予算成立後、春までを一応想定しておりますが、場合によっては若干延びるかもしれませんが、いずれにいたしましても29年6月の供用開始には間に合うように施工したいがために今回補正をお願いするものでございます。

○議長（依田俊良君） 教育課長。

○教育課長（小林哲三君） 補正予算書38ページ、39ページ、小学校のトイレ改修の関係についてお答えいたします。

最初に、スペースの確保ということだったかと思っておりますけれども、洋式ですので和式に比べて広いスペースが必要ということでもあります。つなぎにつきましては十分注意しながら、学校関係者と調整しながら進めているところであります。

あと現状のブースということなんですけれども、田中小、それから滋野小合計なんですけれども、和式が89、洋式が26ということで、この2つで洋式率はおおむね23%です。田中小学校はそのうち33%が洋式化されている、今現在です。滋野小学校は11%ということで、かなり洋式化が進んでいない。あと小便器の数なんですけれども、田中小学校は45、滋野小学校は38というような現状でございます。

これをどのようにスペースを確保しながら洋式化していくかというところがやっぱり頭のひねり

どころでございまして、現在、最後の詰めを行っているところであります。新たに何ブースになるかということは今、申し上げられませんが、少なくとも3分の1は減っていくものと考えております。

続きまして、洋式化を進める中で最終的に何%ぐらい想定しているかということなんですが、1フロアに1つ和式を設置したいと思っておりますので、90%台の洋式化率は達成できるのではないかなと思っております。

あと工期の関係なんですけれども、実施設計書、年内、12月いっぱいには完成予定でいます。そこから事務を進めていきますと、早くても3月の春休みに工事が着手できる、したいと考えております。いつまでかかるのかということにつきましては、実施設計書の内容を見ながらなるべく短期間で終わるように計画を進めていきたいと考えております。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 申しわけございません、平林議員の通知カードのご質問の中で、済みません、マイナンバーカードの交付の関係での課題について落としてしまいました。カードの申請が、ちょっと今、手元に数字がないんですけれども、県下の中で交付率が平均より下回っているといったことがございますので、去年の住民説明会等を開催させていただいて、状況に応じていろいろなお説明をしてみましたが、年度がかわりまして国から公表された数字の中で県内で少し平均、交付率が下がっているということも、下回っているということもありますので、去年の経過は大切にしながらも、カード申請につきましての情報提供は今後ちゃんとしていかなくてはならないというふうに思っておりますので、そのことを担当としては課題というふうに考えております。

以上です。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 追加的に何点か。マイナンバーについては60世帯ほど未達のご家庭があるということですが、もう全然不可能ですかね。利用状況から見てもあまり役に立たないというか、利便性があるというふうな認識がないものですから、番号カードの交付が少ないんだろうと思えますけれども、いずれにしても制度上、全世帯にお届けしなければならないというふうになっておりますので、まだ余地があるのだったら引き続き努力するということが求められておりますが、その辺どのようにお考えなのかということをお伺いしておきます。

それと平和人権都市宣言にかかわってですが、概略わかりました。そこで問題は中身と建立の時期という2つの問題が依然として残ると思うんです。昨今の情勢の中で、東御市が全県19市のうち後発ながらこの時期にこのテーマで宣言するというのは、非常に意義があることだというふうに思っています。前議会でもご指摘しましたが、平和をめぐつても人権をめぐつても昨今の情勢の発展の中で、到達水準というのがございますし、市民の皆さんの要望の高まりというものがあります。ですから改めて宣言するに当たっては、その到達点に立った中身ということが当然求められると思います。9月にパブリックコメントが実施されて、20件の提案、意見が寄せられたと。私も現物そ

のものも情報公開で取り寄せて見たんですけれども、原案で、パブリックコメントに示された原案で、「あ、これでいいね」という趣旨のご意見は1件もなく、いろいろご注文があったというのが実態でした。その後、懇話会は解散してしまいましたので、庁内で3回の庁議を経て全協でお示しになったものがあったと思うんですが、当初10月3日東御の日ということが想定されていたんですけれども、いろいろやりとりの中でそれを見送って、よりよいものに仕上げ、適切な時期を選ぼうという選択をしたのは賢明だったというふうに思います。

それで、ただ、実態的に今、お示しいただいている最終的な案というのは、時ふるごとに内容が抽象的になって、全協でもちょっと表現で申し上げたんですが、昇華したという点はあるんじゃないかと思いますが、その分抽象的になって、今なぜこの時期に東御市がこの宣言をするのかという点がなかなか見えにくい案になっているなというふうにも私は思っているんです。

そこで2点伺います。原案をベースにするというのは考えられることなんですが、更に用語としても、日本語としてももうちょっと練り上げて、言葉がダブっているところも幾つかあって、通りが悪いというところもございます。そこで少し文章に知恵のある人にもお願いして、推敲を重ねて、よりよいものにして、日本語的にも支障がない、通りがいい、そういうものに仕上げていくという作業を引き続きやられてはどうかという点が1点目です。

それから2点目、発表の時期です。先ほどのご答弁のように29年3月まで、予算の執行との関係でそういうお答えだと思うんですが、ただこれから1月、2月、3月というふうに考えた場合、東御市が改めてこの宣言を行うということのきっかけ、つまり、「そうだね、この日、東御市宣言してよかったね」と言える、そういう時期というのはなかなか見当たらないような気がします。どう設定するのか、それが知恵の絞りどころだと思うんですよ。発表する以上、市民に印象深い中身と時期ということが、これも今後発表していく上で、東御市のこういう宣言をしますということを市民に広く受けとめていただける上で、かなり重要な要素ではないかというふうに思います。ですから予算執行上で年度内というのは1つの考え方ではありますけれども、この宣言の意味合いも含めて、時期を選定してはどうかと。私は提案したいんですが、5月3日は憲法発効の70周年という記念すべき日で、やっぱり現行憲法が過去の侵略戦争から決別して、新しい日本をつくっていくという出発点になった日でもあります。それも1つの選択肢ではないかということも含めて、時期をよく検討してはどうかというふうに思いますが、この点いかがですか。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 最初に未到達世帯の関係についてお答えをしたいと思います。文書による通知、あるいは知り得る限りでの電話、それから住所地へ訪ねていくというようなことを現在、努力としてさせていただいております。ご指摘のとおり引き続き全世帯に到達するように努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをします。

ご質問にはごさいませんでした。ちょっと付加して利用目的のところ、国もいろいろ考えてごさいますし、近隣市町村等の動きの中で、できるだけ利便性が付加できるような形で市としても

活用方法について検討してまいりたいというふうに考えております。

それと平和と人権を守る都市宣言についての案文等々に関するご質問であります。最初にもお話ししましたように、今回は市と、それから市民の皆さんとともに宣言をしていくということで、いろいろな原案の段階から懇話会、パブリックコメント等の手法を使わせていただきました。担当としては最初につくっていただいた懇話会、文章がこれだけでございますので、一部をかえると雰囲気的にも変わってしまう部分があるんですけども、それを大切にしながら、市民の意見、特にいただいた意見、全協でもお話ししましたように核兵器廃絶というのを1項目として同列で上げてもらいたいということが中心のご意見でしたから、懇話会もそのご意見をパブリックコメントとして重く受けとめていただいて、市長の方に提言をしていただいた案文の中には、そのような形で十分パブリックコメントの内容も入っているというふうに私のところでは感じているところでございます。

全協でもお話ししましたように、議論を重ねて本当に東御市全体が、あるいは世界にも通用するような案文にしておきますと、特色とあわせて言葉が抽象化、昇華というようなことをそこでも副市長の方からお話をさせていただきましたけれども、誰もが理解をして、それならみんなでやっという話になると、いろいろな余分な部分もそがれてくるのかなというふうに思っておりますので、宣言文につきましては、このまままでいきたいというふうに考えております。

それとあわせて発表の時期でありますけれども、ご意見はご意見として承りまして、先ほどお話しした時期の範囲の中で、できるだけ市民の皆さんが注目していただけるような中身、時期を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（依田俊良君） 平林千秋君。

○12番（平林千秋君） では市長が発議にかかわっていますので、市長に伺いたいんですけど、市長、前回の質疑で選挙公約にもありましたというお答えがありました。それはそれで市長の熱意として受けとめたいと思うんですが、ただ、東御市の宣言ということになります。市長の個人的な意図を超えて、後世に残る宣言になるんだろうと思うんですよ。ですから実際、私はこの問題の扱いについては、議会も関与をして、市民一致の宣言にするのが望ましいというふうに思って提案もさせていただいたんですが、残念ながらそれはとられませんでしたので、しかし宣言する以上、将来にわたって現時点で東御市民が平和を守り、恒久平和を守り、人権を大事にしていくというのをこの市民の意志の到達、そして今、社会全体がこれをめぐって動いていますから、その到達点に立って、東御市民が宣言するという事は非常に大事なことだろうと思います。

問題はそれにふさわしい中身と時期をということを先ほどから提起しているんですね。だから市長の思惑を超えてというのはそういう意味でございます。東御市民、3万市民が将来に向かってそういうことを思い、行動に移していこうという趣旨があらわれる、そういういいものになりたいなというふうに私は思っています。

ですから市長ももう一回、今、到達している案文を振り返ってみて、先ほど日本語的にというふうに申しあげましたけれども、幾つかの点があります、案文全体を前提にするとしても。よりすっきりしたもので、東御市民のあらわすものにもう一段推敲を重ねてみるということは当然必要なことだろうと思います。そして時期についても、前段で申しあげましたけれども、先ほどの部長の答弁では適切な時期といってもそういう抽象的な表現だと、ああ、これがいいなというのがなかなか浮かんでこないのが今、現状だろうと思うんですよ。ですから予算措置にかかわらず、当然繰り越せばいいわけだし、発表の時期は予算に縛られませんから、それは市長がご決断なされると思えますけれども、そういう考えを持って時期も選定されたいと思うんですが。

○議長（依田俊良君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 貴重なご意見、ありがとうございます。1つは市長の個人的判断とか、意見とかということではなくて、合併に伴って宣言に関しては引き継がないで、そして市を代表する首長が判断して必要に応じて新たに制定するという決めに基づいて、市長の発議によって動くものでありますので、なお、この問題に関しましては、女団連から平和都市宣言をぜひ新たに制定してほしいという要望を受けましたけれども、全体の市民の盛り上がりでありますとか、例えば議会での判断とか、そういう形の中で自然体の盛り上がりが必要であるというふうに答弁をさせていただいて、担保させていただいた経緯がございます。そういう中で、女団連として署名活動、もしくは議会への要望をお考えになったようでありますけれども、なかなか難しいという判断をされて、そのときに関してはそのままになったということでございますので、私は私の市長選で平和と人権の都市をつくっていくというために、そのことを公約に掲げて、そしてその手法として平和都市宣言を検討していくということをお約束し、公約に基づいて実行に移ってきたということでもありますので、市民の判断をいただいたというふうに考えております。

そういう中で、案文として、日本語としておかしいところがあるから再考したらどうかということで、内容としてはこれでもしょうがないだろうというような平林議員の判断でございますので、よかったなというふうに思っておりますけれども、専門家が日本語としておかしいということで、日本語として正しい日本語にする必要があるならば、それに関しては推敲していったらいいというふうに考えておりますので、最終的には私の判断で専門家の若干の意見を聞くことはやぶさかではないというふうに思います。

現時点では3月31日までにはやりたいというふうに思っております。4月1日も年度始めとして非常に魅力的な日ではありますけれども、エイプリルフールということもありますので、これはやめた方がいいかなというふうに考えております。5月3日まで延ばしたらどうだという貴重な提言に関しましては検討させていただいて、最終判断は私がさせていただくということで、そういうルールになっているということで、お認めいただきたいというふうに思います。どうしてもだめなら予算を認めないという形になってしまうと思えますけれども、公約に基づいてここまで多くの皆様方のご意見をいただいた中で、ここまで来れたわけでありまして、何とかお認めいただきたい

というふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（依田俊良君） ほかに。

中村眞一君。

○3番（中村眞一君） 補正予算書14、15ページ、款2総務費の2番、文書広報費、地域情報交流施設指定管理料275万4,000円、このことの中身についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（依田俊良君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの地域情報交流施設の指定管理料の内容につきまして、企画財政課長から申し上げます。

○議長（依田俊良君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 地域情報交流センター、いわゆるとうみケーブルテレビでありますけれども、これは北御牧地区の難視聴対策としまして、また市内のイベント等の情報番組の作成を業務として行っているところでありまして、上田ケーブルビジョンに指定管理で委託をしているところでもあります。

今回の275万4,000円の補正につきましては、N T Tの電柱の立てかえ工事に伴うものであります。とうみケーブルにおきましては電柱、ケーブルをはわせるために電柱約2,600本があるわけですが、そのうちN T Tに約800本の電柱を借りている、共架させていただいているところでありまして、この800本のうち耐用年数が40年ということでありまして、大分古いものが出てきたことから、平成27年度から34年度の8年間のうちに立てかえをしたいという旨の申し出があったところでございまして、27年度におきましては指定管理料のやりくりで賄ったところでもありますけれども、本年度、28年度につきましては111本という相当の本数の工事をするということになりまして、今回の補正をさせていただくものであります。

今後の話になりますけれども、34年度までの間に立てかえにかかわりましてC A T Vのケーブルの張りかえをしなければならなくなるわけですが、明確な工事本数というものが年度計画が示されておりません。つきましては当初の予算に盛り込むことができない、見込めないという状況になっておりますので、来年度以降につきましてもN T Tの工事の状況に見合った補正をお願いしていかなければならなくなるというふうに思っております。まず、そのことをご理解いただきながら、今回のN T Tの共架にかかわる工事の、ケーブルの張りかえ工事ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○3番（中村眞一君） ありがとうございます。

○議長（依田俊良君） ほかに。

高木真由美さん。

○2番（高木真由美さん） 済みません、22、23ページになりますが、3の医療給付金のところでお伺いしたいと思います。節の扶助費のところ、障害者医療扶助費、児童医療扶助費、母子家庭

等医療扶助費とありますけれども、児童医療扶助費というのは障がい者の児童に対してでしょうか。それと増額の補正予算になっていますけれども、医療費1人当たりの医療費が増えるということ想定しているのか、人数がそれぞれ増えるということ想定しているのか、お聞きをしたいと思しますので、お願いします。

○議長（依田俊良君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） ただいまの医療給付金に関するご質問につきましては、福祉課長からお答えします。

○議長（依田俊良君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 医療給付金に関する質問でございます。

まず1点目の障害者福祉医療費と児童福祉医療費の関係でございますけれど、優先される医療給付としては児童であって障がい者の場合については、障がい者の方が優先されます。児童医療給付費につきましては中学校3年生までの医療給付を対象にしてございますので、これについては障がい者であるかないかの要件はございません。

今回補正をしている内容でございますけれども、医療給付費については年によって大分変動がございます。昨年の実績を見込む中で、当初予算の方を組み立てさせていただいているわけでございますけれども、この時期において今回補正をお願いしているのは、年度末までにこちらの方で支払わなければならない扶助費、この分に不足する分を今回補正として計上させていただいております。

あとそれと、この医療給付費の増額の理由なんですけれども、受給者の数に関してはそんなに大きな変動はございません。1人当たり、受給件数、レセプト件数ですけれども、受給件数については若干伸びておる程度でございます。あとそれに伴って、それに伴ってということもないんですけども、1人当たりの医療給付費についても若干ですけれども、取り立てて急激な伸びというわけではございませんけれども、前年と比べると比較的増額、増加傾向にあるというような状況になってございます。

よろしく願いいたします。

○議長（依田俊良君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

平林千秋君、賛成ですか、反対ですか。

○12番（平林千秋君） 賛成です。

○議長（依田俊良君） ほかに。

平林千秋君の発言を許可します。

平林千秋君。

○12番（平林千秋君） 平林でございます。ただいま上程されました今補正予算は、生ごみリサイクル事業の実施、小学校のトイレ改修、市民プールの改修などをはじめ、全体として必要な補正であり、賛成いたします。

ただ1点だけ注文をつけて討論といたします。平和と人権を守る都市宣言についてであります。

旧東部町時代に非核平和都市宣言がありましたが、合併時はそれは継承されませんでした。県下19市のほとんどで平和、あるいは非核の宣言がされており、この中で東御市が新たに宣言することになります。この間の平和や核兵器廃絶、人権を守る醸成の進展は著しく、改めて宣言するに当たってそれにふさわしく、東御市民の意志を示す内容にすることが求められると思います。

案が示されていますが、いま一段の磨きをかけ、東御市民の共通の意志を示すものにするのを強く求めたいと思います。発表の時期も先ほど提案しましたが、市民の平和への希求を示すにふさわしい時期を選ぶべきであると思います。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議長（依田俊良君） これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本議案は挙手により採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（依田俊良君） 賛成多数であります。

議案第74号は原案のとおり可決することに決定されました。

◎日程第 3 議案第75号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（質疑、討論、採決）

○議長（依田俊良君） 日程第3 議案第75号 平成28年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認め、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第76号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算（第2号）

(質疑、討論、採決)

○議長(依田俊良君) 日程第4 議案第76号 平成28年度東御市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認め、議案第76号は原案のとおり可決されました。

お知らせします。これからの議案につきましては、委員会に付託される議案であります。よって、自己所属委員会の担当部門にかかわる議案の質疑については、原則として委員会をお願いすることが例となっておりますので申し添えます。

◎日程第 5 議案第78号 東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第5 議案第78号 東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務産業委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認め、議案第78号は総務産業委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 6 議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第6 議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第79号は社会文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 7 議案第80号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第7 議案第80号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認め、議案第80号は社会文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 8 議案第81号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第8 議案第81号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

依田政雄君。

○15番(依田政雄君) それでは81号についてお聞きをしたいと思います。

上程に当たり、担当部長から説明がありましたけれども、その理由については改正理由が省令に基づき改正を行うという説明でございました。もう少し詳しくこの一部改正の経過について、ご説明をいただきたいと、お聞きをしたいと思います。

○議長(依田俊良君) 市民生活部長。

○市民生活部長(土屋一夫君) お答え申し上げます。省令と市の条例の違いは、ご説明を申し上げましたように、出産育児一時金総体の金額については変更がございません。ただ、条例制定当時から内訳として今回お示しをしました出産育児一時金、それとそれにかかわります産科医療補償制

度加算額の内訳がございませんでした。それに合わせまして毎年行われております県等の指導監査の中で、内訳を明示した方がいいのではないかとご指摘もいただきましたので、今回お示ししました金額をそれぞれ内訳という形で条文を改正するというご提案でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） わかりました。そうすると当市において、42万円ということについては支給については変わらないということでありますけれども、そうするとただし書の中に「市長が認めるときは」と書いてありますけれども、当市においては該当する方はいるかどうかということをお聞きします。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 支給につきましては該当者は今までないということでございます。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 済みません、勘違いをしました。現段階の中では、この出産に関しまして出産育児一時金といたしまして、療養費ですね、それと先ほどお話を申し上げました医科医療補償制度加算金につきましては、全員対象となっております。

○議長（依田俊良君） 依田政雄君。

○15番（依田政雄君） 全員対象ということでありますけれども、該当者がいるという、全員ということでありますけれども、それに対しての影響はあるかどうか、それについてお聞きします。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 該当あるなしで申し上げますと、医科医療補償制度加算額、これにつきましてはこの補償制度に医療機関が掛金を払うか、その制度に加入しているかどうかということでございますけれども、県からの情報によりますと県内でこの制度に加入していない医療機関はないというふうに聞いておりますので、100%この加算金により補償対象になるということで考えております。

○15番（依田政雄君） わかりました。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） 同じ質問ですけれども、加算の分に関しては、申告の必要はないわけですね、改めて書類で。

○議長（依田俊良君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 現段階の中では医療機関でその代行をしておりますので、ご本人が特に市の方に申請をするということはありません。

○議長（依田俊良君） 山浦利通君。

○5番（山浦利通君） わかりました。

○議長（依田俊良君） ほかに。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は社会文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第81号は社会文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 9 議案第 8 2 号 川西保健衛生施設組合の規約の変更について

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第9 議案第82号 川西保健衛生施設組合の規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第82号は社会文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 1 0 議案第 8 3 号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第10 議案第83号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務産業委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第83号は総務産業委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 1 1 議案第 8 4 号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について

(質疑、委員会付託)

○議長(依田俊良君) 日程第11 議案第84号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務産業委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第84号は総務産業委員会に付託することに決定しました。

◎日程第12 請願・陳情の報告、上程

○議長(依田俊良君) 日程第12 請願・陳情の報告、上程をいたします。

本定例会前の12月1日に、陳情2件を追加受理しました。当該案件については、12月5日に開催の議会運営委員会での取り扱いを協議した結果、急を要すると認められたため、本定例会に追加報告の上、上程するものです。

写しはお手元に配付のとおりです。

請願第1号 湯の丸観光株式会社峯村文博から提出されました、免税軽油制度の継続を求める請願を議題とします。本請願について、紹介議員の説明を求めます。

平林千秋君。

○12番(平林千秋君) ただいま上程となりました請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願について、紹介議員を代表してご説明申し上げます。

紹介議員には、長越修一議員、佐藤千枝議員、青木周次議員、それに私の4名が当たっております。

請願の趣旨は、お手元の請願書に記載したとおりでございます。ご覧いただきたいと思っております。

若干の背景をご説明申し上げます。軽油引取税は1955年に創設され、道路整備に使用する目的税でした。道路整備による恩恵は広く一般に及ぶからとして、道路の使用に直接関係ない場合であっても原則としてすべて課税対象になっておりました。しかし道路使用に直接かかわらないものについては、政策的配慮をすべきだとして、課税免除することが適当だという特定の用途に限って県知事の承認により課税免除が認められてまいりました。

2009年度の税制改正で、軽油引取税が目的税から普通税に移行となり、それまでの課税免除は2012年3月までという期限つきの特例措置となりました。その後2012年、2015年に3年ごとに特例が延長されてきました。その期限が2018年3月31日となっております。現在、軽減対象は24業種です。本請願にかかわる索道事業を営むものについては、専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械、または雪を製造するための装置を備えた機械の動力源と規定されています。本請願は、このような事情から特例措置を来年4月以降も継続することを求めたものであります。

請願者の運営する湯の丸スキー場の実情を伺いました。同スキー場の対象機械は13台で、年間の軽油引取税免税額は300万円に上るとのことです。その免税については当該機械の軽油使用料に応じて行われるため、1台1台の軽油使用料管理が厳密に行うことが求められ、日報をつけ、税務署の監査を受けるとのことです。湯の丸スキー場の入り込み数は平成8年1996年の23万5,000人を最高に減少が続き、2012年には17万2,300人に盛り返したところ、その後若干減少し、昨年度は15万人ということになります。

請願者は、この制度がなくなればスキー、スノーボード等の冬季観光産業に大きな負担を強いられ、スキー場の経営維持が困難になると訴えておられました。

このような事情を酌み、本請願が採択されますようお願いしまして、紹介議員の説明といたします。

○議長（依田俊良君） これから紹介議員に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

平林千秋君、着席願います。

本請願は、総務産業委員会に付託します。

陳情第1号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める陳情書は、総務産業委員会に付託します。

陳情第2号 日本労働組合連合会長野県連合会会長、中山千弘及び連合長野上小地域協議会議長、下村敬貴から提出されました、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）の提出を求める陳情は、社会文教委員会に付託します。

陳情第3号 東御市教職員組合執行委員長、中山敦啓から提出されました、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書は、社会文教委員会に付託します。

陳情第4号 東御市教職員組合執行委員長、中山敦啓から提出されました、国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書は、社会文教委員会に付託します。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（依田俊良君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時36分）

平成28年東御市議会第4回定例会議事日程（第5号）

平成28年12月22日（木） 午後 1時30分 開議

- 第 1 議案第78号 東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第83号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について
- 第 3 議案第84号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第 4 議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第80号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第81号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第82号 川西保健衛生施設組合の規約の変更について
- 第 8 請願第 1号 免税軽油制度の継続を求める請願
- 第 9 陳情第 1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める陳情書
- 第10 陳情第 2号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）の提出を求める陳情
- 第11 陳情第 3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書
- 第12 陳情第 4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書
- 第13 議員提出議案第 7号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 第14 議員提出議案第 8号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の提出について
- 第15 議員提出議案第 9号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について
- 第16 議員提出議案第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について
- 第17 議員提出議案第11号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について
- 第18 議員派遣について
- 第19 市長閉会あいさつ

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 田中 信 寿 | 2番 | 高木 真由美 |
| 3番 | 中村 眞 一 | 5番 | 山浦 利 通 |
| 6番 | 高森 公 武 | 7番 | 窪田 俊 介 |
| 8番 | 佐藤 千 枝 | 9番 | 山崎 康 一 |
| 10番 | 若林 幹 雄 | 11番 | 阿部 貴代枝 |
| 12番 | 平林 千 秋 | 13番 | 長越 修 一 |
| 14番 | 青木 周 次 | 15番 | 依田 政 雄 |
| 16番 | 柳澤 旨 賢 | 17番 | 横山 好 範 |
| 18番 | 依田 俊 良 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 市 長 | 花岡 利 夫 | 副 市 長 | 田丸 基 廣 |
| 教 育 長 | 牛山 廣 司 | 総 務 部 長 | 掛川 卓 男 |
| 市民生活部長 | 土屋 一 夫 | 健康福祉部長 | 山口 正 彦 |
| 産業経済部長 | 北沢 達 | 都市整備部長 | 寺島 尊 |
| 病院事務長 | 武舎 和 博 | 教育次長 | 清水 敏 道 |
| 総務課長 | 横関 政 史 | 企画財政課長 | 岩下 正 浩 |
| 生活環境課長 | 塚田 篤 | 子育て支援課長 | 坂口 光 枝 |
| 福祉課長 | 柳澤 利 幸 | 農林課長 | 金井 泉 |
| 建設課長 | 土屋 親 功 | 教育課長 | 小林 哲 三 |

議会事務局出席者

| | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 議会事務局長 | 堀内 和 子 | 議会事務局次長 | 野村 伸 弥 |
| 書 記 | 正村 宣 広 | | |

◎開会の宣告

○議長（依田俊良君） 皆さん、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（依田俊良君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第78号 東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第 2 議案第83号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

◎日程第 3 議案第84号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（依田俊良君） 日程第1 議案第78号 東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、日程第2 議案第83号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について、日程第3 議案第84号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について、以上3議案を一括議題とします。本3議案に対する審査報告を求めます。

総務産業委員長。

○総務産業委員長（阿部貴代枝さん） 総務産業委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、12月15日に付託された議案について、16日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第78号 東御市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過は、特に申し上げることはございません。

議案第83号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過としては、特に申し上げることはございません。なお質疑の中で、有害鳥獣に対する防護対策の推進が廃止となることを疑問視するという意見がありました。それに対し、これは有害鳥獣の侵入防護柵を設置することが主目的であり、所期の目的は達成できたこと、また今後は地区、集落単位へのきめ細かいケアを行うため、連携の枠を離れ、各市町村単位での事業としていくための説明がありました。

議案第84号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過は特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（依田俊良君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

総務産業委員長、着席願います。

これから議案第78号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものと決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例

◎日程第 5 議案第80号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◎日程第 6 議案第81号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例

◎日程第 7 議案第82号 川西保健衛生施設組合の規約の変更について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(依田俊良君) 日程第4 議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第80号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第81号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第82号 川西保健衛生施設組合の規約の変更について、以上4議案を一括議題とします。本4議案に対する審査報告を求めます。

社会文教委員長。

○社会文教委員長(佐藤千枝さん) それでは、社会文教委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会は、12月15日に付託された議案について、16日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定によりご報告申し上げます。

議案第79号 東御市税条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。新たな医療費控除の特例として、スイッチOTC薬控除が創設されるが、市民の日常生活に密接にかかわる制度のため、適切な活用が図られるよう施行前の市民周知を徹底してほしいという意見がありました。

議案第80号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第81号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。対象者に、わかりやすく丁寧な説明を行いながら対応されたいという意見がありました。

議案第82号 川西保健衛生施設組合の規約の変更について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過は、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長(依田俊良君) これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 質疑なしと認めます。

社会文教委員長、着席願います。

これから議案第79号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第81号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 8 請願第 1号 免税軽油制度の継続を求める請願

◎日程第 9 陳情第 1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める

陳情書

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（依田俊良君） 日程第8 請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願、日程第9 陳情第1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める陳情書、以上2件を一括議題とします。本2件に対する審査報告を求めます。

総務産業委員長。

○総務産業委員長（阿部貴代枝さん） 総務産業委員会におきまして、請願・陳情審査をした報告を申し上げます。

本委員会は、12月15日に付託された請願・陳情について、16日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書、採択すべきものと決定。

審査経過は、特に申し上げることはありません。

陳情第1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過は、これらの防災拠点の整備に取り組んでいる自治体、これから取り組もうとしている自治体への財政的な支援も要望してはどうかとの意見がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（依田俊良君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

総務産業委員長、着席願います。

これから請願第1号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第1号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定で

あります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第10 陳情第2号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書(決議)の提出を求める陳情

◎日程第11 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書

◎日程第12 陳情第4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(依田俊良君) 日程第10 陳情第2号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書(決議)の提出を求める陳情、日程第11 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求め陳情書、日程第12 陳情第4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書、以上3件を一括議題とします。本3件に対する審査報告を求めます。

社会文教委員長。

○社会文教委員長(佐藤千枝さん) 社会文教委員会におきまして、陳情についての審査報告を申し上げます。

本委員会は、12月15日に付託された陳情について、16日に審査をした結果、次のとおり決定をしたので、会議規則第103条の規定により報告申し上げます。

陳情第2号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書(決議)の提出を求める陳情、採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。現在、国でも平成30年の給付型奨学金制度の導入を具体的に進めています。社会人としての出発点から多額の借金を背負うことのないよう、こうした動きを加速させることが必要であるという意見がありました。

陳情第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。国が財政的な責任を果たさなければ市町村による教育条件の格差が生じるため、国庫負担率をもとの2分の1に戻すべきという意見がありました。

陳情第4号 国の責任による35人学級の推進と教育予算の増額を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。課題が多様化する学校現場において、どの子にも行き届いた対応を可能とするため、少人数学級は欠かせないという意見がありました。

以上、報告終わります。

○議長（依田俊良君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

社会文教委員長、着席願います。

これから陳情第2号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第13 議員提出議案第 7号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

◎日程第14 議員提出議案第 8号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備
を求める意見書の提出について

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(依田俊良君) 日程第13 議員提出議案第7号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について、日程第14 議員提出議案第8号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の提出について、以上2件を一括議題とします。本2件を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第7号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣あて別記のとおり提出するものとする。

平成28年12月22日。

東御市議会議長、依田俊良様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、山崎康一、田中信寿、山浦利通、窪田俊介、依田政雄、柳澤旨賢、横山好範。

別記

免税軽油制度の継続を求める意見書。

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度は、平成30年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油については、軽油引取税(1リットル当たり32円10銭)を免税するという制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油は免税が認められてきたものであります。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキー、スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

よって、免税軽油制度の存続を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

議員提出議案第8号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、防災担当大臣、総務大臣、国土交通大臣あて別記のとおり提出するものとする。

平成28年12月22日。

東御市議会議長、依田俊良様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、山崎康一、田中信寿、山浦利通、窪田俊介、依田政雄、柳澤旨賢、横山好範。

別記

地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書。

東日本大震災、熊本地震をはじめ土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生している。迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって、政府においては地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1、防災者支援システムの全自治体への完備・普及や学校区単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等、地域防災力の向上を図ること。

2、大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。

3、災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置や、災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。

4、子どもや女性、高齢者や障がい者が避難所生活でつらい思いをすることがないように、避難所の環境整備や防犯体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（依田俊良君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

阿部貴代枝さん。

○11番（阿部貴代枝さん） 議員提出議案第7号、8号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（依田俊良君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

阿部貴代枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第7号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(依田俊良君) 異議なしと認めます。

議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議員提出議案第9号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について

◎日程第16 議員提出議案第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

◎日程第17 議員提出議案第11号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(依田俊良君) 日程第15 議員提出議案9号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について、日程第16 議員提出議案第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について、日程第17 議員提出議案第11号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について、以上3件を一括議題とします。本3件を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第9号 給付型奨学金制度の創設等を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成28年12月22日。

東御市議会議長、依田俊良様。

提出者、東御市議会議員、佐藤千枝。

賛成者、若林幹雄、高木真由美、中村眞一、高森公武、平林千秋、長越修一、青木周次。

別記

給付型奨学金制度の創設等を求める意見書。

高額な大学の学費と家計収入の減少により、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が半数を超えるようになりました。卒業しても不安定な雇用で十分な収入が得られず、奨学金を返した

くても返せない人たちも増加しています。社会人としてのスタートラインから数百万円の借金を背負うのは大変な重荷です。借金苦を避けるため学びたくても進学をあきらめざるを得ない子供も後を絶ちません。

長期に及ぶ返済の負担は、若者に結婚や子供を持つことをもたためらせる要因となっています。若者ばかりでなく子供の奨学金返済の肩がわりで、老後の生活資金を失う親も増えており、世代を超えた社会問題になっています。

貧困の連鎖を断ち、教育の機会均等を実現するとともに、少子化、人口減に歯止めをかけて、持続可能な社会にするためにも奨学金問題は早急な改善が必要です。

諸外国と比べてみても、日本は高等教育に対する公的支出がOECD諸国の中で最低の水準にあり、大学の授業料が有償で国による給付型の奨学金制度がないのは日本だけです。家計による教育費の負担は限界に達しており、将来を担う若者の学びと成長を社会で支えていく仕組みをつくっていくことが求められています。

こうした状況に鑑み、本議会は政府に対し下記の事項を要望します。

記

- 1、速やかに大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設し、将来に向けて拡充していくこと。
- 2、貸与型奨学金にあつては、有利子から無利子への流れを加速し、無利子奨学金を大幅に拡充していくこと。速やかに無利子奨学金を受ける資格がありながら、予算不足のために受けられない学生を解消すること。
- 3、大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充等の政策を実行していくこと。
- 4、奨学金の制度設計や意思決定、運営に当事者、利用者などの参画を図るとともに、情報公開を徹底していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

議員提出議案第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成28年12月22日。

東御市議会議長、依田俊良様。

提出者、東御市議会議員、佐藤千枝。

賛成者、若林幹雄、高木真由美、中村眞一、高森公武、平林千秋、長越修一、青木周次。

別記

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし昭和60年から、政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一

般財源化してきました。また平成18年三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは財政規模の小さな自治体では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで平成29年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

議員提出議案第11号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成28年12月22日。

東御市議会議長 依田俊良様。

提出者、東御市議会議員、佐藤千枝。

賛成者、若林幹雄、高木真由美、中村眞一、高森公武、平林千秋、長越修一、青木周次。

別記

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律義務教育標準法改正に盛り込まれ、附則で小2以降順次改定することを検討し、財源確保に努めると定めた。しかし翌年の平成24年度は、法改正ではなく加配で小2を35人学級とし、それ以降国の35人学級は進んでいない。

長野県では、平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小・中学校全学年で35人学級となった。しかし義務教育標準法の裏づけがないため、財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生活指導上の様々な問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子供と向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このため厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして、複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう、学級定員

を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

1、国の責任において、計画的に35人学級を推し進めるために義務教育標準法改正を含め、教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

○議長（依田俊良君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

佐藤千枝さん。

○8番（佐藤千枝さん） 議員提出議案第9号、第10号及び第11号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（依田俊良君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 質疑なしと認めます。

佐藤千枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第9号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第10号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第11号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

議員提出議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議員派遣について

○議長（依田俊良君） 日程第18 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しました議員派遣日程のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣日程表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（依田俊良君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣日程表のとおり議員を派遣することに決定しました。

これで本日の日程は、すべて終了しました。

議会を閉じます。

◎市長閉会あいさつ

○議長（依田俊良君） ここで市長からあいさつがあります。

市長。

○市長（花岡利夫君） 平成28年第4回定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

12月5日に開会した今定例会は、本日まで18日間にわたり、提案させていただいた諸議案について慎重なるご審議をいただきました。いずれの議案も原案どおりご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。ご審議いただく中で議員各位からいただきました市政に対する貴重なご意見やご提言につきましては、施策を展開する中で、随時市政運営に活かしてまいりたいと考えております。

先にご報告申し上げました市の非常勤職員による酒気帯び運転につきましては、議員各位並びに市民の皆様にご迷惑をおかけいたしまして申しわけございませんでした。二度とこのようなことが起こらないよう、私はもちろん職員一同、襟を正してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

長野朝日放送が主催する「第16回ふるさとCM大賞NAGANO」において、市の地域おこし協力隊ととうみケーブルテレビによるふるさとCM大賞実行委員会で制作した作品が、県下48市町村105作品の中から選ばれ、見事に特別賞であるユーモア賞を受賞しました。通算で12回目の入賞と

なった今回の作品は、長野朝日放送で来年1年間に30回放送されます。本市のよさとワインの魅力がぎゅっと凝縮されたこの作品が、視聴者の心を動かし、多くの方に本市を訪れていただけることを期待しております。

地域課題の解決に向けて、自主的、継続的に取り組むための組織として、先ごろ和地域づくりの会が発足したことで、市内全5地区において小学校区単位の地域づくりの体制が整いました。市としましては、これらの組織が中心となり、地域住民自らが考え、自ら行動する自立した地域づくりを目指した活動を支援することで、協働のまちづくりのさらなる推進を図ってまいります。

制定事務を進めてまいりました平和と人権を守る都市宣言は、懇話会から提言された文案をもとに、パブリックコメントを経て、議会のご意見をお聞きして宣言文を決定いたしました。今年度中に宣言文を刻んだ石碑を建立する予定でございます。今後はこの宣言の理念のもとに、平和と人権に取り組む都市としての役割を市民とともに果たしてまいりたいと考えております。

12月12日に、2016年の世相を1字であらわす今年の漢字が「金」に決まりました。リオデジャネイロオリンピックの日本選手の金メダルラッシュなどが理由と伺っております。私にとっての今年の漢字は、「丸」と考えております。市長選での3期目当選の「丸」、日本中から注目を集めたNHK大河ドラマ「真田丸」の「丸」、そして2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた高地トレーニング施設の最適地である湯の丸の「丸」でございます。国内で唯一の高地トレーニング用プール施設の誘致を実現し、湯の丸高原施設整備基本計画に掲げた施設を整備することで、スポーツツーリズムによる地域振興を図るとともに、湯の丸高原の魅力を全国に発信してまいります。

今年も残りわずかとなりました。寒さも一段と厳しさを増しておりますが、議員各位並びに市民の皆様におかれましては、時節柄健康に十分ご留意いただき、夢と希望に満ちあふれたよい年をお迎えいただきますようご祈念申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（依田俊良君） これをもちまして、平成28年東御市議会第4回定例会を閉会とします。
長期間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2時15分）